

高砂市地域防災計画

(風水害等対策編)

令和8年修正

高砂市防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の趣旨	1
第 2 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	4
第 3 節 市の概要	10
第 4 節 東播磨の地形と地質	13
第 5 節 風水害の危険性	15
第 6 節 風水害の被害の特徴	19
第 7 節 その他の災害	20

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 基本方針	21
第 1 節 地域防災基盤の整備	
第 2 節 災害応急対策への備えの充実	
第 3 節 市民参加による地域防災力の向上	
第 4 節 調査研究体制等の強化	
第 5 節 その他の災害の予防対策の推進	
第 6 節 高砂市国土強靱化地域計画	
第 2 章 地域防災基盤の整備	
第 1 節 都市の防災構造の強化	23
第 1 節 延焼遮断帯の整備	
第 2 節 市街地の整備	
第 3 節 オープンスペースの確保	
第 4 節 道路・橋梁の整備	
第 2 節 水害防止施設等の整備	28
第 1 節 河川施設の整備	
第 2 節 海岸・港湾施設の整備	
第 3 節 ため池施設の整備	
第 3 節 地盤災害の防止施設等の整備	32
第 1 節 砂防設備の整備	
第 2 節 急傾斜地崩壊防止施設の整備	
第 3 節 治山施設の整備	
第 4 節 地盤沈下対策の実施	
第 5 節 土砂災害防止法の推進	
第 4 節 交通関係施設の整備	44
第 1 節 道路施設の整備	
第 2 節 鉄道施設の整備	
第 5 節 ライフライン関係施設の整備	45
第 1 節 電力施設等の整備	
第 2 節 ガス施設等の整備	
第 3 節 電気通信施設等の整備	
第 4 節 水道施設等の整備	
第 5 節 下水道施設等の整備	
第 3 章 災害応急対策への備えの充実	
第 1 節 組織体制の整備	59

第1 防災組織体制	
第2 災害対策要員等の確保体制	
第2節 災害対策要員の研修・訓練	63
第1 情報収集・伝達訓練の実施	
第2 緊急参集訓練の実施	
第3 総合防災訓練等の実施（水防・津波避難訓練）	
第4 各種研修等の参加	
第3節 広域防災体制の確立	64
第1 相互応援体制の整備	
第2 防災関係機関との連携強化	
第3 民間企業等との協力体制の推進	
第4 受援体制	
第4節 災害対策拠点及び防災拠点等の整備	68
第1 災害対策拠点の整備	
第2 地域防災拠点の整備	
第3 コミュニティ防災拠点の整備	
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用	71
第1 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・運用	
第2 災害無線通信体制の充実強化	
第3 高砂市防災行政無線の充実強化	
第4 兵庫県防災行政無線（兵庫衛星通信ネットワーク）	
第5 地域防災無線の整備	
第6 兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運用	
第7 災害時優先電話の配備	
第8 防災ネットたかさご	
第6節 消防防災施設・設備の整備	74
第1 総合的な消防計画の策定	
第2 消防施設・設備の整備	
第7節 防災資機材の整備	76
第1 住民用資機材	
第2 救助資機材	
第3 拠点用資機材	
第4 水防用資機材	
第8節 災害ボランティア活動支援体制の整備	79
第1 受入体制の整備	
第2 ボランティア活動支援拠点の整備	
第3 災害ボランティア活動環境の整備	
第4 災害ボランティア等の確保	
第9節 備蓄体制等の整備	81
第1 備蓄の基本的方針	
第2 民間との協定促進	
第3 食料	
第4 生活必需物資（備蓄品目含む）	
第5 応急給水	
第6 医薬品等	
第10節 緊急輸送体制の整備	86
第1 地域輸送拠点の整備	
第2 高砂市緊急輸送道路ネットワークの設定	
第3 緊急輸送車両の確保	
第4 ヘリコプター臨時離着陸場の指定	
第5 海上アクセスポイントの整備	
第11節 災害医療体制の整備	88
第1 災害時の拠点病院	
第2 災害医療情報の収集体制の整備	
第3 初動医療体制の整備	

第12節 住民避難に係る施設・体制の整備	90
第1 避難施設の指定・整備	
第2 避難体制等の整備・確立	
第13節 避難行動要支援者の支援体制	93
第1 地域安心拠点の整備	
第2 支援体制	
第3 避難行動要支援者名簿の作成・活用等	
第4 災害時にかかる避難行動要支援者名簿の提供について	
第5 社会福祉施設等の整備	
第6 避難行動要支援者関連施設への災害対策の実施	
第14節 外国人への対応	97
第1 日常の情報提供	
第2 外国人住民等の被災情報の把握	
第3 外国人住民等への情報提供	
第4 外国人住民等への研修等	
第15節 防災基盤・施設等の整備計画	98
第1 防災まちづくり事業	
第2 浸水対策計画	
第16節 被災建築物応急危険度判定制度の整備	117
第1 目的	
第2 被災建築応援危険度判定実施体制等の整備	
第3 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の育成	
第4 災害の予測及び県協議会での協議事項	
第5 資機材の備蓄	
第6 連携の整備強化	
第17節 家屋被害認定士制度の整備	119
第1 家屋被害認定士の育成	
第2 家屋被害認定士の役割	
第3 他市町との協力体制の確立	
第18節 被災宅地危険度判定制度の整備	120
第1 目的	
第2 被災宅地危険度判定制度要綱等の整備	
第3 兵庫県被災宅地危険度判定士の育成	
第4 災害の予測及び県協議会での協議事項	
第5 資機材の備蓄	
第6 連携の整備強化	
第4章 住民参加による地域防災力の向上	
第1節 防災に関する学習等の充実	122
第1 一般住民に対する防災思想の普及	
第2 一般住民に対する防災知識の普及	
第3 市及び防災関係機関の職員等に対する防災教育	
第4 防災上重要な施設の職員等に対する防災教育	
第5 児童・生徒に対する防災教育	
第2節 自主防災組織の育成	126
第1 実施機関等	
第2 自主防災組織の活動等	
第3 育成強化対策	
第3節 防災訓練の実施	129
第1 目的	
第2 水防訓練	
第3 地域防災訓練	
第4 自主防災組織等の防災訓練	
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	130
第1 災害時に企業が果たす役割	
第2 企業の平常時対策	

第3 市・消防本部の役割	
第5節 地区防災計画	131
第6節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動	132
第7節 兵庫県住宅再建共済制度の推進	133
第5章 調査・研究体制等の強化	134
第1 気象観測体制の整備	
第2 風水害等に関する調査・研究等の推進	
第3 調査・研究会等	
第6章 その他の災害の予防対策の推進	
第1節 出火予防・初期消火体制の整備	136
第1 消防組織	
第2 火災予防対策	
第2節 危険物等の事故の予防対策の実施	138
第1 危険物の保安対策の実	
第2 高圧ガスの保安対策の実施	
第3 毒物・劇物の保安対策の実施	
第4 放射性物質の保安対策の実施	
第3節 雑踏事故の予防対策	142

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	143
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	
第2 円滑な災害応急対策活動の展開	
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	
第1節 組織設置計画	144
第1 災害対策本部	
第2 災害警戒本部	
第3 現地災害対策本部	
第4 水防本部及び水防警戒本部	
第2節 動員計画	160
第1 配備体制	
第2 職員の配置及び服務	
第3 水防指令及び水防態勢	
第3節 情報の収集伝達	168
第1 気象予警報等の伝達計画	
第2 災害情報の収集・報告	
第3 災害時の通信手段の確保	
第4節 自衛隊派遣要請	185
第5節 防災関係機関との連携	188
第3章 円滑な災害応急活動体制の展開	
第1節 災害ボランティアの受入計画	194
第1 実施担当者	
第2 ボランティアの確保	
第2節 災害情報の提供と相談活動の実施	196
第1 災害広報	
第2 広聴活動計画	
第3節 高砂市水防計画	198
第1 総則	
第2 水防組織	

第3	重要水防箇所	
第4	予報及び警報	
第5	水位及び雨量の観測、通報及び公表	
第6	水門等の操作	
第7	通信連絡	
第8	水防施設及び輸送	
第9	水防活動	
第10	協力及び応援	
第11	水防報告等	
第12	水防訓練	
第4節	災害救助法の適用	207
第5節	人命救出活動の実施	215
第6節	避難対策の実施	217
第7節	食料の供給	243
第8節	応急給水の実施	246
第9節	生活必需品の供給	249
第10節	住宅の確保	251
第11節	医療・助産対策の実施	255
第12節	感染症対策の実施	258
第13節	精神医療の実施	260
第14節	健康対策の実施	261
第15節	遺体の搜索・火葬等の実施	262
第16節	教育対策の実施	265
第17節	廃棄物対策の実施	267
第1	ガレキ対策の実施	
第2	ごみ処理対策の実施	
第3	し尿処理対策の実施	
第18節	ヘリコプター派遣要請計画	271
第19節	交通輸送対策の実施	273
第1	交通の確保対策の実施	
第2	緊急輸送対策の実施	
第3	鉄道施設対策の実施	
第20節	ライフラインの応急対策の実施	281
第1	電力の確保	
第2	ガスの確保	
第3	電気通信の確保	
第4	水道の確保	
第5	下水道の確保	
第21節	農林水産対策計画	295
第22節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害対策の推進	296
第4章	その他の災害の応急対策の推進	
第1節	消防計画	298
第1	実施担当者	
第2	消防活動	
第2節	危険物施設等の応急対策の実施	300
第1	危険物災害対策計画	
第2	高圧ガス関係事業所応急対策	

第3 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策	
第4 放射性物質取扱事業所応急対策計画	
第3節 突発重大事案の応急対策の実施	304
第4節 海上災害への応急計画	305

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧計画	
第1節 災害復旧組織の設置	310
第1 災害復旧本部の設置	
第2 災害復旧本部の組織・運営	
第2章 各証明書の発行と義援金品の受付・配分計画	
第1節 各証明書の発行	311
第1 各証明書発行システム	
第2 被害認定調査及び各証明書発行の実施方針	
第3 被害調査	
第4 罹災証明書	
第5 再調査	
第2節 義援金品の受付・配分計画	322
第3章 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等	323
第1 災害弔慰金の支給	
第2 災害障害見舞金の支給	
第3 災害援護資金の貸付	
第4 災害見舞金の支給	
第5 災害援護金等の支給	
第6 生活福祉資金	
第7 被災者生活再建支援制度の概要	
第4章 税の徴収猶予及び減免、その他の資金対策計画	331
第1 税の徴収猶予及び減免措置	
第2 雇用の確保	
第3 その他の資金融資等	
第5章 災害復旧事業の実施	333
第1 災害復旧事業	
第2 激甚災害の指定	
第6章 災害復興計画	
第1節 復興組織の設置	334
第1 復興本部の設置	
第2 復興本部の組織・運営	
第2節 復興計画の策定	335
第1 復興計画等の内容	

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 法律 223 号）第 42 条及び高砂市防災会議条例第 2 条の規定に基づき、高砂市防災会議が作成する計画であって、高砂市、防災関係機関、公的団体及び市民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応の大綱を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の基本的な考え方

(1) 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

(2) 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

(3) 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画、復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

3 計画の性格及び範囲

- (1) この計画は、高砂市の市域（石油コンビナート等特別防災区域は除く。）に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集すべき事務、業務または任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、防災関係機関、公共的団体及び市民の責任を明確にするとともに、各機関等が防災に関して行う事務、業務または任務を有機的に結合した計画である。
- (3) この計画は、災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。
- (4) この計画では、風水害の災害についての対応を図る。

4 計画の体系

高砂市が策定する地域防災計画の目的は、災害対策基本法で定められているとおり、災害から市民及び市域にある全ての人の生命・身体を守り、その財産を保護することである。

そのため、「災害に強い都市」となるよう計画的なまちづくりを進める必要がある。特に、高砂市の自然的、社会的な地域防災特性をふまえ、災害発生直後の混乱の中にあっても被害を最小限に止めるべく、「分散防御」と「集中防御」のバランスのとれた迅速な対応ができるよう、ハード、ソフト両面にわたり、市民と行政が一体となって整備を進めていくものとする。

5 基本目標

計画理念に基づき、この計画で達成すべき基本目標を次のとおり定める。

- (1) 災害に強い都市基盤作りを目指す。
 - ◇ 災害を発生させない、拡大させない都市空間づくり
 - ◇ 公共施設の災害対応力の強化
- (2) 災害に強い市民、職員の養成を目指す。
 - ◇ 地域と組織の防災行動力の向上
 - ◇ 個人、家庭、地域の防災力強化
- (3) 災害時における適切な対応を目指す。
 - ◇ 市民、行政等の役割の明確化と協力体制の充実
 - ◇ 情報網、連絡体制の整備
 - ◇ 災害救助、復旧体制の確立

6 他の計画との関係

(1) 兵庫県地域防災計画

高砂市地域防災計画は、県地域防災計画と矛盾・抵触することがないように防災基本計画に基づき、策定されるものである。本市の特性を踏まえた修正・追加を加える一方、共通する計画部分については、県計画を準用する。

(2) 消防計画

地域防災計画は、災害対策基本法に基づくもので、高砂市の市域（石油コンビナート等特別防災区域は除く。）に係る災害から市民の生命・身体及び財産を守ることを目的として策定される防災に関する基本的かつ総合的な計画である。

それに対して、消防計画は、消防組織法に基づき作成されるもので、高砂市の一機関である高砂市消防本部、消防署及び消防団の施設・職員（団員）を活用して、火災・水災・地震等の災害から市民の生命・身体及び財産等を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

それぞれの規定するところはある部分では重複するが、互いに相反することのないように定めるものとする。

(3) 後期基本計画

総合計画は、高砂市の市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために地方自治法でその策定を義務づけられているものである。平成23年度を初年度とし、令和2年度を目標年度とする第4次総合計画では、高砂市の防災に関する施策は、「第3部 基本計画 第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市、第1節 総合的な安全体制づくり、3 防災」がこれにあたり、その中で、

① 防災基盤の整備

- ② 自主防災体制の推進
- ③ 防災対応力の充実
- ④ 宅地の安全性の確保
- ⑤ 建築物の耐震化
- ⑥ 感染症対策

が位置づけられており、これらの内容を反映したものとする。

(4) 高砂市国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、市におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものであるため、地域防災計画は、国土強靱化地域計画と整合を図るものとする。

(5) 兵庫県石油コンビナート等防災計画

高砂臨海工業地帯における防災対策について「石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）」に基づく「兵庫県石油コンビナート等防災計画」と整合を図るものとする。

(6) 大阪湾・播磨灘排出油等防除計画

高砂沖の海域における防災対策について「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項（昭和45年法律第136号）」に基づく「大阪湾・播磨灘排出油等防除計画」と整合を図るものとする。

7 計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを速やかに修正するものとする。この場合、あらかじめ、県知事と協議するものとする。

第 2 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

高砂市の地域に係る防災に関し、高砂市の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 高砂市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
高 砂 市	1 防災に関する組織の整備 2 災害通信伝達体制の整備 3 防災に関する教育及び訓練 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備 6 市の管理する河川、道路等の災害予防措置 7 その他高砂市の地域に係る災害予防事業の推進	1 消防、水防その他の災害応急措置及び災害拡大の防止措置 2 火災警報の発令及び災害予警報等の伝達 3 避難の指示等及び避難所の開設 4 被災者の救護及びその他の保護 5 災害時の清掃、感染症対策その他の保健衛生等の応急措置 6 被災児童、生徒の応急教育の実施 7 緊急輸送の確保及び障害物の除去等 8 知事の委任を受けた場合における災害救助法に基づく災害救助等 9 その他高砂市の地域に係る災害応急対策	1 公共土木施設の復旧 2 農水産施設の復旧 3 都市施設の復旧 4 上下水道施設の復旧 5 住宅施設の復旧 6 社会福祉施設の復旧 7 病院等の復旧 8 学校教育施設の復旧 9 社会教育施設の復旧 その他高砂市の所管に属する施設等の復旧	

2 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じた生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
警察本部		1 被害実態の把握 2 人命救助・避難誘導等 3 交通の安全と円滑の確保等		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

3 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 中部方面特科連隊 第1大隊第3中隊		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施		

4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿農政局 (神戸地域センター)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
近畿・中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復旧計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
兵庫労働局	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
国土交通省近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	公共土木施設（直轄）の整備と防災管理	1 指定河川、海岸に係る水防警報の発表及び伝達並びに水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設（直轄）の応急対策	被災公共土木施設（直轄）の復旧	
海上保安庁第五管区海上保安本部姫路海上保安部 (加古川海上保安署)	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及、啓発 2 災害応急資機材の整備・保管及び流出油災害対策協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 海上における人命救助 4 避難者、救援物資等の緊急輸送 5 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 6 海上における流出油等事故に関する防除措置 7 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 8 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 9 海上治安の維持 10 海上における特異事象の調査		

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便(株)（神戸支店） 日本郵便(株)（市内各郵便局）		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧	
西日本旅客鉄道(株)（加古川駅）	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
NTT 西日本(株)（兵庫支店）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災公衆電気通信設備の災害復旧	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における 医療救護 2 義援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施		
N E X C O (大阪管理局)	有料道路(所管) の整備と防災管理	有料道路(所管)の応 急対策の実施	有料道路(所管) の復旧	
KDDI(株)	電気通信設備の整 備と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備 の災害復旧	
日本通運(株) (各支店)		災害時における緊急陸 上輸送		
関西電力送配電 (株)(加古川配電 営業所)	電力供給施設の整 備と防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供給施設 の復旧	
大阪ガスネット ワーク(株)兵庫事 業部	ガス供給施設の整 備と防災管理	ガス供給施設の応急対 策の実施	被災ガス供給施設 の復旧	

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
山陽電気鉄道(株)	鉄道施設等の整備 と防災管理	1 災害時における緊 急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急 対策の実施	被災鉄道施設等の 復旧	
神 姫 バ ス (株)		災害時における緊急陸 上輸送		
放 送 機 関 (株)ラジオ関西 (株)サンテレビジョン (株)兵庫エフエムラジオ放 送(株)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	防災放送施設の復 旧	
(一社)兵庫県 医師会		災害時における医療救 護		
(一社)兵庫県 L P ガス協会	L P ガス供給設備 の防災管理	1 L P ガス供給設備 の応急対策の実施 2 災害時における L P ガスの供給	L P ガス供給設備 の復旧	

7 その他

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
(一社) 高砂市 医師会		災害時における医療救 護		
B A N－B A N ネットワークス (株)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	防災放送施設の復 旧	

第3節 市の概要

1 市制の沿革

昭和 29 年 7 月 1 日 市制施行

(加古郡高砂町、荒井村、印南郡伊保村、曾根町の 4 町村が合併)

昭和 31 年 9 月 30 日 合併編入：印南郡阿弥陀村及び米田町の一部

昭和 32 年 3 月 10 日 合併編入：印南郡北浜村

2 市の位置

(1) 位置

高砂市は、兵庫県の中南部、加古川右岸に位置し、神戸市から西へ約 50 km、姫路市から東に約 15 kmにある。

(高砂市役所の位置)

所在地	東 経	北 緯	海 抜
高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号	134 度 47 分 26 秒	34 度 45 分 57 秒	1.5m

(2) 隣接市

方位	隣 接 市	主 な 境 界
東	加古川市	加古川を境とする
西	姫路市	高砂市北浜町と姫路市大塩町が入り組んでいる
南	瀬戸内海播磨灘に面す	海岸線延長 13.56 km、国土交通省港湾局所管港湾区域
北	加古川市、姫路市	高御位山（標高 299.8 m）山頂

3 面積及び地形

面積は 34.38 k㎡で、加古川の最下流に位置し、多くは三角州となっている。

また、四極間の距離は、東西 8.00 km、南北 9.57 kmであり、海岸部分は埋立地で、その北側は住宅街がっつらなり、さらに市内中部とその北部は、100mから 300mまでの山が位置する。

4 気候等

気候は、典型的な瀬戸内海型で、気温は温暖で年平均 15℃前後と恵まれている。

また、年間降水量は、1,300 mm前後であるが、梅雨期と台風期に多い。

【過去 10 年間の気象記録】観測地点：姫路特別地域気象観測所

区分 年	気温 (℃)			湿度 (%)	降水量 (m/m)	日最大 降雨量 (m/m)	平均 風速 (m/s)	日照時間	日照率 (%)
	平 均	最 高	最 低						
平成 27 年	15.8	36.3	-3.6	74	1,641.0	193.5	2.6	1,960.2	44
平成 28 年	16.3	37.1	-5.6	74	1,552.0	114.0	2.5	2,024.6	46
平成 29 年	15.3	35.8	-4.0	74	1,372.6	131.5	2.6	2,059.0	49
平成 30 年	15.9	36.7	-5.7	74	1,670.5	121.0	2.7	2,194.9	49
令和元年	16.2	37.1	-2.1	74	1,084.0	60.5	2.6	2,062.2	47
令和 2 年	16.2	38.0	-2.7	74	1,254.5	61.5	2.6	2,121.7	48
令和 3 年	16.2	36.8	-6.9	73	1,436.0	85.0	2.6	2,117.7	48
令和 4 年	16.1	35.4	-4.5	71	1,004.0	94.0	2.6	2,228.1	50
令和 5 年	16.5	37.4	-5.7	73	1,380.0	99.5	2.6	2,222.2	50
令和 6 年	17.0	37.3	-2.5	73	1,531.0	122.5	2.6	2,158.4	49

※高砂市統計資料より（神戸地方気象台資料）

5 人 口

高砂市の人口は、少子化の進行に伴い緩やかな減少傾向にある。

(1) 人口と世帯

人 口	世 帯 数	人 口 密 度	1 世帯当人口
87,722 人	36,712 世帯	2,551.5 人／k m ²	2.39 人／世帯

※ 令和 2 年国勢調査

(2) 人口動態（単位：人）

年 度	自 然 動 態			社 会 動 態			純増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 2 7 年	738	923	△185	2,799	2,981	△182	△367
平成 2 8 年	669	881	△182	2,769	3,149	△380	△562
平成 2 9 年	661	902	△241	2,632	3,133	△501	△742
平成 3 0 年	654	1,016	△362	2,573	3,041	△468	△830
令和 元 年	601	990	△389	2,722	3,024	△302	△691
令和 2 年	590	979	△389	2,643	2,919	△276	△665
令和 3 年	541	981	△440	2,488	2,833	△345	△785
令和 4 年	542	1,090	△548	2,737	2,976	△239	△787
令和 5 年	473	1,127	△654	2,701	2,844	△143	△797
令和 6 年	501	1,122	△621	2,816	3,025	△209	△830

*高砂市統計資料より（市民窓口課資料）

第4節 東播磨の地形と地質

本市の地形と地質の特徴を概観し、風水害・土砂災害について考察する上での参考とする。

第1 東播磨の地形

東播磨南部地域の地形は、次の地形区に区分される。

1 丘陵・台地

(1) 西播丘陵・台地

① 法華山地

東西を加古川と市川に、北を西の姫路市山田町付近から東を下里川、南縁を加古川・市川・天川の氾濫原に囲まれた、東西 20 km、南北 10 km のほぼ長方形の丘陵地である。

最高峰は、高御位山 (299.8 m) で、他に城山 (271.6 m) ・大藤山 (251.1 m) などがある。構成岩石は、流紋岩などの固結した岩石よりなる。この丘陵地には、高度的・形態的に山地状を呈する部分もあるが、これらの山地は西播山地とは市川を隔てて分離・孤立しており、この丘陵地には直線状の谷が発達し、これによってブロック状の丘陵塊に分断されている。これらの谷の方向は、西北西から東南東を示すものが顕著である。ブロック状の山体・丘陵体には、地質構造に支配されているとみられる、微起伏・傾斜変換・直線状の露岩や植生の分布などにより表現されるリニアメントが顕著であるが、これらは現地での観察では一般に流紋岩にみられる割れ目や、断層粘土・破碎帯をもつ小断層である。また、前述の直線状の谷は、それと同じ方向を持つより大きな断層の対応しているものと考えられる。

山地は全体に小山体ながら起伏が大で、険しいものが多い。それらの山麓には、山体から落下してきた岩屑の堆積した麓屑面や小扇状地が広がる。

② 播磨沿海地丘陵群

法華山地より低地を隔ててその南側に分布する低地中の孤立丘的小山地群で、竜山 (92.4m) や日笠山 (62.4m) などがこれに属する。構成岩石は、流紋岩類である。

(2) 東播丘陵・台地西播丘陵・台地

① いなみの台地

いなみの台地は、雌岡山付近を頂点として東西に広がり、曇川以南で最も内陸側、高位置の段丘を日岡段丘群、その南西方に野口段丘群が分布する。各段丘面の構成層は、最上部に約 2 m の細砂層があり、その下には、3 ～ 4 m に亜円礫を含むチャートをもつ礫層がある。

2 低地

(1) 加古川下流低地

美嚢川合流点より下流に加古川沿いの両岸に発達する低地で、兵庫県では最大の沖積低地である。構成層の大半は、約 1 万年の間の新世に堆積した砂礫層であり、地表には、崖高 1 m 内外の比高で境された低所が続く部分も識別され、加古川がこの低地を形成した名残を示す旧流路である。尾上・高砂付近に顕著な砂質地が広がるが、これはかつての海岸線沿いに形成されたもので、その内陸側で最も顕著なものは、中筋付近で北西～南東付近に続くものである。それらの砂州と旧流路の顕著な部分の間の低平な部分、例えば、高砂市の市街地部分は、加古川最下流の三角州部分と考えられる。

地形面の防災との関係表

地 形		地 盤	地盤高	受けやすい災害の種類	利用上の問題点
山地丘陵斜面	急斜面	一般に良	高 い	土石流・土砂崩壊	防災施設が必要
	緩斜面	一般に良	高 い	条件によっては地すべり	特別な場合以外なし
台地・段丘	高・中位面	良	高 い	ほとんどなし	なし
	低・最下位面	良	やや高い	特別な場合に冠水	なし
山麓堆積・麓屑・沖積		大部分良	やや高い	特別な場合に土石流	場合により防災施設要
低地の	扇状地	大部分良	やや高い	上流の状況により、土石流、河川洪水	場合により防災施設要
微高地	自然堤防	やや良	やや高い	河川洪水、内水氾濫	場合により防災施設要
低地の	谷底・氾濫平野	やや不良	低 い	河川洪水、内水氾濫 一部で地震	一部で洪水、地震に対する防災施設が必要
一般面	後背低地・旧河道	きわめて不良	低 い	河川洪水、内水氾濫 一部で地震	一部で洪水、地震に対する防災施設が必要

第2 表層地質

東播磨を構成する表層地質は、古生界ペルム系～古生界ジュラ系に属する固結堆積物、白亜紀火山岩類と深成岩類、新生界の未固結堆積物からなる。断層は、加古川以西に数本認められ、その方向は、北西－南東で、いずれも白亜紀後期の火山性岩石、流紋岩質岩を切っており、また破碎帯をとまなっているところもある。これらの断層上が震源と考えられる規模の大きい地震（M7.1：貞観10年(868年)7月8日）が記録されている。したがって、活断層の疑いもあるが、表層地質図中には、そのように扱われていない。

また、防災上問題となる表層地質は、次のとおりである。

	(未 固 結 堆 積 物)			固結堆積物	火山性岩石	深 成 岩
	沖 積 層	明美累層	明石累層			
山崩れ		問題なし	場所による	要 注 意	要 注 意	要 注 意
地すべり		問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	要 注 意
軟弱地盤	場所による	問題なし	問題なし			

第5節 風水害の危険性

過去の風水害等の状況等を参考に、高砂市内で発生しうる風水害等を想定し、防災対策の参考とする。

1 高砂市内での風水害の発生状況

市内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。このうち、過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬から9月に集中している。

2 過去の主な災害（昭和51年以降）

◎ 昭和51年9月8日～13日 台風第17号と秋雨前線による大雨

台風第17号の影響により、9月8日から大雨が降り始め、9月9日には最大日雨量279.0mmを記録するなど、大雨は13日までの6日間にわたり降り続け、累積雨量（平均）562.1mmに達した。

対応状況		被害状況	避難状況
9月10日	高砂市災害対策本部設置	家屋の全壊 1戸（曾根町）	9月10日から19日の間、避難場所14箇所 に延べ6,435人が避難した。
〃	災害救助法適用	家屋の半壊 1戸（北浜町）	
9月22日	高砂市災害対策本部廃止	床上浸水 1,627戸	
		床下浸水 2,149戸	
		浸水面積 住宅地 310ha 農地 450ha	

◎ 平成2年9月14日～19日 台風19号と秋雨前線による大雨

台風第19号の刺激を受けた秋雨前線により9月14日から雨が降り始め、17日16時から18日16時に最大日雨量274.0mmを記録するなど、台風が通過した19日までの6日間にわたり、大雨が降り続け、累積雨量（平均）367.1mmに達した。

対応状況		被害状況	避難状況
9月18日	高砂市災害対策本部設置	床上浸水 338戸	9月18日から20日の間、避難場所12箇所に延べ467人が避難した。
9月19日	災害救助法適用	床下浸水 1,259戸	
9月20日	高砂市災害対策本部廃止	非住家 227戸	
		市道路肩崩壊 3箇所	
		土木施設 9箇所	
		ため池漏水、表法崩壊等数十箇所	
		保育園、学校、公民館等 十数箇所	
		樹木倒壊、損傷 110本	

◎ 平成16年8～10月 台風第16・18・21・23号による被害

8月30日～10月21日までの2ヶ月間に台風第16・18・21・23号の4つの台風が立て続けに来襲し、第16号で最大瞬間風速39.8m/sを記録するなど、第16・18・23号の台風で風速35.0m/sを越

え、第 23 号では最大日雨量 170.5 mm を記録するなど、累積雨量（平均）304.0 mm に達した。

第 16 号（8 月 30 日～31 日）

気象状況	対応状況
最大瞬間風速 39.8m/s 1 時間あたり最大雨量 7.0 mm 総雨量 15.0 mm	30 日 高砂市災害警戒本部設置 31 日 高砂市災害警戒本部廃止

人的被害	被害状況	避難状況
軽症 2 名	床上浸水 1 戸 床下浸水 37 戸（内非住家 15 戸） 半壊 1 戸（非住家） 住宅一部損壊 36 戸（内非住家 6 戸） 断水（市内全域） 停電（数箇所） 一時通行止め 3 箇所 道路冠水 12 箇所 農地被害 3 h a 漁船 5 隻（小破） 市施設の一部損壊 57 施設	5 箇所 25 世帯 75 人

第 18 号（9 月 7 日）

気象状況	対応状況
最大瞬間風速 36.6m/s 1 時間あたり最大雨量 1.0 mm 総雨量 2.0 mm	7 日 高砂市災害対策本部設置 7 日 高砂市災害対策本部廃止

人的被害	被害状況	避難状況
重症 1 名 軽症 1 名	床下浸水 4 戸 住宅一部損壊 15 戸（内非住家 5 戸） 停電（5200 箇所） 道路冠水 2 箇所 コミュニティバス一時運休 市施設の一部損壊 45 施設	5 箇所 6 世帯 13 人

第 21 号（9 月 29 日～30 日）

気象状況	対応状況
最大瞬間風速 20.7m/s 1 時間あたり最大雨量 41.0 mm 総雨量 116.5 mm	29 日 高砂市災害警戒本部設置 30 日 高砂市災害警戒本部廃止

人的被害	被害状況	避難状況
	床下浸水 1 戸 道路冠水 20 箇所 市施設の一部損壊 1 施設	1 箇所 1 世帯 1 人

第23号（10月20日～21日）

気象状況	対応状況
最大瞬間風速 35.4m/s 1時間あたり最大雨量 16.0 mm 総雨量 170.5 mm	20日 高砂市災害対策本部設置 21日 高砂市災害対策本部廃止

人的被害	被害状況	避難状況
	床下浸水 73戸（内非住家4戸） 住宅一部損壊 57戸（内非住家6戸） 道路冠水 10箇所 市施設の一部損壊 84施設	3箇所 4世帯 12人

◎ 平成23年9月3日～4日 台風第12号による被害

8月25日にマリアナ諸島近海で発生した台風第12号は、日本の南海上をゆっくり北上し、強い勢力を保ったまま9月3日午前10時前に高知県東部に上陸した。その後、四国地方、中国地方を縦断し、4日未明には日本海に進んだが、台風が大型で、さらに動きが遅かったため、長時間台風周辺に非常に湿った空気が流れ込み、高砂市においても4日午前0時から1時の間に50ミリ、1時から2時の間に80ミリ前後の猛烈な雨に見舞われたことに加え、満潮時に台風が接近したために潮位が高くなり、内水排除施設の限界を超えたことにより、多くの被害が発生した。

気象状況	対応状況
最大瞬間風速 25.7m/s 1時間あたり最大雨量 87.5 mm 総雨量 335.0 mm	平成23年9月 3日 高砂市災害対策本部設置 平成23年9月 9日 高砂市災害対策本部廃止 平成23年9月 9日 高砂市災害復旧本部設置 平成24年3月31日 高砂市災害復旧本部廃止

人的被害	被害状況	避難状況
	床上浸水 625戸 床下浸水 2,902戸 半壊 1戸 道路の陥没 2箇所 路肩の崩れ 1箇所 路面土砂流出 1箇所 倒木 2本 土砂崩れ 12箇所 農地の畔の崩れなど 55箇所 ため池の漏水 三日月池 水路敷き土砂流出など 20箇所 給水管破損 1箇所 油の流出事故 阿弥陀町（山ノ端・生石地区）	24箇所 102世帯 234人

避難情報発令日時	対応状況
9月 4日 01:00 02:15 02:45 03:36	法華山谷川避難準備情報発令 法華山谷川避難勧告発令 天川避難勧告発令 法華山谷川避難指示発令

3 風水害の危険性

(1) 梅雨前線による集中豪雨

日本周辺では、6 月になると南太平洋の高気圧が次第に勢力を増加し日本列島に張り出してくる。これに対してオホーツク海上に発達するオホーツク海高気圧が日本上に居座ると、南の暖かく湿った空気と北の冷たい湿った空気とが日本列島上空でぶつかり合うため梅雨前線が形成、停滞する。

梅雨前線は単独でも大雨を降らす但、過去の災害例をみると、台風の影響により前線が刺激を受け、活性化した場合に大雨となることが多い。

高砂市には、地すべり危険箇所や地すべり防止区域がなく、また土石流危険渓流数も 12 と少ないため、土砂災害の危険性は比較的少ないといえる。

(2) 台 風

台風は、ここ 30 年（1991 年～2020 年）の平均で年 25.1 個発生し、うち 11.7 個が日本に接近し、その中の 3.0 個が日本に上陸している。（平成 16 年度は、台風が 4 回立て続けに兵庫県下に接近上陸し、甚大な被害をもたらした。）

台風は、大雨だけでなく強風も伴い、広い範囲被害を及ぼすことがある。

大雨は、台風単独よりも、梅雨前線や秋雨前線との相互作用により発生するが多い。特に台風が本市の東側、南側を通る場合は日本海に高気圧が張り出しているときで、北高型の気圧配置となり、本州に沿った前線ができやすくなる。この前線が台風に刺激されると大雨となり洪水を起こすことがある。

第6節 風水害の被害の特徴

1 水 害

河川改修により大河川の氾濫は減少しているものの、中小河川の溢水等の被害はよく見られる。

特に、都市部などでは開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂災害などが起きやすくなる傾向もみられる。そのため、内水排除機能の不足等による床上浸水、床下浸水、道路や耕地の冠水などの被害が考えられる。

2 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。高砂市には、土石流危険渓流や、急傾斜地崩壊危険箇所はあるが、地すべり危険箇所や地すべり防止区域はない。すでに、土砂災害危険箇所においては砂防事業が進められ、砂防堰堤の整備などが進んでいる。しかし、都市部では谷間まで宅地化が進んでいることもあり、また、加古川水系下流の瀬戸内海地区は、住宅群と工場群が混在する地帯であり、本地域の降雨の傾向は、集中的、局地的な豪雨が多く土石流による被害が考えられる。

3 風 害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が 30m/s を超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では、被害が大きくなりやすい。

4 高潮、高波による被害

高潮、高波も風害の一つの形態であり、両者がセットになったときに大きな破壊力を発揮するのが特徴である。また高潮と大雨が重なる場合も内水氾濫被害が生じる可能性が高くなることから、台風の際は特に注意を要する。

平成16年度の台風においても、高潮時に台風が接近し、市内の河川水位が一気に上昇し、市内の広範囲にわたって被害をもたらした。

第 7 節 その他の災害

1 大規模火災

大規模火災は、これまでにしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは、注意が必要である。

2 危険物事故

危険物施設については、これまで特に大規模な事故の事例はないが、阪神・淡路大震災における事故の例もあり、場合によっては大惨事につながる恐れもある。

3 突発性重大事案

JR 福知山線の事故にみられる大規模な列車事故、航空機事故、交通事故、爆発事故、雑踏事故、放射性物質等の大量放出（サリン等の発散を含む。）等の突発性重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される事案であり、早急に対策を講じる必要がある。

4 海上災害

海上災害では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により多数の人的被害につながる恐れがあると同時に、重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生する危険性がある。

第 2 編 災害予防計画

第1章 基本方針

災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を行うため、次の事項を中心に、防災基盤の整備内容等を明示する。

- ・ 水害防止施設等の整備
- ・ 地盤災害の防止施設等の整備
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備

第2 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための日頃からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 日頃からの防災組織体制の整備と災害対策要員の研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 災害対策拠点、情報通信機器・施設、防災拠点の整備
- ・ 消防・防災施設、資機材等の整備
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難行動要支援者対策や外国人への支援の充実
- ・ 家屋被害認定士制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の実施

第3 市民参加による地域防災力の向上

日頃から、自らの生命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策等を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 企業等の地域防災活動への参加促進
- ・ 地区防災計画制度の周知

第4 調査研究体制等の強化

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究等の取り組みを明示する。

- ・ 気象観測体制の整備
- ・ 風水害等に関する調査研究の推進

第5 その他の災害の予防対策の推進

大規模災害、危険物等の事故について明示する。

第6 高砂市国土強靱化地域計画

「高砂市国土強靱化地域計画」の基本方針を踏まえ、地域防災計画の施策を定めるものとする。

第2章 地域防災基盤の整備

第1節 都市の防災構造の強化

災害時における市民及び来街者の生命の安全確保を図るため、以下の諸点を考慮し、防災都市づくりを総合的、計画的に進める。

第1 延焼遮断帯の整備

市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路・鉄道・河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進める。

また、整備にあたっては、単に防災上の観点だけでなく、「魅力ある都市にふさわしい基盤の整備」、「うるおいのある環境と美しい景観の形成」及び「地域相互の役割分担と連携の均衡」を実現する観点から、「水と緑のネットワーク」や「スポーツ・レクリエーション施設等を結ぶネットワーク」等の整備との連携に充分配慮しながら、総合的に進める。

また、原則として、木造住宅が密集し既存不燃化蓄積が低い地区より順次行うものとする。

1 幹線道路の延焼遮断化の推進

高砂市の幹線道路の多くは、生活道路と通過交通道路を兼ねているため、沿道には商店街やその他の生活利便施設が立ち並び、道路混雑や路上駐車をまねくなど早急に改良整備される必要に迫られている。

今後の沿道開発・道路改良にあたっては、建築物の不燃化に留意するとともに、回遊性や防災上の安全性等の面での工夫と「延焼遮断帯」機能の強化を総合的に推進する。

不燃性の高い街区を現出するために防火地域または準防火地域の指定や見直しを行うとともに、防災性能の高い住環境を実現するための都市計画道路の整備に努める。

2 水と緑のネットワーク等の整備

加古川河口の河川敷、都市公園、学校その他の公共施設が地域の緑のシンボルとなる様、避難場所、防災拠点を兼ねた親しみやすさを感じられる、緑の空間を整備する。

また、これらの施設を結ぶ道路や緑道を「水と緑のネットワーク」に位置付け、緊急時の避難路を兼ねた延焼遮断帯となるよう整備を進める。

なお、ネットワークの整備にあたっては、住宅塀の生け垣化の推進や、工場内緑地化など地域の理解と協力を得ながら進めるとともに、その維持・管理についても地域のボランティア方式の導入を積極的に進め、自分の手で住みよいまちをつくる、自分のまちと生命を守る高砂市となるよう努める。

河川・ため池・水辺空間緑化・保全	湧水かん養林等の緑の保全・整備を図る。
公共施設等の緑化及び緑化協定等の推進	道路の街路樹や公共施設の緑化を進めるとともに、市民の協力により災害や景観に配慮した生け垣づくりや現存する緑の保存に努める。

第2 市街地の整備

多心型で均衡の取れた都市構造の明確化と市街地整備基本計画の策定等による計画的な基盤整備を基本方針として、「災害に強いまち・高砂」を計画的に整備する。

1 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

既成市街地及びその周辺部分のスプロール化を防止するため土地区画整理事業による面的な整備を推進し、建築物の不燃化の促進及び道路や公園等の施設の整備を行い、都市基盤の整備を推進するとともに、総合的な防災機能を持った住宅地の形成に努める。

また、農地・自然環境との融合を図りながら、良好な住環境と総合的な防災機能を持った住宅地の形成に努める。

2 市街地再開発事業の推進

市の中心である山陽電気鉄道高砂駅周辺地区については、広域的な拠点にふさわしい、高度で複合的な都市機能を持った施設の集積と高度情報通信基盤・システムの導入された都市形成を進める。幹線となる道路沿いの市街地には、災害に強いビルづくりと安全な避難路ネットワークづくりに努める。

3 密集市街地対策の推進

既成市街地の低層密集地区については、防災面等から住宅を対象とした再開発、あるいは、防災街区整備事業など手法の検討を加え、道路、公園等の公共空間の確保を図り、住環境の改善及び安全なまちづくりを進める。

また、住宅と工場の混在する地区については、移転先の確保を図りながら用途地域の純化を推進する。

4 過去の災害を教訓としたまちづくりの推進

住宅を建築する場合においては、過去の災害を参考に、造成地盤の強化、建築敷地の高さ、土砂災害の防止等について十分な対策を行うよう努める。

第3 オープンスペースの確保

火災の延焼防止や避難者の安全確保を図るため、今後、オープンスペースをできる限り多く確保する。そのために、緑地や農地の保全を促進するとともに、一定規模の開発事業に際して、開発公園を整備するよう指導する。

1 公園の整備

令和6年度末、高砂市都市公園面積は66.49ha、市民1人あたり7.70㎡であり、市街化区域内では4.25㎡となっている。

都市公園の整備状況

令和7年3月31日現在

公園面積	緑地面積	合 計	市民1人あたりの面積
65.80 ha	0.69 ha	66.49ha	7.70 ㎡

市街化区域内にまとまった空地が少ないことから、中短期的に公園の面積を拡大することは困難だが、高砂市緑の基本計画及び高砂市開発指導要綱に基づき、開発公園等の整備を進める中で、市民一人当たりの公園面積の増大に努める。

2 緑地・農地の保全

高砂市の「緑」は、市北部の農地丘陵地に残っており、これが緑の骨格を形成している。

一方、市街化が進んでいる市街地には、既にまとまった「緑」が少なくなっており、また、田畑が宅地化されるなど減少している。

今後は、高砂市緑の基本計画の趣旨を踏まえ、自然と緑と農地の保全に努めるものとする。

項 目	内 容
保安林や地域森林計画対象民有林の適切な保全	保安林や地域森林計画対象民有林に指定された区域については、市森林整備は計画に基づき適切な保全を図る。
保存樹の指定と保存	保存樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保存する。また保存樹相当の古木や名木については、保存樹の新規指定をめざす。
緑地協定の促進	一定規模以上の開発行為については、高砂市開発指導要綱に基づいた公園・緑地の確保を指導するとともに緑地協定などによって現存する緑を保全するなどの市民の自主的なルールづくりを促進します。
生産緑地制度等の導入の検討	市街化調整区域内の農地の保全とともに、市街化区域内の営農意欲が盛んな優良農地について、生産緑地制度等の導入について調査検討を進める。

第4 道路・橋梁の整備

広域幹線道路、都市間幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑道、広域避難場所、一時避難場所・地区防災拠点となる小・中学校、市役所・防災機関、鉄道駅、その他公共機関等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に考え、道路網の順次整備を促進する。

なお、道路の整備や橋梁の架替にあたっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化など、健全者だけでなく、心身障がい者、高齢者などいわゆる避難行動要支援者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

1 幹線道路の整備

- (1) 広域幹線道路については、国道2号、播但連絡道路の南伸、南北幹線道路、播磨臨海地域道路の整備の具体化等を関係機関に要請していく。
- (2) 都市間幹線道路については、近隣都市間を結ぶ広域幹線道路の早期実現や都市軸道路の促進を関係機関に要請していく。
- (3) 市内幹線道路については、主要駅及び周辺地区への良好な接近しやすさの確保と地域間交通の円滑化を図るため、関係路線から優先的に整備を進めていく。
- (4) 地域間連絡道路については、防災活動上の障害となる狭隘・線形不良・歩車道不分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。
- (5) 良好な道路の維持、交通安全の確保及び震災時の道路破壊を防止するための整備を年次的に促進する。

市道の現況

(令和8年3月31日現在)

	等級	延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	歩道延長(m)	路線数
市道	1級	32,411	28,442	87.8	21,499	26
	2級	19,540	15,923	81.5	4,679	15
	その他	331,507	235,254	71.0	24,338	1,927
	計	383,458	279,619	72.9	50,516	1,968

2 生活道路の整備

- (1) 生活道路の整備については、障がい者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員6m確保を原則としながら、幅員4m未満の解消に努める。
- (2) その他良好な道路機能の維持を図るため、道路舗装や側溝等の整備に努める。

3 道路環境の整備

- (1) 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、不燃性に配慮した樹種を選定するよう配慮する。
- (2) 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要なデザイン上その他の配慮を行う。
- (3) 路上駐車のため災害時に避難の安全や救急・救助活動に支障のある区間については、市営・民営の駐車場の確保に努める。

- (4) 放置自転車・放置原付対策として、高砂市自転車等の放置の防止に関する条例の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして、市営・民営自転車駐車場の整備に努める。

事業名	計画事業内容	備考
自転車駐車場施設の整備	山陽電気鉄道の各駅及びＪＲ各駅の６か所	

4 橋梁の架替え

防災対策上、十分な安全性を確保するため、老朽化の著しい橋梁の架替整備を推進する。

第 2 節 水害防止施設等の整備

第 1 河川施設の整備

河川の氾濫を予防し、地域の災害防止を図るための対策について定める。

1 河川施設の現況

本市には、隣接の市との境界にもなっている 1 級河川の加古川があり、2 級河川としては、法華山谷川、天川及び西浜川、準用河川としては松村川、普通河川としては鹿島川が貫流している。本市における河川の概要は次表のとおりである。

高砂市の河川の概要			(令和 3 年 4 月 1 日現在)	
河 川 名	区 域	市内流域	管理者	備考
加 古 川	高砂町、荒井町、米田町	4,800m	国土交通省	1 級河川
法華山谷川	荒井町千鳥～米田町神爪	4,010m	兵庫県	2 級河川
松 村 川	梅井 6 丁目～松陽 1 丁目	2,275m	高砂市	準用河川
鹿 島 川	松陽 1 丁目～阿弥陀町	2,200m	高砂市	普通河川
天 川	曾根町～北浜町牛谷	5,220m	兵庫県	2 級河川
西 浜 川	北浜町	1,470m	兵庫県	2 級河川
市内の河川延長の計		20,675m		6 河川

平成 23 年 9 月台風第 12 号による浸水被害を受け、兵庫県・高砂市・加古川市は法華山谷川流域治水対策技術検討会を立ち上げ、家屋浸水被害の解消を目指し、県・市が役割分担をし台風第 12 号洪水と同等の洪水に対して、緊急治水対策を講じ床上浸水被害を解消した。

準用河川松村川及び普通河川鹿島川においても、平成 23 年 9 月台風第 12 号による浸水被害を受け、平成 24 年度に鹿島川・松村川河川整備計画を策定し、順次河川改修及び松村川排水機場建設を進めており、令和 6 年 3 月に松村川排水機場が完成した。令和 7 年度に鹿島排水機場等解体工事を進めている。

また、平成 24 年 4 月に制定された兵庫県総合治水条例により、これまでの河川・下水道対策のみならず、雨水を一時的に貯留・浸透させる流域対策や、浸水してもその被害を軽減する減災対策を組み合わせた総合治水に取り組み、地域住民の理解を得ながらため池や調整池を活用するため、高砂市総合治水推進計画の周知に努めている。

2 河川施設の整備

(1) 河川改修・水路整備事業

高砂市が管理する河川及び排水路の溢水を予防するため、排水路の排水対策も配慮して河川改修を順次実施する。

(2) 危険地域の周知

危険度が高い河川の周辺地域への周知徹底を行う。

(3) 樋門等

水災時の堤内水の排除、潮止め、逆流防止等のため、樋門等が設置されている。

主な樋門等については、資料編参照。

河川水位の上昇による排水等の操作が必要となるおそれがあるとき、又は高潮、津波による災害のおそれがある場合、県から操作委託されている市域内のゲートについては、加古川土木事務所水防活動要綱に定められた担当部局が、水門・樋門の操作等を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

第2 海岸・港湾施設の整備

高潮等による海岸・港湾施設の被害を防止するための対策について定める。

1 海岸・港湾施設の現況

本市における港湾については、高砂本港区、高砂西港区、伊保港区、曾根港区の4港区が東播磨港に属している。

2 港湾の概要

区 分	名 称	港 区	管 理 者
重要港湾	東播磨港	高砂本港区	兵庫県
		高砂西港区	〃
		伊 保 港 区	〃
		曾 根 港 区	〃

3 海岸保全施設

波浪、高潮、津波等から被害を防御し、又は軽減するため、港湾、海岸に海岸保全施設が構築されている。

海岸保全施設については、資料編参照。

高潮、津波による災害のおそれがある場合、県から操作委託されている市域内のゲートについては、加古川土木事務所水防活動要綱に定められた担当部局が、ゲート操作等を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

第3 ため池施設の整備

大雨等による施設の破壊、決壊による災害を未然に防止するための対策について定める。

1 市内ため池一覧

(令和4年4月1日現在)

	名 称	所 在 地	管 理	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	ため池 の種別
1	古瀬池 ※	阿弥陀町阿弥陀	阿弥陀西部水利組合	2.5	8,500	3.1	○△
2	蓮池	〃 〃	〃	0.6	1,000	1.8	○△
3	大日池 ※	〃 〃	〃	2.2	4,500	3.4	○△
4	今池	〃 〃	〃	1.0	2,600	2.7	○△
5	蛭池	〃 〃	〃	0.18	140	－	×
6	竿池 ※	〃 〃	阿弥陀東部水利組合	(28.6)	182,000	7.5	○△
7	弟池	〃 〃	阿弥陀西部水利組合	28.6	114,000	5.7	○△
8	市ノ池	〃 〃	高砂市	(29.7)	32,000	5.4	○△
9	阿弥陀新池 ※	〃 〃	阿弥陀東部水利組合	20.0	88,000	5.5	○△
10	皿池 ※	〃 〃	〃	9.5	29,000	4.0	○△
11	惣毛池	〃 〃	長尾水利組合	9.1	66,000	5.1	○△
12	私池	〃 長尾	〃	1.4	3,500	3.0	○△
13	大池	〃 〃	〃	7.2	13,900	6.4	○△
14	三日月池 ※	〃 北山	北山水利組合	4.0	8,500	3.4	○△
15	東池	〃 〃	〃	1.3	2,000	3.2	○△
16	上座エ門池	〃 〃	個 人	0.006	190	1.2	○△
17	高砂-359	〃 〃	〃	0.06	180	4.8	○△
18	高砂-360	〃 〃	〃	0.03	150	1.0	○△
19	庄田池	〃 北池	北池水利組合	0.6	2,000	2.8	○△
20	米池	〃 南池	南池水利組合	0.08	1,480	1.35	○△
21	南池新池	〃 〃	〃	(0.08)	1,080	8.8	○△
22	落池	〃 魚橋	魚橋水利組合	2.6	9,700	3.8	○△
23	鴻ノ池	〃 〃	〃	1.9	22,000	6.0	○△
24	青池 ※	〃 〃	生石水利組合	5.0	71,000	7.8	○△
25	生石新池 ※	〃 生石	〃	(5.0)	1,500	3.7	○△
26	高砂-268	〃 〃	個 人	0.08	170	1.1	×
27	春日池	北浜町 西浜	西浜水利組合	1.0	2,900	4.2	△
28	清水池	〃 〃	〃	1.0	2,500	5.8	○△
29	ひょうたん池	〃 〃	〃	2.7	5,500	1.2	△
30	堂池	〃 〃	〃	0.8	4,000	3.9	○△
31	北脇新池 ※	北浜町 北脇	北脇水利組合	3.9	26,000	3.6	○△
32	寺下池	〃 〃	〃	3.3	35,000	5.5	○△
33	砂池 ※	〃 〃	〃	2.8	5,500	2.5	○△

※ : 耐震調査対象ため池 (10池)

ため池の種別 ○ : 防災重点農業用ため池 (29) △ : 特定ため池 (31) × : 特定外ため池 (2)

2 要監視ため池一覧

番号	池 名	総 合 評 価
1	生石新池	要 早 期 改 修
2	青池	要 早 期 改 修
3	北脇新池	要 早 期 改 修
4	砂池	要 早 期 改 修
5	皿池	要 早 期 改 修
6	大日池	要 早 期 改 修
7	阿弥陀新池	要 早 期 改 修
8	古瀬池	要 早 期 改 修
9	三日月池	要 早 期 改 修
10	蓮池	要 早 期 改 修
11	東池	要 監 視
12	上座エ門池	要 早 期 改 修
13	高砂-359	要 早 期 改 修
14	高砂-360	要 早 期 改 修
15	庄田池	要 監 視
16	米池	要 注 視

※「要監視ため池」とは、「防災重点ため池」のうち、老朽化の進行または構造上の不備等によって洪水に対して脆弱な状態であり改修が必要であって、日常的に監視が必要なため池をいう。

3 ため池管理

- (1) 監視員を配置する。
- (2) 応急対策資機材（土のう、ムシロ、杭、縄等）を準備する。
- (3) 大雨が予想される場合は洪水吐の切欠きの堰板を撤去、もしくは取水施設（斜樋、底樋）を開放して減水する。
- (4) 洪水吐の小さい池は危険時に切開し決壊を防ぐ。
- (5) 堤防が決壊した場合は土のう等を積み被害の拡大を防止する。
- (6) 管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

第1 砂防設備の整備

豪雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備について定める。

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。市内の、土石流危険渓流の現況は次のとおりである。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に係る土砂災害特別警戒区域として市内3箇所が指定された。

整理 No.	溪流番号	溪流名	所在地	土地 の面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	217000001	地徳川(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	186	0	阿弥陀地域交流センター
2	217000003	地徳川(3)Ⅰ	阿弥陀町地徳	323	0	阿弥陀地域交流センター
3	217000012	北山(3)Ⅲ	阿弥陀町北山	174	0	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)

土砂災害特別警戒区域（土石流）指定箇所

整理 No.	溪流番号	溪流名	所在地	土地の 面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	217000001	地徳川(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	44,980	15	阿弥陀地域交流センター
2	217000002	地徳川(2)Ⅰ	阿弥陀町地徳	49,530	45	阿弥陀地域交流センター
3	217000003	地徳川(3)Ⅰ	阿弥陀町地徳	57,520	97	阿弥陀地域交流センター
4	217000004	中所川(1)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	42,320	110	阿弥陀地域交流センター
5	217000005	中所川(2)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	48,540	107	阿弥陀地域交流センター
6	217000006	阿弥陀川Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	43,200	94	阿弥陀地域交流センター
7	217000007	牛谷Ⅰ	北浜町牛谷	48,350	58	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
8	217000008	長尾川(1)Ⅰ	阿弥陀町長尾	38,820	17	阿弥陀地域交流センター (長尾地域交流センター)
9	217000009	長尾川(2)Ⅰ	阿弥陀町長尾	33,620	18	阿弥陀地域交流センター (長尾公民館)
10	217000010	北山(1)Ⅰ	阿弥陀町北山	36,440	113	阿弥陀地域交流センター
11	217000011	北山(2)Ⅲ	阿弥陀町北山	43,460	113	阿弥陀地域交流センター
12	217000012	北山(3)Ⅲ	阿弥陀町北山	69,591	38	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
13	202010165	大島川Ⅰ	北浜町西浜	33,039	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
14	202010175	北脇川Ⅰ	北浜町牛谷	54,507	7	北浜地域交流センター (北脇自治会館)

土砂災害警戒区域（土石流）指定箇所

1 土砂災害の防止対策

(1) 危険箇所の把握

土石流が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールの強化に努める。

(2) 警戒避難体制

市は、近畿地方整備局からの土石流の通報や、当日及び前日までの降水等の気象状況等から、災害の危険性があると判断した場合は、関係住民に対し、避難の指示を行い、安全な避難所への誘導が行えるよう警戒・避難体制を整備・確立するよう努める。

(3) 住民への指導

住民に対して、広報誌等で土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認を徹底させる。

第2 急傾斜地崩壊防止施設の整備

災害に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

高砂市は、一部を除き大きな起伏もない地形を形成しているため、地すべり、山崩れ等のさしせまった危険はない。しかし、建築基準法や宅地造成等規制法の法律に適合しない無届けで設置された擁壁や、自然崖、土取場として切り取ったままの崖が市内各所に点在する。なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に係る土砂災害特別警戒区域として市内30箇所（急傾斜地の崩壊）、同法第7条第1項に係る土砂災害警戒区域として、新たに1箇所が追加指定されるとともに、8箇所の区域変更が行われた。

危害のおそれのある土地等の調査による

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地 の面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	117000001	北 山(1)Ⅰ	阿弥陀町北山	337	0	阿弥陀地域交流センター
2	117000003	魚 橋(2)Ⅰ	阿弥陀町魚橋	12,163	2	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
3	117000004	塩 市Ⅰ	米田町塩市	134	1	米田地域交流センター (塩市公会堂)
4	117000005	竜 山(1)Ⅰ	竜山一丁目	1,656	0	中筋地域交流センター
5	117000008	中 筋(1)Ⅰ	中筋五丁目	161	0	中筋地位交流センター
6	117000009	中 筋(2)Ⅰ	中筋五丁目	3,033	9	中筋地域交流センター
7	117000012	阿弥陀(2)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	410	2	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
8	117000014	曾 根(2)Ⅰ	曾根町	1,023	0	曾根地域交流センター
9	117000015	曾 根(3)Ⅰ	曾根町	881	0	曾根地域交流センター
10	117000017	牛 谷(1)(1)Ⅰ	北浜町牛谷	261	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
11	117000018	北 脇(1)Ⅰ	北浜町北脇	2,516	0	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
12	117000020	西 浜(2)Ⅰ	北浜町西浜	11,489	6	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
13	117000021	西 浜(3)Ⅰ	北浜町西浜	2,134	2	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
14	117000022	牛谷(1)(2)Ⅰ	北浜町牛谷	3,675	14	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
15	117000025	阿弥陀(3)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	632	0	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
16	117000026	竜山(3)Ⅰ	竜山一丁目	643	1	伊保地域交流センター
17	117000027	竜山(4)Ⅰ	竜山一丁目	1,123	1	中筋地域交流センター
18	117000028	曾根(5)Ⅰ	曾根町	201	1	曾根地域交流センター
19	117000029	北脇(2)Ⅰ	北浜町北脇	7,357	0	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
20	117000032	中筋(3)Ⅱ	中筋五丁目	160	0	中筋地域交流センター
21	117000035	牛谷(2)Ⅱ	北浜町牛谷	613	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
22	117000038	北池Ⅲ	阿弥陀町北池	1,447	0	阿弥陀地域交流センター
23	117000039	竜山(6)Ⅲ	竜山一丁目	1,263	0	伊保地域交流センター
24	117000040	竜山(7)Ⅲ	竜山三丁目	1,143	1	伊保地域交流センター

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地 の面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
25	117000041	地徳(4)Ⅲ	阿弥陀町地徳	617	0	阿弥陀地域交流センター
26	117000042	曾根(7)Ⅲ	曾根町	4,093	0	曾根地域交流センター (牛谷東集会所)
27	117000043	曾根(8)Ⅲ	曾根町	196	0	曾根地域交流センター
28	117000044	西浜(6)Ⅲ	北浜町西浜	1,159	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
29	117000045	魚橋(3)Ⅲ	阿弥陀町魚橋	4,737	0	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
30	117000046	西浜(7)Ⅲ	北浜町西浜	287	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定箇所

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	117000001	北 山(1)Ⅰ	阿弥陀町北山	3,473.37	5	阿弥陀地域交流センター
2	117000002	北 山(2)Ⅰ	阿弥陀町北山	13,280.79	17	阿弥陀地域交流センター
3	117000003	魚 橋(2)Ⅰ	阿弥陀町魚橋	39,738.11	36	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
4	117000004	塩 市 Ⅰ	米田町塩市	7,597.05	9	米田地域交流センター (塩市公会堂)
5	117000005	竜 山(1)Ⅰ	竜山一丁目	11,747.30	9	中筋地域交流センター
6	117000006	竜 山(2)Ⅰ	竜山一丁目	3,795.69	14	伊保地域交流センター
7	117000007	生 石 Ⅰ	阿弥陀町生石	16,533.61	13	阿弥陀地域交流センター (生石自治会館)
8	117000008	中 筋(1)Ⅰ	中筋五丁目	12,560.74	11	中筋地域交流センター
9	117000009-1	中 筋(2)Ⅰ	中筋五丁目	6,972.56	14	中筋地域交流センター
10	117000010	地 徳(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	4,570.14	7	阿弥陀地域交流センター
11	117000011	阿弥陀(1)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	11,654.78	14	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
12	117000012	阿弥陀(2)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	20,537.56	12	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
13	117000013	曾 根(1)Ⅰ	曾根町	15,482.74	27	曾根地域交流センター
14	117000014	曾 根(2)Ⅰ	曾根町	6,859.03	12	曾根地域交流センター
15	117000015	曾 根(3)Ⅰ	曾根町	2,697	1	曾根地域交流センター
16	117000016	曾 根(4)Ⅰ	曾根町	18,198.61	17	曾根地域交流センター
17	117000017	牛 谷(1)Ⅰ	北浜町牛谷	12,002.08	12	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
18	117000018	北 脇(1)Ⅰ	北浜町北脇	45,031	42	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
19	117000019	西 浜(1)Ⅰ	北浜町西浜	7,014.17	22	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
20	117000020	西 浜(2)Ⅰ	北浜町西浜	22,374.86	13	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
21	117000021	西 浜(3)Ⅰ	北浜町西浜	5,000	10	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
22	117000022	牛谷(1)(2)Ⅰ	北浜町牛谷	70,458	70	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
23	117000023	地徳(2)Ⅰ	阿弥陀町地徳	3,777.7	4	阿弥陀地域交流センター
24	117000024	地徳(3)Ⅰ	阿弥陀町地徳	2,133.65	0	阿弥陀地域交流センター

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
25	117000025	阿弥陀(3)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	6,552.25	0	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
26	117000026	竜山(3)Ⅰ	竜山一丁目	4,054	4	伊保地域交流センター
27	117000027	竜山(4)Ⅰ	竜山一丁目	9,271	12	中筋地域交流センター
28	117000028	曾根(5)Ⅰ	曾根町	6,424.15	24	曾根地域交流センター
29	117000029	北脇(2)Ⅰ	北浜町北脇	24,984.24	2	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
30	117000030	阿弥陀(4)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	996.42	0	阿弥陀地域交流センター (北山自治会館)
31	117000031	竜山(5)Ⅰ	竜山一丁目	955.85	0	米田地域交流センター (島公会堂)
32	117000032	中筋(3)Ⅱ	中筋五丁目	854.96	2	中筋地域交流センター
33	117000033	阿弥陀(6)Ⅱ	阿弥陀町阿弥陀	376.35	1	阿弥陀地域交流センター
34	117000034	阿弥陀(7)Ⅱ	阿弥陀町阿弥陀	743.67	1	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
35	117000035	牛谷(2)Ⅱ	北浜町牛谷	6,688.86	7	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
36	117000036	牛谷(3)Ⅱ	北浜町牛谷	5,671.82	7	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
37	117000037	曾根(6)Ⅱ	曾根町	5,211.10	6	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
38	117000038	北池Ⅲ	阿弥陀町北池	3,694	0	阿弥陀地域交流センター
39	117000039	竜山(6)Ⅲ	竜山一丁目	6,019.54	3	伊保地域交流センター
40	117000040	竜山(7)Ⅲ	竜山三丁目	8,989.60	11	伊保地域交流センター
41	117000041	地徳(4)Ⅲ	阿弥陀町地徳	14,017.41	0	阿弥陀地域交流センター
42	117000042	曾根(7)Ⅲ	曾根町	9,491.06	0	曾根地域交流センター (牛谷東集会所)
43	117000043	曾根(8)Ⅲ	曾根町	2,934.92	0	曾根地域交流センター
44	117000044	西浜(6)Ⅲ	北浜町西浜	6,009.81	3	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
45	117000045-1	魚橋(3)Ⅲ	阿弥陀町魚橋	39,549.09	2	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
46	117000046	西浜(7)Ⅲ	北浜町西浜	3,413	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
47	102010393	大塩(1)Ⅰ	北浜町牛谷	17,543	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
48	102010397	大塩(3)Ⅰ	曾根町	9,315	0	曾根地域交流センター
49	102010436	岩鼻(急)Ⅰ	北浜町西浜	16,418	0	北浜地域交流センター
50	117000047	塩市(2)Ⅰ	米田町塩市	9,607	10	米田地域交流センター (塩市公会堂)

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定箇所

1 崖崩れ等の災害防止対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所のパトロールと周知

県と協力し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険箇所を巡回するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及に努める。

(2) 避難警戒体制の確立

崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、関係住民に対し、避難の指示を行い、安全な避難所への誘導が行えるよう警戒・避難体制を整備・確立するよう努める。また、避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させるものとする。

(3) 現在危険度が高い急傾斜地については、崩壊を助長するような行為の制限などの指導を今後も引き続き行なうとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の対策を実施する。

2 住民の実施計画

(1) 日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

(2) 危険箇所周辺の住民においても、常に危険に対する認識をもって急傾斜地の異状（亀裂、噴水、濁り等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去、水路の整備、掃除、土留等）を行う。

第3 治山施設の整備

災害に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備について定める。

市内の山崩れ等の危険地区は、次のとおりである。

(1) 山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	位 置				面積 (ha)	備 考
		市・郡	区・町	大字	字		
216・山・1	曾根	高砂市		曾根町	北山	8.0	
216・山・2	北浜町牛谷(1)	高砂市		北浜町牛谷	赤山平ヶ谷	3.0	
216・山・3	北浜町牛谷(2)	高砂市		北浜町牛谷	向山	5.0	
216・山・4	北浜町北脇	高砂市		北浜町北脇	一本松嶽山	3.0	
216・山・5	北浜町西浜(1)	高砂市		北浜町西浜	上ノ山	2.0	
216・山・6	北浜町西浜(2)	高砂市		北浜町西浜	西浜	4.0	
216・山・7	阿弥陀町北山	高砂市		阿弥陀町北山	前山宮奥	5.0	
216・山・8	阿弥陀町魚橋(1)	高砂市		阿弥陀町魚橋	小山	1.0	
216・山・9	阿弥陀町魚橋(2)	高砂市		阿弥陀町魚橋	上ノ山	2.0	
216・山・10	阿弥陀町生石	高砂市		阿弥陀生石	村ノ内	1.0	
216・山・11	竜山	高砂市		竜山	1丁目	8.0	
216・山・12	北浜町北脇	高砂市		北浜町北脇	経塚	3.0	
216・山・13	阿弥陀町北山	高砂市		阿弥陀町北山	丸山	3.0	
216・山・14	阿弥陀町南池	高砂市		阿弥陀町南池	山	2.0	
216・山・15	阿弥陀町魚橋	高砂市		阿弥陀町魚橋	山西	1.0	
小 計	15	箇所					

出典：兵庫県地域防災計画（資料編）

(2) 崩壊土砂流出危険地区

地区番号	地区名	位 置				危険値の状況		備考
		市・郡	区・町	大字	字	延長 (m)	面積 (ha)	
216・崩・1	阿弥陀	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	豆崎ノ上	220	0.99	
216・崩・2	阿弥陀町西坂	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	西坂	530	3.18	
216・崩・3	阿弥陀町奥ノ坪	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	奥ノ坪	730	2.63	
216・崩・4	長尾	高砂市		阿弥陀町長尾		590	0.53	
小 計	4	箇所						

出典：兵庫県地域防災計画（資料編）

1 山崩れ等の災害防止対策

山地災害危険地区については、随時調査点検し、常にその状態を把握する体制を整備する。

(1) 危険箇所の把握

山崩れが発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールの強化に努める。

(2) 住民への指導

住民に対して、広報誌やポスター、パンフレット等で山崩れについての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認を徹底させる。

第4 地盤沈下対策の実施

災害に伴う地盤沈下の防止対策について定める。

1 地盤沈下の現況

播磨地域では、昭和 45 年の水準測量で 1 ～ 2 の水準点に事故とみられる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。地下水位は、昭和 40 年以降低下の傾向がみられたが、最近は回復しつつある。

2 地盤沈下対策

(1) 監視測定

水準測量は国土地理院が幹線を受け持っている。また、地下水の観測井戸の設置状況は次のとおりである。

播磨地区：県（10 井）・近畿経済産業局（5 井）

(2) 地下水の採取規制（協議会による自主規制）

東播地域の 5 市 2 町（明石・加古川・高砂・稲美・播磨の全域と神戸・三木の一部地域）では昭和 43 年 4 月、東播地域地下水利用対策協議会を組織し、工業用揚水井戸の新設について自主規制を行っている。

(3) 工業用水道整備事業

高砂地区に対しては県営加古川工業用水道・高砂市工業用水道が建設されている。

第5 土砂災害防止法の推進

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、基礎調査を実施するとともに、調査結果に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を通じて、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を推進しようとするものである。

1 対象とする土砂災害

急傾斜地の崩壊、山腹の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として市民等の生命又は身体・財産に生ずる被害

2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれがある区域について、警戒避難体制の整備や一定の開発行為を制限するなどの目的のために、基礎調査を実施して、土砂災害により生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地等の区域の把握を行ったうえ、政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として県が指定することができる。

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土

地の区域（基礎調査により明らかとなった土砂災害のおそれがある土地の区域で、知事が指定したもの、通称「イエローゾーン」）

- ・ **急傾斜地の崩壊**

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

- ・ **土石流**

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

- ・ **地すべり**

- イ 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）

- ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

（2）土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域（基礎調査により明らかとなった著しい危害のおそれがある土地の区域で、知事が指定したもの、通称「レッドゾーン」）

- ・ 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建設物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

3 基礎調査の基本方針

（1）調査単位

市町単位の調査を基本とする。

（2）調査市町

法の目的が生命及び身体の保護にあることから、土砂災害が発生する可能性が将来的にも高い市町を以下の基準で優先的に選定する。

- ① 過去（S58～）の土砂災害発生件数の多い市町
- ② 土砂災害危険箇所（人家1戸以上）の多い市町
- ③ 将来、大規模災害等発生した場合は、その市町

（3）市町内の調査対象箇所

人家が1戸以上ありハード対策が未整備な箇所とする。

（4）調査結果の扱い

市町単位で、調査終了後速やかに調査結果を公表する。

（5）当面の実施計画

県は高砂市域における土砂災害警戒区域「イエローゾーン」の基礎調査を平成18年度に実施し、翌年度に土砂災害警戒区域の指定を行った。また、県は、平成28年度から土砂災害特別警戒区域「レッドゾーン」の指定に必要な基礎調査を行っており、指定については、平成30年度に実施した。

(6) 調査結果

「イエローゾーン」については、平成18年度に調査を完了し、平成20年度に確定済みである。なお、平成27年度から、「レッドゾーン」の調査並びに「イエローゾーン」の見直しを行った。

4 土砂災害警戒区域等の指定方針

(1) 同時指定

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、同時指定を原則とする。

(2) 利害関係人の合意形成

土砂災害特別警戒区域は利害関係人の一定の理解を得るよう努めた上で指定する。その際、利害関係人の意見を聴くよう努める。特別警戒区域の指定について利害関係人の一定の理解が得られない場合は、警戒区域の指定が先行することもやむを得ない。

(2) 警戒区域等の公示

平面図による。特別警戒区域については、参考として、併せて座標を提供する。

5 土砂災害特別警戒区域内の制限等

(1) 特定開発行為の許可

特定開発行為（住宅「自己の居住目的以外のもの」並びに避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物〔以下「特定予定建築物」という〕を建築するために行う土地の区画形質の変更）は、知事の許可を受けなければならない。

(2) 建築物の構造規制

居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される

(3) 移転等の勧告及び支援措置

- ① 知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその居住者等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について勧告することができる。
- ② 知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についての斡旋その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、住宅金融支援機構の融資の斡旋など、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はその斡旋に努める。

・住宅金融支援機構の融資

特別警戒区域からの住宅の移転には住宅金融支援機構融資（勧告による場合、優遇措置有）が受けられる。

・がけ地近接等危険住宅移転事業による補助

構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を特別警戒区域から移転する場合、移転先住宅の取得費用等の一部が補助されます。

*** 高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業**

土砂災害特別警戒区域に存する住宅であって、既存不適格住宅であるもの又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの（以後「危険住宅」という。）の移転を行う者に対し、当該移転に必要な経費を助成する。

【補助対象事業の内容】

①除却事業

危険住宅の移転を行う者に対し、危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住宅費及びその他の移転に要する費用を補助する。

②移転事業

危険住宅の移転を行う者に対して危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得費及び購入後の改修費を含む。）をするために要する費用を補助する。

（４）住宅建物取引における措置

特定の開発行為においては、知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結を行うことができない。また、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

６ 市の責務

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所に関する事項その他、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次項について、次に例示する方法により、住民に周知することとする。

（１） 平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- ① 土砂災害情報を記載した平面図（ハザードマップ）の作成・公表
- ② 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- ③ 過去の土砂災害に関する情報の提供
- ④ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
- ⑤ 土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施
- ⑥ 山地災害危険地区の周知

（２） 緊急時の警戒避難を促すための周知

- ① 雨量情報の提供
- ② 避難の指示等の伝達

７ 地域防災計画で定めるべき事項

- （１） 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- （２） 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達
- （３） 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

に関する事項

- (4) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (5) 防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地並びに情報の伝達に関する事項
- (6) 住民への周知（ハザードマップの配布等）
- (7) 山地災害危険地区の周知

※（１）～（５）については土砂災害警戒区域ごとに定める。

第4節 交通関係施設の整備

第1 道路施設の整備

道路災害を予防するとともに、災害時における避難、救助作業、道路交通の確保等安全かつ迅速に行うため、道路、橋梁の改良整備等を図る。

1 市道、橋梁の整備

市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

また、その整備にあたっては、災害時の応急対策の中心的役割を果たす施設や広域避難場所周辺の道路、またそれを有機的に連携させる道路に特に配慮する。

幹線道路にかかる橋梁については、全部永久橋に改修されているが、一部に老朽化したものもみられるので、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき防災事業を計画的に実施していく。

(1) 市道の現況

(令和8年3月31日現在)

種 別	路 線 数 (本)	延 長 (m)	舗装道		未舗装道	
			延 長 (m)	%	延 長 (m)	%
市 道	1,968	383,458	373,834	97.5	9,624	2.5

(2) 橋梁の現況

種 別	幹線道路の永久橋	
	数	延 長 (m)
市 道	47	1,545

第2 鉄道施設の整備

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう西日本旅客鉄道(株)山陽電気鉄道(株)は、綿密な整備計画に基づき予防措置を講じ、被害を最小限にとどめるための安全性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を行っているほか、橋梁上又は高架部分等に設置している風速計により、風速を監視する。

2 水害対策

雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びにテレビ・ラジオ等からの情報により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行う。

第5節 ライフライン関係施設の整備

第1 電力施設等の整備

1 趣旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 内容

(1) 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

① 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

イ 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し、災害に関する情報の提供および収集など協調をとる。

② 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

③ 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

④ 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

⑤ 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との連携

イ 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

ウ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

エ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結

オ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結

カ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Ｌアラート」の活用

(2) 災害予防に関する事項

① 防災教育

関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

② 防災訓練

関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

③ マニュアル類の整備

関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

④ 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力送配電が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア 水害対策

(ア) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(イ) 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

(イ) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、

特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

(ウ) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

オ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

カ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

キ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

(3) 防災業務施設および設備等の整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

① 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

イ 潮位、波高等の観測施設および設備

ウ 地震動観測設備

② 通信連絡施設および設備

ア 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。さらに自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。

(ア) 無線伝送設備

a. マイクロ波無線等の固定無線回線

b. 移動無線設備

c. 衛星通信設備

(イ) 有線伝送設備

a. 通信ケーブル

b. 電力線搬送設備

ｃ．通信線搬送設備、光搬送回線

（ウ）交換設備

（エ）ＩＰネットワーク回線

（オ）通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

③ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

④ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

⑤ その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

（４）復旧用資機材等の確保および整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

① 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

② 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

④ 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

⑥ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

（５）電気事故の防止

関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

① 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

② 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

（エ）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

（オ）大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

（カ）屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

（キ）電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

（ク）台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

（ケ）その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

（6）安定的な電力供給に向けた連携強化

市、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。

第2 ガス施設等の整備

大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会は、ガス施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定め、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

1 ガス施設の整備(大阪ガスネットワーク㈱)

(1) 防災システムの強化

① 保安通信設備

- ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、すべて無線化しており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。
- イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を配置している。
- ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状況を把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。

② 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を、本社を含めて各府県の事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、各地域の災害対策機関との通信を確保することとする。

(2) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

② 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

(3) 巡回点検計画の立案と実施

風水害対策計画として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋梁架管及び入水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておくこととする。

2 LPガス施設の防災体制の整備等((一社)兵庫県LPガス協会)

(1) 防災システムの強化

- ① 集中監視システムの導入
- ② 安全機器の取り付け促進
- ③ 地域防災事業所の設置
- ④ 災害対策本部の設置
- ⑤ 災害時電話相談所の開設

(2) 防災体制の整備

- ① 要員の確保並びに教育訓練
- ② 関係団体との相互協力体制の確立
- ③ 都市ガスと(一社)兵庫県LPガス協会との相互通報協定の締結
- ④ 防災訓練等の実施と参加

- ⑤ 緊急点検工具類等の定期的な整備と充実
- ⑥ 臨時供給等に備えての機器類の確保
- ⑦ 病院・避難所・高齢者宅・障がい者宅などへの優先供給体制の確立
- ⑧ 人命救助のため市民救命士等の資格取得者によるライフセーバー隊の結成
- (3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施
 - ① 関係団体と連携しての消費者安全教室等の開催
 - ② ラジオ局との災害時における対策放送協定の締結
 - ③ 災害対応用バルクシステムの普及・啓発
 - ④ L P ガス自動車と L P ガス発電機の普及啓発

第3 電気通信施設等の整備

NTT西日本㈱、KDDI㈱は、電気通信施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 NTT西日本㈱の電気通信施設の整備

〔実施担当機関〕 NTT西日本㈱兵庫支店

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐風、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 通信設備の強化

① 建物設備

建物は、耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（水防水、水防板等）を設置している。

② 電力設備

ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実

③ 通信設備

ア とう道（共同溝を含む）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化を推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進

オ 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

(2) 災害用対策機材

① 通信途絶防止用無線網及び災対機器の整備・拡充

次のものを整備する。

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

ウ 移動電源車、可搬型発電機

エ 排水ポンプ

② 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資機材の備蓄に務める

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

① 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害復旧演習

ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習

② 演習方法

ア 広域規模における復旧シミュレーション

イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

2 KDDI(株)の電気施設の整備

(1) 施設の保全

予備電源設備、燃料及び冷却水の点検と確認を行う。

(2) 資機材の整備・点検

① 災害対策用資機材及び車両等の点検、整備を行うとともに、非常配備体制を整備する。

② 防災応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の点検、整備を行うとともに、輸送方法、手配方法を確立する。

③ 緊急措置要領及び設備記録に基づき、資機材の点検、整備を行う。

④ 国際通信設備等の巡視、点検を行い、必要に応じて防護措置を実施する。

(3) 防災訓練の実施

① 防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次の内容の防災訓練を年1回以上実施する。

ア 情報連絡（災害予報又は警報の伝達等を含む。）

イ 非常招集

ウ 災害時における国際通信の疎通確保

エ 各種災害対策用機器・設備の操作

オ 社員の避難、救援

カ 消防、消火

キ 国際通信設備等の災害応急復旧

ク その他必要とするもの

② 国、都道府県又は市町等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、協力する。

第4 水道施設等の整備

水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 上水道施設の整備（工業用水道施設を含む）

(1) 水道施設の概要

（令和8年4月1日）

施設名	設備	能力等
米田水源地	第1集水設備 第3集水設備 浄水設備 非常用発電機	最大取水能力 16,000 m ³ /日 最大取水能力 20,000 m ³ /日 処理能力 48,000 m ³ /日 1,000KVA
貯水施設	米田水源地調整池	6基 37,000 m ³
高所対策	日笠山配水池	1基 1,300 m ³
送・配水管		送・配水管総延長 449,715 m 水利権量 上水 0.544 m ³ /秒 工水 1.168 m ³ /秒
工業用水道		工業用水管総延長 9,835 m

(2) 応急給水用機器の概要

（令和8年4月1日）

名称	数量	保管場所
加圧給水車	2,000 リットル 1台 900～1,000 リットル 1台	米田水源地 第2上下水道庁舎車庫
携帯用タンク	15 リットル 270個	荒井ポンプ場
非常用飲料水袋	6 リットル 7,200個	荒井ポンプ場(6,400個) 第2上下水道庁舎(800個)
レスキュータップ (応急給水栓)	1式	第2上下水道庁舎車庫

2 重要施設の安全性診断並びに安全性強化

上下水道事業者は、風水害による断・減水をできるだけ少なくするため、重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害により被災した経験のある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水する恐れがある場合は、施設の新設・更新にあたって、十分な防災対策を講じる。

3 水道施設の保守点検

上下水道事業者は、水道施設について、巡回点検、予備施設の整備を行う。

- (1) 取水施設
施設の保守
- (2) 浄水施設
 - ① 付帯設備の保守
 - ② 消毒設備の保守
 - ③ 薬品注入設備の保守
- (3) 導・送・配水施設
 - ① 付属配管・諸設備の保守
 - ② 幹線管路の相互連絡

4 断水対策

上下水道事業者は、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

5 図面の整備

上下水道事業者は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

6 系統間の相互連絡

上下水道事業者は、導水路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接都市間においても、協定を締結し幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行う。

7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」（資料編）に基づく相互応援活動

県及び県内の各市町及び各水道事業体において締結された協定に基づき、災害対策用資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

8 災害時における応急復旧等業務の応援に基づく応援復旧等業務

協定締結事業者は、地震、風水害、停電、その他の災害により、高砂市が所有する施設に設備の作動不良等の異常が発生した場合、又は高砂市の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務が円滑に行われるよう努める。

9 災害時用の資機材の整備

上下水道事業者は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

10 教育訓練並びに平常時の広報

上下水道事業者は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育及び訓練

- ① 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- ② 訓練 動員行動計画に基づく訓練

(2) 住民に対する平常時の広報並びに訓練

① 広報

- ア 事前対策及び災害対策
- イ 飲料水の確保
- ウ 給水方法の周知徹底
- エ 水質についての注意
- オ 広報の方法

② 訓練

給水訓練等

水道事業建設改良工事（令和 7 年）

送配水管拡張	配水管布設替
	φ 5 0 mm 1 4 6 m φ 7 5 mm 1 9 5 m φ 1 0 0 mm 4 0 1 m φ 1 5 0 mm 2 5 6 m φ 2 0 0 mm 1 6 1 m φ 3 0 0 mm 7 8 m

第5 下水道施設等の整備

下水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 下水道施設の整備

(1) 下水道の現況

高砂市の下水道計画は、当初昭和26年2月24日築造認可を受け、以来、区域拡大等による幾多の変更協議を行い現在に至っている。

高砂市公共下水道事業は、山陽新幹線以南地域については単独公共下水道区域として昭和26年度より事業に着手し、令和3年3月31日に変更協議を行い、事業を進めている。山陽新幹線以北地域については流域関連公共下水道区域として昭和63年3月29日に事業認可を受け、昭和63年度より事業に着手し、さらに令和3年3月31日に変更協議を行い、事業を進めている。

《公共下水道現況》

(令和8年4月1日現在)

現 況	処理区	処理面積	処理人口	処理能力	備 考
	高砂処理区 (分流・合流式)	合流式 68 ha 分流式 114 ha	3,292 人 6,367 人	5,000m ³ /日 3,200m ³ /日	
	伊保処理区 (分 流 式)	492 ha	28,943 人	17,800m ³ /日	
	北浜処理区 (分 流 式)	58 ha	3,007 人		
	加古川下流処理区 (分 流 式)	673 ha	41,078 人		
	計	1,405 ha	82,687 人		
	処理区	処理面積	処理人口	処理能力	備 考
計 画	高砂処理区 (分流・合流式)	合流式 68 ha 分流式 114 ha	4,300 人 7,010 人	5,000 m ³ /日 3,200 m ³ /日	協議済
	伊保処理区 (分 流 式)	495 ha	29,940 人	14,400 m ³ /日	協議済
	北浜処理区 (分 流 式)	58 ha	2,950 人		協議済
	加古川下流処理区 (分 流 式)	696 ha	43,100 人		協議済
	計	1,431 ha	87,300 人		
	処理区	処理面積	処理人口	処理能力	備 考

(2) 排水施設整備計画

市域の内水を排除するため、水系別に下水道事業計画に位置付けられた排水施設を整備する計画である。

《排水施設整備計画》

(令和8年4月1日現在)

施設名		水 系	下水道事業計画	既 設	備 考
1	高砂浄化センター	加 古 川 (堀 川)	524 m ³ /分	524 m ³ /分	合流施設雨水ポンプ
2	藍屋町ポンプ場		55 m ³ /分	35 m ³ /分	
3	沖浜ポンプ場		804 m ³ /分	804 m ³ /分	
4	荒井ポンプ場	法華山谷川	1,243 m ³ /分	1,244 m ³ /分	
5	中島ポンプ場		536 m ³ /分	540 m ³ /分	
6	間の川ポンプ場		780 m ³ /分	780 m ³ /分	
7	鹿島第2ポンプ場	松村川 (鹿島川)	639 m ³ /分	639 m ³ /分	
8	松村川排水機場		384 m ³ /分	1,356 m ³ /分	湛水防除事業
9	天川ポンプ場	天 川	870 m ³ /分	870 m ³ /分	
10	天川第2ポンプ場		463 m ³ /分	463 m ³ /分	
11	島の川ポンプ場		173 m ³ /分	173 m ³ /分	

2 下水道施設の機能保持

下水道施設管理者は、災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害により被災した経験のある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害により被災した経験がある場合及び河川の増水で冠水する恐れがある場合は、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図る。

3 下水道施設の保守点検

下水道施設管理者は、下水道施設の風水害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。また、必要に応じて災害対策を講じておくこととする。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 日常点検保守
- (4) 被災の可能性が高い箇所の把握

4 災害時用の資機材の整備

下水道施設管理者は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

5 教育訓練並びに平常時の広報

下水道事業者等は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、教育訓練等を実施することとする。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備（総括部本部班）

第1 防災組織体制

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、日頃から防災に係る組織体制の整備・充実に努めるものとする。

1 高砂市防災会議

(1) 設置根拠

「災害対策基本法」 第16条

「高砂市防災会議条例」

(2) 組織及び運営

高砂市防災会議は次のように組織し、「高砂市防災会議条例」の定めるところにより運営する。

委員の別	区 分	機 関 の 名 称	職 名
会 長	市	高砂市	市長
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 姫路海上保安部加古川海上保安署	所長 署長
2号委員	兵庫県の機関	兵庫県東播磨県民局 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所 兵庫県加古川農林水産振興事務所 兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所 兵庫県加古川健康福祉事務所	局長 所長 所長 所長 健康参事
3号委員	警察の機関	兵庫県高砂警察署	署長
4号委員	市の機関	高砂市	副市長 総務部長 都市創造部長 上下水道事業管理者 福祉部参事 市民部長 市民部健康増進室主幹
5号委員	教育機関	高砂市教育委員会	教育長
6号委員	消防機関	高砂市消防本部 高砂市消防団	消防長 消防団長
7号委員	指定公共機関 又は 指定地方公共機関	一般社団法人高砂市医師会 西日本旅客鉄道（株）加古川駅 関西電力送配電（株）姫路本部加古川配電営業所 N T T 西日本（株）兵庫支店設備部 山陽電気鉄道（株）鉄道事業本部運輸営業部駅務管区 神姫バス（株）加古川南出張所 大阪ガスネットワーク（株）兵庫事業部維持供給チーム	理事 駅長 所長 災害対策室次長 営業所長 副所長 マネジャー
8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者	兵庫県立男女共同参画センター 女性活躍推進センター	女性活躍推進専門員

(3) 所 掌

- ① 高砂市地域防災計画の作成及びその実施の推進
- ② 高砂市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集
- ③ その他、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事項

2 その他会議

(1) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、主として大阪湾・播磨灘において大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の極限化を図ることを目的とする。

- ① 排出油等防除マニュアルの策定
- ② 排出油等防除に必要な施設、資材の整備の推進
- ③ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ④ 排出油等防除活動に関する連携の推進
- ⑤ 排出油等防除に関する研修及び訓練
- ⑥ その他排出油等防除に必要な事項

(2) 兵庫県石油コンビナート等防災本部会議

石油コンビナート等災害防止法第1条に定める目的を達成するため、石油コンビナート等災害防止法第27条の定めにより、特定地方行政機関、自衛隊、県警察、県、市町、消防機関、公共機関等及び特定事業所で構成する兵庫県石油コンビナート等防災本部を常設設置する。

- ① 防災計画の作成及びその実施に関すること
- ② 防災に関する調査研究に関すること
- ③ 防災に関する情報の収集、伝達に関すること
- ④ 災害の発生時に、防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること
- ⑤ 現地本部の設置に関すること
- ⑥ 現地本部に対する指示等に関すること
- ⑦ 国の行政機関及び他の都道府県との連絡調整に関すること
- ⑧ その他、県下の特別防災区域の防災に関する重要な事項の実施に関すること

(3) 高砂市防災対策検討委員会

高砂市における総合的な防災対策について検討するため設置する。

- ① 市域の浸水対策の検討及び実施に関すること
- ② その他防災対策等に係る重要事項に関すること

(4) 高砂市開発調整委員会

災害に強いまちづくり及び危険箇所等での開発を調整するため、委員会に参画する。

- ① 開発事業計画の措置方針に関すること
- ② 公共施設及び公益施設の整備に関すること
- ③ 環境の保全に関すること
- ④ その他委員長が必要と認める事項

(5) 加古川・揖保川洪水予報連絡会

以下の各号に掲げる通報等について、関係官公署及び関係諸団体相互の連絡調整を図るとともに、通報等の伝達を円滑に行い、もって洪水を防御し、かつこれによる被害の軽減防止に資することを目的とする。

一 水防法第十条第二項及び気象業務法第十四条の二の第二項に基づき、近畿地方整備局姫路河川国道事務所と神戸地方気象台とが共同して行う加古川・揖保川の洪水予報。

二 神戸地方気象台が行う水防に必要な防災気象情報等。

三 姫路河川国道事務所が行う水防警報、災害状況報告及び雨量水位報告等。

- ① 加古川・揖保川の通報等に関して協力すること
- ② 加古川・揖保川の通報等に関する調査研究をすること
- ③ 会員相互の密接な連絡・災害情報の共有化を図ること
- ④ ハザードマップの周知等、洪水予報知識の普及をはかること
- ⑤ その他必要な事項に関すること

(6) 水防連絡会

連絡会において、以下の事項について、情報の共有を図るものとする。

- ① 水防活動要綱について
- ② 管内関係機関の水防体制について
- ③ 管内水防管理団体が実施する水防演習の実施状況について
- ④ 情報伝達演習の実施について
- ⑤ 出水期間中に管内河川において実施される工事（箇所・時期・方法等）について
- ⑥ その他、連絡会において必要と認められた事項

(7) 防災教育推進連絡会議

教育委員会・学校関係者・防災担当部局の三者が相互に連携を図り、学校防災体制の整備・充実及び「兵庫の防災教育」の深化・充実に向けた具体的な取組状況と推進上の新たな課題について協議を行う。

会議は、主として次の事項について協議する。

- ① 避難所指定に関わる学校と市町防災部局・自主防災組織との連携強化に関すること。
- ② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整に関すること。
- ③ 地域と連携した防災訓練等の効果的な実施方法に関すること。
- ④ 「兵庫の防災教育」を実践する上での課題の整理と調整に関すること。

第2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

1 24時間即応体制の確立

市は、災害発生後速やかに災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、特に、夜間・休日における宿直及び消防本部から防災担当職員への連絡体制の整備・充実に努める。

2 即時参集可能職員の確保

災害発生後速やかに参集し、初動の応急対策（情報収集等）にあたる職員について、市庁舎の近隣に居住する職員等の中からあらかじめ指定しておく。

3 災害対策要員等への連絡手段の確保

災害発生時の緊急呼び出し体制の整備・充実を図るため、災害対策本部員や幹部職員等に対する携帯電話の配備等について検討する。

また、各部・班の連絡網を作成し年度当初に整備する。

第2節 災害対策要員の研修・訓練（総括部本部班・消防部）

市は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員や消防団員等の研修・訓練を実施する。

第1 情報収集・伝達訓練の実施

職員等による初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るとともに、通信機器操作に係る研修・訓練を実施する。

第2 緊急参集訓練の実施

夜間等の勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

第3 総合防災訓練等の実施

県、近隣市町、その他防災関係機関等と共同で高砂市防災フェア、避難所運営訓練及び災害対策本部図上訓練を総合防災訓練として実施する。

高砂市防災フェア、避難所運営訓練及び災害対策本部図上訓練の実施時期・実施場所・想定被害・訓練内容等については、参加機関等が協議して決定する。

第4 各種研修等の参加

県主催の防災カレッジ・フェニックス操作研修、人と防災未来センター主催の災害対策専門研修及び各種オープンフォーラム・シンポジウム等に防災担当職員及び各部関係職員は、積極的に参加する。

第3節 広域防災体制の確立（総括部本部班・水道部・医療部・消防部）

市は、大規模災害や広域的な災害に対し、県、近隣市町、防災関係機関と連携・協力して対処するため、広域防災体制の確立に努める。

第1 相互応援体制の整備

1 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（資料編参照）

兵庫県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対応を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため応援協定を締結している。

〔構成機関及び市町〕

県 兵庫県

市 兵庫県内29市

町 兵庫県内12町

2 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（資料編参照）

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的に、相互応援協定を締結している。

〔構成市町〕

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

多可町、稲美町、播磨町

3 姫路市との災害時相互応援協定（資料編参照）

隣接市としての共助・連帯の精神に則り、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的に、相互応援協定を締結している。

4 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（資料編参照）

大規模な災害が発生し、県及び近隣市町のみでは十分な対策を講じることができない場合を想定し、県外自治体との広域ネットワークを構築した。この協定では、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に、相互応援に関する協定を締結している。

〔構成団体〕

大阪府泉大津市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、

福岡県京都郡苅田町、京都府八幡市、滋賀県野洲市、高知県香南市、岐阜県可児市、愛知県刈

谷市、岡山県玉野市、三重県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神

埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市

5 播磨広域防災連携協定（資料編）

(1) 協定の趣旨

この協定は、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災訂正を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的に、広域防災連携協定を締結している。

〔構成団体〕

高砂市、姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、加西市、

宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

(2) 広域避難体制の整備

大規模広域災害のおそれがある場合に、円滑な広域避難が可能となるよう、播磨地域広域避難計画に基づき、播磨地域の防災対策の推進を図る。

県や他市町等と連携して広域避難に関するさらなる検討を進めるとともに、以下の取り組みを実施し、避難体制の強化に努める。

- ① 大規模水害が市民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、市民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- ② 関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的な避難・受入方法を含めた手順、オペレーション等を定めるとともに、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ③ 避難場所について、市内施設の使用可能性や、市内の広域避難対象者数の把握などを進め、広域避難場所の確保を推進する。
- ④ 「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者の事前把握及び円滑な避難に向けた個別計画の作成を行うなど、避難支援体制の強化に努める。

6 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（資料編参照）

水道災害において、県各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力して実施する県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めている。

7 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（資料編参照）

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、相互扶助精神にもとづき、速やかに応援協力することを目的に、相互応援に関する協定を締結している。

8 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料編参照）

災害発生時において、各市町及び関係一部事務組合が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に遂行することを目的に、相互応援に関する協定を締結している。

9 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局と高砂市は、災害時等において、国土交通省近畿地方整備局が高砂市に対する応援が円滑に行われるよう、災害時等の応援に関する申し合わせを行っている。

第2 防災関係機関との連携強化

市（消防機関）は、広域消防応援協定（資料編参照）の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 民間企業等との協力体制の推進

市は、各種民間企業（協会・団体等）・民間病院・自治会施設等へ災害発生時に支援協力要請が出来るよう協定の締結を推進する。各協定の詳細は資料編参照。

- 1 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）
- 2 災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関する協定（㈱カネカ高砂工業所）
- 3 避難所に関する覚書
- 4 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
（イオンリテール㈱西日本カンパニー等）
- 5 防災活動への協力に関する協定（㈱フジ）

- 6 災害時における緊急放送の協力に関する協定（ＢＡＮ－ＢＡＮテレビネットワークス(株)
- 7 災害時における飲料の提供に関する協定(コカ・コーラボトラーズジャパン(株))
- 8 災害時における避難場所提供に関する協定（0 ホテル高砂）
- 9 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定（サントリーフーズ(株)
- 10 災害時における応急対策等の協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会加古川支部）
- 11 災害支援ボランティア活動に関する協定（高砂市社会福祉協議会）
- 12 災害時における応急活動に関する協定（登録・指定給水工事登録業者19者）
- 13 災害時における応急対策等に関する協定（兵庫県建設業協会加印支部）
- 14 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合加古川高砂支部）
- 15 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県LPガス協会加印支部）
- 16 災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定（第一環境(株)兵庫支部）
- 17 播磨広域連携協議会と日本郵便(株)と連携・協力に関する協定（日本郵便(株)近畿支社）
- 18 災害時における電気設備等の復旧に関する協定（兵庫県電気工事工業組合加古川支部）
- 19 災害時における量の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）
- 20 災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定（釜谷紙業(株)
- 21 災害時等における支援協力に関する協定（(株)ハローズ）
- 22 災害に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー(株)
- 23 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（(株)ゼンリン）
- 24 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）
- 25 災害時におけるダンボール製品の提供に関する協定（釜谷紙業(株)・セツカートン(株)
- 26 災害時等における無人航空機の運用に関する協定（ハリマニックス(株)
- 27 防災情報等の提供に関する協定（ファーストメディア(株)
- 28 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定（（一社）兵庫県トラック協会）
- 29 災害時における支援協力に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭互助協会）
- 30 災害時における非常無線通信の協力に関する協定（高砂アマチュア無線通信協力会）
- 31 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定
（(株)カンキ・山喜産業(株)・西尾レントオール(株)・太陽建機レンタル(株)
- 32 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定
（兵庫トヨタ自動車(株)をはじめとする兵庫県オールトヨタ6社）
- 33 災害時における物資供給に関する協定（(株)いない・(株)ナフコ）
- 34 災害時における連携協力に関する協定（兵庫県弁護士会）
- 35 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便(株)
- 36 災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境(株)
- 37 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定
（(株)SIC及び（一社）日本ムービングハウス協会）
- 38 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定（エープライド(株)
- 39 災害時における物資調達に関する協定（萩原工業(株)
- 40 災害時における物資調達に関する協定（(株)エアーシールド）
- 41 災害時等における生活物資確保に関する協定（(株)マルアイ）
- 42 災害時における避難所用物品等の供給に関する協定（兵庫ヤクルト販売(株)

第4 受援体制

市は、大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応急・復旧期までを見据えた受援マニュアルを作成する。

なお、受援の手順や役割分担の詳細については、「高砂市災害時受援計画」による。

第4節 災害対策拠点及び防災拠点等の整備（総括部本部班）

市は、災害対策及び防災活動の拠点となる施設をあらかじめ定め、防災機能等の整備・向上に努める。

第1 災害対策拠点の整備

災害時における災害対策拠点となる市庁舎については、非常時の業務継続を考慮したものにするとともに、災害対策を実施する上で必要な諸機能の整備を図る。

1 機能

- (1) 各種情報の収集・処理・伝達・提供機能
- (2) 災害対策の審議・決定機能
- (3) 災害応急活動の指揮・指令機能

2 主な設備

- (1) テレビ・ラジオ・ビデオ
- (2) 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

防災ワークステーションを設置し、県庁・県民局・土木事務所・各市町消防本部等と兵庫衛星通信ネットワークシステムで結んでおり、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。

(3) 通信機器

- ① 電話・FAX
- ② 兵庫衛星通信ネットワークシステム
- ③ 防災行政無線
- ④ パソコン（インターネット対応）

(4) その他

上記の各種設備のほか、高砂市地図・地域防災計画書等を備える。

また、長時間の停電に備え、非常用発電施設等の確保・整備に努める。

3 災害対策拠点の代替施設の整備

市役所本庁舎が被災するなど、予定設置場所が災害拠点施設として機能しない場合に備え、南庁舎を代替施設とする。

また、緊急時における市民への災害情報、災害状況の伝達手段として防災行政無線（同報系）を活用することとし、市役所本庁舎から屋外受信局へ一斉放送を行う。

第2 地域防災拠点の整備（応急対策第1部土木班）

市は、災害時における避難地としての機能を確保しつつ、市域に係る救援・救護、応急対策活動の拠点となる地域防災拠点を指定・整備する。

応援行政機関から活動拠点の設置の申し出があった場合は、庁舎周辺施設及び市駐車場（来庁者駐車場）を提供するものとする。

1 役 割

地域防災拠点は、広域防災拠点（県が設定）から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消防、救援・救護、応急対策等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能・役割を担う。

2 機 能

地域防災拠点には、次のような機能・設備の整備に努める。

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材等の集積配送スペース
- ② 防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点との通信設備
- ⑤ 非常用発電施設
- ⑥ 防災臨時ヘリポート
- ⑦ 耐震性貯水槽等
- ⑧ 避難スペース

3 設置場所

地 区	施設名 「活動拠点」	主たる用途	活動部隊
曽 根 地 区	天川東公園	地域防災拠点・一次避難地	警察・消防
米 田 地 区	米田多目的広場公園	地域防災拠点・一次避難地 応急仮設住宅建設候補地	警察・消防 自衛隊
	総合運動公園	地域防災拠点 臨時ヘリポート 救援物資集積場所(陸上競技場・野球場) 広域応援部隊活動拠点(公園・駐車場) 広域避難地(公園・駐車場) 避難所(総合体育館) 応急仮設住宅建設候補地 (サブグラウンド・多目的広場) 遺体安置所(総合体育館内)	警察・消防 自衛隊
阿弥陀地区	市ノ池公園	地域防災拠点・一次避難地 臨時ヘリポート 自衛隊受入拠点(駐屯スペース)	警察・消防 自衛隊

＊ 上記表に掲げる活動部隊の部隊活動に必要な拠点において、部隊が被災地において活動するにあたって、宿営等を行う必要があり、そのための拠点を「活動拠点」といい、その候補地として上記の4箇所が位置付けられている

第3 コミュニティ防災拠点の整備（避難対策部総務班）

市は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

1 役 割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点とな

るものであり、避難と救援の接点としての役割を担う。

2 機 能

コミュニティ防災拠点には、次のような機能・設備の整備に努める。

- ① 災害時において避難生活等が可能な機能
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- ③ 情報通信設備
- ④ 地区内の防災活動に必要な設備
- ⑤ 電気・飲料水等の自給自足機能

3 設置場所

地 区	施 設 名
高 砂 地 区	高 砂 小 学 校
荒 井 地 区	荒 井 小 学 校
伊 保 地 区	伊 保 小 学 校
	伊保南小学校
中 筋 地 区	中 筋 小 学 校
曾 根 地 区	曾 根 小 学 校
米 田 地 区	米 田 小 学 校
	米田西小学校
阿弥陀地区	阿弥陀小学校
北 浜 地 区	北 浜 小 学 校

*隣接施設の伊保地域交流センターは、避難所及び救援物資集積所、認定こども園は炊き出し施設として位置づける。

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用（総括部本部班・消防部）

市は、災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備及び運用に努める。

第1 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・運用

災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）の整備充実・運用により、県・市町・消防本部・警察本部・警察署及び関係公共機関と連携した迅速かつ的確な災害応急対応を図る。

(1) 災害対応総合情報ネットワークシステム管理運営協議会

災害対応総合情報ネットワークシステムについて、兵庫県・市町・消防本部・防災関係機関及びライフライン事業者の相互の連絡を密にし、円滑な管理運営を図る。

- ① 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理運営について、会員相互の連絡調整を行うこと。
- ② 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理運営に関すること。
- ③ 災害対応総合情報ネットワークシステムの利用方法の知識の向上に関すること。
- ④ 災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置のうち管理運営上必要と認める機器の整備に関すること。
- ⑤ その他、管理運営上必要と認める事項

第2 災害無線通信体制の充実強化

1 非常通信体制の整備充実

災害時等に加入電話若しくは携帯電話等が使用できないとき、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規程に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

2 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、日頃より非常通報の電送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第3 高砂市防災行政無線の充実強化

災害時の被害情報収集及び災害対策本部との連絡等を迅速かつ円滑に行うため、災害時における情報伝達手段の充実強化に努める。また、施設の維持補修については、「高砂市防災行政用無線局管理運用規程」（資料編参照）等を制定し、定期的な点検を実施し、常に通信に支障を来すことのないよう、万全な管理に努める。

1 同報系の整備

デジタル通信方式の同報系防災行政無線の整備にともない、高性能スピーカー、防災情報自動配信システム等の導入を行い、更なる災害時における情報伝達手段の多様化・多重化を図る。第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第3「災害時の通信手段の確保」参照

2 防災情報自動配信システム

防災行政無線の放送内容をスマートフォンに音声で届けることができる「たかさご防災アラート」による情報伝達を行うとともに、アプリの周知・加入促進を図る。

また、視覚や聴覚に障がいがある方や、スマートフォンを所持していない方に対しては、緊急情報を電話やFAXによる情報伝達を行い、配信サービスの周知・加入促進を図る。

第4 兵庫県防災行政無線（兵庫衛星通信ネットワーク）

兵庫県防災行政無線は、防災対策に係る防災情報等の受伝達を行うとともに、平常時における行政事務の効率化、県民への各種情報の提供等を図ることを目的とした防災行政無線局と衛星通信回線等により構成された県の総合情報通信網であり、本市では本庁舎及び消防本部に設置されている。

設 置 場 所		地球局番号	衛星電話 交換台	衛 星 ファクシミリ
本庁舎4階危機管理室	荒井町千鳥1丁目1番1号	2 1 6	5 2	6 1
高砂市消防本部	伊保4丁目553番地の1	7 6 4	4 3	6 2

(1) 兵庫衛星通信ネットワーク管理運営協議会

兵庫衛星通信ネットワークについて、兵庫県・市町・消防本部・防災関係機関及びライフライン事業者の相互の連絡を密にし、円滑な管理運営を図る。

- ① 兵庫衛星通信ネットワークの管理運営について、会員相互の連絡調整を行うこと。
- ② 兵庫衛星通信ネットワークの管理運営に関すること。
- ③ 兵庫衛星通信ネットワークの利用方法の知識の向上に関すること。
- ④ その他、管理運営上必要と認める事項

第5 地域防災無線の整備

市は、市域内の警察、病院、NTTなど、防災関係機関との連絡を確保するため、地域防災無線網の整備を進める。

第6 兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運用

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の情報及び平時における救急医療の情報提供を行なう。

第7 災害時優先電話の配備

市は、災害時優先電話の配備・指定について、緊急連絡体制の確立を図る。

【携帯】

070-6523-8826
070-6514-7726
070-6526-7817

第8 防災ネットたかさご

市は、災害発生時に、防災行政無線、広報車等の既存の情報伝達手段に加えて、近年普及がめざましい携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、メール登録された方に直接、災害情報、避難情報等の緊急情報を配信するシステム（「防災ネットたかさご」）による情報提供を行なうとともに、「防災ネットたかさご」の周知・加入促進を図る。

1 情報提供内容

(1) ホームページ掲載内容

- ① 高砂市からのお知らせ
- ② 休日の救急当直医情報
- ③ 避難所情報
- ④ 防災の心得
- ⑤ 地震対策
- ⑥ 災害時に便利な伝言サービス

(2) メール配信内容

- ① 緊急情報お知らせメールによる高砂市内の高齢者等避難・避難指示等の緊急情報
- ② 緊急気象情報お知らせメールによる大雨などの気象警報の発表及び解除等の情報
- ③ 緊急地震速報お知らせメールによる震度4以上の地震や津波に関する情報
- ④ お知らせメールによる高砂市からの各種情報

2 「防災ネットたかさご」の周知・加入促進について

市は、さまざまな情報伝達手段を確立するため、「防災ネットたかさご」「ひょうご防災ネットアプリ」「たかさごナビ」の周知・加入促進を図る。

(1) 周知・加入促進

- ① 出前講座、防災訓練、各種後援会等での加入案内
- ② 自主防災組織をはじめとする各種団体への加入案内
- ③ 各機関紙への掲載

(2) 緊急お知らせメールの利活用

- ① 緊急お知らせメール機能を活用しての総合防災訓練の実施
- ② 緊急気象情報お知らせメールによる気象警報等の迅速な確認

第6節 消防防災施設・設備の整備（消防部）

消防防災施設・設備の整備等により、消防力の強化を促進する。

第1 総合的な消防計画の策定

大規模火災に対応する総合的な消防計画を策定する。

第2 消防施設・設備の整備

1 現 況

(1) 消防ポンプ車等

(令和8年4月1日現在)

配 置		消防本部	高砂分署	計	消防団本部	高砂分団	荒井分団	伊保分団	曾根分団	米田分団	阿弥陀分団	北浜分団	計	合計
種 別	種 別													
自動車	消防ポンプ車	2	0	2		1	1	1	1	1	1	1	7	9
	水槽付消防ポンプ車	1		1										1
	特殊車	化学消防ポンプ自動車	1	1	2									2
		はしご付消防自動車	1		1									1
		資器材搬送車	2		2									2
		原液搬送車	1		1									1
		救助工作車	1		1									1
		救急自動車	3	2	5									5
	その他車両	指揮車	1		1									1
		支援車	3		3	1							1	4
		連絡車	1		1	1							1	2
		広報車	1		1									1
その他	可搬式ポンプ	2	1	3	2	1	4	5	1	6	8	4	31	34
	救助ボート	2	1	3			1	1	1	1	1	1	6	9

(2) 消防水利

(令和8年4月1日現在)

水利 地区	消 火 栓	防火水槽 40m ³ 以上	防火水槽 40m ³ 未満	プール	井戸
高 砂	221	14		5	
荒 井	281	21	1	2	
伊 保	434	14	1	2	
中 筋	135	7		2	
曾 根	255	10		3	
米 田	345	13		3	2
阿弥陀	281	22	3	2	
北 浜	138	7	2	1	
計	2,090	108	7	20	2

(3) 消火薬剤

(令和8年4月1日現在)

消 防 本 部	9,160 リットル
---------	------------

2 整備計画

消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、県策定の「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な整備を進める。

(1) 消防力の基準、消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。

① 人員の増強

消防施設の拡充整備を図るとともに、年次計画により人員増強を図り、消防体制の万全を期する。

② 機械器具の整備

現有消防用車両の整備を図るとともに、特殊火災に備えて各種の消防用資機材の確保に努める。

(2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

① 消火栓

道路の新設等により住宅の増加が急激に進展することが予想されるため、水道事業計画と併せて消火栓の新設を年次計画により実施する。

② 防火水槽

防火水槽については年次的に新設を計画しており、40m³級以上の地下式耐震性防火水槽を消防水利の基準にし、低率地域を重点に整備する。

③ 自然水利

河川、池、海等の自然水利については、活用を図るための調査を十分行う。

第 7 節 防災資機材の整備（総括部本部班・消防部）

市は、災害時に必要な防災資機材等の整備充実を図る。

第 1 住民用資機材

住民用資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。

住民用資機材は、原則としてコミュニティ防災拠点に配分・備蓄する。

第 2 救助資機材

1 住民用の救助資機材

高砂市自主防災組織補助金（資料編）の制度を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

2 救助要員用の救助資機材

救助要員用資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。

救助要員用資機材は、原則として地域防災拠点に備蓄する。

第 3 拠点用資機材

地域防災拠点の運用に必要な資機材について、備蓄品目・数量等を定め、地域防災拠点への計画的な備蓄に努める。

第 4 水防用資機材

1 水防倉庫・水防ポンプ庫

市内に水防倉庫 7 箇所、消防ポンプ庫 10 箇所を配備し、水防活動用資材等を備蓄している。水防倉庫、消防ポンプ庫については、資料編参照。

2 水防資材

水防管理者は、資材確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また、備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

資材調達先については、資料編参照。

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資材又は県の備蓄資材を使用する場合には、国土交通省姫路河川国道事務所長又は兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

資材備蓄状況は次のとおりである。

(1) 消防本部

(令和8年4月1日現在)

品名	数量	備考
携帯ラジオ	2	
ローブ銃	1	
発電機	1	
水中ポンプ	1	
ロープ 100 m	1	
ロープ 30 m	3	
ビニールシート	30	
土のう袋	9,600	
ビニール紐	13	(巻)
掛矢	5	
なた	3	
スコップ	41	
クギ	60	
針金	50	(m)
救命具	36	
救命ボート	4	
鉄杭	50	
一輪車	6	

(2) 水防倉庫

(令和8年4月1日時点)

品名 \ 倉庫	高砂	荒井	伊保	曾根	米田	阿弥陀	北浜	計
土のう袋	2,000	2,000	2,000	2,100	2,000	2,000	2,000	14,100
むしろ				5		5		10
ビニール紐	5	5	5	5	5	5	5	35
丸太 4 m	4		10	10		30		54
杭 2 m	200	40	30	110	40	150	30	600
鉄杭 2 m		30	30		30	30	30	150
矢板	12	5	5	7	5	10	5	49
掛矢	2	3	3	5	3	4	3	23
スコップ	13	11	12	40	11	40	10	137
蛸つち	3	4	4	3	4	3	3	24
おの	2	3	3	4	3	3	3	21
なた	1	3	3	3	3	3	3	19
鎌	1	5	5	7	5	10	5	38
のこぎり鎌	10	5	5	14	5	10	5	54

じょれん	13	2	4	15	2	15	3	54
つるはし	3	5	5	10	5	9	5	42
ペンチ	2	3	3	2	3	4	3	20
クリッパー	1	1	1	2	2	2	2	11
クギ	10		3	10	3	10	3	39
のこぎり	2	2	2	3	2	3	5	19
ハンマー	2	2	2	3	2	3	2	16
針金	10	10	10	10	10	10	10	70
くわ	2							2
一輪車	3	3	3	3	3	3	3	21
熊手		5	2	3	5	3	5	23
救命ボート		1	1	1	1	1	1	6

(3) 消防ポンプ庫

(令和8年4月1日時点)

ポンプ庫 品名	小松 原	中筋 2丁目	米田 新	塩市	島	神爪	魚橋	生石	西浜	牛谷	計
土のう袋	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
スコップ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
熊手	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30

(4) 土のう等保有数

(令和8年4月1日時点)

場 所 品 目	消防本部		分団車庫	合 計
	訓練場	高砂分署		
土のう	2,000 個	50 個	3,300 個	5,350 個
砂	15 m ³			15 m ³

第8節 災害ボランティア活動支援体制の整備（救助部援護班）

市は、大規模な災害が発生し救援活動が長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備に努める。

第1 受入体制の整備

大規模災害等が発生した場合、市は災害ボランティアに協力を得ることとし、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- (1) ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの養成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上
- (4) 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- (5) 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等の住民との円滑な関係づくり
- (6) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定（社会福祉協議会作成）

第2 ボランティア活動支援拠点の整備

平常時における各種ボランティア活動が災害時にも活かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害ボランティア活動支援拠点（災害ボランティアセンター）の整備に努める。（高砂市ユーアイ福祉交流センター）

第3 災害ボランティアの活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元・外部から被災地入りするNPO・NGO等の被災者援護協力団体と連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア）などの活動支援や調整を行う組織も含めた連携体制を構築し、次の条件整備に努める。

- (1) 災害に係るボランティアコーディネーターの養成
- (2) 災害ボランティア用活動マニュアルの作成
- (3) 災害ボランティアのネットワーク化
- (4) 災害ボランティア活動拠点の整備
- (5) 災害ボランティア活動資機材の整備
- (6) 災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくり

第4 災害ボランティア等の確保

- (1) 被災地域におけるボランティアニーズの把握
- (2) 災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供な

どの各種支援

第9節 備蓄体制等の整備（総括部本部班）

市は、災害発生直後に必要となる食料・物資等の備蓄・調達体制の整備に努める。

第1 備蓄の基本的方針

- (1) 災害発生から3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- (2) 住民が各家庭や職場で、平常時から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料・飲料水・生活必需物資を備蓄するように、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- (3) 住民の備蓄を補完するため、避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液などの感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年1回、広く市民に公表するものとする。また、必要となる備蓄量を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めるものとする。
- (4) 市の備蓄量は、山崎断層帯地震発生時避難者想定数の3日分（うち1日分は現物備蓄）を備蓄するよう努めることとする。また、各種民間業者等から確保出来るよう各種物資等の調達に関する協定の締結に努める。
- (5) 市の災害対策要員は、常時3日分の備蓄に努めなければならない。
- (6) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新し、最新の状況の把握を行う。
- (7) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人材や資機材等を輸送事業者等と連携して確保するよう努める。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 民間との協定促進

災害時における各種物資等の調達等に関して、民間事業者等との協定締結を促進し、必要な物資等の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

1 協定締結済み

緊急時における生活物資確保に関する協定【生活協同組合コープこうべ】

災害時における防災活動及び平常時における防災活動の協力に関する協定

【イオンリテール(株)西日本カンパニー等】

防災活動への協力に関する協定【(株)フジ】

災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定【コカ・コーラボトラーズジャパン(株)】

災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定【サントリーフーズ(株)】

災害時等における支援協力に関する協定【(株)ハローズ】

災害時等における物資供給に関する協定【(株)ナフコ】 【(株)いない】

災害時等における生活物資確保に関する協定【(株)マルアイ】

災害時における避難所用物品等の供給に関する協定【兵庫ヤクルト販売(株)】

第3 食料

1 食料給与対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 目標数量及び備蓄方法

- (1) 住民は、1人3日分の現物備蓄に努める。
- (2) 市は、指定避難所の屋内収容者数の1回分相当量を、各避難所に分散させ、現物備蓄するよう努める。
- (3) 市は、想定される被災者の1日分相当量から上記(2)の量を差し引いた数量分を、防災倉庫等に現物備蓄するよう努める。

3 備蓄品目

主な備蓄品目について、高齢者や乳幼児・アレルギー体質者等のニーズにも配慮し、次のように定める。

- (1) 主 食
炊き出し用米穀（アルファ米）、育児用調製粉乳等（無添加食品）
- (2) 副 食
即席めん、調理缶詰等

第4 生活必需物資

1 生活必需物資給与対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 目標数量及び備蓄方法

- (1) 住民は、1人3日分の現物備蓄に努める。
- (2) 市は、指定避難所の屋内収容者数の毛布を、各避難所に分散させ、現物備蓄するよう努める。
- (3) 市は、その他の備蓄品について想定される被災者の1日分相当量を、防災倉庫等に現物備蓄又は流通在庫備蓄するよう努める。
- (4) 市は、幼児・女性等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もるもの

とする。

3 備蓄品目

主な備蓄・調達品目について、次のように定める。

また、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要となると考えられる品目については重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮する。

(令和8年4月現在)

区 分	主な備蓄・調達品目	現在の備蓄状況	
寝 具	毛布	防災倉庫	700 枚
		第2上下水道庁舎	110 枚
		文化会館	640 枚
		各小学校(10 箇所)	6,250 枚
		各中学校(6 箇所)	2,100 枚
		各高等学校(4 箇所)	120 枚
		各地域交流センター(8 箇所)	160 枚
		各自治会館(21 箇所)	520 枚
		曽根備蓄倉庫	180 枚
		合計	10,780 枚
	アルミブランケット	防災倉庫	1,100 枚
		各小学校(10 箇所)	6,000 枚
		各中学校(6 箇所)	600 枚
		合計	7,700 枚
	避難所用ベッド	各小学校(10 箇所)	200 台
		各中学校(6 箇所)	120 台
		各地域交流センター(8 箇所)	40 台
		第2上下水道庁舎	298 台
		合計	658 台
	避難所用テント	各小学校(10 箇所)	216 台
		各中学校(6 箇所)	136 台
		各地域交流センター(8 箇所)	40 台
		第2上下水道庁舎	248 台
		合計	640 台
日用品	タオル	各小学校(10 箇所)	4,800 枚
		第2上下水道庁舎	6,740 枚
	おしりふき	第2上下水道庁舎	5,400 枚
	乳児用紙おむつ	防災倉庫	2,088 枚
	大人用紙おむつ	防災倉庫	536 枚
	生理用ナプキン	防災倉庫	2,020 枚
	哺乳ビン	防災倉庫	384 本
食 品	アルファ化米(白がゆ)	各小中学校・高校・自治会館・防災倉庫	28,450 食
	アルファ化米(わかめ)	各小中学校・防災倉庫	18,200 食
	アルファ化米(きのこ)	各小学校・防災倉庫・地域交流センター	18,450 食
	羊羹	各小中学校	32,150 食
	パン	各小中学校・防災倉庫・地域交流センター	3,492 食
	粉ミルク新生児用	防災倉庫	2,200 本
	粉ミルク9ヶ月～用	防災倉庫	2,200 本
	粉ミルク(アレルギー対応)	防災倉庫	24 缶
	液体ミルク	防災倉庫	960 缶

区 分	主な備蓄・調達品目	現在の備蓄状況	
	飲料水(500m l 入り)	第2上下水道庁舎・各小中学校・地域交流センター	35,448 本
	飲料水(2 l 入り)	第2上下水道庁舎	9,474 本
光熱材料	防水ライト	防災倉庫	24 個
	撮影用照明機材	防災倉庫	6 台
	発電機	各小学校	10 基
	投光器	防災倉庫	10 基
	合図灯	防災倉庫	3 個
	薪	防災倉庫	10 箱
	ストーブ(備蓄用薪)	防災倉庫	2 台
	カセットガスボンベ	防災倉庫	134 本
	乾電池	防災倉庫	118 本
	救助工具セット	各小学校	10 セット
	ポータブル発電機	防災倉庫・地域交流センター	34 基
その他	給水タンク(500 リットル)	防災倉庫	2 基
	消火器	防災倉庫	3 本
	メガホン	防災倉庫	5 個
	トリアージ用シート	防災倉庫	1 セット
	コードリール	防災倉庫	23 個
	ロープ	防災倉庫	2 巻
	カナディアンテント	荒井小学校備蓄倉庫	1 張
	テント	荒井小学校備蓄倉庫	5 張
	一輪車	防災倉庫	1 台
	トイレットペーパー	第2上下水道庁舎	3,360 ロール
	簡易トイレ	第2上下水道庁舎・各小中学校	1,473 個
	トイレ袋	第2上下水道庁舎・各小中学校	56,930 枚
	ブルーシート	防災倉庫	1,348 枚
	組立式ウォータータンク	防災倉庫	20 台

第5 応急給水(水道部)

1 対 象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備するよう努める。

	給水目標水量
災害発生から3日間	1人1日 3 リットル
4日～10日間	1人1日 3～20 リットル
11日～20日間	1人1日 20～100 リットル

21 日目以降	1 人 1 日 100 リットル～被災前の水準
---------	-------------------------

3 供給体制

拠点給水や給水車等による運搬給水に必要な体制の整備に努める。

名 称	数 量	保 管 場 所
加圧給水車	2,000 リットル 1 台 900～1,000 リットル 1 台	米田水源地 第2上下水道庁舎車庫
携帯用タンク	15 リットル 270 個	荒井ポンプ場
非常用飲料水袋	6 リットル 7,200 個	荒井ポンプ場(6,400 個) 第2上下水道庁舎(800 個)

4 各家庭での飲料水の確保

- (1) 各家庭で、最低1人1日3リットルの飲料水3～5日分をポリタンク等の容器に備え、日頃からこまめに取り替える。
- (2) 各家庭で、風呂の残り湯をとっておいたり、洗濯機に水を貯めておくなど、断水時の生活用水の確保に努める。

5 協力体制の整備

- (1) 住民及び自主防災組織等に対し、災害時給水活動の担い手となるよう、貯水及び給水に関する指導を徹底する。
- (2) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」（資料編参照）に基づく飲料水の確保を図るほか、災害時給水に対応する。

第6 医薬品等（医療部）

- (1) 市内各医療機関に対し備蓄を奨励する。
- (2) 高砂市医師会との連携を図りながら救護所への備蓄配備を行うとともに、不足の場合の調達手段を講じておく。
- (3) 発災後3日間程度の診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。

第 10 節 緊急輸送体制の整備（総括部本部班・応急対策第 1 部）

市は、災害時における災害応急活動に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送体制の整備に努める。

第 1 地域輸送拠点の整備

災害時における緊急物資等の地域輸送拠点として、地域防災拠点である総合運動公園を指定し、輸送拠点としての機能の整備充実を図る。

第 2 高砂市緊急輸送道路ネットワークの設定

災害発生後、緊急物資等の輸送を円滑に行うため、兵庫県緊急輸送道路（県指定）や地域防災拠点等とのアクセス等に留意し、高砂市緊急輸送道路を設定する。第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 1 9 節「交通輸送対策の実施」参照

1 設定上の留意点

高砂市緊急輸送道路ネットワークは、次の各施設と市域に係る兵庫県緊急輸送道路（県指定）とのアクセスに配慮し、警察及び関係機関と協議のうえ設定する。

- (1) 市役所、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
- (2) 地域防災拠点（地域輸送拠点）
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場
- (4) 海上アクセスポイント

2 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

大規模災害時における緊急物資の輸送の確保や住民の円滑な避難の確保を行うには、緊急輸送道路を早期に使用できる状態とする必要があるため、緊急輸送道路の沿道に建つ道路を閉塞する可能性の高い建築物の耐震化を図る。

第 3 緊急輸送車両の確保

1 輸送力

市の所有する輸送力は次のとおりである。

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

車種 所属	貨物車 （小型貨物含）	乗用車	バス	救急車	消防車	給水車	船舶	軽自動車	計
消防本部	1			5	13		4	2	25
消防団					8		6	1	15
政策部								3	3
総務部		1						1	2
財務部	1	4						4	9
協働部		1						2	3

市民部								5	5
こども部			1					5	6
福祉部								5	5
生活環境部	2	3						9	14
都市創造部	2							8	10
上下水道部	3	1				1		15	20
教育部			1					7	8
市民病院	1	1						4	6
計	9	11	2			1		68	91

2 協定の締結

市は、災害応急活動に資する緊急輸送車両の確保に関して、民間事業者等との協定締結を促進し、必要な車両等の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

(1) 協定締結済み

災害時における応急対策等の協力に関する協定【兵庫県自動車整備振興会加古川支部】

第4 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

市は、空輸による緊急輸送を想定し、市内全域をカバーする観点からヘリコプター離着陸場を第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第18節「ヘリコプター派遣要請計画」のとおり指定する。このうち3箇所が県の指定するヘリコプター臨時発着場適地に位置づけられている。

第5 海上アクセスポイントの整備

市は、海上からの緊急輸送に備え、高砂港、高砂西港、伊保港、曾根港の耐震岸壁化等を検討する。

第 11 節 災害医療体制の整備（医療部）

市は、災害時における多数の負傷者等に対する救急医療や災害医療体制の整備に努める。

第 1 災害時の拠点病院

市は、地域の基幹病院となる高砂市域における災害時の拠点病院として、耐震構造で防災設備も備えた拠点病院を整備する。

- ・高砂市民病院

第 2 災害医療情報の収集体制の整備

高砂市医師会、救急指定病院等と連携をとり、災害時において円滑に医療情報の収集が行えるよう、情報収集体制の整備に努める。

第 3 初動医療体制の整備

災害時における負傷者等の災害現場からの救出及び医療救護について、その負傷の軽・重の程度（トリアージ）に応じて迅速かつ適切に実施されるよう、県、高砂市医師会その他の関係機関等の協力を求め、必要な体制の整備を図る。

1 市救護班の編成計画

災害時には必要に応じ、避難対策部健康管理班・医療部・避難行動要支援者対策班等により市救護班を編成するものとする。

県、高砂市医師会及び日赤兵庫県支部と協議して、災害発生時における迅速な応急医療体制整備に必要な緊急連絡体制及び通信体制の確立に努める。

2 後方医療体制の拡充・強化

災害時における負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、県その他関係機関に後方医療体制・施設の拡充・強化を要請する。

3 応急救護体制の確立

(1) 機動班

消防（本）部が組織する救急隊、救助隊で、災害現場における救出・救護を行う。

(2) 救護班

災害対策本部の組織における救護班で、救護所において応急措置を行う。

(3) 救護所

災害時に医療応急措置を行う施設として設置する。

【平成 7 年 12 月 19 日後医第 34 号地域防災計画上の救護所の設置場所等の決定に関する要領】

（資料編参照）

名 称	場 所	管 轄 区 域
文化会館	高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号	法華山谷川以東
竜山中学校	松陽 3 丁目 1 番	法華山谷川以西

(4) 後方医療施設

救護所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う常設の高砂市民病院等をいう。

4 医師会等との連携強化

高砂市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との協力協定締結を推進し、災害時にはそれぞれの専門的技術の提供を依頼する。

第 12 節 住民避難に係る施設・体制の整備（避難対策部・避難応援部）

市は、災害時における住民避難が円滑かつ速やかに行われるよう、避難施設や避難体制の整備・確立に努める。

第 1 避難施設の指定・整備

避難施設として、浸水想定区域図及び高砂市ハザードマップ等を参考に避難場所及び避難所を指定し、その防災機能の整備向上を図る。

なお、避難場所とは、避難地（オープンスペース）と避難所を併せ持った施設を指す。

1 避難場所の指定

地震対策編第 2 編「災害予防計画」第 3 章「災害応急対策への備えの充実」第 1 6 節「住民避難に係る施設・体制の整備」による。

2 避難所の指定

(1) 役割・機能

避難所とは、災害時に被害を受け又は受ける恐れのある市民が応急生活をするための場所であり、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるものである。

災害発生前（台風接近時等）及び災害発生時には、避難者数等の被災状況を予測又は踏まえ、指定された避難所の中から必要に応じ、避難所の開設を行う。（台風接近時等あらかじめ避難所の開設が予想される場合は、全避難所の施設長等を待機させ、いつでも開設出来るよう準備しておく。）

(2) 避難所

避難所として、コミュニティ防災拠点を中心に、市内の小中学校及び高等学校の施設（体育館等）及び自治会施設 2 1 箇所（一時避難所）を含め、5 4 施設を指定する。

＊避難所に関する覚書（資料編参照）

このうち、各地域交流センターは、自主避難者の受け入れ施設として早期（警戒体制配備後、速やかに）開設を行う。

また、文化会館及び福祉総合相談センターは、福祉避難所として位置づける。ただし、文化会館は東館 1 階の多目的室 5、多目的室 6、控室 1、控室 2 及び料理講習室を救護室として医師会等と連携して救護所として使用することとし、福祉総合相談センターは 2 階相談室を避難場所として使用することとする。

各認定こども園は、災害時においても早期に園児の受け入れを行うため、調理室のみを炊き出し施設として位置づける。

（指定避難所の一覧については、第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 6 節「避難対策の実施」1 3 「指定避難施設一覧表」参照）

第2 避難体制等の整備・確立

市は、避難場所等への住民の安全な避難を確保するため、避難体制等の整備・確立に努める。

1 避難路の設定

災害時には、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要となる事態が予想されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう事前に避難路を設定し事前に周知する。

(1) 市指定避難路

広域避難地及び一次避難地に通じる道路又は緑道であって、幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道か沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難に必要な機能を有すると認められる道路又は緑道を指定する。

(2) 自主防災会等による指定避難路

地域内で定めた一時避難場所及び避難所に、市指定避難路だけでは、アクセスできない場合は、自主防災会等の組織で事前に避難路を定め住民に周知する。

2 標識等の整備

(1) 避難場所周辺の安全性確保

指定避難場所周辺について、安全な避難の確保の観点から、現況調査及び安全性の検討を行い整備を進める。

(2) 誘導標識等の整備

誘導標識、避難場所表示板の整備にあたっては、避難行動要支援者への配慮を含めた内容の検討を行い、適切な整備を進める。

(3) 避難場所案内図の整備

避難場所案内図は、避難場所の配置を図上に示し、地理不案内な者に対してはもとより、施設そのものの所在を知っている住民に対しても避難場所としての周知を図る役割を果たすものであり、適切な避難場所案内図の整備を進める。

(4) ハザードマップの作成

高砂市ハザードマップは令和2年度に改訂し、全世帯に配布している。被害想定等において見直しがあつた場合は修正し、全世帯に配布する。

3 避難誘導体制の整備

(1) 整備の前提となる基本的考え方

- ① 避難者の把握、避難誘導等に際しては、警察署長に協力を要請する。
- ② 広域的な災害による避難の勧告・指示が出された場合、住民は原則として最寄りの指定避難場所に自主的に避難する。
- ③ 避難指示が出された場合、市はあらかじめ指定避難場所に職員を派遣するとともに、一定の地域または自主防災組織等の単位で住民を集合させた後、必要に応じ、避難所に誘導する。
- ④ 消防部は、避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路並びに消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を市長、警察署長等関係機関に通報する。また、避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難経路の安全性を最優先してその確保に努める。
- ⑤ 自主防災組織等の団体及び住民は、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者については、早め

に避難させるよう配慮するとともに、優先して避難誘導に努める。

市は、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報の発令基準を定め、情報伝達に努める。

(2) 体制の整備

① 避難誘導体制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況等の災害状況について迅速に把握するとともに、関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

② 避難路の整備と安全化

災害時における住民避難の安全性を確保するため、避難路の整備を図る。

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進する。また、住民による初期消火体制の充実強化に努める。

③ 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

避難した住民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設整備、災害時の運用等について、あらかじめ協議を行う。

イ 避難施設の安全化

指定避難場所及び指定避難所を市街地火災等から防護し、避難した住民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮し、施設のバリアフリー化に努める。

ウ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行われるよう、指定避難場所に災害時の有線放送及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

④ 避難所運営マニュアルの作成

避難所の運営は、避難者・自主防災組織等が自主的に運営にあたることとするが、避難者に混乱が起きないよう事前に開設から閉所までのマニュアルを作成し市職員、避難者、ボランティア等の役割を定め避難所での生活をできるだけ支援できるよう努める。

避難対策部総務班及び避難応援部避難所応援班と各避難所施設班とで作成する。

⑤ 避難所開設キット及び感染症対策キットの配備

避難所開設時に受付で必要な文具類や、感染症対策で使用するサージカルマスク、手指アルコール消毒液をはじめとした消耗品類をそれぞれ箱にまとめ、避難所となる各地域交流センター、学校へ配備を行った。

⑥ 避難所運営訓練の実施

避難所開設時には、感染症対策を含めた準備や手順が加わったことから、避難所開設・運営担当職員を対象として、避難所運営訓練を実施し、円滑に避難所開設・運営ができるように努める。

第 13 節 避難行動要支援者の支援体制（救助部避難行動要支援者対策班）

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者のうち、避難行動要支援者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、体制整備に努める。

第 1 地域安心拠点の整備

日頃からの住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が災害時における避難行動要支援者対策にもつながるとの観点から、住民の自立と相互の助け合いを基調に高齢者・障がい者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点として文化会館を指定し、地域安心拠点（福祉避難所）としての整備を図る。

第 2 支援体制

市は、避難行動要支援者体制について、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、高砂市避難行動要支援者避難支援の手引きを策定している。また、当該手引きに基づき、対象者一人ひとりの状況に応じた避難支援の方法を定める個別計画づくりを進めている。今後は、引き続き個別計画の作成を推進するとともに、防災訓練等を通じてその内容の検証を行い、必要に応じて見直しを図ることで、より実効性の高い計画となるよう、内容の充実に努めるものとする。

第 3 避難行動要支援者名簿の作成・活用等

市は、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならない。

このため、名簿の作成及び活用等について必要な事項を定める。

1 名簿に記載する者の範囲

名簿に記載する者の範囲は、災害が発生したときや災害が発生するおそれのあるとき、ひとりで避難することが困難なため、第三者の支援が必要な下記に掲げる者をいう。

- ・ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯
- ・介護保険要介護認定（要介護 3～5）で在宅生活している人
- ・身体障がい者（1 級～2 級）で在宅生活している人
- ・知的障がい者（療育手帳 A）で在宅生活している人
- ・そのほか支援が必要と思われる人

2 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項に基づき市の関係部署で把握している情報を集約し、利用するほか、同第 4 項の規定に基づき県知事その他の者に対し、情報の提供を求める。

3 名簿の更新

市は、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者と共に、名簿の記載事項を最新に保つよう努める。

4 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の支援を担う組織等で、市関係部局、消防本部、自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉協議会・民生委員・児童委員・介護支援専門員・相談支援専門員及び県民局をいう。

5 個別避難計画をはじめとする地域における避難計画体制の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用には支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に適切な管理に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

6 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市は、緊急かつ着実に避難情報が伝達されるよう、第3編第3章第6節避難対策の実施1実施責任と実施基準等（6）避難情報の伝達に準じて行うものとし、避難行動要支援者の状況に応じて適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努める。

避難支援等関係者は必ずしも支援できるとは限らないため、ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援等関係者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者は日頃から円滑な避難が可能となるよう努めることとする。

8 名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策

名簿を提供するにあたっては、高砂市避難行動要支援者避難支援の手引きに基づき、適切に行わなければならない。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要がある場合、避難行動要支援者に係る名簿情報を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。

第4 災害時にかかる避難行動要支援者名簿の提供について

1 災害対応の規定について

災害対策基本法第49条の1第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意なく、名簿情報の提供を行うことができる。

「災害が発生し、災害が発生するおそれがある場合」について、地震においては、「地震が発生し避難所が開設された場合」とし、風水害においては、「警戒レベル3 高齢者等避難を発令した場合」とする。

2 避難行動要支援者名簿の提供について

災害が発生するおそれがある場合における避難行動要支援者名簿の提供について、本人の同意は必要ないものの、災害対策基本法第49条の12の規定による、提供時の配慮を行うための必要な措置については遵守する必要がある。

そのため、避難支援等関係者から名簿提供に関する依頼を受けた場合には、必要な確認等の手続きを経た上で名簿の提供を行うとともに、提供に際しては、適切な取扱いがなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(必要な措置の一例)

- ・避難支援等関係者に限り提供する
- ・他地区の情報を渡さない
- ・避難支援等関係者の守秘義務の伝達
- ・名簿をみだりに複製してはならない
- ・平常時に名簿を有していない者へ情報提供する場合、破棄および返却の依頼を行う

3 安否確認等に活用する場合における地域への名簿提供について

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民が安否確認等に避難行動要支援者名簿を活用する際には、発災後速やかに名簿情報の提供を行う必要がある。

そのため、避難所となる地域交流センターにおける名簿の配置及び提供方法については、関係施設との協議・調整を進め、今後、運用方法について検討するものとする。

なお、当面の対応としては、避難支援等関係者の求めに応じて、本庁舎において救助部避難行動要支援者班が名簿の提供を行う。

また、平時における名簿提供については、避難支援等関係者の求めに応じて、総括部本部班においても対応するものとする。

第5 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市等は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時的入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

2 社会福祉施設の対応強化

施設管理者は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がい者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教

育・防災訓練の充実等に努める。

(1) 防災計画の策定

施設管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について、防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

施設管理者は、策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により、定期的に防災避難訓練を実施する。

(3) 地域住民との連携

施設管理者は、平常時から入所者と地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の交流が得られるよう必要な体制づくりを推進する。

3 施設等の対応整備

施設管理者は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項に係る整備に努める。また、市・消防本部は必要な指導助言を行う。

(1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

(2) 光・音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

4 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮し、施設のバリアフリー化に努める。

第6 避難行動要支援者関連施設への災害対策の実施

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の避難行動要支援者関連施設の利用者の円滑かつ迅速な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備し、防災体制整備の指導等を行うなど総合的な土砂災害対策を講じる。

(2) 水防法に基づく浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。

(3) 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等は、ハザードマップ等で市民に周知する。

避難行動要支援者関連施設の名称と所在は資料編参照。

(4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に立地する避難行動要支援者関連施設については、災害発生のおそれがある場合における避難確保に関する計画（以下、「避難確保計画」という。）を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。避難確保計画を策定していない施設の所有者または管理者に対して、計画策定の指示を行い、施設の所有者または管理者が報告した計画及び訓練結果について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第14節 外国人への対応（避難応援部・文化スポーツ施設班）

市は、外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達体制の確立に努める。

第1 日常の情報提供

高砂市国際交流協会等と連携し、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレット等の発行、ひょうごE(エマージェンシー)ネット等を用いた防火・防災知識の啓発に努める。

第2 外国人住民等の被災情報の把握

1 被害状況の確認

県、警察、外国人団体、市各部災害対策部等と相互に連絡して、外国人住民の被害状況を確認する。

2 ニーズの把握

高砂市国際交協会等を通じてニーズを把握する。

第3 外国人住民等への情報提供

1 相談体制の確立

災害時に開設する相談窓口において、ボランティアを活用する方法により、可能な限り多言語による相談体制の確立に努める。

2 災害情報の提供

高砂市国際交流協会等の協力を得ながら、多言語による生活ガイドブックや「ひょうご E（エマージェンシー）ネット」を用いた情報提供ならびに、外国語による防火防災対策の啓発に努める。

3 避難誘導の対応等

災害時の避難に係る誘導標識、避難場所案内板について、一般図記号の使用をすすめる。

4 避難所運営時の配慮

避難所に、外国人が分かるように災害時多言語表示シートを準備し、適宜表示を行う。また、外国人の生活習慣や宗教を尊重し、避難所生活では可能な限り配慮を行う。

第4 外国人住民等への研修等

1 研修会の実施

日本における災害時の特性を学ぶ研修会を「やさしい日本語」などを用いて実施し、日本における災害の特性を学ぶとともに、日本人・外国人、双方の交流の促進を図る。

2 訓練への参加

外国人へ市や地域が開催する防災訓練への参加を促し、災害時に実際に行うべき行動を学ぶとともに、訓練参加者との交流を図る。

第 15 節 防災基盤・施設等の整備計画（総括部本部班・応急対策第 2 部）

市は、防災基盤・施設等に係る整備計画を策定し、その推進に努める。

第 1 防災まちづくり事業

地域の実情に応じた災害に強い安全なまちづくりを推進するため防災まちづくり事業計画を作成し、それに基づく事業の推進に努める。

実施した事業

平成 11 年	防災倉庫建設
平成 12 年	防災センター建設
平成 13 年	防災行政無線

第2 浸水対策計画

浸水等対策計画（平成17年7月7日初版）は、実施事業の進捗管理と検証を行うため作成する。本計画は、毎年、高砂市防災対策検討委員会において検討を加え、必要に応じて修正する。

1 背景

平成16年度は、大型の台風が相次ぐなか、市は災害対策本部を立ち上げ、各種水防活動にあたったが、市内各所で浸水等の被害を被った。

また、平成23年度の台風第12号においては、台風が大型で、さらに動きが遅かったため、長時間台風周辺に非常に湿った空気が流れ込み、9月3日21時55分に災害対策本部を設置し、各種水防活動にあたってきた。しかしながら、4日0時から1時の間に50mm、1時から2時の間に約80mmの猛烈な雨に見舞われるとともに、満潮時に台風が接近したことにより潮位が上昇し、内水排除施設の限界を超え、多くの被害が発生した。

そこで高砂市は、この災害を検証するため平成23年台風第12号災害対応検証委員会を設置し、災害対応検証報告書を作成した。この検証報告書は、災害発生直後の混乱の中にあっても被害を最小限に食い止めるべく、「分散防御」と「集中防御」のバランスのとれた迅速な対応ができるよう、ハード（浸水等の被害の軽減を図るため、河川、下水道、水路、ため池、道路側溝などによる治水機能の強化等）、ソフト（市民へのよりの確な情報伝達の構築や災害対策機能の充実、自主防災組織の育成等）両面にわたり、市民と行政が一体となって整備を進めていくこととしている。

2 目的

安全・安心なまちづくりを推進するため、ポンプ場の整備・新設、河川整備計画に基づく河川改修工事、ため池の改修、雨水幹線の整備、土砂災害対策事業などのハード整備とともに、情報伝達や災害対策機能の充実などのソフト整備を進め、高砂市ハザードマップに示す災害危険区域における風水害の解消を図る。

3 ハード事業

(1) 令和8年度実施事業

事業内容	計画年度	実施部
松村川洪水対策・高潮対策事業 鹿島機場の取壊し等の河川改修工事を実施している。	令和7～8	上下水道部
市内各所雨水管渠整備事業 雨水排水の支障となる箇所について順次実施設計をし、雨水管渠整備工事を実施している。	平成27～	上下水道部

(2) 令和9年度以降実施事業

事業内容	計画年度	実施部
間の川整備事業 間の川雨水幹線工事（河道拡幅）を実施する。	令和9～ 令和14	上下水道部
松村川防潮堤整備事業 松村川防潮堤実施設計及び整備工事を実施する。	令和9～ 令和13	上下水道部

(3) 過年度実施事業

事業内容	完成年度	実施部
中島 3 丁目 市道伊保 70 号線附近水路の角落しの設置	平成 16	まちづくり部
北浜町牛谷 市道北浜 14 号線附近 水路の嵩上げ	平成 16	まちづくり部
加古川水産附近のポンプピットの整備	平成 16	県
間の川ポンプ場左岸通路の嵩上げ及び堆積物の撤去	平成 17	まちづくり部
中島 3 丁目 358-18 地先の洗川からの逆流防止 (フラップゲート設置)	平成 17	まちづくり部
米田新水路改修事業	平成 17	まちづくり部
神爪公会堂の通路橋の水路断面改修工事	平成 17	下水道部
伊保港町山電高架附近のゲートの嵩上げ及びポンプ操作盤等の改修	平成 17	下水道部
平成 18 年 7 月 19 日発生 大雨による災害 阿弥陀町阿弥陀字豆崎 土砂くずれによる倒木の危険性がある高木を撤去	平成 18	生活環境部
国道 2 号を横断している土砂撤去	平成 18	まちづくり部
荒井町千鳥ゲート改修工事	平成 18	まちづくり部
平成 18 年 7 月 19 日発生 大雨による災害 阿弥陀町地徳 土砂くずれ復旧工事	平成 18	まちづくり部
平成 18 年 7 月 19 日発生 大雨による災害 阿弥陀町長尾 (用水路) 水路敷の崩壊復旧工事	平成 18	まちづくり部
平成 18 年 7 月 19 日発生 大雨による災害 北浜町北脇 309-1 地先、水路の漏水改良工事	平成 18	まちづくり部
平成 18 年 8 月 29 日発生 集中豪雨による災害 曽根町 2906-1 三栄工業(株)付近 道路冠水による浸水については、排水管を布設工事	平成 18	まちづくり部
みのり会館北路面冠水の解消	平成 18	下水道部
私池改修事業	平成 19	まちづくり部
平成 18 年 8 月 29 日発生 集中豪雨による災害 日笠山、曽根町 1696-1 地先、裏山から大量の雨水が発生 平成 19 年 度にアスカーブを設置 平成 20 年度に市住前道路部にブロックを設置	平成 20	まちづくり部
米田塩市 2 号雨水幹線整備事業 L=1,116m	平成 20	下水道部

中筋 5 丁目 市道伊保 313 号線附近の冠水対策工事	平成 20	下水道部
鴻ノ池改修事業	平成 21	まちづくり部
中筋水路整備工事（L=268m）	平成 22	まちづくり部
河川浚渫清掃委託	平成 22	まちづくり部
天川（曾根町 1077 地先 シルバー人材センター付近）堤防のり面の陥没復旧工事	平成 22	まちづくり部
北浜町北脇（用水路）水路敷崩壊復旧工事	平成 22	まちづくり部
日笠山の排水事業 水道用地（遊歩道部）に U 型側溝を設置及び排水地階段部下から排水路 を設置、個人宅に擁壁を設置・市住東側の市道部に排水路を設置	平成 22	水道事業所
惣毛池改修事業	平成 23	まちづくり部
ひょうたん池改修事業	平成 23	まちづくり部
荒井ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ φ 1,000 mm 1 台（138 m ³ /分）を φ 1,350 mm 1 台（250 m ³ /分）に更新	平成 23	下水道部
伊保排水区他雨水排水計画策定事業 鹿島第 2 ポンプ場、鹿島機場、島の川ポンプ場関連の排水区域見直し、既設水路からのバイパス管詳細設計を実施	平成 23	下水道部
災害復旧治山事業 （北浜町西浜 3 箇所：字清水、字上ノ山、字南町）	平成 24	生活環境部
災害復旧治山事業（米田町塩市字下山ノ下）	平成 24	生活環境部
浸水関連浚渫事業 市内の浸水した箇所の水路を浚渫	平成 24	まちづくり部
松村川浚渫事業	平成 24	まちづくり部
鹿島川・松村川河川整備計画策定	平成 24	まちづくり部
島の川ポンプ場設備整備事業 スクリーンポンプ φ 1,500 mm 1 台（39 m ³ /分）及び電動機を更新	平成 24	下水道部
法華山谷川右岸生石排水区ポンプ設備整備事業 生石研修センター前にて緊急対応していたポンプを常設化（φ 200mm 1 台、9 m ³ /分）	平成 24	下水道部
雨水ポンプ設備整備事業 中島 3 丁目に雨水マンホールポンプ φ 150 mm 1 台（3 m ³ /分）を設置	平成 24	下水道部
雨水ポンプ設備整備事業 島西公園・生石に雨水ポンプピット設置	平成 24	下水道部

雨水管整備事業 曾根町雨水管整備	平成 24	下水道部
スクリーン改良事業 天川ポンプ場流入幹線のスクリーン改良	平成 24	下水道部
雨水ポンプ設備等整備事業 北浜ポンプの改良	平成 24	下水道部
ボート増艘 要救助者用ボート 6 艘を購入	平成 24	消防本部
ため池改修工事 (三日月池、皿池、蓮池、落池)	平成 25	まちづくり部
加古川バイパス下の法華山谷川からの逆流防止工事	平成 25	まちづくり部
鹿島第 2 ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,200\text{mm}$ 1 台 (209 $\text{m}^3/\text{分}$) を増設	平成 25	下水道部
雨水ポンプ設備整備事業 塩市に雨水ゲートポンプ 500mm1 台 (30 $\text{m}^3/\text{分}$) を設置	平成 25	下水道部
沖浜ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,350\text{mm}$ 1 台 (242 $\text{m}^3/\text{分}$) を増設	平成 25	下水道部
雨水対策計画策定事業 平成 23 年第 12 号台風における既往最大降雨と下水道計画降雨 (7 年確率 42.6 $\text{mm}/\text{時}$) のシミュレーションを行い、雨水対策を立案し効果検証を実施	平成 25	下水道部
雨水ポンプ設備整備事業 山陽電車伊保駅ガード下附近の浸水解消のため、渡場ポンプ場に雨水ポンプ $\phi 300\text{mm}$ 1 台 (15 $\text{m}^3/\text{分}$) を増設	平成 25	下水道部
天川ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,500\text{mm}$ (265 $\text{m}^3/\text{分}$) を増設	平成 25	下水道部
雨水管整備事業 小松原・朝日町及び阿弥陀 1 丁目地区の雨水管整備及び梅井地区のバイパス管工事を実施	平成 25	下水道部
雨水ポンプ設備整備工事 島西公園にて緊急対応しているポンプ $\phi 200\text{mm}$ 1 台 (5 $\text{m}^3/\text{分}$) を常設化	平成 25	下水道部
バイパス管布設事業 (古沼、三ノ島地区の浸水解消) 鹿島機場が受け持つ排水量を緊急時に鹿島第 2 ポンプ場へ流入させるバイパス管を布設	平成 25	下水道部
公共下水道雨水基本設計業務委託 曾根、伊保崎、小松原等の下水道事業計画を策定	平成 26	治水対策室
天川第 2 ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,000\text{mm}$ 1 台 (133 $\text{m}^3/\text{分}$) を増設	平成 26	下水道部
中島今市雨水幹線整備事業 中島地区の浸水解消 $\square 1,500 \times 1,500\text{mm}$ $L=271\text{m}$	平成 27	治水対策室
荒井ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,350\text{mm}$ 1 台 (306 $\text{m}^3/\text{分}$) を増設	平成 27	下水道部
天川ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,500\text{mm}$ 1 台 (265 $\text{m}^3/\text{分}$) を増設	平成 27	下水道部

雨水ポンプ設備整備事業 曾根町松村地区にφ200mm 1台（4 m ³ /分）、φ400mm 1台（22 m ³ /分）を常設化 梅井2丁目にφ200mm 1台（4 m ³ /分）、φ400mm 1台（21 m ³ /分）を常設化	平成 27	下水道部
曾根地区雨水管渠整備事業（曾根天満宮北） φ400mm～φ250mm L=113m	平成 27	治水対策室
曾根地区雨水管渠整備事業（県道明石高砂線） φ600～φ500mm L=49m	平成 28	治水対策室
阿弥陀地区雨水管渠整備事業（阿弥陀町魚橋） □600×1200～φ400mm L=116m	平成 28	治水対策室
中島ポンプ場新設事業 ポンプゲート2門、φ1,000mm（135 m ³ /分）4台新設	平成 28	上下水道部
天川左岸地区雨水整備事業 曾根地区の浸水解消 暗渠工 1,100×600mm L=40m	平成 28	治水対策室
間の川ポンプ場新設事業 エンジンポンプφ1,500mm（390 m ³ /分）1台新設	平成 29	治水対策室
落石防止事業（北浜町牛谷急傾斜地） 急傾斜地に防護フェンス等の落石防止工事を実施	平成 29	財務部
大池改修事業 ため池の堤体の改修	平成 29	治水対策室
小松原4丁目雨水管渠整備事業 小松原4丁目地区の浸水解消 □1,500×1,200～φ500mm L=688m	平成 29	治水対策室
今市地区雨水管渠整備事業 φ700～φ600mm L=130m	平成 29	治水対策室
高砂町浜田町地区雨水管渠整備事業 φ800～φ300mm L=728m	平成 30	治水対策室
雨水ポンプ設備整備事業 生石にて緊急対応しているポンプφ150mm 1台（4 m ³ /分）を常設化 山ノ端にて緊急対応しているポンプφ150mm 1台（4 m ³ /分）を常設化	平成 30	治水対策室
島の川ポンプ場増設事業 電動ポンプφ600mm（47.5 m ³ /分）を2台増設	平成 30	上下水道部
法華山谷川床上浸水対策特別緊急事業 河道改修に伴う河床掘削工事、金時サイホンの布設替え及び橋梁架替の実施	平成 25～31 （令和元）	治水対策室 （県事業）
荒井ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプφ1,000mm（200 m ³ /分）1台増設	平成 30～31 （令和元）	上下水道部
市ノ池改修事業 ため池の堤体の改修	令和元	治水対策室
間の川整備事業 米田地区の浸水解消 U5000×2000～□5000×1800 L=246m	令和元	治水対策室
小松原1丁目雨水管渠整備事業 小松原1丁目地区の浸水解消 □900×800～φ300mm L=321m	令和 2	治水対策室

小松原 3 丁目雨水管渠整備事業 小松原 3 丁目地区の浸水解消 $\phi 800 \sim \phi 250\text{mm}$ L=480m	令和 2	治水対策室
曽根地区雨水管渠整備事業（島の川ポンプ場接続） 曽根地区の浸水解消 $\square 900 \times 900$ L=202m	令和 2	治水対策室
高砂浄化センター雨水ポンプ施設新設事業 エンジンポンプ $\phi 1,200\text{mm}$ (163 $\text{m}^3/\text{分}$) 2 台新設	令和 2	上下水道部
間の川ポンプ場設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,500$ (390 $\text{m}^3/\text{分}$) 1 台新設	令和 2	上下水道部
中島緑丘地区雨水管渠整備事業 中島 1 丁目、緑丘 2 丁目地区の浸水解消 $\square 700 \times 800 \sim \phi 700$ L=536m	令和 3	上下水道部
藍屋町地区雨水管渠整備事業 藍屋町地区の浸水解消 $\square 700 \times 800 \sim \phi 700$ L=536	令和 4	上下水道部
百合丘地区雨水管渠整備事業 百合丘地区の浸水解消 取付管接続 53 箇所 街渠柵設置 16 箇所	令和 4	上下水道部
梅井 2 丁目地区雨水管渠整備事業 梅井 2 丁目雨水ポンプ接続 $\phi 900\text{mm}$ L=16m	令和 5	上下水道部
高砂浄化センター雨水ポンプ施設設備整備事業 エンジンポンプ $\phi 1,200\text{mm}$ (163 $\text{m}^3/\text{分}$) 1 台増設	令和 5	上下水道部
松村川排水機場建設事業 松村川防潮水門・排水機場の建設 エンジンポンプ $\phi 2,000\text{mm}$ (678 $\text{m}^3/\text{分}$) 2 台新設	令和 5	上下水道部
弟池改修事業 ため池の堤体の改修	令和 5	上下水道部
鹿島排水機場水門撤去事業 水門撤去工及び護床撤去工、河床掘削工を実施	令和 6	上下水道部
松村川浚渫事業	令和 6	上下水道部
緑丘 2 丁目地区雨水管渠整備事業 緑丘、中島地区の浸水解消 $\phi 800 \sim \phi 700\text{mm}$ L=320m	令和 6	上下水道部
米田地区雨水管渠整備事業（県住～みのり会館） 道路冠水の解消 $\square 600 \times 600$ L=436m	令和 7	上下水道部

4 ソフト事業

(1) 土のうの事前配備（令和 8 年度）

台風や集中豪雨による浸水等の被害を阻止軽減するための初期対応として地域住民が直ちに使用できるよう、市内各所に土のう及び土のう作製の砂を自治会管理のもと配備する。

- ア 所管部 消防本部
- イ 配備期間 通年
- ウ 配備場所 下表のとおり

地区	番号	配備場所	土のう (個)	袋(枚)	砂 (m^3)
----	----	------	------------	------	-----------------------

高 砂	1	高砂町東浜町（堀川沿い）	100		
	2	西畑 1 丁目（高砂公園）	50		
	3	高砂町戎町（戎町自治会館）		100	2
	4	高砂町田町（田町屋台太鼓倉）	30		
	5	高砂町栄町（栄町商店街自治会館）	20		
	6	高砂町南本町（高砂分署旧庁舎）		100	3
荒 井	7	荒井町蓮池 2 丁目（さくらそう公園）		60	
	8	荒井町小松原 1 丁目（ぼたん児童公園）	200		
	9	末広町（市営住宅跡空地）	100		
	1 0	荒井町新浜 2 丁目（荒井町新浜自治会館）	50		
	1 1	荒井町紙町（紙町自治会集会所）	50		
	1 2	荒井町紙町（紙町第二集会所）	50		
伊 保	1 3	伊保崎 3 丁目（旭硝子松陽団地東側）	100		
	1 4	松陽 3 丁目（ひいらぎ公園北側山陽新幹線高架下）	100		
	1 5	伊保港町 2 丁目（港町児童公園）	100		
	1 6	中島 1 丁目（中島第 1 公園）	50		
	1 7	梅井 3 丁目（梅井西公園）	130		
	1 8	梅井 4 丁目（すずらん児童公園）	130		
	1 9	伊保崎 1 丁目（三ノ島老人憩いの家）	60		
	2 0	竜山 1 丁目（サンライズ高砂集会所南側駐輪場）	30		
中 筋	2 1	中筋 4 丁目（中筋西農会）	350		
	2 2	中筋 1 丁目（中筋第 2 公園）	100		
	2 3	春日野町（ふれあい広場）	200		
曾 根	2 4	曾根町（東之町自治会館）	150		
	2 5	曾根町（松原北公園）	150		
	2 6	曾根町（天川東公園）	150		
	2 7	曾根町（ひなぎく児童公園）	100		
	2 8	曾根町（つくし公園）	100		
	2 9	米田町米田（米田公園）	100		
	3 0	米田町米田（米田東公園）	100		
	3 1	米田町米田（桜公園）	100		

米 田	3 2	米田町米田（米田北公園）	100		
	3 3	米田町米田（米田東部公園）	100		
	3 4	米田町米田新（米田新公会堂）	30		
	3 5	米田町塩市（塩市公設水槽横）	300		
	3 6	米田町島（島公会堂）	100		
	3 7	米田町島（島南公園）	100		
	3 8	米田町島（大歳神社）	100		
	3 9	米田町島（地藏堂公園）	100		
	4 0	中島3丁目（中島北公園）	70		
阿弥陀	4 1	阿弥陀町魚橋（島西公園）	200		
	4 2	阿弥陀町魚橋（下田東公園）	50		
	4 3	阿弥陀町魚橋（魚橋第一公園）	50		
	4 4	阿弥陀町魚橋（魚橋第二公園）	50		
	4 5	阿弥陀町阿弥陀（えのき公園）		100	1
	4 6	阿弥陀町阿弥陀（今池公園）	50		
	4 7	阿弥陀町阿弥陀（中西公民館東側農業倉庫）	50		
	4 8	阿弥陀町阿弥陀（阿弥陀東集会所倉庫）	80		
	4 9	阿弥陀町南池（南池公民館）	150		
	5 0	阿弥陀町生石（生石児童公園）	50		
	5 1	阿弥陀町魚橋（魚橋公園）		200	2
	5 2	阿弥陀町魚橋（山ノ端集会所）	50		
	5 3	阿弥陀町魚橋（山ノ端公園）	50		
	5 4	阿弥陀町北山（北山バス停留所南側倉庫前）	50		
	5 5	阿弥陀1丁目（西下台自治会館）	50		
	5 6	阿弥陀町魚橋（魚橋南集会所）	50		
北 浜	5 7	北浜町北脇（北脇自治会館）	300		
合 計			5,230	560	8

(2) 緊急時における土のうの作製

台風や集中豪雨による災害発生が予想されるとき、市民配布用土のうを消防本部訓練場において作製する。

(3) 緊急時における内水排除用ポンプの稼働及び設置

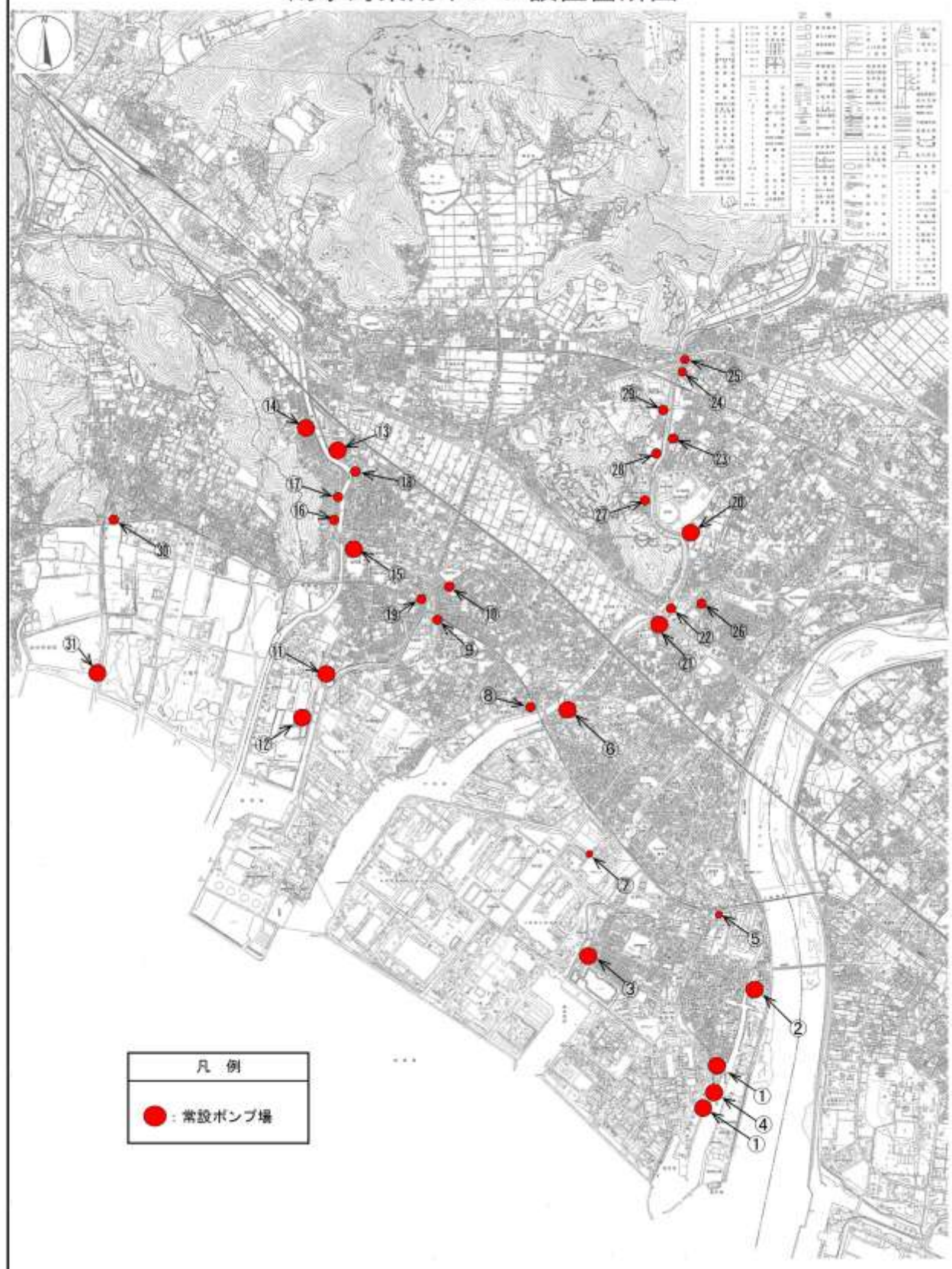
浸水被害を防止するため、常設ポンプを早期に稼働するとともに、ポンプ能力を最大限活用できるよう、スクリーン付近の障害物の排除を徹底する。また、予想降雨量等により仮設ポンプを設置する。

【ポンプの設置箇所】

地区	位置	施設名	区分	所管部	排水対象地区	放流先	排水能力 () は総排水量
高砂	1	高砂浄化センター	常設	上下水道部	高砂町全域 荒井町の一部	高砂港	524 m ³ /分
	2	藍屋町ポンプ場	常設	上下水道部		堀川	35 m ³ /分
	3	沖浜ポンプ場	常設	上下水道部		高砂西港	804 m ³ /分
	4	高砂排水機場	常設	上下水道部 県から委託	高砂町全域	堀川	162 m ³ /分
	5	高砂駅地下道	常設	まちづくり部	高砂駅地下道	高砂西港	25mm 1 台 (0.09 m ³ /分)
荒井	6	荒井ポンプ場	常設	上下水道部	荒井町全域 伊保、米田町の一部	法華山谷川	1,244 m ³ /分
	7	荒井 1 号線	常設	まちづくり部	荒井町 新浜 2 丁目	高砂西港	125 mm 2 台 (2.24 m ³ /分)
伊保	8	渡場ポンプ場	常設	上下水道部	伊保港町の一部	法華山谷川	100 mm 1 台 (1 m ³ /分) 300 mm 2 台 (25 m ³ /分)
	9	梅井 2 丁目ポンプ	常設	上下水道部	伊保崎の一部	松村川	200 mm 1 台 (4 m ³ /分) 400 mm 1 台 (21 m ³ /分)
曾根	10	松陽ポンプ場	常設	上下水道部	伊保崎の一部	松村川	400 mm 1 台 (20 m ³ /分) 500 mm 1 台 (35 m ³ /分)
	11	鹿島第 2 ポンプ場	常設	上下水道部	曾根町、伊保の一部		639 m ³ /分
	12	松村川排水機場	常設	上下水道部	松村川、鹿島川流域		1,356 m ³ /分
	13	天川ポンプ場	常設	上下水道部	中筋、 阿弥陀町の一部	天川	870 m ³ /分
	14	天川第 2 ポンプ場	常設	上下水道部	曾根町、 北浜町牛谷の一部		463 m ³ /分
	15	島の川ポンプ場	常設	上下水道部	曾根町の一部		173 m ³ /分
	16	天川右岸ポンプ (南)	常設	上下水道部	曾根町の一部		100 mm 1 台 (3 m ³ /分)

	17	天川右岸ポンプ（北）	常設	上下水道部			300 mm 1 台 (10 m ³ /分)
	18	曽根北ポンプ	常設	上下水道部			300 mm 1 台 (10 m ³ /分)
	19	曽根松村ポンプ	常設	上下水道部		松村川	200 mm 1 台 (4 m ³ /分) 400 mm 1 台 (22 m ³ /分)
米田	20	間の川ポンプ場	常設	上下水道部	米田町の一部 (塩市、島、神爪)	法華山谷川	1,500mm2 台 (780 m ³ /分)
	21	中島ポンプ場	常設	上下水道部	米田、塩市の一部 美保里、中島 3 丁目		1,000mm4 台 (540 m ³ /分)
	22	塩市ゲートポンプ	常設	上下水道部	塩市の一部		500 mm 1 台 (30 m ³ /分)
	23	島西雨水マンホールポンプ	常設	上下水道部	米田町島 阿弥陀町魚橋の一部		200 mm 1 台 (5 m ³ /分)
	24	神爪ポンプ	常設	上下水道部	神爪 4 丁目		80 mm 2 台 (1.2 m ³ /分)
	25	国交省神爪ポンプ	常設	国	神爪 4 丁目		200 mm 2 台 (8 m ³ /分)
	26	中島雨水マンホールポンプ	常設	上下水道部	中島 3 丁目	米田塩市 2 号雨水幹線	150 mm 1 台 (3 m ³ /分)
阿弥陀	27	生石研修センター前ポンプ	常設	上下水道部	阿弥陀町生石 阿弥陀 5 号線付近	法華山谷川	200 mm 1 台 (9 m ³ /分)
	28	生石	常設	上下水道部	阿弥陀町生石 魚橋の一部		150 mm 1 台 (4 m ³ /分)
	29	山の端	常設	上下水道部	阿弥陀町生石 魚橋の一部		150 mm 1 台 (4 m ³ /分)
北浜	30	北浜ポンプ	常設	上下水道部	西浜	西浜川	150 mm 1 台 (2.5 m ³ /分) 300 mm 1 台 (10 m ³ /分)
	31	西浜川排水機場	常設	県	西浜		1,160 m ³ /分

雨水対策用ポンプ設置箇所図



(4) 樋門監視、防潮扉閉鎖等の体制の徹底

高潮等による被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

ア 平常時

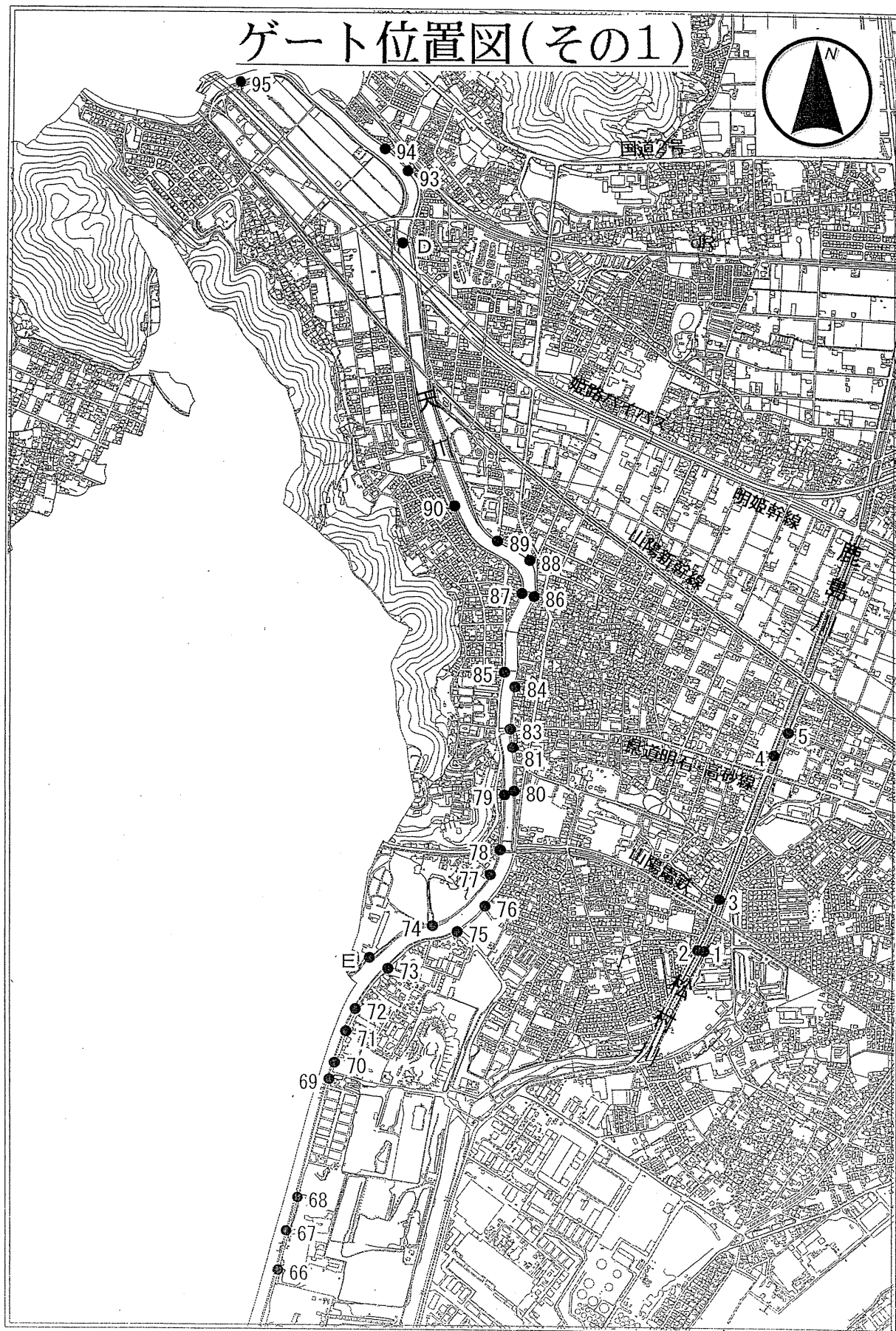
- (ア) 樋門を操作するために必要な機械器具等は、出水期（6月1日～10月31日）にあつては毎月2回以上、その他の時期にあつては毎月1回以上点検整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。
- (イ) 河川水門・樋門、海岸保全施設について、県と連携し、一斉点検を行うとともに、施設管理者に対し操作説明会を実施する。

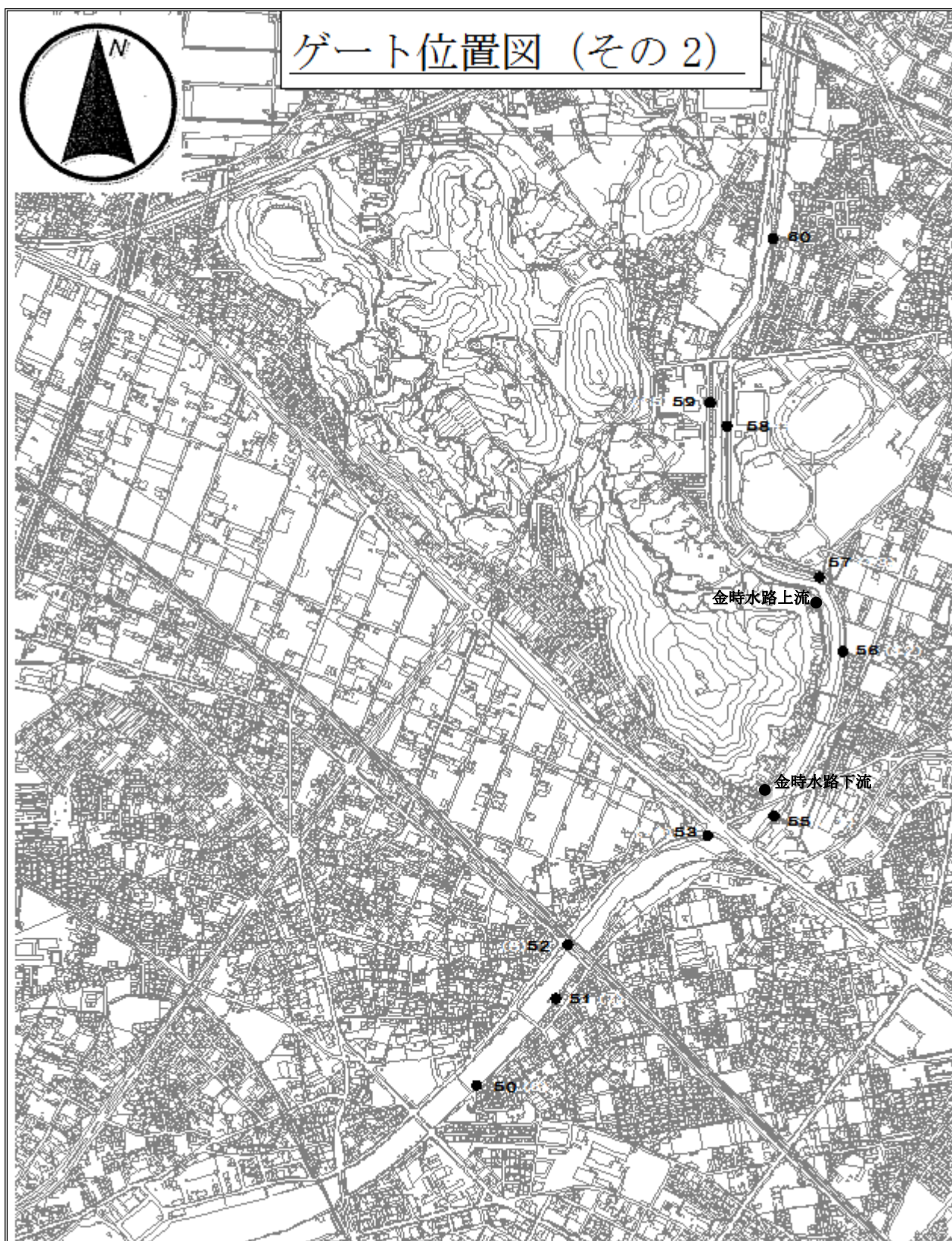
イ 警戒体制時

- (ア) 樋門を適切に管理できる要員を確保する。
- (イ) 樋門を操作するために必要な機械器具の準備を行う。
- (ウ) 樋門の操作上必要な気象、水位等の情報収集を行うとともに、関係機関との連携のもと、適切な指示を行う。
- (エ) 閉鎖確認等のパトロールを強化する。

(5) 松村川排水機場の操作

高潮や津波の遡上による浸水被害、大雨による準用河川松村川及び普通河川鹿島川流域の浸水被害を防ぐため、適切に排水機場を運用する。





(6) 関係機関との連携

各機関と連携した災害予防及び緊急対応策を推進することとする。

項 目	所管部	関係機関	事業内容等
ケーブルテレビによる情報伝達	総務部	BAN・BAN ネットワークス(株)	要請により防災情報を放映する。
交通規制について	都市創造部	高砂警察署交通課	要請により交通規制を実施する。
土砂災害特別警戒区域の指定	都市創造部	県・自治会	土砂災害防止法に基づき、県の調査後に関係機関と協議を行い、市への意見聴取を経て、県が区域指定を行う。
豪雨が予想される時の水利調整	上下水道部	上部井土地改良区	連絡により早期に加古川本流の樋門閉鎖を行う。
		六ヶ井土地改良区	
法華山谷川水系総合治水推進計画	上下水道部	県・加古川市	兵庫県総合治水条例に基づく法華山谷川水系総合治水推進計画(平成 25 年 3 月策定)を推進する。
中播磨(市川流域圏)地域総合治水推進計画	上下水道部	県・姫路市・朝来市・神河町・市川町・福崎町・太子町	兵庫県総合治水条例に基づく中播磨(市川流域圏)地域総合治水推進計画(平成 26 年 3 月策定)を推進する。
東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画	上下水道部	県・神戸市・加古川市・西脇市・三木市・小野市・三田市・加西市・篠山市・丹波市・加東市・多可町・稲美町・播磨町	兵庫県総合治水条例に基づく東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(平成 27 年 3 月策定)を推進する。

(7) 市民への情報提供

項 目	所管部	年度	事業内容等
「防災ネットたかさご」による情報配信	総務部	平成 20～	登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスへ防災情報等を配信する。
災害対応型自動販売機による情報配信	総務部	平成 20～	災害対応型自動販売機メッセージボードにより防災情報等を配信する。
地域への情報提供	総務部	平成 24～	8 地区の連合自治会長及び民生委員代表者へ避難情報等を提供する。
市民からの情報収集	総務部	平成 24～	市民からの情報が入手できるよう体制整備を図る。 ・専用回線の設置
土のうの事前配備	消防本部	平成 24～	自治会への分散配備を行う。
法華山谷川河川水位情報の配信	県	平成 24～	魚橋水位観測所の河川水位情報をインターネット上でリアルタイムに配信する。
改訂高砂市ハザードマップの配布	総務部	平成 26～	平成 25 年度に改訂した高砂市ハザードマップを全戸に配布する。

河川ライブカメラによる映像の配信	総務部	平成 26～	間の川、鹿島川、法華山谷川の河川映像を B A N－B A N ネットワークス㈱の「道路チャンネル」及び市ホームページを通じて提供する。
W E B 版ハザードマップの公表	総務部	令和元～	W E B 版ハザードマップを作成し、ウェブ上で公開する。
「ひょうご防災ネットスマートフォンアプリ」による情報配信	総務部	令和元～	アプリをインストールしたスマートフォンへ防災情報等を配信する。
「たかさごナビ」による防災情報配信	総務部	令和元～	アプリをインストールしたスマートフォンへ防災情報等を配信する。
改訂高砂市ハザードマップの配布	総務部	令和 2 ～	令和 2 年度に改訂した高砂市ハザードマップを全戸に配布する。
たかさご防災アラートによる情報発信	総務部	令和 3 ～	アプリをインストールしたスマートフォンへ防災情報等を配信する。
電話・F A X 送信サービス	総務部	令和 3 ～	事前登録された電話機に緊急情報を発信する。

(8) 高砂市総合治水推進計画の策定

兵庫県の総合治水条例に基づく加古川流域圏及び市川流域圏地域総合治水推進計画と整合を図り、市・市民及び事業者が協働して浸水被害の軽減に向けた取り組みを行うための目標、期間及び内容を明確にし、平成 27 年度に計画を策定し、令和 3 年 1 月に改訂した。

この計画を基に「河川下水道対策」「流域対策」「減災対策」の具体化を図り、水害に強いまちづくりを目指す。

(9) 雨水貯留施設設置助成事業（平成 28 年度～令和 2 年度）

市民による自助の取り組みとして、雨水貯留タンク本体の購入費及び設置費を助成する。

(10) 加古川減災対策協議会（平成 28 年 6 月 24 日設立）

社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を承継・再構築するため、加古川減災対策協議会において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。

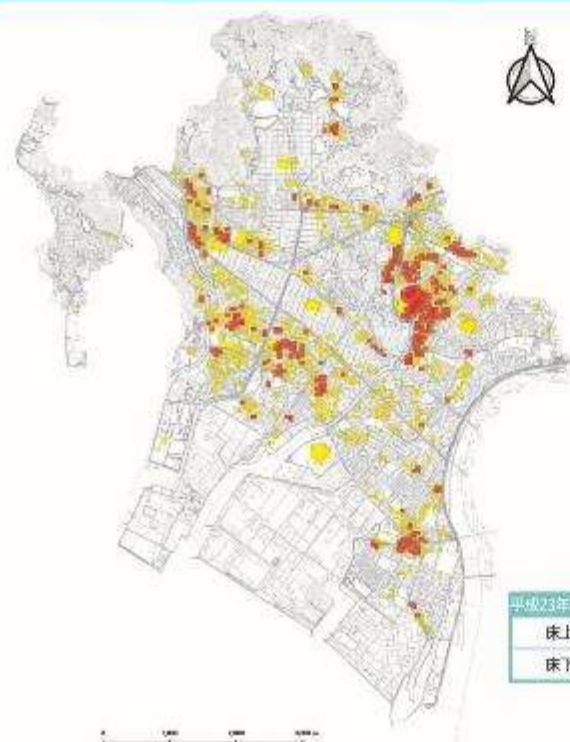
(11) 加古川流域治水協議会（令和 2 年 8 月 2 4 日設立）

加古川水系における集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として設立された。

全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、令和 3 年 3 月 3 0 日に公表した。その後、令和 4 年 3 月 3 1 日に「流域治水の見える化」「グリーンインフラの推進」の取組、また、令和 5 年 8 月 2 2 日に「気候変動を踏まえた」取組を加えている。

水 害 編

平成23年台風第12号浸水実績マップ



平成23年台風第12号浸水実績

床上浸水	赤
床下浸水	黄

●高砂市における台風第12号(平成23年8月)の概要

◆最高降雨量

観測雨量	1時間降雨量
335.0mm 【沖波ポンプ場】	87.5mm (4日1時~2時) 【荒井ポンプ場】

◆4日の浸水

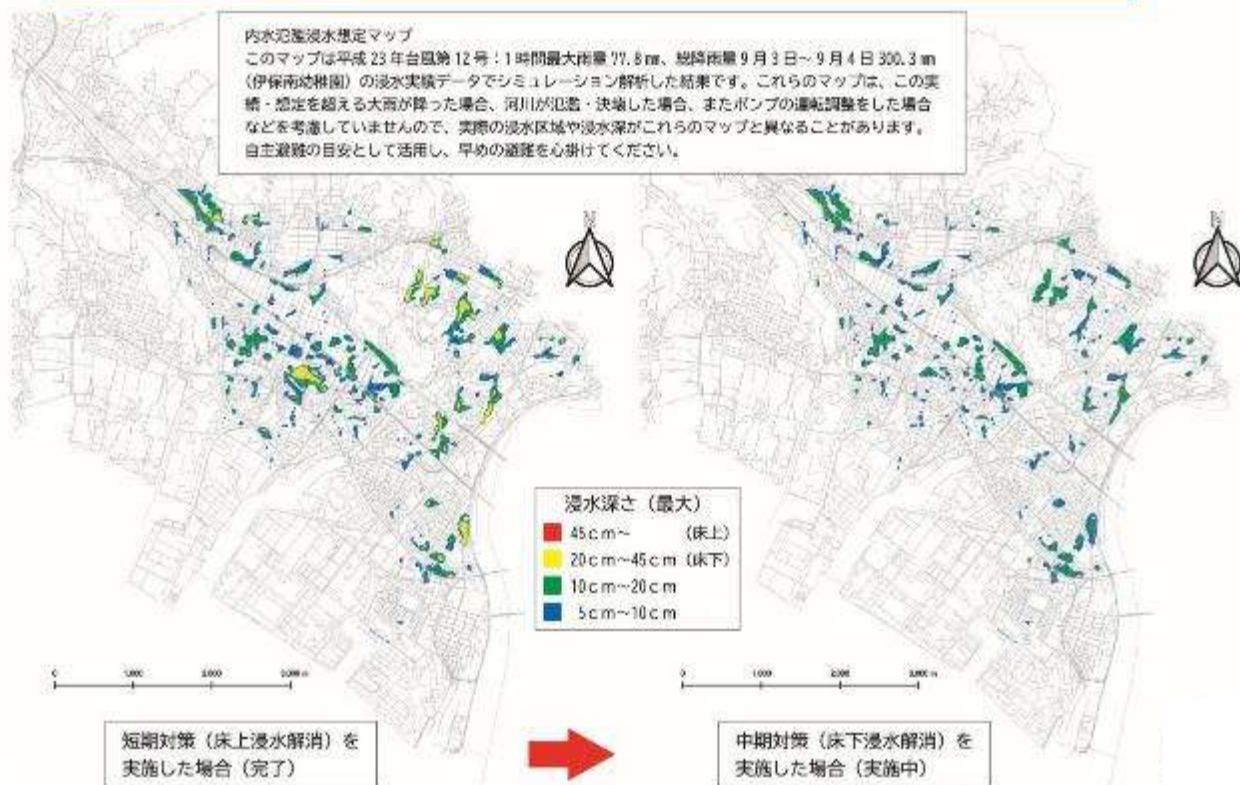
1時40分	満潮：114.4cm
8時32分	干潮：20.3cm

◆被害の状況

〈平成23年12月14日時点の浸水箇所〉	
半壊	1棟
床上	625棟
床下	2,902棟
店舗等	388棟
合計	3,916棟

●平成23年台風第12号は、8月25日にマリアナ諸島付近で発生した大型の台風で、発生後、徐々に発達しながらゆっくりと北上し、強い勢力を保ったまま9月3日に高知県北部に上陸。その後、速度を速めることなく、四国地方、中国地方を縦断し、4日未明に日本海へと抜けましたが、大型で動きが遅かったために、長時間台風周辺に非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となり、1時間雨量としてアメダス観測史上1位を更新しました。大雨による住家浸水、土砂災害、河川氾濫等により、全国各地で甚大な被害をもたらしました。高砂市においては、4日0時から1時の間に50mm程度、1時から2時までの間に80mm前後の大雨に見舞われたことに加え、満潮と重なり、水位が高くなったために、内水排除施設の限界を超え、多くの被害をもたらしました。

内水氾濫浸水想定マップ

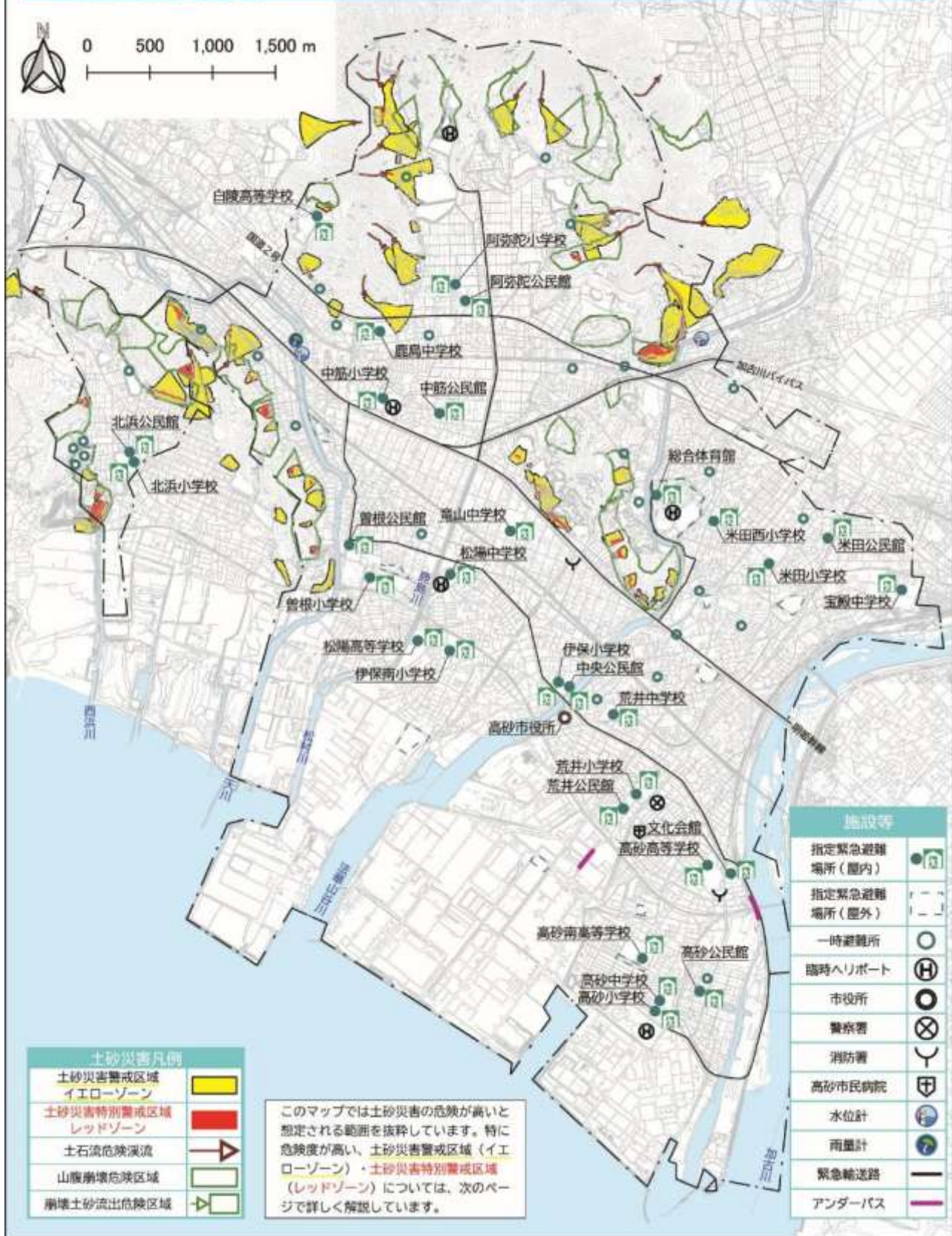


水 害 編

土砂災害危険度マップ



0 500 1,000 1,500 m



土砂災害凡例

土砂災害警戒区域 イエローゾーン	
土砂災害特別警戒区域 レッドゾーン	
土石流危険渓流	
山腹崩壊危険区域	
崩壊土砂流出危険区域	

施設等

指定緊急避難場所（屋内）	
指定緊急避難場所（屋外）	
一時避難所	
臨時ヘリポート	
市役所	
警察署	
消防署	
高砂市民病院	
水位計	
雨量計	
緊急輸送路	
アンダーパス	

第16節 被災建築物応急危険度判定制度の整備（応急対策第1部被災建築物応急危険度判定班）

市は、平成22年3月に震災に係る被災建築物応急危険度判定制度等の整備を行い、風水害においては制度を準用し、判定を実施する。

第1 目 的

洪水や風害等により被災した建築物の倒壊、部材の落下などから生じる恐れのある二次災害から住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

第2 被災建築物応急危険度判定実施体制等の整備

- 1 県策定の被災建築物応急危険度判定要綱及び業務マニュアル（実施本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル）に基づき高砂市被災建築物応急危険度判定要綱及び判定業務マニュアルの整備を行う。

第3 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の育成

風水害により被災した建築物を調査し、その後に発生する災害などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより人命にかかわる二次的災害を防止するため、十分な知識と技術をもって即時に応急危険度判定に従事できる被災建築物応急危険度判定士を育成する。

- 1 県が実施する認定講習会に、市職員等を計画的に参加させることにより判定士を養成する。
受講対象者は、兵庫県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士及び木造建築士
 - (2) その他、知事が認める者（公共団体の建築・防災関係の職員）
- 2 市内の被災建築物応急危険度判定士に対し、判定に必要な技術習得のための講習会への参画を促す。
- 3 市職員及び市内の被災建築物応急危険度判定士に対し、判定コーディネーターとして必要な知識を得るための講習会への参画を促し、市内に必要な数の判定コーディネーターの養成に協力する。
- 4 他市町及び県から被災建築物応急危険度判定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。

第4 災害の予測及び県協議会での協議事項

- 1 市は、災害の予測をするため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 被災後の迅速な対応を実現するための災害の予測。
 - (2) 災害の予測を基に、判定の実施に必要な事項に関係する風水害対策。
 - (3) 兵庫県及び他市町と災害の予測に必要な情報交換を行い、災害の予測の把握に努める。

- (4) その他、災害の予測に関する事項。
- 2 市は、県協議会において、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 判定の実施のためのマニュアルに関する事項。
 - (2) 判定の実施方法及び判定の結果の表示方法に関する事項。
 - (3) 判定の実施機材の調達及び備蓄に関する事項。
 - (4) その他、判定の実施に必要な事項

第5 資機材の備蓄

要綱及びマニュアルに基づき、判定に必要な資機材の備蓄に努める。

第6 連携の整備強化

- 1 平常時より、東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会（事務局：県加古川土木事務所）等の場を活用し、県及び他市町との連携及び相互応援体制の確保に努める。
- 2 建築関係団体の協力を得ながら、東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会における民間判定士との連絡体制の整備に協力する。

第 17 節 家屋被害認定士制度の整備（調査部・調査班）

市は、風水害に係る家屋被害認定士制度の整備に努める。

第 1 家屋被害認定士の育成

災害時における多くの被災者支援制度において被災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

- 1 被災証明発行又は被害家屋認定調査において指導的立場となる者を養成するため、家屋被害認定士の研修に計画的に参加する。
- 2 他市町から家屋被害認定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。
- 3 市職員（建築士、家屋評価補助員、家屋補償関係職員、消防査察職員等）及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

第 2 家屋被害認定士の役割

- 1 災害時に調査員に命じられ、即戦力として被害調査を行なう。
- 2 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- 3 常に自己研鑽を行なうとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行なう。

第 3 他市町との協力体制の確立

風水害発生時、応援を求める他市町との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

第 18 節 被災宅地危険度判定制度の整備（応急対策第 1 部土木班）

市は、風水害に係る被災宅地危険度判定制度等の整備に努める。

第 1 目的

風水害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

第 2 被災宅地危険度判定制度実施体制等の整備

- 1 県策定の被災宅地危険度判定要綱及び業務マニュアル（実施本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル）等を踏まえ、高砂市被災宅地危険度判定要綱及び業務マニュアルを策定する。
- 2 兵庫県宅地防災推進協議会及び被災宅地危険度判定地域連絡協議会等に参画し、兵庫県及び他市町と協力しながら、判定実施体制の整備を図る。

第 3 兵庫県被災宅地危険度判定士の育成

風水害による災害発生時に、被災宅地の危険度判定を円滑に実施し、二次的災害を防止するため、十分な知識と技術をもって即時に応急危険度判定に従事できる被災宅地危険度判定士を育成する。

- 1 県が実施する養成講習会に、市職員等を計画的に参加させることにより宅地判定士を養成する。
受講対象者は、兵庫県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者。
 - (1) 宅地造成等規制法施行令第 17 条各号又は都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イからトに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務経験を有する者
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10 年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする知事等が認めた者
 - (4) その他、建築士法による二級建築士として 4 年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5 年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事等が認めた者
- 2 市内の被災宅地危険度判定士に対し、判定に必要な技術習得のための講習会への参画を促す。
- 3 被災宅地の危険度判定の実施に当たり（実施マニュアルに基づき）、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う被災宅地危険度判定業務調整員を、宅地判定士のうちから養成する。
- 4 被災宅地の危険度判定にあたっては、判定を実施する市に実施本部、当該市への宅地判定士の派遣等の支援を行う県に支援本部を設置し、これらの各本部において、被災宅地危険度判定業務調整員、

宅地判定士の受け入れ、組織化その他判定実施にあたって重要な業務を行うこととなるので、市においては、そのスタッフとなるべき判定業務に習熟した本部要員の養成に努める。

- 5 他市町及び県から宅地判定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。

第4 災害の予測及び県協議会での協議事項

- 1 市は、災害の予測をするため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 被災後の迅速な対応を実現するための災害の予測。
 - (2) 災害の予測を基に、判定の実施に必要な事項に係る風水害対策。
 - (3) 兵庫県及び他市町と災害の予測に必要な情報交換を行い、災害の予測の把握に努める。
 - (4) その他、災害の予測に関する事項。
- 2 市は、県協議会において、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 判定の実施のためのマニュアルに関する事項。
 - (2) 判定の実施方法及び判定の結果の表示方法に関する事項。
 - (3) 判定の実施機材の調達及び備蓄に関する事項。
 - (4) その他、判定の実施に必要な事項

第5 資機材の備蓄

要綱及びマニュアルに基づき、判定に必要な資機材の備蓄に努める。

第6 連携の整備強化

平常時より、兵庫県宅地防災推進協議会及び被災宅地危険度判定地域連絡協議会等の場を活用し、兵庫県及び他市町と地域の相互支援体制を充実し、判定を円滑に行うため、相互の連絡体制を整備する。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実（総括部本部班）

住民等に対する防災意識の普及・高揚を図るため、防災学習の推進に努める。

第1 一般住民に対する防災思想の普及

住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、日頃から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及・徹底を図る。

また、平常時から各家庭において防災のことについて話し合い、自宅及びその周辺のリスクの把握、最寄りの避難場所・避難所の確認、災害時の連絡先及び連絡手段に関する確認などを行う「家族防災会議」について周知し、緊急時対応方法の事前確認の必要性について啓発を行う。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

防災情報等について広報し、住民の防災知識・意識の高揚を図る。

1 高砂市防災フェアの開催

市は、防災関係機関と協力・連携して、防災に関する展示及び体験ができる高砂市防災フェアを実施することにより、参加機関による活動内容の啓発や、展示及び体験を通して得られる知識や技能の習得・向上により、住民の防災意識の高揚を図る。

2 自主防災組織の育成

(1) 組織化の推進

各町の自治会単位（原則）として組織化を進め、地域の警戒、初期消火活動等、市民の果たすべき役割及び自主防災組織の意義の啓発活動を行う。

3 防災情報等の周知方法

(1) 市

市は、災害対策について地区特性を踏まえた実的なものとするとともに、住民に身近なものとするため、防災活動を行う上で知っておいて欲しい事項を利用しやすい形に編集した「高砂市ハザードマップ」を作成し、全世帯に配布した。加えて、パソコンやスマートフォンから閲覧できる「高砂市WEB版のハザードマップ」を市のホームページで公開した。

住民に対して、ハザードマップの活用方法を周知するとともに、兵庫県の推奨する「マイ避難カード」の手法を取り入れ、住民の「マイ避難カード」作成を促す。

※マイ避難カード：想定される災害時に一人一人の「逃げどき」、「避難先」、「避難方法」など、あらかじめ把握・設定しておくべき情報を記載したカード

また、外国人を含む避難行動要支援者に十分配慮した印刷物の発行を検討するとともに、「ひょうごEネット」の周知を図ることとする。

この他、「広報たかさご」等の印刷物、防災に係る標語・図画・作文等の募集、インターネット（ホームページ）、防災情報配信ネットワーク、ケーブルテレビ等の活用及び消防本部と連携しながら、自主防災組織を中心に災害に関する学習会等を開催し防災知識の普及に努める。

(2) 消防本部

消防・防災に関する印刷物・ポスター等を作成・配布するとともに、出火防止、初期消火・応急救護等の訓練・映画会、座談会等を開催するなど、防災知識の普及を図る。

4 防災情報等の周知内容

市及び防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。

(1) 市内の防災対策

(2) 風水害に関する知識と過去の災害事例

(3) 災害に対する平素の心得

- ① 浸水やがけ崩れ等周辺地域における災害危険性の把握
- ② 家屋等の点検
- ③ 家族内での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難場所や避難路を確認しておく。また家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

④ 防災知識・技術の習得

人と防災未来センターや他市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

- ⑤ 食料、飲料水、物資等の備蓄（3日分程度）
- ⑥ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。
- ⑦ 自主防災組織の結成
- ⑧ 避難行動要支援者及び外国人への配慮
- ⑨ ボランティア活動への参加

(4) 予報・警報や高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底を図る。

(5) 災害発生時の心得

- ① 風水害発生時にとるべき行動
- ② 出火防止と初期消火
- ③ テレビ・ラジオ等による情報収集
- ④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- ⑤ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ⑥ 救助活動
- ⑦ 避難場所・避難所での行動
- ⑧ 自主防災組織の活動
- ③ 自動車運転中及び旅行中等の心得

5 共済制度及び保険

- (1) 兵庫県住宅再建共済制度への加入推進（窓口は、都市創造部土木建設室土木総務課）
（第2編「災害予防計画」・第4章「住民参加による地域防災力の向上」・第6節「兵庫県住宅再建共済制度の推進」に定めるところによる。）
- (2) 建物短期共済等の普及（窓口は、生活環境部農林水産課）

第3 市及び防災関係機関の職員等に対する防災教育

1 研修の実施

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識・知識及び防災行動力の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

市及び防災関係機関は、職員の自己啓発のための援助と助言を積極的に行う。

2 研修の内容

職員は日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。これらの活動の実施に万全を期するため、次のとおり研修会・講習会・講演会・実技習得演習を実施する。

(1) 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して新任研修を実施するが、防災に関する研修は、通常の新規採用職員研修の一項目として行う。

また、実施の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 災害の基本的知識
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 防災関係職員としての心構え
- ④ 役割の分担

(2) 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、並びに困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は定期的に実技習得演習を実施するものとする。

実施の時期は、内容に応じて所属長が決定する。

また、実施の内容は、担当の応急業務により、実際のケースを想定し、行うよう決めることとする。

(3) その他の研修・講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するよう努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会・講習会・講演会に職員を派遣する。

3 職員用「防災マニュアル」の作成

職員用「防災マニュアル」を作成し、災害時には応急対策活動マニュアルとして、また、平常時には職員研修用のテキストとして活用を図る。

また、「防災マニュアル」の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動の概要
- (2) 防災関係職員としての心構え
- (3) 役割の分担
- (4) 災害情報収集・伝達の要領・報告様式
- (5) 災害時広報文例

第4 防災上重要な施設の職員等に対する防災教育

1 防災上重要な施設における防災教育

施設管理者は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第5 児童・生徒に対する防災教育（避難対策部教育班）

教育委員会は、学校における防災体制の充実を図るとともに、防災安全教育の充実を図り、教職員の指導力・実践力を高める。

各学校は、「学校防災マニュアル」を作成するとともに、児童・生徒に対し防災安全教育を推進する。

1 防災体制の整備・充実

教師用マニュアルの作成、防災リテラシーの育成

2 防災安全教育の充実

副読本の活用、防災学習の実践

ボランティアの理念等についての学習機会の充実、実践的活動の推進

3 教職員の指導力の向上

実践力の向上をめざした研修会等の開催

第2節 自主防災組織の育成（総括部本部班）

市及び住民は、住民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に努める。

第1 実施機関等

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、市及び消防機関等は、密接に連携・協力する。

住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

第2 自主防災組織の活動等

自主防災組織の参加者は、自らの規約・防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

1 防災計画（活動計画）の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法、避難行動要支援者の把握等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること。

（避難指示の方法、避難行動要支援者の介護及び担送、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）

- (8) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項
 - ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
 - ② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
 - ③ 事業所の自営消防組織や従業員の参加
 - ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ① 風水害に関する知識の向上
 - ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
 - ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
 - ④ 地域における消防水利（消火栓・小川・井戸等）の確認

- ⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認（災害時要援護者の把握）
- ⑥ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- ⑦ 避難地・医療救護施設の確認
- ⑧ 防災資機材の整備・管理
- ⑨ 防災訓練の実施等

(2) 災害発生時の活動

- ① 出火防止と初期消火
- ② 負傷者の救出
- ③ 避難行動要支援者の介護及び担送
- ④ 地域住民の安否確認
- ⑤ 情報の収集・伝達
- ⑥ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑦ 給食・給水
- ⑧ 他地域への応援等

4 その他

自主防災組織は、事業所の防災組織との一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ・幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

第3 育成強化対策

市は、市内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を図る。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努めることとする。

1 自主防災組織の育成・指導

市は、自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成・指導を推進する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種講演会・懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 各コミュニティごとの訓練・研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動拠点施設の整備
- (8) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及
 - ① 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化推進に努める。
 - ② 高砂市WEB版のハザードマップ、高砂市ハザードマップ、防災パンフレットの作成・配布を通じ、地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を進める。
 - ③ 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダー間の交流促進を図る。
- (9) 高砂市自主防災組織補助金交付要綱（資料編参照）により、設立・運営・活動の補助金を交付し

育成を図る。

2 自主防災組織育成の重点地区

市は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図る。

- (1) 人口の密集している地域
- (2) 住宅の中に高齢者等いわゆる災害時要援護者の比率が高い地域
- (3) 木造家屋の集中している地域
- (4) 消防水利の不足している地域
- (5) 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 安全・安心コミュニティの確立に向けて

市は、安全で安心して暮らせるコミュニティの実現を目指し、自主防災組織の活動を基軸とした、コミュニティにおける諸団体の情報共有、連携の強化と活動の活性化の支援に努める。

【安全・安心コミュニティ・ファイルの作成】

自主防災組織等を中心として、地域の諸団体・関係者が、安全・安心確保の観点から、それぞれの地域を点検・診断（原則として自主防災組織単位）し、その実態や問題点を把握する。

さらに、諸団体や市において、これらの情報をファイルとして管理し、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等への活用を図る。

第3節 防災訓練の実施（総括部本部班・消防部）

市は、単独、または県・防災関係機関等と共同して防災訓練を行い、防災対策の充実強化を図る。

第1 目 的

市等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、市民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力を養うとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図る。

防災訓練の実施や防災知識の普及にあたっては、救出・救護等における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違いに配慮するとともに、予報、警報や避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努めることとする。

第2 水防訓練

水防法（昭和24年法律第193号）32条の2の規定により、毎年出水期前に、消防団、消防機関の訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第3 地域防災訓練

1 県（県民局）を中心に、管内市町、自主防災組織等が協力して訓練を実施する。

訓練内容は、災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等とする。

2 1・17は忘れない地域防災訓練

第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第6節「ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動」3「1・17は忘れない」地域防災訓練の実施に定めるところによる。

第4 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、避難行動要支援者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜、市や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努める。

訓練内容は、情報の収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練、災害図上訓練等とする。また、県及び市が主催する地域防災リーダー養成講座・防災カレッジ・地域防災シンポジウム・オープンフォーラム等に積極的に参加する。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進（総括部本部班）

市は、企業等の地域における防災活動への参画促進を図る。

第1 災害時に企業が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

第2 企業の平常時対策

- 1 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

- (1) 事業継続計画（BCP）の作成
- (2) 防災計画の作成
- (3) 防災組織の育成
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 地域の防災訓練への参加
- (6) 防災体制の整備
- (7) 復旧計画の作成
- (8) 各計画の点検・見直し等

- 2 企業等を地域のコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。

第3 市・消防本部の役割

- (1) 自衛防災組織の育成指導
- (2) 防災マニュアルの作成支援
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進
- (4) 防災に関するアドバイス
- (5) 企業との連携、協力体制の促進
- (6) 事業所の防災組織の育成指導
- (7) 事業継続計画や防災計画の作成支援

第 5 節 地区防災計画

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を定めることが可能となった。

第 1 目的

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害発生時の相互支援その他の当該地区における防災活動に関する計画であり、本計画に基づく防災活動と連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とするものである。

第 2 計画提案

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成した上で、高砂市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

高砂市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、本計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。また、判断の結果、本計画に当該地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、その旨及び理由を、当該地区防災計画の提案をした地区居住者等に通知する。

第6節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動

1 「ひょうご安全の日」の制定

県の「ひょうご安全の日条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、市は「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。

2 自主的な防災活動の展開

災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災活動の展開を図ることとする。

3 「1. 17は忘れない」地域防災訓練の実施

「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「防災月間」を中心に、自主防災組織等の地域住民と学校が防災訓練等を実施することにより、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図ることとする。

第 7 節 兵庫県住宅再建共済制度の推進（応急対策第 1 部住宅班）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支えあうことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの加入促進を図ることとする。

1 制度の実施

- (1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」）を実施する。
- (2) 共済制度の運営を、財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「(財)共済基金」という）に委託する。

2 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである。「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援する。

第5章 調査・研究体制等の強化（総括部本部班）

第1 気象観測体制の整備

1 各機関の気象観測状況

各機関は現在次のような気象観測を行っており、今後ともその体制の強化に努めるものとする。

(1) 気象庁

神戸地方気象台及び豊岡、洲本、姫路の特別地域気象観測所を設けているほか、県内各地に地域気象観測所等や地域雨量観測所等を設置し、観測を行っている。

(2) 国土交通省近畿地方整備局

河川・砂防・道路管理上必要な範囲で、テレメーター等気象観測施設を整備し観測を行っている。

(3) 県

雨量計 192 箇所（うちテレメーター190 箇所）、風速計 14 箇所、検潮器 14 箇所などを整備し、観測を行っている。

(4) 西日本旅客鉄道株式会社

自記雨量計、風速計等を整備し、観測を行っている。

第2 風水害等に関する調査・研究等の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減等に向けた調査研究の推進について定める。

1 調査研究体制の整備

災害現象を科学的に分析、検討しうる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

2 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努める。

3 調査研究項目

- (1) 災害想定
- (2) 高砂市の特性と最近の傾向
- (3) 危険区域の実態把握と被害想定
- (4) 災害情報の収集伝達に関する総合的システム

4 研究成果の活用

風水害等に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第3 調査・研究会等

1 市内要注意箇所調査

市内における急傾斜地・ため池堤防要注意箇所及び土砂災害危険箇所の調査を水防期前に行う。

- ・参加機関 危機管理室、消防本部、都市創造部、上下水道部、生活環境部、財務部、東播磨県民局総務企画室、加古川土木事務所、加古川農林水産振興事務所、北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所、高砂警察署、消防団

2 東播磨地域防災研究会

兵庫県南部地震を教訓に旧東播磨県民局管内の7市10町が「東播磨及び北播磨地域における広域相互応援協定」を締結していることから、この協定に基づく応援活動の円滑な実施と各自治体の防災力の向上による、地域自立型の防災対策を研究するため。

- (1) 相互応援協定の見直し
- (2) 協定に基づく応援活動の手順確認
- (3) 各自治体の実情把握
- (4) 地域防災上の課題解決策の検討
- (5) 情報交換等

- ・参加機関 東播磨県民局、高砂市、明石市、加古川市、稲美町、播磨町

3 防災担当者連絡会

BAN—BANテレビ(株)担当者と市町防災担当者より災害時における放送協定及び放送内容の見直し等について協議し、災害情報の発信、災害予防情報の発信等を研究する。

- (1) 「防災一口メモ」の放送
- (2) 河川水位の映像情報
- (3) 加古川市民ギャラリーのコンピュータサインの利用

- ・参加機関 高砂市、加古川市、稲美町、播磨町、BAN—BANテレビ

第6章 その他の災害の予防対策の推進（消防部）

第1節 出火予防・初期消火体制の整備

消防本部は、災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備を図る。

第1 消防組織

常備消防として高砂市消防本部が、また、非常備消防としては高砂市消防団がそれぞれ設置されている。

（令和8年4月1日現在）

組	織	構成員
消防本部	本 部(署)	80
	高砂分署	19
	合 計	99
消防団	団本部	12
	高砂分団	60
	荒井分団	71
	伊保分団	117
	曾根分団	71
	米田分団	90
	阿弥陀分団	114
	北浜分団	73
	合 計	608

第2 火災予防対策

1 一般予防対策

- (1) 予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る。
- (2) 地域の自主防災組織や事務所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。
- (3) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせる。
- (4) 消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

2 建築物の火災予防

- (1) 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。

また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯蔵施設・工場等、特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等、区域内の火災予防を図る。

- (2) 建築物等の新築にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

3 人命危険対象物火災予防(消防法令違反に対する是正指導の推進)

不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の未設置違反に対して是正促進を行うなど、人命危険対象物の一掃を図る。

4 住宅防火対策の推進

高齢者社会を背景とした住宅防火対策として、住宅火災による死者数を抑制するため、住宅用防災機器等の普及活動及び防火教室等を通じて市民の防火意識向上のための教育を行なう。

5 防火管理者等の育成と活用

- (1) 学校、病院、工場等、政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。
- (2) 防火管理者を養成・指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

6 特殊危険物の予防対策

放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせる。

7 泡消火薬剤の備蓄

大規模な危険物火災や危険物の漏洩に対処するため、水溶性液体にも対応できる泡消火薬剤の備蓄に努める。

第2節 危険物等の事故の予防対策の実施

第1 危険物の保安対策の実施

危険物による災害を予防し、また災害発生時の拡大を防止するため、危険物を貯蔵・取扱する施設（以下「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

高砂市内における危険物施設等は、次のとおりである。

（令和8年4月1日現在）

施設の別	危険物製造所	危険物貯蔵所	危険物取扱所	計
施設数	16	483	152	651

1 危険物製造所等

- （1）危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。
- （2）危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準の遵守をする。
- （3）危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策の実施に努める。
 - ① 自主保安体制の確立
防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を阻止するための自主保安体制の確立に努める。
 - ② 事業所相互の協力体制の確立
危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡調整して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。
 - ③ 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 消防本部

- （1）消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。
- （2）監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。
 - ① 危険物施設の把握と防災計画の策定
常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する確かな防災計画を策定する。
 - ② 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。

③ 消防体制の強化

各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

④ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法につき視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

第2 高圧ガスの保安対策の実施

高圧ガス施設による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

高圧ガスに関する事業所数			(令和8年4月1日現在)		
施設の別	一般高圧ガス		L P ガス		冷凍
	製造	貯蔵	製造	貯蔵	製造
事業所数	9	—	1	—	7

1 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で市・消防本部等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のため緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び市・消防本部等との間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

2 防災資機材の整備

(1) 消防本部、事業所に対して防災資機材等の整備促進を図るとともに、その管理について指導する。

(2) 消防本部は、事業所に対し、効果的な防災資機材等整備充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材等の種類及び数量の把握に努める。

(3) 事業者は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

(4) 事業者は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所が揖斐から資機材を調達できる体制を整備する。

3 保安教育の実施

- (1) 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。
- (2) 事業者は、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。
- (3) 主な教育項目は、次のとおりとする。
 - ① 関係法令
 - ② 高圧ガスに関する知識
 - ③ 防災組織
 - ④ 運転マニュアル
 - ⑤ 異常時の措置基準
 - ⑥ 事故事例と対策
 - ⑦ 救急の方法

4 防災訓練の実施

- (1) 消防本部及び関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施する。
- (2) 事業者は、取り扱う高圧ガス種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- (3) 主な訓練項目は次のとおりとする。
 - ① 緊急通信・通報・伝達訓練
 - ② 非常招集動員訓練
 - ③ 救助・避難訓練
 - ④ 応急措置実施訓練
 - ⑤ 防消火訓練
 - ⑥ 広報訓練

5 防災技術の研究

関係機関及び事業事業所は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

第3 毒物・劇物の保安対策の実施

毒物又は毒物の保管施設等からの流出による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

- (1) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物営業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- (2) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって住民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属熱処理事業者、運送事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- (4) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取り扱い及び危害防止のための応急の措置を講じる

よう指導に努める。

第4 放射性物質の保安対策の実施

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物資等）による災害の発生及び被害の拡大を防止するための予防対策について定める。

高砂市内における放射性障害防止法の対象事業所数は13である。

＊原子力規制委員会ホームページより

1 放射性物質取扱（使用、販売）事業所の防災体制の整備

放射性物質取扱事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質に係る安全管理に万全を期する。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛防災対策の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
- (7) 放射線防護資機材の整備

2 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要により放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む）、放射線防護服等の整備を図る。

3 関係機関の防災体制の整備

関係機関及び事業所は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線物質取扱事業所等の把握及び安全管理の指導等に努める。

第3節 雑踏事故の予防対策

雑踏が予想される行事等の実施に当たり、行事等の主催者等、市及び関係機関の役割、連携を明示することにより、雑踏が想定される行事等の安全対策を講じる。

- 1 行事等の主催者等は、行事内容、雑踏警備体制、緊急時の救急・救護体制等について、警察署、消防本部、医療機関等と十分に連絡調整を行なうなど、雑踏事故防止に万全を期す。
- 2 警察署は、必要に応じて、行事等の計画段階から、主催者等に対して、雑踏警備に関する指導、助言を行なうとともに、主催者等の自主警備とも連携し、組織的な警備を行なう。
- 3 消防本部は、事故発生時の対応体制について、事前に、主催者等と調整を行なうとともに、緊急車両の進入路の確保等を含め、必要な警備体制をとる。
- 4 事故発生時の広域支援に備える観点から、市は、行事等の計画段階において、必要に応じて、関係機関等の協議の場に参加し、情報伝達体制等について助言する。
- 5 県は、迅速な広域支援の調整等に備える

第 3 編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2 円滑な災害応急対策活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- ・ ボランティアの支援の適切な受け入れ
- ・ 住民に対する迅速、適切な情報提供、相談活動
- ・ 災害発生時に災害の拡大を防止し、危険を除去するための消防・水防活動
- ・ 人命救助活動と負傷者等に対する救援・救護活動
- ・ 避難対策、食料・飲料水・緊急物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健・衛生対策、生活救援対策等、被災者に対する救援・救護活動
- ・ 円滑な救助・救急、水防活動等を支え、また、緊急物資等を供給するための交通規制、緊急輸送の確保活動
- ・ 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の復旧活動
- ・ 学校における児童・生徒の安全確保と教育施設等の応急復旧活動
- ・ 二次災害を防止のための活動

なお、災害応急対策の実施にあたっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、主要項目について、概ねの順序を示すと次のとおりである。

	災害応急活動体制	災害応急活動の内容		
発災直後	・ 災害対策要員の確保 (初動体制の確保) ・ 被害情報の収集・伝達 ・ 災害対策本部の設置 ・ 関係機関への応援要請	・ 住民等への情報の提供	・ 人命救助、救急医療 ・ 消火・水防等、被害の拡大の防止 ・ 避難収容 ・ 食料や物資等の供給 ・ 児童・生徒の安全確保	・ 交通規制 ・ 緊急輸送
第2段階	(必要に応じ、各災害応急活動展開のための個別組織を検討)	・ 住民等の相談窓口の開設 ・ ボランティア等の受け入れ	・ 保健・衛生対策 ・ 仮設住宅の確保 ・ 教育機能の回復 ・ 生活救援対策	・ 二次災害対策 ・ ライフライン及び交通施設の回復

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織設置計画（総括部本部班）

風水害等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合における防災組織の体制について定める。

第1 災害対策本部

1 設置者

市長は、市域に風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

2 本部長

災害対策に関わる職務に関して、市長が不在のとき、又は市長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	理事	総務部長

3 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として、本庁舎4階特別会議室に置く。ただし、本庁舎4階特別会議室に設置することが不可能な場合は、市長が指定する場所（南庁舎2階会議室3など）に置く。また、本庁舎4階401号室を災害対策本部員室とし、災害対策本部事務局室は危機管理室とする。

なお、災害によってガスが使用できなくなった場合は、電気式の南庁舎に災害対策本部を設置する。

4 設置基準

- (1) 高砂市に「レベル4大雨危険警報」「レベル4土砂災害危険警報」「レベル4高潮危険警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川下流に「レベル4氾濫危険警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に中規模の災害が生じるおそれがあるとき
- (2) 加古川の河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、洪水予報におけるレベル3氾濫警報において引き続き水位上昇が見込まれているとき、又は法華山谷川若しくは天川の河川水位が氾濫注意水位に到達し、かつ、引き続きの水位上昇が見込まれているとき
- (3) 風水害等により中規模の災害が生じたとき
- (4) その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき

5 廃止基準

次の場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
- (2) 災害応急対策に備えるため設置した場合で、風水害等の発生のおそれが解消したと認められるとき

- (3) 高砂市に発表されていた「レベル４大雨危険警報」「レベル４土砂災害危険警報」「レベル４高潮危険警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川流域に発表されていた「レベル４氾濫危険警報」のすべてが解除されたとき

6 業 務

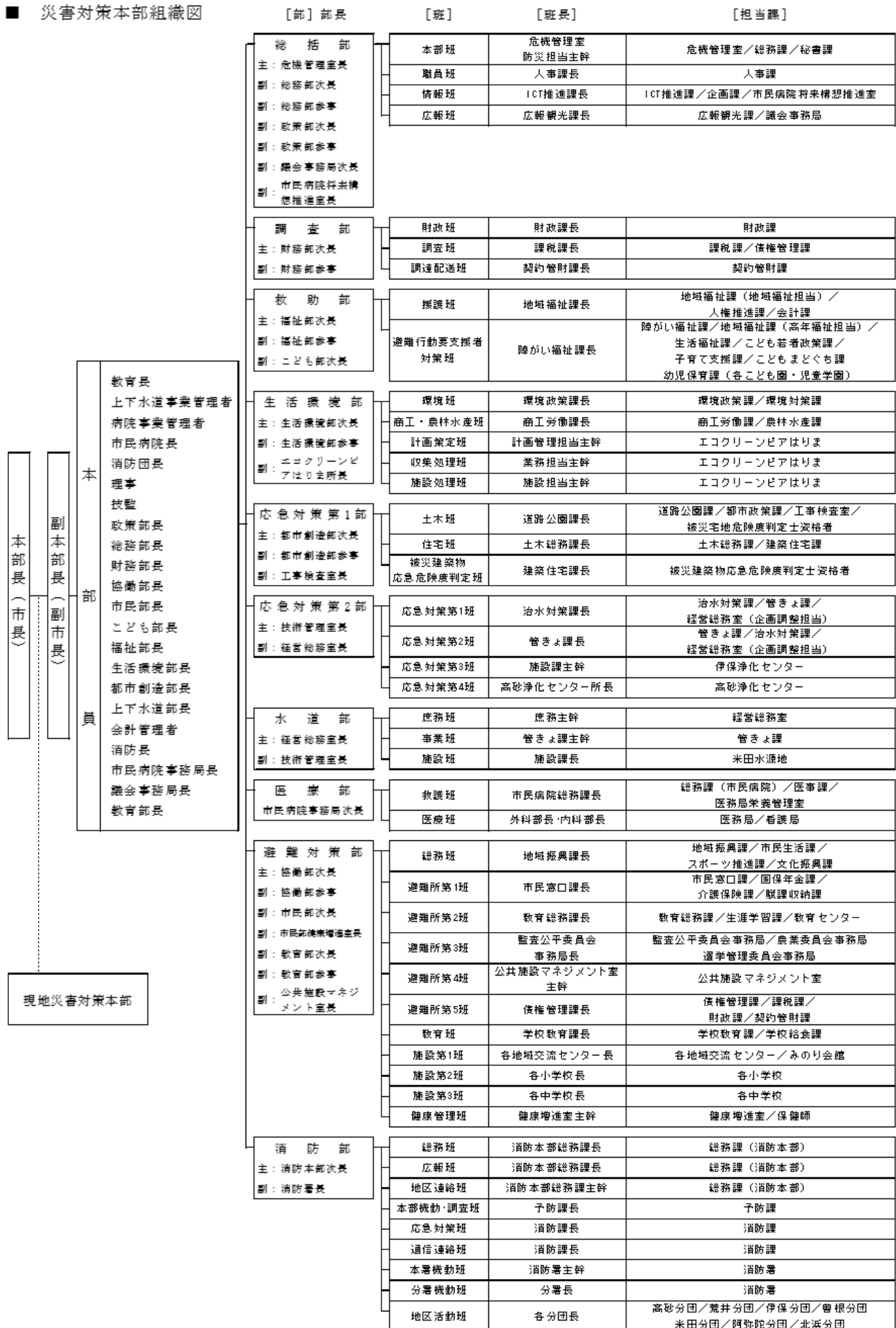
災害対策本部は、高砂市防災会議と緊密な連絡のもとに、市の災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。

特に初動時には、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたることとする。

7 組 織

災害対策基本法、高砂市災害対策本部条例及び高砂市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

■ 災害対策本部組織図



高砂市災害対策本部の組織及び分掌事務

別表第1 本部員（高砂市災害対策本部設置要綱第2条第4項別表）

本部員となるべき者の職	教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者 市民病院長 消防団長 理事 技監 政策部長 総務部長 財務部長 協働部長 市民部長 こども部長 福祉部長 生活環境部長 都市創造部長 上下水道部長 会計管理者 消防長 市民病院事務局長 議会事務局長 教育部長
-------------	---

別表第2 部・班等の組織及び分掌事務

部	班	班 長	分 掌 事 務
総括部	本部班	防災担当主幹	1 災害対策本部（災害警戒本部）の設置及び閉鎖に関する事。 2 対策本部会議（警戒本部会議）の招集及び進行に関する事。 3 配備指令その他本部命令の伝達に関する事。 4 各部及び班の連絡調整に関する事。 5 自衛隊派遣要請に関する事。 6 県及びその他防災関係機関への報告、協力及び連絡調整に関する事。 7 災害に関する統計資料等に関する事。 8 被害状況等の記録の整理に関する事。 9 気象、地震及び津波情報並びに被害状況の情報収集に関する事。 10 市民及び関係機関からの災害情報の収集に関する事。 11 応急対策等の調整に関する事。 12 ホームページ及び防災機器による災害対策の情報伝達に関する事。 13 災害に関する文書の收受、発送、浄書及び印刷に関する事。 14 庁内電話等通信施設及び電気施設の確保に関する事。 15 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事。 16 ホームページによる避難者の情報公開に関する事。 17 被害状況及び対策状況等の議会への報告に関する事。 18 業務継続計画に係る非常時優先業務の進捗に関する事。 19 災害時受援業務の調整に関する事。 20 高砂市連合自治会役員と地域における情報の収集及び提供に関する事。 21 災害視察者その他見舞者の応接に関する事。 22 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	職員班	人 事 課 長	1 職員の動員及び各班の配置調整に関する事。 2 人員不足による労働者の確保に関する事。 3 他の公共団体等への応援要請及び応援職員の受入れに関する事。 4 他の公共団体等からの職員派遣要請に関する事。 5 職員の出勤状況の把握及び記録に関する事。 6 災害活動従事職員の被服及び食料並びに公務災害補償等に関する事。 7 職員に対する災害知識の向上に関する事。
	情報班	ICT 推進課長	1 避難所 Wi-Fi 機器設定・タブレット等通信機器の保全に関する事。 2 電子機器等、OA 機器類、情報システム等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 行政ネットワークが使用できない場合の対応に関する事。 4 処理データ等の保全に関する事。 5 災害情報の収集・発出時における本部班の支援に関する事。
	広報班	広報観光課長	1 被害状況の写真等による記録及び災害応急対策状況の記録に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 3 災害広報活動及び広聴に関する事。 4 市民及び関係機関への災害情報の伝達に関する事。 5 市民への避難指示等の情報伝達に関する事。 6 報道機関及び市民への避難者の情報公開に関する事。 7 被害状況及び対策状況等の報告に関する議会への連絡に関する事。 8 災害に関する議会との連絡に関する事。 9 指定管理者との連絡調整に関する事。 10 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事。

部	班	班 長	分 掌 事 務
調 査 部	財 政 班	財 政 課 長	1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2 災害予算の所管調整に関すること。
	調 査 班	課税課長	1 市民及び一般家屋等の被害に対する必要な調査に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること。（調査時） 3 災害による市税の減免等に関すること。 4 防災資機材購入による固定資産税等の特例に関すること。 5 応急対策第1部への応援要請に関すること。
	調達配送班	契約管財課長	1 災害対策用物資（薬剤を除く。）の調達、検収等に関すること 2 市有財産（他の所管に属するものを除く。）の災害対策被害調査及び保険請求に関すること。 3 車両の管理及び配属に関すること。 4 災害対策用車両及び避難対策用車両の配置、借入れ、調整等に関すること。 5 応急食料の調達に関すること。 6 避難者及び被災者に対する救援物資の配送に関すること。
救助部	援護班	地域福祉課長	1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請等に関すること。 2 罹災証明書、罹災届出証明書の発行に関すること。 3 災害に係る弔慶金、見舞金、援護資金、各種支援費等の支給に関すること。 4 救援物資及び義援金の募集に関すること。 5 救援物資及び義援金の收受又は配分に関すること。 6 県災害救護専門ボランティアの派遣要請に関すること。 7 災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 8 応急救助に要する資金前渡及び支払に（支出事務を除く）に関すること。（会計課） 9 人権、ジェンダーなどの相談に関すること。
	避難行動要支援者対策班	障がい福祉課長	1 避難行動要支援者の把握に関すること。 2 避難行動要支援者の避難誘導及び収容方法に関すること。 3 避難行動要支援者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 4 福祉避難所の開設・運営に関すること。 5 応急食料の炊き出しの実施に関すること。 6 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 7 認定こども園等での保健衛生に関すること。 8 救護所で活動する救護班への応援に関すること。
生活環境部	環境班	環境政策課長	1 災害に伴う病害虫駆除等に関すること。 2 災害に伴う水質汚濁その他公害に係る調査及び防止対策に関すること。 3 健康管理班と連携した消毒用薬剤等の調達、配分及び備蓄に関すること。 4 遺体安置所の開設及び運営に関すること。 5 遺体の収容及び処置、火葬等に関すること。 6 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
	商 工・農林水産班	商工労働課長	1 災害時における日用品、建築資材等の物価安定及び商工業者等との連絡調整に関すること。 2 災害による生業資金の貸付等に関すること。 3 災害時帰宅困難者の対策に関すること。 4 被災者の雇用の促進要請に関すること。 5 農作物の応急措置の指導に関すること。 6 農林水産施設、山地、田畑及び農作物等の被害に対する必要な調査に関すること。 7 農林水産施設、山地及び田畑の災害対策及び応急復旧に関すること。 8 農林水産資材のあつせん及び供与に関すること。 9 農林水産資金の貸与に関すること。 10 農林水産関係の被災証明に関すること。
	計画策定班	エコクリーンピ アはりま 計画管理担当主 幹	1 災害時のごみ・し尿及びがれきの処理計画の策定に関すること。 2 曾根港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
	収集処理班	エコクリーンピ アはりま 業務担当主幹	1 災害時のごみ及びがれきの収集実施等に関すること。 2 災害時のし尿の収集実施等に関すること。 3 応急仮設トイレに関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
	処理施設 班	エコクリーンビ アはりま 施設担当主幹	1 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 仮置場の運営に関すること。
応急対策 第 1 部	土木班	道路公園課長	1 道路、橋梁等の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急の交通対策に関すること。 3 土砂災害警戒地域（イエロー）及び土砂災害特別警戒区域（レッド）内の被災状況の把握に関すること。 4 土砂災害に関する防災気象情報に伴う市民への避難指示等の情報伝達に関すること。 5 被災宅地危険度判定実施本部の設置に関すること。 6 被災宅地危険度判定に関すること。 7 被災宅地危険度判定士の派遣要請に関すること。 8 公園、緑地等の災害対策及び応急復旧に関すること。 9 公園、緑地等の被害状況調査に関すること。 10 向島公園及びあらい浜風公園一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。 11 調査部調査班への応援に関すること。
	住宅班	土木総務課長	1 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 2 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること。 3 市有建物の被害調査に関すること。 4 住宅災害に係る支援費に関すること。 5 被災住宅再建共済制度の事務に関すること。 6 調査部調査班への応援に関すること。
	被災建築物 応急危険 度判定 班	建築住宅課長	1 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定に関すること。 3 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請に関すること。
応急対策 第 2 部	応急対策 第 1 班	治水対策課長	1 樋門、水門、ゲート等の開閉等災害対策及び応急復旧に関すること。 2 津波発生時の避難対策に関すること。 3 ため池及び農業用施設の災害対策又は応急復旧に関すること。 4 排水機場の運転に関すること。 5 調査部調査班への応援に関すること。 6 浸水区域の排水活動に関すること。
	応急対策 第 2 班	管きょ課長	1 浸水区域の排水活動に関すること。 2 下水道の災害対策及び応急復旧に関すること。
	応急対策 第 3 班	施設課主幹 (伊保浄化セン ター)	1 下水道の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 排水施設の運転に関すること。 4 曾根港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
	応急対策 第 4 班	高砂浄化 センター所長	1 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 排水施設の運転に関すること。 3 高砂港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
水道部	庶務班	経営総務室 庶務主幹	1 諸資材の調達に関すること。 2 水道事業施設の被害状況調査の取りまとめに関すること。
	事業班	管きょ課主幹	1 送配水管の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 給水広報に関すること。 3 被害地の応急給水に関すること。
	施設班	施設課長	水道事業施設（送配水管を除く。）の災害対策及び応急復旧に関すること。
医療部	救護班	総務課長 (市民病院)	1 被災者の収容及び医事手続に関すること。 2 応急治療所の設営に関すること。 3 医薬品、衛生材料等の調達、配分等に関すること。 4 他の医療機関との連絡調整に関すること。
	医療班	外 科 部 長 内 科 部 長	1 被災現地における応急措置に関すること。 2 傷病者の収容に関すること。 3 被災地、避難所等の感染症対策指導に関すること。 4 死体の検案に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
避難対策部	総務班	地域振興課長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関する事。 2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関する事。 3 在園者、在校者、来館（入場）者等の安全対策及び避難誘導に関する事。 4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事。 5 避難所の設営及び撤収に関する事。 6 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関する事。 7 応急食料の炊き出しの実施に関する事。 8 班所管施設における避難者の情報に関する事。 9 指定管理者との連絡調整に関する事。 10 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 11 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関する事。 12 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関する事。 13 ボランティアの宿泊に関する事。 14 外国人に対する情報提供及び相談の支援に関する事。 15 姉妹都市からの応援協力等に関する事。 （文化会館について） 16 指定管理者との連絡調整に関する事。 17 所管施設の運営管理に関する事。 18 福祉避難所で活動する避難行動要支援者対策班への応援に関する事。 19 来館（入場）者等の安全対策及び避難誘導に関する事。 20 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事。 21 避難所を開設するためのスペース確保に関する事。 22 所管施設における避難者の情報に関する事。 23 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 24 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関する事。 25 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関する事。 （総合運動公園内体育施設について） 26 指定管理者との連絡調整に関する事。 27 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関する事。 28 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関する事。 29 来館（入場）者等の安全対策及び避難誘導に関する事。 30 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事。 31 避難所、遺体安置所を開設するためのスペース確保に関する事。 32 所管施設における避難者の情報に関する事。 33 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 34 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関する事。 35 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関する事。 36 遺体安置所で活動する環境班への応援に関する事。 （向島多目的球場について） 37 向島多目的球場一帯の避難通報及び避難誘導に関する事。 38 津波発生時の避難対策に関する事。 （伊保スポーツ広場について） 39 入場者等の安全対策及び避難誘導に関する事。
避難対策部	避難所 第1班	市民窓口課長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関する事。 2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関する事。 3 来館（入場）者、在校者等の安全対策及び避難誘導に関する事。 4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事。 5 避難所の設営及び撤収に関する事。 6 所管施設における避難者の情報に関する事。 7 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 8 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関する事。 9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関する事。 10 学校施設の保健衛生に関する事。 11 教育施設の被害状況及び災害対策状況の収集、報告等に関する事。 12 文化財に係る被害状況の調査報告及び災害応急対策の実施に関する事。 13 小中学校の管理者に対する連絡又は指示に関する事。
	第2班	教育総務課長	
	第3班	監査公平委員会 事務局長	
	第4班	公共施設マネジメント 室主幹	
	第5班	債権管理課長	
	教 育 班	学校教育課長	1 災害による応急教育施設及び教育の確保に関する事。 2 児童及び生徒の避難救助に関する事。 3 被災児童及び被災生徒の学用品、教材、教科書等の給付に関する事。

部	班	班 長	分 掌 事 務
	施設第1班	各地域交流センター長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。
	施設第2班	各小学校長	3 来館（入場）者、在校生等の安全対策及び避難誘導に関すること。 4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
	施設第3班	各中学校長	5 避難所の設営及び撤収に関すること。 6 所管施設における避難者の情報に関すること。 7 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
	健康管理班	健康増進室主幹	1 災害に伴う感染症予防対策に関すること。 2 環境班と連携した消毒用薬剤等の調達・配布及び備蓄に関すること。 3 食品衛生及び食中毒の予防対策に関すること。 4 精神医療及び健康対策の実施に関すること。 5 医師会及び健康福祉事務所との連絡調整に関すること。 6 救護所で活動する救護班への応援に関すること。
消防部	総務班	総務課長	1 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること。 2 資機材の確保に関すること。
	広報班	総務課長	1 予報及び各種警報の伝達に関すること。
	地区連絡班	総務課主幹	1 地区活動班の連絡及び調整に関すること。
	本部機動・調査班	予防課長	1 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関すること。 2 河川の氾濫状況、浸水区域及び浸水高の調査並びにそれらの拡大減衰傾向に関すること。 3 がけ崩れ、地すべり及び土砂災害の発生状況並びに内陸滞水高潮による浸水状況に関すること。 4 災害現場における救助活動に関すること。 5 地区活動班の応援に関すること。 6 資機材の配分及び輸送に関すること。 7 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 8 ヘリポートの設置に関すること。
	応急対策班	消防課長	1 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関すること。 2 河川の氾濫状況、浸水区域及び浸水高の調査並びにそれらの拡大減衰傾向に関すること。 3 がけ崩れ、地すべり及び土砂災害の発生状況並びに内陸滞水高潮による浸水状況に関すること。 4 緊急対策の企画に関すること。 5 総合情報及び災害状況報告の調整に関すること。 6 関係機関との通報連絡及び調整に関すること。 7 指揮命令の伝達に関すること。
	通信連絡班	消防課長	1 気象情報の収集及び通報に関すること。 2 災害状況報告の整理に関すること。 3 関係機関との通報連絡及び調整に関すること。
	本署機動班	消防署主幹	1 災害現場における救助活動に関すること。 2 地区活動班の応援に関すること。 3 資機材の配分及び輸送に関すること。 4 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 5 ヘリポートの設置に関すること。
消防部	分署機動班	分署長	1 災害現場における救助活動に関すること。 2 地区活動班の応援に関すること。 3 資機材の配分及び輸送に関すること。 4 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 5 ヘリポートの設置に関すること。
	地区活動班	分団長	1 防災及び復旧作業全般に関すること。 2 堤防及び危険箇所の状況報告に関すること。 3 避難及び救助に関すること。

(1) 組織

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長
- ・本部員 教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市民病院長、消防団長、理事、技監、政策部長、総務部長、財務部長、協働部長、市民部長、こども部長、福祉部長、生活環境部長、都市創造部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市民病院事務局長、議会事務局長、教育部長
- ・活動組織 11部47班

(2) 本部会議

本部長、副本部長及び本部員で組織する会議で、本部長の招集により、災害予防及び災害応急対策に関する協議を行い、その基本方針を決定する。

(3) 本部連絡員

各部に本部連絡員1名を置き、各部に常駐するものとする。また、本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害対策に必要な情報を取りまとめ、本部(総括部本部班)に定期的に連絡するとともに、本部からの指示等を所属の部に伝達する。

また、本部長の命があったときは、本部(総括部本部班)に常駐する。

(4) 本部に常勤する職員

① 常時勤務する職員

本部長、副本部長、本部員、総括部本部班、総括部広報班の職員、その他本部長が必要と認めた職員

② 状況により勤務する職員

各部長、班長、その他本部長が必要と認めた職員及び関係者

(5) 本部の標識等

本部が設置されたときは、市役所正面玄関及び本部設置場所に「高砂市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。また、本部長、副本部長、本部員、班長、班員等は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

8 運 営

(1) 本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

① 報告事項

副本部長、本部員は、直ちに本部へ参集し、各部の配備体制、緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議により、概ね次の事項を協議する。

ア 本部の配備体制の切り換えに関すること。

イ 本部の配備体制の解除に関すること。

ウ 各部の基本処理方針に関すること。

エ 災害対策経費の処理等に関すること。

オ 災害救助法の適用の意見に関すること。

カ 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関すること。

キ その他災害対策の重要事項に関すること。

(2) 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

総括部本部班は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずるものとする。

① 本部開設に必要な資機材等の準備

- 高砂市防災地図
- 地域防災計画書
- 被害状況図板、白板等
- 住宅地図
- ラジオ・テレビ
- 職員名簿
- 市内官庁等連絡名簿
- ハンドマイク、懐中電灯
- 必要書類、筆記具

② 通信手段の確保

情報連絡に関する計画に定める通信施設の被害状況を迅速に把握し、下記の機材の準備を行い、通信手段の確保を図る。また、衛星通信ネットワークの非常用発電設備の燃料確保を行う。

- 臨時電話
- 防災行政無線
- マイク付き公用自動車
- 衛星通信（非常時間：24時間）

9 関係機関等への通知

本部を設置又は廃止した場合は、総括部本部班は、直ちに以下の防災関係機関等へ適当な方法により通知するとともに、必要に応じて関係職員の派遣を要請する。

関係機関等		通知手段
兵庫県	県災害対策本部、県災害対策東播磨地方本部、加古川健康福祉事務所、加古川土木事務所、加古川農林水産振興事務所、企業庁利水事務所、北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所	フェニックス防災システム、電話、FAX、その他
警察	高砂警察署	電話、FAX、その他
指定地方行政機関等	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、近畿農政局兵庫農政事務所、加古川海上保安署、陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊第3中隊	電話、FAX、その他
指定公共機関及び指定地方公共機関等	JR西日本(株)加古川駅、N T T西日本(株)兵庫支店、関西電力送配電(株)姫路本部、大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部、(一社)兵庫県LPガス協会、山陽電鉄(株)鉄道事業本部、神姫バス(株)加古川営業所、高砂市医師会	電話、FAX、その他
市議会議長、消防団長		電話、FAX、その他
隣接市町		電話、FAX、その他
報道機関		電話、FAX、その他
市民		報道機関、その他

第2 災害警戒本部

1 設置者

市長は、市域に風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して災害警戒本部を設置する。組織及び設置場所は、災害対策本部に準じる。

2 設置基準

次の場合に災害警戒本部を設置する。

- (1) 高砂市に「レベル3大雨警報」「レベル3土砂災害警報」「レベル3高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川下流に「レベル3氾濫警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に小規模の災害が生じるおそれがあるとき
- (2) 加古川の河川水位が避難判断水位に到達すると予想されるとき、又は法華山谷川若しくは天川の河川水位が氾濫注意水位に到達すると予想されるとき
- (3) その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき

3 廃止基準

次の場合に災害警戒本部を廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 災害応急対策に備えるために設置した場合で、風水害等の発生のおそれが解消したと認められるとき
- (3) 高砂市に発表されていた「レベル3大雨警報」「レベル3土砂災害警報」「レベル3高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川流域に発表されていた「レベル3氾濫警報」のすべてが解除されたとき

第3 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 設置者
災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。
- (2) 廃止基準
 - ① 当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。
 - ② 災害対策本部長（市長）が必要ないと認めたとき。

2 現地災害対策本部の開設

- (1) 現地災害対策本部長は、職員のうちから災害対策本部長（市長）が指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。
- (2) 現地本部を開設したときは、立看板等で表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。
- (3) 現地本部には、市防災行政無線、N T T仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡を取る。

3 現地本部の責務

- (1) 災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握

- (2) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括
- (3) 本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告
- (4) その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

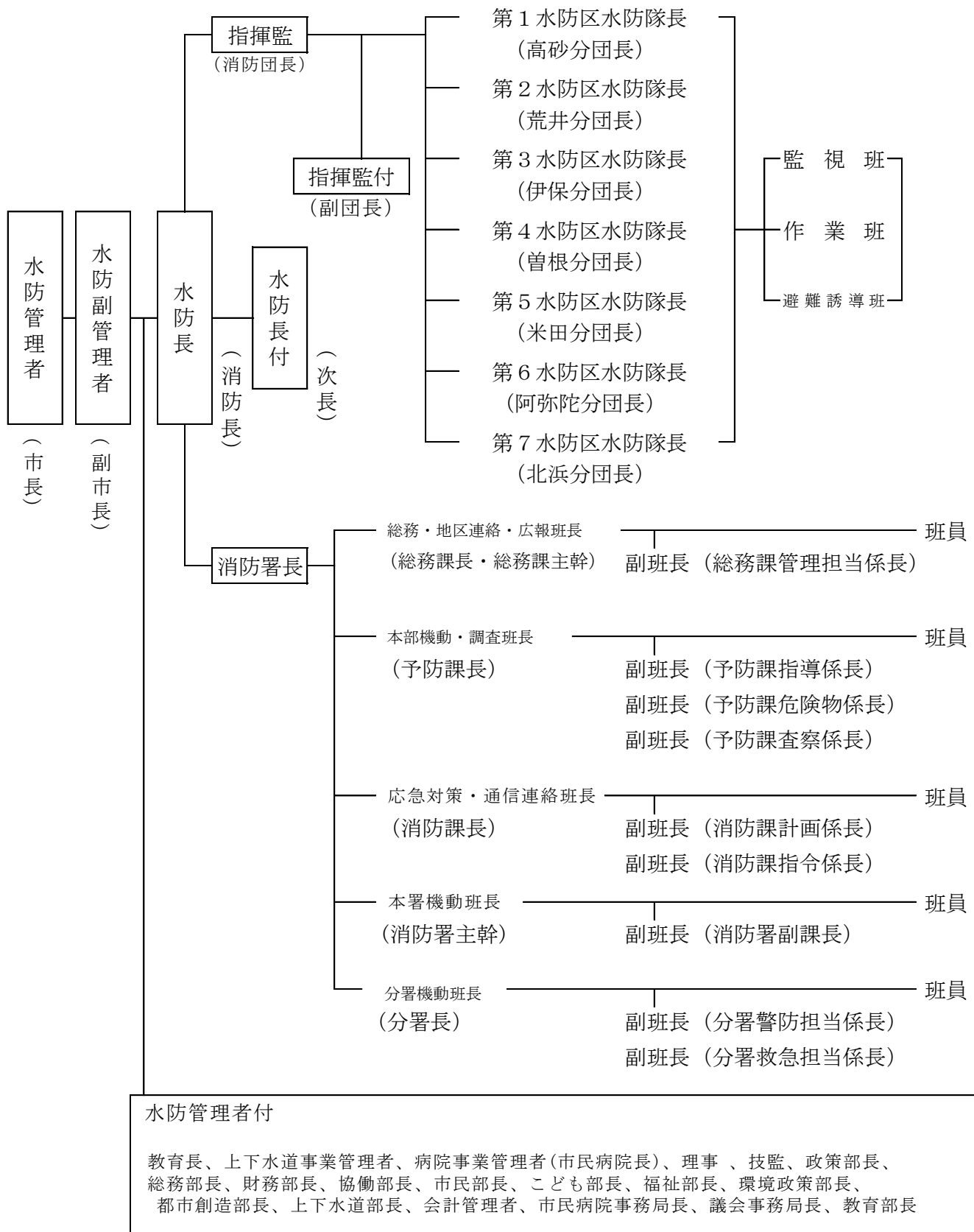
第4 水防本部及び水防警戒本部

1 水防組織

水防管理者は、水防に関係のある警報・注意報等の発表から洪水等の危険が解除されるまで、市域内における水防を統括するため消防本部に水防警戒本部並びに水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、高砂市に災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、災害対策本部消防部となる。

災害対策本部の組織及び分掌事務については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」に定めるところによる。

(1) 組織図



(2) 水防隊

指揮監（消防団長）統括のもとに市域内を7水防区に分け、それぞれ水防隊を設置する。水防隊の事務所は、各地区の消防分団詰所とする。

水防区は次の表のとおりとする。

第1水防区	高砂市高砂地区一円
第2水防区	高砂市荒井地区一円
第3水防区	高砂市伊保地区一円 (中筋地区)
第4水防区	高砂市曾根地区一円
第5水防区	高砂市米田地区一円
第6水防区	高砂市阿弥陀地区一円
第7水防区	高砂市北浜地区一円

2 水防組織事務分担

(1) 水防長（消防長）の事務分担

水防長は、水防管理者の下にあってその命を受け、消防機関その他による災害防御活動の統轄的な指揮をとる。

(2) 水防長付（次長）の事務分担

水防長付は、水防長を補佐し、水防長不在のときはその代理をする。

(3) 消防署長の事務分担

消防署長は、水防長の下にあってその命を受け、各班による災害防御活動の指揮をとる。

(4) 水防管理者付の事務分担

各水防管理者付は、水防管理者の指揮命令に従い、それぞれ水防事務を分担する。

(5) 指揮監（消防団長）の事務分担

指揮監は、水防長の下にあって各水防区水防隊を統括し、指揮をとる。

(6) 指揮監付（消防副団長）の事務分担

指揮監付は、指揮監を補佐し、指揮監不在のときはその代理をする。

(7) 水防区水防隊長（消防分団長）の事務分担

① 水防区水防隊長は、指揮監の指揮命令を受け、その水防区内の水防業務を行う。

② 水防区水防隊長は、緊急事態に際し、指揮監の指揮命令を受けるいとまがないときは、指揮監の職権を行うことができる。

(8) 本部事務分担

① 総務班

ア 本部要員の非常召集に関する事項

イ 水防に関する庶務・給与に関する事項

② 広報班

ア 水防情報等の公表に関する事項

イ 庁内報道関係に関する事項

ウ 宣伝、告示、掲示に関する事項

③ 本部機動・調査班

ア 河川水位、流量等の時間変化及び内陸滞水の状況調査に関する事項

イ 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関する事項

ウ 自主避難実施状況及び警報段階での避難実施状況に関する事項

エ 河川の氾濫状況、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向に関する事項

オ 崖くずれ、地すべり、土砂災害の発生状況及び内陸滞水、高潮による浸水状況に関する事項

項

カ 道路、橋梁の破損、復旧状況に関する事項

キ 発災による人的、物的被害の調査に関する事項

ク 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合に関する事項

ケ 災害現場における水防作業に関する事項

④ 応急対策班

ア 水防計画運用総合調整に関する事項

イ 緊急対策の企画に関する事項

ウ 水防資材の調達に関する事項

エ 水防に関する指揮命令の伝達に関する事項

オ 河川水位、流量等の時間変化及び内陸滞水の状況調査に関する事項

カ 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関する事項

キ 自主避難実施状況及び警報段階での避難実施状況に関する事項

ク 河川の氾濫状況、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向に関する事項

ケ 崖くずれ、地すべり、土砂災害の発生状況及び内陸滞水、高潮による浸水状況に関する事項

コ 道路、橋梁の破損、復旧状況に関する事項

サ 発災による人的、物的被害の調査に関する事項

シ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合 に関する事項

ス 災害現場における水防作業に関する事項

⑤ 本署機動班

水防作業及び水難救助等全般に関する事項

⑥ 分署機動班

水防作業及び水難救助等全般に関する事項

⑦ 通信連絡班

ア 水防関係機関との通報連絡及び調整に関する事項

イ 水防予報、各種警報の発令及び伝達に関する事項

ウ 水防信号の周知伝達に関する事項

エ 水防に関する気象情報の受理及び通報に関する事項

オ 総合情報及び災害状況報告の整理に関する事項

カ 水防記録の編集に関する事項

キ 水防通信に関する事項

⑧ 地区連絡班

各水防区水防隊の連絡及び調整に関する事項

(9) 各水防区水防隊の事務分担

① 監視班

当該水防区を巡視し、堤防及び重要水防区域の監視並びに報告に関する事項

② 作業班

当該水防区の作業全般に関する事項

③ 避難誘導班

居住者の避難及び誘導に関する事項

3 水防解除

(1) 水防本部

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認められるときは、水防態勢を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所を通じ兵庫県水防本部に報告するものとする。

(2) 水防区水防隊

水防区水防隊の水防態勢の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防長又は水防管理者が水防解除の指令したときとする。

それまでは、水防区水防隊員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第2節 動員計画（総括部本部班・総括部職員班）

第1 配備体制

災害に対処するため、市長は災害の状況により、別に示す配備体制のうち、必要な体制をとるものとする。

なお、市長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ警戒又は非常のための配備体制の指示を発することができるものとする。

■ 体制の種別及び配置区分（風水害等）

活動体制	配 備 基 準	配 備 体 制
注意体制	高砂市に「レベル2大雨注意報」「レベル2土砂災害注意報」「レベル2高潮注意報」「強風注意報」「風雪注意報」、加古川下流に「レベル2氾濫注意報」のいずれかが発表され、今後台風の進路及び局地的大雨等により警報の発表が予想されるとき、又は加古川及び市内の河川水位が水防団待機（通報）水位に達すると予想されるとき	総括部、消防部及び応急対策第1・2部のうちからあらかじめ定めた人員を配置し、情報連絡活動及び危険箇所のパトロール・資機材の点検準備等に当たり、状況により速やかに高次の体制に移行しうる体制
警戒体制	高砂市に「レベル3大雨警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発表されたとき 高砂市に「レベル3高潮警報」の発表が予想されるとき 加古川及び市内の河川水位が水防団待機（通報）水位に達し、氾濫注意水位に達すると予想されるとき	本部員、総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部のうちからあらかじめ定めた人員を配置し、情報連絡活動、危険箇所のパトロール及び避難所開設等に当たり、速やかに高次の体制に移行しうる体制
第1号 配備 災害 警戒本部	高砂市に「レベル3大雨警報」「レベル3土砂災害警報」「レベル3高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川下流に「レベル3氾濫警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に小規模の災害が生じるおそれがあるとき 避難指示等の発令が予測されるとき 風水害等により小規模の災害が生じたとき	本部員、各部長、各班長及び総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部、救助部所属人員のうちからあらかじめ定めた人数を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制に速やかに移行しうる体制
第2号 配備 災害 対策本部	高砂市に「レベル4大雨危険警報」「レベル4土砂災害危険警報」「レベル4高潮危険警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川下流に「レベル4氾濫危険警報」のいずれかが発表され、かつ、市域に中規模の災害が生じるおそれがあるとき 避難指示等を発令するとき 風水害等により中規模な災害が生じたとき	本部員、各部長、各班長及び総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部、救助部所属人員全員及び他部所属人員のうちあらかじめ定めた5割以上の人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制
第3号 配備 非常配備 体制	市域に大規模な被害が予想される気象情報等が発表され、市域に大規模の被害が生じるおそれがあるとき 風水害等により大規模な被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期してあたる体制

■ 配備体制別人員

災害対策本部における配備体制別人員について定めておくこととし、各班長は、これに基づき、あらかじめ所属職員の職・氏名を決定し、要員配置報告書（様式）により、各部長より、総括部職員班を経由して総括部本部班へ報告するものとする。

■ 体制の種別及び配置区分（海上災害）

配備体制	配 備 基 準	配備体制
第 1 号 配 備 (警戒体制)	本市の沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市長が、関係機関等からの情報収集の上、関係部署による対応が必要と認めるとき。	本部員、総括部長、消防部長、応急対策第1部長、本部班長並びに総括部、消防部及び応急対策第1部所属人員のうちから必要な人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制に速やかに移行しうる体制 (災害警戒本部の設置) (現地対策本部の設置)
第 2 号 配 備 (活動体制)	本市の沿岸海域で海上災害が発生し、避難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、第1号配備の体制では対応不可能なとき、又は重油等の大量流出により通常の防除体制で回収不可能なとき。	本部員、各部長、各班長並びに総括部、消防部及び応急対策第1部所属人員全員並びに他部所属人員のうちから必要な人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制 (災害対策本部の設置)

■ 体制の種別及び配置区分（大規模火災等の危険がある場合及び突発性重大事案が発生した時）

配備体制	配 備 基 準	配備体制（消防部を除く）
準備体制	消防本部が、高層マンションの火災、山林火災若しくは石油コンビナートの火災又は化学施設等爆発の可能性がある工場火災等の通報を受けたとき。	本部班のうちからあらかじめ定めた人員を配置し、情報連絡活動、現場での消火活動の状況確認、資機材の点検準備等に当たり、状況により速やかに高次の体制に移行しうる体制
第 1 号 配 備 (警戒体制)	市長が、山林火災等が燃え広がり近隣集落に迫ってきている、又は工場火災等により、石油コンビナートの火災若しくは化学施設等爆発の可能性が今後の火災の状況によりあり得ると判断したとき。 タンクローリー火災及び航空機事故、列車事故、大規模交通事故、雑踏事故等が発生したとき。	関係本部員、関係部長、関係班長並びに総括部、避難対策部及び救助部所属人員のうちからあらかじめ定めた人数を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制に速やかに移行しうる体制 (災害警戒本部の設置) (現地対策本部の設置)
第 2 号 配 備 (活動体制)	高層マンション等の火災で多数の要援護者が発生したとき。 山林火災等が燃え広がり近隣集落に市長が避難指示等を発令したとき。 工場火災等により、石油コンビナートの火災又は化学施設等の爆発の可能性があるとして判断し、市長が避難指示等を発令したとき。 タンクローリー火災及び航空機事故、列車事故、大規模交通事故、雑踏事故等により、多数の死傷者が発生したとき。	本部員、各部長、各班長並びに総括部、応急対策第1・2部、水道部、避難対策部、救助部、生活環境部及び医療部所属人員のうちから必要な人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制 (災害対策本部の設置)
第 3 号 配 備 (非常体制)	工場火災等により、石油コンビナートの火災又は化学施設等の爆発があつたとき、及び火災の延焼状況や事故の状況により第2号配備で対応できないとき。	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当てる体制

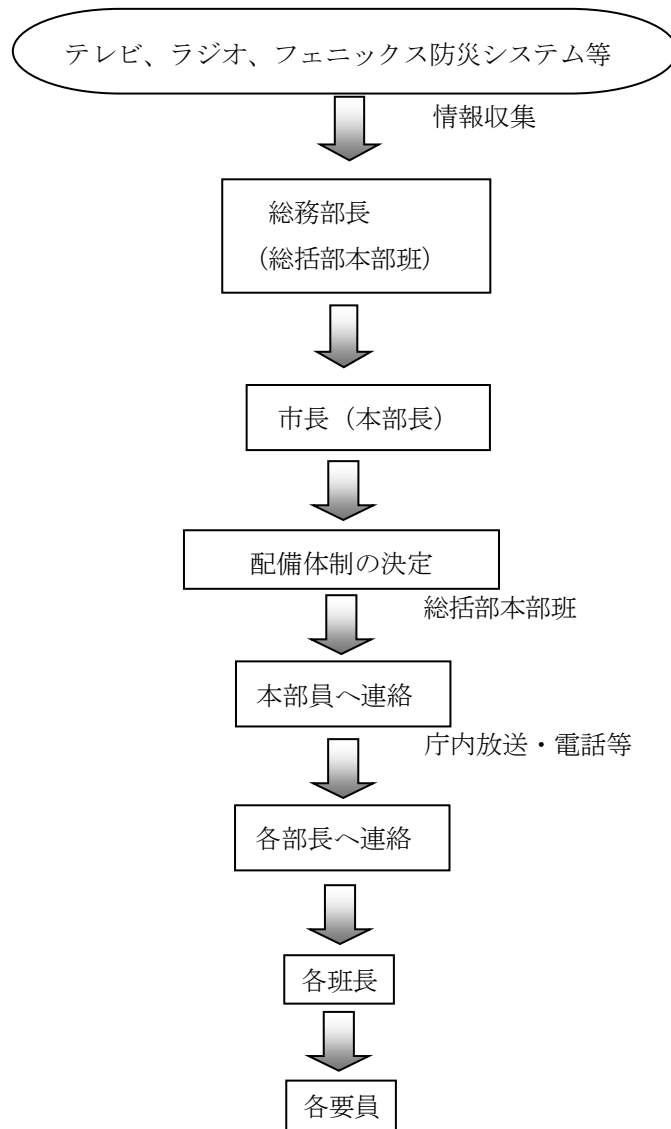
1 動員の方法

職員の動員の方法は、総括部本部班より各本部員に連絡し、以後各部長は各部の連絡網により班長及び班員に伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

(1) 勤務時間内

庁内放送、電話、口頭その他の方法により各部員に対し、正確かつ迅速に行うものとする。

■ 勤務時間内

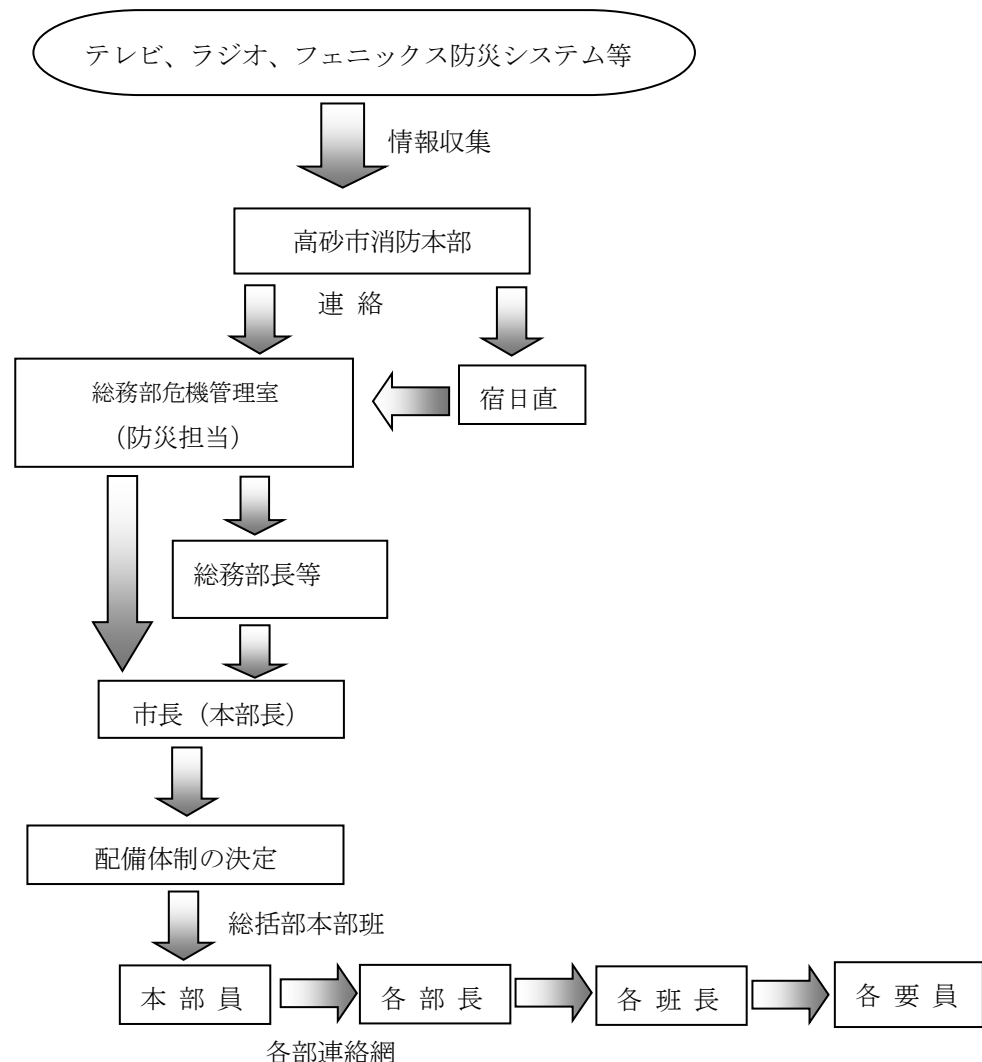


(2) 勤務時間外（休祝日、夜間等）

勤務時間外の配備指令、重要な気象情報等は各本部員になされるので、その後の連絡方法、動員招集の基準方法について、それぞれ実状にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に充分周知徹底を行うものとする。

連絡及び招集の方法は、電話等のうち、最も速やかに行われる方法による。

■ 勤務時間外



2 自主参集

- (1) 高砂市に「レベル3大雨警報」「レベル3土砂災害警報」「レベル3高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川下流に「レベル3氾濫警報」のいずれかが発表され、又は市水防指令第1号若しくは第2号が発令された場合、加古川、法華山谷川及び天川の河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは、第1号配備体制が発令されたものとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (2) 高砂市に「レベル3大雨警報」「レベル3土砂災害警報」「レベル3高潮警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」、加古川下流に「レベル3氾濫警報」のいずれかが発表され、かつ、市水防指令第3号が発令された場合、又は、加古川、法華山谷川及び天川の河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、第2号配備体制が発令されたものとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (3) 法華山谷川及び天川の河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した場合、加古川の河川水位が氾濫危険水位（危険水位）に達するおそれがあるとき、又は、市域で風水害等による大規模な被害が生じた場合、第3号配備体制が発令されたものとみなし、全職員は自主参集する。

3 配備の報告

各部長は、配備指令に基づいて職員を配置したときは、動員状況及び活動状況について、その都度速

やかに総括部本部班に報告するものとする。

第2 職員の配置及び服務

1 職員の配置

各部長は、各配備体制の指示を受けた時は、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じるものとする。

- (1) 所属職員の把握
- (2) 高次配備体制の指示に応じるための必要な事前措置

2 職員の服務

全職員は、各配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

(1) 勤務時間内における遵守事項

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、部長・班長等からの指示に注意すること。
- ② 不急な行事・会議等中止し、出張は中止すること。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで待機すること。
- ④ 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡を取り、常に所在を明らかにしておくこと。
- ⑤ 災害現場に出動した時は、指定腕章を着用し、また自動車には標識及び標章を使用すること。
- ⑥ 災害対策（警戒）本部設置における配備体制がとられたときは、所属長が異なる場合があるの
で、通常所属課の長の指示を受けた後、班長の配下に入ること。
- ⑦ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言は特に細心の注意を払うこと。

(2) 勤務時間外における遵守事項

- ① 職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- ② 職員は、災害が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴等により、自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るよう努めること。
- ③ 災害が発生し、配備指令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくこと。
(参集経路は普段から検討し、訓練時等に確認しておくこと)
- ④ 配備指令を受けた職員は、交通機関が遮断されている場合にあっては、単車、自転車、徒歩など、可能な限りの方法をもって参集し、配備につくこと。
- ⑤ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの地域交流センターに参集し、所属長に連絡を取り、指示を受けること。ただし、連絡が取れない場合は、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事すること。
- ⑥ 災害のために緊急に登庁する際の服装及び携行品は、特に指示があった場合を除き、防災服又は作業服（応急活動に便利で安全な服装）、安全靴、飲料水、食料3日分、ヘルメット、軍手を用意すること。
- ⑦ 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。
- ⑧ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属責任者に報告すること。所属長は総括部本部班にただちに報告すること。

(3) 動員対象から除外する職員

次に挙げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長へ連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束で

き次第、直ちに参集しなければならない。

- ① 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重症である場合
- ② 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- ③ 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
- ④ 自宅又は親族の居住する住宅が半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- ⑤ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- ⑥ 自宅付近において、救出救助要請があった場合

3 配備体制別人員

災害対策本部における配備体制別人員について定めておくこととし、各班長は、これに基づき、あらかじめ所属職員の職・氏名を決定し、要員配置報告書（様式）により、各部長より、総括部職員班を經由して総括部本部班へ報告するものとする。

なお、各部における配備体制別人員は、別表に掲げる人員にかかわらず、必要に応じて部所属総人員の枠内で部長が適宜増減できるものとし、この場合は速やかに総括部本部班に連絡するものとする。

4 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各班の人員のみで防災活動を行うには不足である場合については、部内の災害活動に従事していない班から応援を求める。
- (2) 部単位で不足する場合は、総括部職員班を通じて災害活動に従事していない他の部に応援を求める。
- (3) 本部の人員全員をもってなお不足する場合は、次のいずれかの方法による。

方 法	所 管 部
他の公共団体へ応援を要請する場合	総括部職員班
自衛隊の派遣要請を要求する場合	総括部本部班
民間団体の協力を求める場合	総括部本部班及び各部
民間業者に委託する場合	各 部
労働者の雇用を行う場合	総括部職員班

第3 水防指令及び水防態勢

1 高砂市水防「第1号指令」発令の時期と活動

水防管理者は次の場合、水防第1号指令を発令し、小数の人員を配置して、気象情報及び水位又は潮位に注意してその連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに人員の召集その他の水防活動ができる態勢をとるものとする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達すると予測されるとき
- (2) 気象状況等により、津波又は高潮の恐れがあると予測されるとき
- (3) ため池等の水位が最高水位に達すると予測されるとき
- (4) 水防管理者が、当該水防態勢の必要を認めたとき

2 高砂市水防「第2号指令」発令の時期と活動

水防管理者は次の場合、水防第2号指令を発令し、気象情報の連絡、水位、潮位又は池の警戒を厳にし、人

員を召集して緊急の事態に備えて警戒態勢をとるものとする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達したとき
- (2) 気象状況等により、津波又は高潮の危険が予知されるとき
- (3) ため池等の危険が予知されるとき
- (4) 水防管理者が、当該水防態勢の必要を認めたとき

3 高砂市水防「第3号指令」発令の時期と活動

水防管理者は次の場合、水防第3号指令（出動命令）を発令して、災害発生の恐れのある所にあらゆる資材と人員及び機動力を活用配備し、危険の排除に努め、本部は常に水防活動状況を掌握し、災害発生を阻止するものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
- (2) 気象状況により、津波又は高潮の危険が切迫したとき
- (3) ため池等の危険が切迫したとき
- (4) 水防警報の「出動」が発せられたとき
- (5) 水防管理者が、当該水防態勢の必要を認めたとき

4 各水防指令発令時における人員の配置、水防態勢

態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員
連絡員待機	水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表されると予想できるとき、または発表されたときなど、水防管理者、指揮監又は水防長が必要と認めたとき	雨量、水位、潮位に関する情報収集、連絡を行い、初動態勢を確立する	あらかじめ定めた数名の人員
警戒配備	水防活動の利用に適合する警報が発表され、災害の発生のおそれがあるが、その時期規模等の予測が困難であるとき	主として情報連絡にあたり、直ちに水防非常配備態勢に移行できる態勢をとる	あらかじめ定めた少数の人員
第1非常配備	今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき 高砂市水防「第1号指令」が発令されたとき	警戒、情報連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに人員の召集、その他活動ができる態勢をとる	(水防本部) 状況により職員の概ね1／2以上を召集 (水防区水防隊) 状況により隊員の半数若しくは一部又は地区別に分けて召集できる
第2非常配備	水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき 水防警報の待機（1号）及び準備（2号）が発令されたとき 高砂市水防「第2号指令」が発令されたとき	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢をとる	(水防本部) 状況により職員の概ね2／3以上を召集 (水防区水防隊) 状況により隊員の半数以上若しくは地区別に分けて召集できる
第3非常配備	水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき 水防警報の出動（第3号）が発令されたとき	完全な水防態勢	(水防本部) 状況により職員の全部を召集 (水防区水防隊) 状況により隊員の全部を召集できる

	高砂市水防「第 3 号指令」が発令されたとき		
--	------------------------	--	--

※連絡員待機、警戒配備、第 1、第 2 非常配備の段階は省略することができる。

第3節 情報の収集伝達（総括部本部班・消防部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象、水防、消防等災害関係予警報及び災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第1 気象予報警報等の伝達計画（神戸地方気象台・加古川土木事務所・消防部）

1 気象注意報・気象警報等の種類、基準及び地域細分

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報

気象庁は、平成25年8月30日に「特別警報」の運用を開始した。

神戸地方気象台はこれまで、大雨、高潮などにより重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけている。これに加え予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、「特別警報」を神戸地方気象台が発表し、最大級の警戒を呼びかける。

① 特別警報発表基準

気象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風 高潮 波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

(3) 警報、注意報

大雨や強風などにより災害が発生するおそれがある場合に「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがある場合に「警報」を神戸地方気象台が発表する。

気象解説は、資料編参照。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分 布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 兵庫県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警

報・警報・注意報を発表した後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に「兵庫県気象情報」を神戸地方気象台が発表する。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報と同じ区域（南部、北部）で「竜巻注意情報」を気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（南部・北部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 各種基準

最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun_2821600.pdf

(11) 火災気象通報

神戸地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、知事に対して通報を行う。

市長は、知事から通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(12) 河川情報等

① 指定河川洪水予報

加古川及び市川は洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあると認められるときに、加古川は国土交通省姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が、市川は兵庫県中播磨県民センターと神戸地方気象台が「指定河川洪水予報」を共同で発表する。なお、避難のための立退き指示の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知するものとする。

また、加古川については、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時的指定河川洪水予報を発表する。

防災気象情報情報名	指定河川洪水予報情報名	概 要
レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表。
レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、洪水予報におけるレベル4 氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到

		達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
	レベル 2 氾濫 注意報（警報 解除）	洪水予報におけるレベル 4 氾濫危険警報またはレベル 3 氾濫警報発表中に避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、レベル 3 氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）に発表される。
	レベル 2 氾濫 注意報解除	洪水予報におけるレベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 3 氾濫警報またはレベル 2 氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったときに発表される。

② 水防警報

水防警報に関する事項については、第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 3 節「水防計画」第 4 「予報及び警報」 に定めるところによる。

③ 水位周知河川におけるレベル 3 氾濫警戒情報

水位周知河川（法華山谷川、天川）の水位が、避難判断水位に到達した場合に兵庫県が水位到達情報におけるレベル 3 氾濫警戒情報を発表する。なお、避難のための立退き指示の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知するものとする。

④ 基準地点及び基準水位 （単位 m）

	加古川	法華山谷川	天川
観測所	国包	魚橋	牛谷
区域	右岸、加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで	全域	全域
水防団待機水位 （通報潮位）	1. 5 0	2. 7 0	1. 6 0
氾濫注意水位 （警戒潮位）	2. 5 0	3. 1 0	2. 3 0
避難判断水位	4. 3 0	4. 3 0	3. 1 0
氾濫危険水位	4. 7 0	4. 4 0	3. 2 0
氾濫発生水位	7. 5 7		
計画高・堤防高	計画高 6. 7 6	堤防高 5. 3 2	堤防高 4. 4 3

	東播磨港
観測所	高砂

通報潮位	TP +1.20
警戒潮位	TP +1.70

2 情報の収集方法

(1) 気象予報警報等の収集

総括部本部班と消防部は、電話、ファックス、兵庫衛星通信ネットワーク、兵庫県災害対応総合ネットワーク等を通じ、関係機関からの通知や神戸地方気象台の発表する気象予報警報等を速やかに収集する。併せて、テレビ、ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。

(2) 河川カメラ映像監視システム

加古川と法華山谷川の状況については、これまでの巡視に加え、河川カメラの映像による水位情報等の把握に努める。

(3) 災害対策本部の情報収集

① 被害情報の収集

市（本部事務局）は、市民、自治会、自主防災組織、消防団、各災害対策部その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

② 収集すべき主要情報

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ・人的被害状況
- ・家屋被害状況
- ・火災状況
- ・道路状況（道路冠水、道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
- ・交通機関の運行状況
- ・ライフライン（電気・ガス・水道・通信等）の状況
- ・公的施設の被害状況
- ・その他災害に関する各種の情報、資料等

3 伝達系統

気象業務法の一部改正により特別警報が実施され、県の機関から通知をうけた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる処置をとらなければならないことから、その伝達については、次により周知徹底を図ることとする。

(1) 関係機関への伝達

① 気象警報等の市への伝達

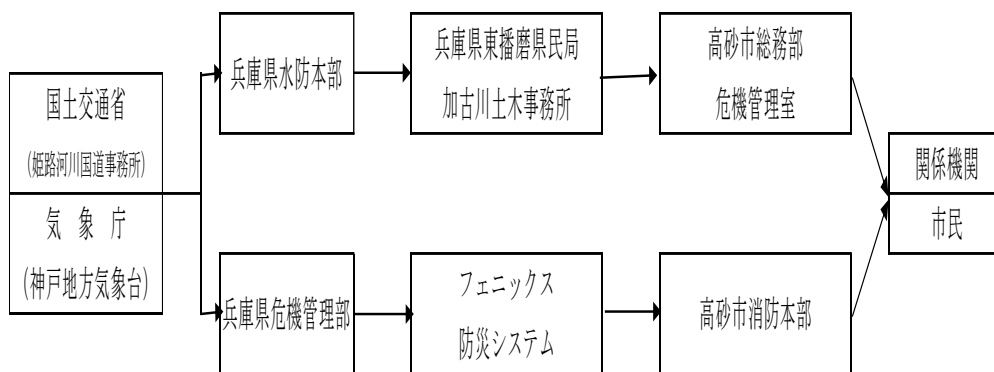
気象警報等の市への伝達は、フェニックス防災システムで行う。

さらに、県は副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、NTTドコモソリューションズ㈱は、警報を市にFAXにて通知することとする。

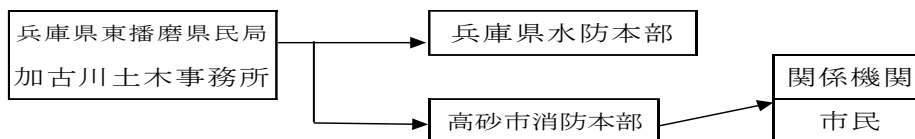
② 河川の氾濫情報の伝達

河川管理者からの、河川の氾濫情報の市への伝達は、電気通信事業者の回線を用いたFAXで行う。

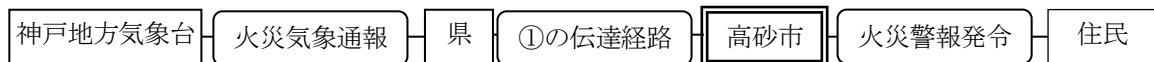
ア 洪水予報指定河川



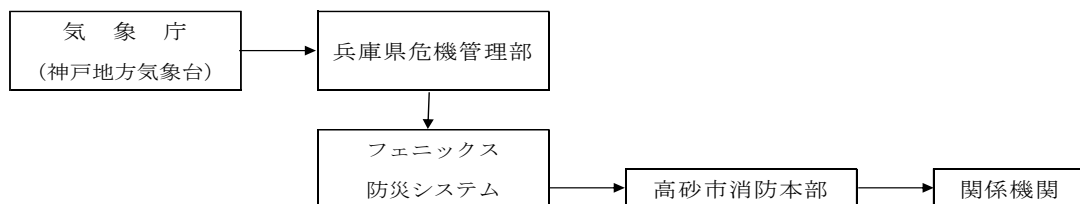
イ 水位周知河川



③ 火災警報の伝達



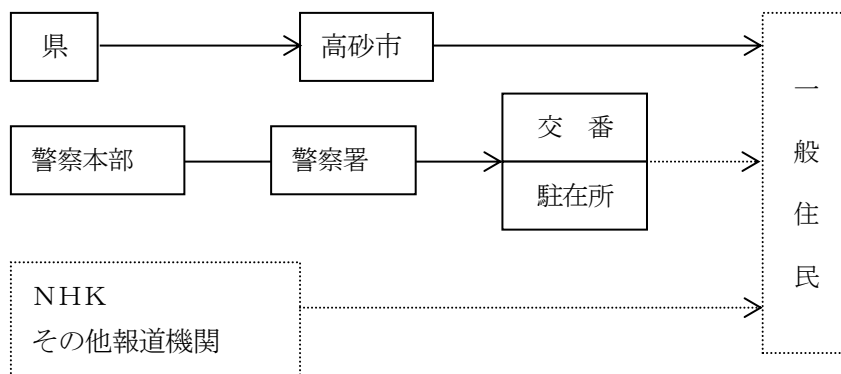
④ 水防警報の伝達



(2) 住民への連絡

住民への情報伝達は次により、周知徹底を図る。

- ① 広報車、宣伝車等の拡声装置の利用
- ② 防災行政無線の利用
- ③ 電話応答サービス、電話・FAX 配信サービスの利用
- ④ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
- ⑤ 水防計画によるサイレン、警鐘の使用（水防信号）
- ⑥ 電話、電報、口頭等による戸別の通知
- ⑦ ケーブルテレビ（BAN-BANテレビ）の利用
- ⑧ 「防災ネットたかさご」緊急情報メールの利用
- ⑨ エリアメールの利用
- ⑩ インターネット（市ホームページ、フェイスブック）の利用
- ⑪ たかさご防災アラートの利用
- ⑫ 自治会を通じた連絡



4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれのある異常現象（水位上昇、異常潮位、洪水、土砂崩れ、落石、斜面の亀裂など）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報することとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市災害対策本部、消防本部、警察署及び海上保安署の機関に通報する。

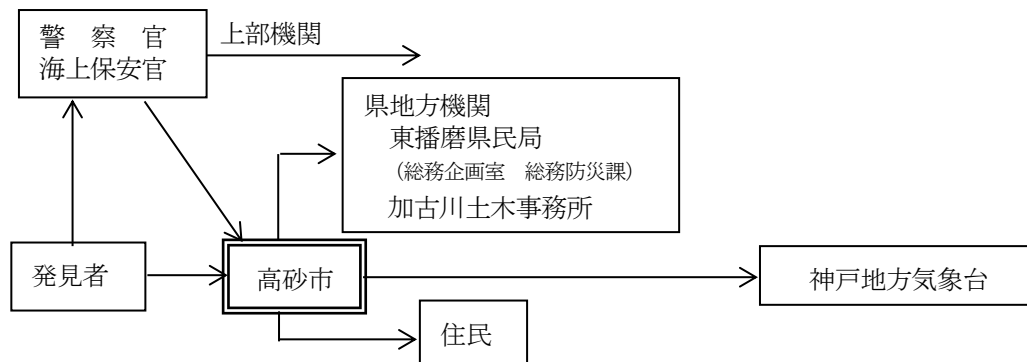
(2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市災害対策本部及び関係機関に通報することとする。

(3) 市長の通報

(1)、(2)により通報を受けた市災害対策本部は、直ちに神戸地方気象台及び県民局等に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図ることとする。

○異常現象通報系統図



第2 災害情報の収集・報告（総括部本部班・消防部）

1 実施担当者

(1) 情報収集の実施者

災害に伴う被害の調査は、災害の種別、内容に応じてそれぞれ関係する各班（各課）が実施し、速やかに総括部本部班に報告する。

(2) 情報整理

情報の総括責任者を次のとおり定める。

正 …… 総括部長 副 …… 総括部本部班長

2 災害情報の収集

(1) 収集する情報

① 人的被害

- ・ 市民、児童・生徒、来所者、入所者、職員等

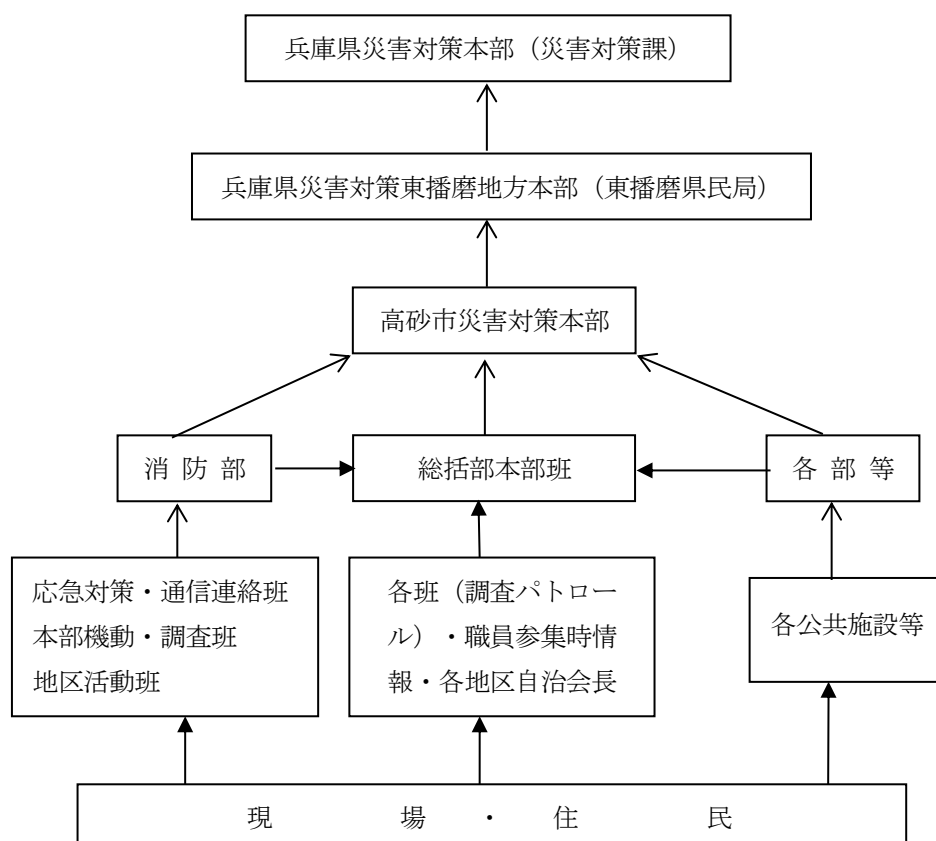
② 物的被害

- ・ 庁舎（本庁舎、出先機関）、消防署、警察署等の防災関係機関
- ・ 学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設
- ・ 住家、商店・工場、田畑、危険物取扱施設等

③ 機能被害

- ・ 水道、電力、ガス、下水道、ゴミ処理施設等のライフライン関連機能
- ・ 道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能
- ・ 医療・保健衛生機能

(2) 災害状況等の収集系統



3 市施設の被災調査

災害発生に伴い各部所管施設に被害が発生した場合は、直ちに総括部本部班に報告する。また、災害の危険が解消した段階で各部は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を総括部本部班に報告する。

4 市調査班による被災調査（調査部調査班）

(1) 災害調査の実施

本部長（市長）は、災害地の実態を把握し、市の災害応急活動の適切な実施を期するため、必要に応じ調査部長に対し、災害地調査の実施を命ずる。

(2) 調査の実施要領

調査部長は、本部長（市長）の指示に基づき、災害地調査実施のため調査班を編成する。調査班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、おおむね次のような編成とする。

- | | | |
|----------|------|-------------------|
| ① 連絡調整 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（1 名） |
| ② 調査票集計 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（1 名） |
| ③ 住家被害調査 | 10 班 | 1 班当たりの構成員（2～3 名） |
| ④ 特命調査 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（2 名） |

(3) 調査事項

- ① 災害の原因（二次的原因）
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害地市民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動実施上の支障要因等の状況
- ⑥ その他災害対策上必要な事項

(4) 実施要領

- ① 調査は、防災関係機関及び各地域の自治会長、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- ② 無線通信機及び携帯電話等の有効適切な活用を図り、調査の結果を調査部長を通じて、総括部本部班へ報告する。
- ③ 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに調査部長を通じて、総括部本部班へ報告するか、内容によっては直接、総括部本部班へ報告する
市は、災害の情報及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

5 災害情報の報告

(1) 報告基準

以下の種類の災害が生じたときは、県（地方本部経由）に災害情報を報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ⑤ ①から④に定める災害になるおそれのある災害
- ⑥ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- ⑦ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(2) 報告系統

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やか

にその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

通信の不通等により県に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

6 災害情報の伝達手段

- ① 原則としてフェニックス防災システムに情報を入力する。
- ② 必要に応じて有線もしくは無線電話又はFAXなども活用する。
- ③ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、NTT西日本(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- ④ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

7 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星放送やFAX等最も迅速な方法で通報する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。

- ② 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、「火災・災害等即報要綱」（昭和59年10月15日付け 消防本部第267号）に基づき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で、県、消防に対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告することとする。

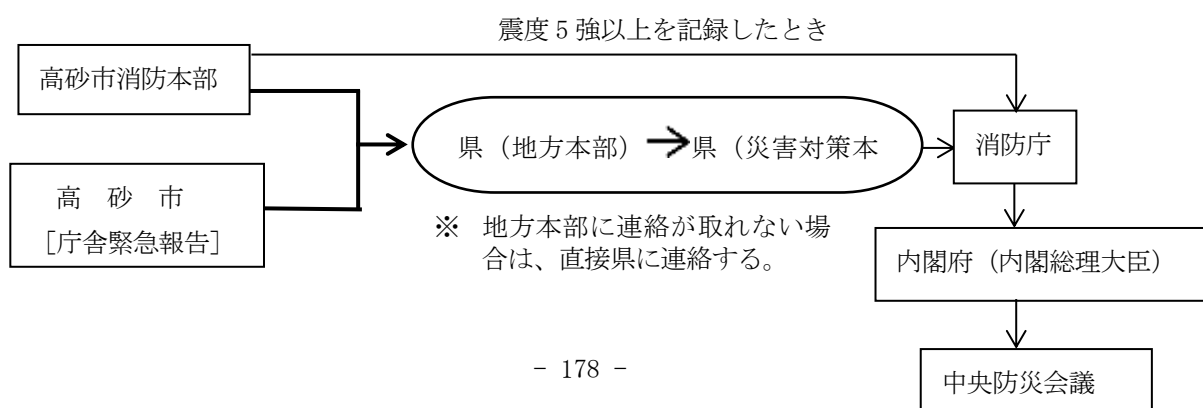
報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

【重点調査事項】

- ① 災害発生場所、延焼の状況
- ② 道路被災状況（道路交通機能確保状況）
- ③ 建築物の被害状況（概括）
- ④ 現場及び沿岸部における被災状況
- ⑤ 住民の動向、その他

緊急報告系統



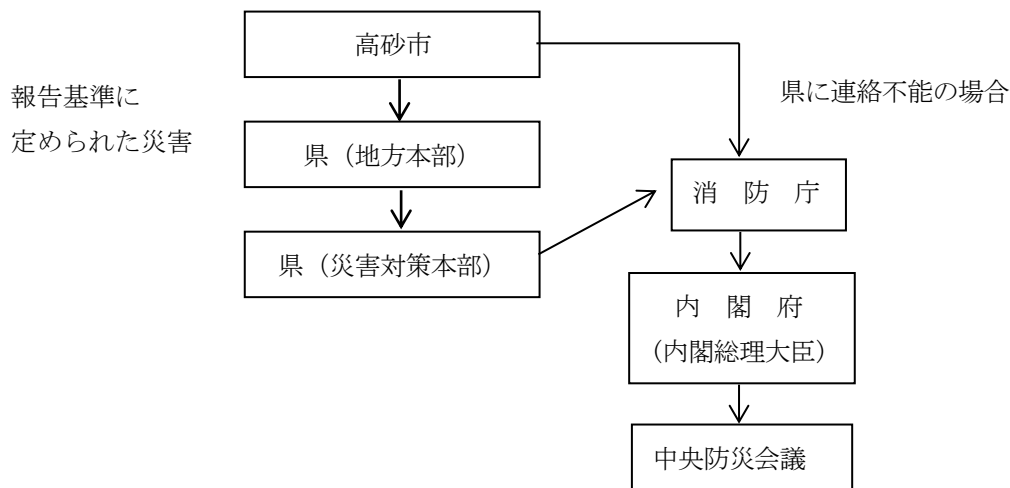
(2) 災害概況速報

市は、報告すべき災害を覚知したとき 30 分以内で可能な限り早く第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況速報の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地域本部経由）へ報告する。

また、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

災害概況即速報告系統

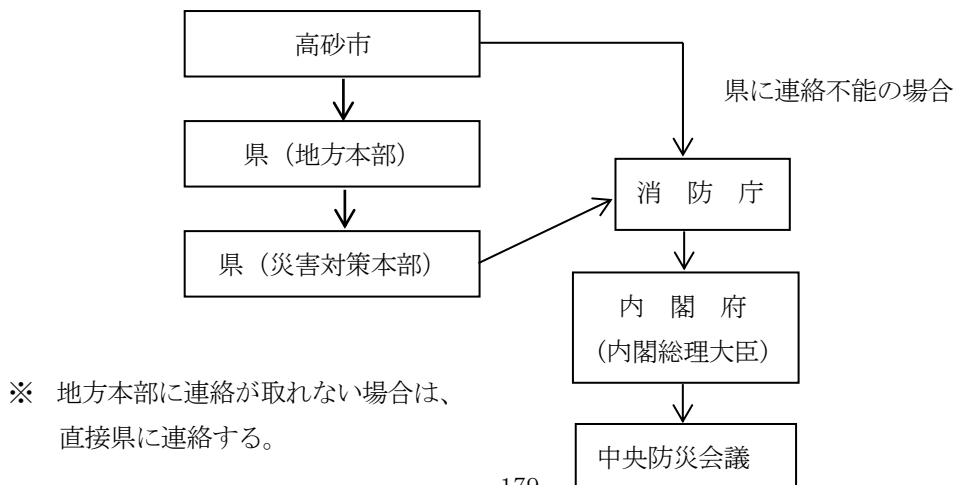


(3) 被害状況速報

被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況速報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

県が被害状況に関する情報を取りまとめる時間を指定するが、内容が重要と判断される情報を入手したときは随時報告する。

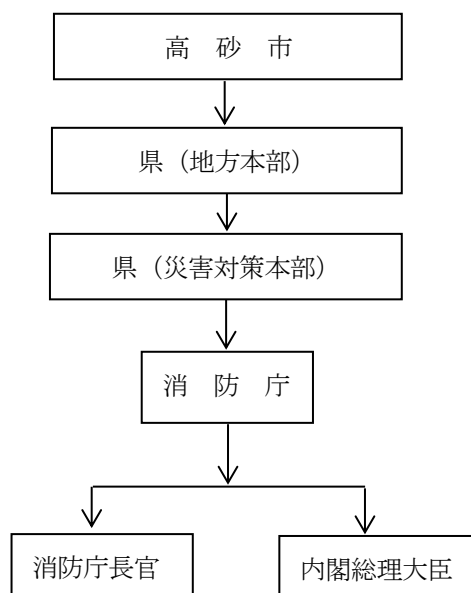
被害状況即報報告系統



(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

災害確定報告系統



(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防災第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う。

また、各種被害件数等については、被害の認定基準（資料編）を参考に報告する。

8 報告先

	市	県地方本部	県災害対策本部	消防庁
災害対策本部 （災害警戒本部） 設置時	市災害対策本部 ：総括部本部班 TEL 442-2101 （直通）443-9008 FAX 442-9577	県災害対策本部 東播磨地方本部 421-1101（NTT 代表） （衛星通信） 7-15187-172-511, 512 424-6616（NTTFAX）	県災害対策本部 078-341-7711（NTT 代表） 078-362-9900（直通） （衛星通信） 7-151-5331, 5332 078-362-9911（NTTFAX） 078-362-9912（NTTFAX）	【NTT 回線】 （TEL） 03-5574-0119 （FAX） 03-5574-0190 【消防防災無線】 6060、6069
災害対策本部 未設置時	総務部 危機管理室 同 上	東播磨県民局総務企画室 総務防災課企画防災担当 421-9016（直通） 非常時の連絡 7-15187-172-511, 512 （衛星通信） 424-6616（NTTFAX）	危機管理部災害対策課 078-341-7711（NTT 代表） 078-362-9988（直通） 7-151-3140（衛星通信） 078-362-9911（NTTFAX） 078-362-9912（NTTFAX）	【地域衛星通信 ネットワーク】 TN-048-500-6060 （FAX） TN-048-500-6069
兵庫衛星 FAX	216-61	7-15187-172-630	7-151-6380, 6381	

別記 各部が県に行う被害状況等の報告先

報 告 の 種 類	担当部局	報 告 先
公共土木施設関係	上下水道部 都市創造部	加古川土木事務所 加古川流域土地改良事務所
農林水産業関係	生活環境部	加古川農林水産振興事務所
公立学校施設関係	教育部	播磨東教育事務所
衛生関係	市民部	加古川健康福祉事務所
危険物施設関係	消防本部	兵庫県危機管理部消防保安課
社会福祉施設関係	福祉部	加古川健康福祉事務所
下水道施設関係	上下水道部	兵庫県土木部上下水道課 加古川土木事務所
廃棄物処理施設等	生活環境部	東播磨県民局県民躍動室環境課
水道施設関係	上下水道部	兵庫県土木部上下水道課 加古川健康福祉事務所・企業庁
市営住宅関係	都市創造部	兵庫県まちづくり部公営住宅管理課

9 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表することとしている。

市は、県が策定した災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針等に基づき対応していく。

第3 災害時の通信手段の確保（総括部本部班・消防部）

1 本部連絡員の派遣（市要綱第5条）

市の各部は、本部長（市長）と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を置く。

2 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を専用線、衛星通信で結んでいるほか、市町・消防本部との間を光回線、衛星通信で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

【主な機能】

観測情報収集、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

3 有線系通信手段

(1) 非常通話、緊急通話の利用

災害時において、市が公共の利益のために緊急に通信を行う必要がある通話・電報については、非常又は緊急通話（電報）として、他に優先して取り扱うよう請求し、利用することができる。

※ 根拠法：災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条

【接続・電送順位】

- ① 非常通話……他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
- ② 緊急通話……他の市外通話に優先して接続する。
- ③ 非常電報……気象警報以外のすべての電報に優先して取り扱う。
- ④ 緊急電報……気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取り扱う。

(2) 災害時優先電話

公共施設及び避難所の電話については、NTT西日本（株）の選定基準に基づき災害時優先電話としている。

(3) FAX等の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

4 無線系通信手段

(1) 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）

被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保するものとする。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク（地上系）

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図るものとする。

(3) 携帯電話、メール配信の活用

(4) NTT無線通信設備等

NTTの無線通信設備等の活用を図ることとする。

① 災害応急対策用無線電話

都市における災害で電気通信設備が被害を受け、災害復旧機関等の一般電話が利用できない場合に用いるほか、指定避難所等の特設公衆電話として用いる。

(5) 高砂市防災行政無線

①同報系の整備

デジタル通信方式の同報系防災行政無線の整備に行い、高性能スピーカー、防災情報自動配信システム等の導入を行った。

所有者	所在地	子 局	電波の型式 及び周波数	出 力
高砂市 総務部	・送受信所（親局） 荒井町千鳥 1-1-1（高砂市役所） ・第1通信所（遠隔制御装置） 伊保 4-553-1（消防本部） ・第2通信所（遠隔制御装置） 伊保 1-18-6（伊保地域交流センター） ・地区遠隔制御装置 （各地域交流センター7箇所）	63局 （屋外拡声子局） 風水害等対策編 資料編 参照	7k10G1D 7k10G1E 61.86125 MHz	3W

(6) 消防・救急無線

消防本部と消防車・救急車間等で消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行なうための無線。

所有者	所在地	呼出符号	出 力	電 話
高砂市消防本部	伊保 4-553-1	基地局(1基) たかしょうほんぶ 移動局 車載型(18基) たかしょう 1～4・6～13・15・16・51～54 携帯型(18基) たかしょう 201～218 可搬型(1基) たかしょう 80	10W 5W 1W 5W	448-0119

5 非常通信の運用方法

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第 52 条の規程に基づき、免許状に記載された範囲外の通話、すなわち「非常通信」を行うことができる。

6 緊急通信施設

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、水防管理者、指揮監又は水防長又はこれらの者の命を受けた者は、水防法第 27 条第 2 項に規定された機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 西日本旅客鉄道(株)通信施設
- (3) 山陽電気鉄道(株)通信施設

7 通信統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

(1) 無線機器の管理

① 携帯・可搬用無線機（電話）の集結

すべての携帯・可搬用無線機（電話）は、対策本部に一旦集結させる。

② 携帯・可搬用無線機（電話）の搬出

集結した携帯・可搬用無線機（電話）の搬出・使用は、総括部本部班（本部班長）が指示する。

(2) 通信の統制

携帯・可搬用無線機（電話）からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。

(3) 通信統制の原則

① 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

② 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

③ 子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要があるときは、統制者の許可を得る）

④ 簡潔通話の実施の原則

⑤ 専任通信担当者の設置

第4節 自衛隊派遣要請（総括部本部班）

1 実施担当者

災害派遣要請の要求は、本部長（市長）が、知事に対して行う。
要請事務は総括部本部班が担当する。

2 派遣要請の要求手続等

- (1) 本部長（市長）は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認められる場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
 - ・ 要請責任者の職氏名
 - ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・ 派遣地への最適経路
 - ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

- (2) 本部長（市長）は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

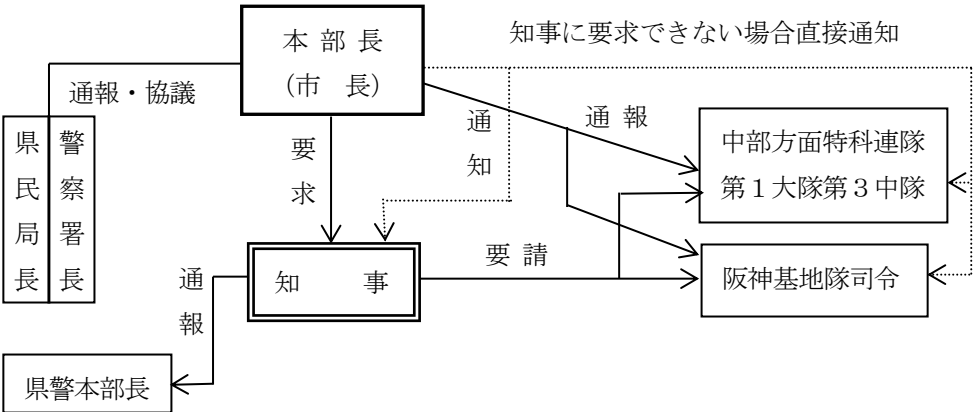
この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- (3) 本部長（市長）は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

3 撤収要請の要求手続等

知事に対し、本部長（市長）は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

〔派遣及び撤収要請手続経路図〕



[連絡先]

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9900 (直通) 7-151-5331, 5332 (衛星通信) 7-151-6380, 6381 (衛星 FAX) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課	078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9988 (直通) 7-151-3140 (衛星通信) 7-151-6380, 6381 (衛星 FAX) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	
自 衛 隊	陸上自衛隊中部方面 特科連隊第 1 大隊第 3 中隊	(079)-222-4001～2 内線 235 ～238 FAX (079)-222-4001	(079)-222-4001～2 内線 302 (当直司令) FAX (079)-222-4001
	海上自衛隊阪神基地隊	(078)-441-1001 内線 231 FAX (078)-431-1196	(078)-441-1001 FAX (078)-431-1196

[ヘリコプター発着場]

第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 1 8 節「ヘリコプター派遣要請計画」による。

4 災害派遣部隊の受入措置等

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備……市ノ池公園

5 自主派遣の判断基準

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要が

あると認められる場合

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) その他災害に際し、上記(1)から(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

6 経費の負担

派遣部隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、その活動が他市町にわたって行われた場合は、当該市町の長と協議し、負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

7 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の活動内容は、以下の表のとおりとする。

項 目	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集
避 難 の 援 助	避難者の誘導・輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索活動（通常他の救援作業等に優先して実施する）
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に対し、土嚢作成、運搬、積込み等
消 火 活 動	利用可能な消防車、防火用具等による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は市が準備する）
通 信 支 援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊 飯 及 び 給 水	炊飯及び給水の支援
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和 37 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救助品の譲与
危険物の保安・除去	能力上可能な火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第5節 防災関係機関との連携（総括部本部班・消防本部）

1 実施担当

本部長（市長）は、広域激甚な災害発生の際、人命及び財産の保護のため災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、県や民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。

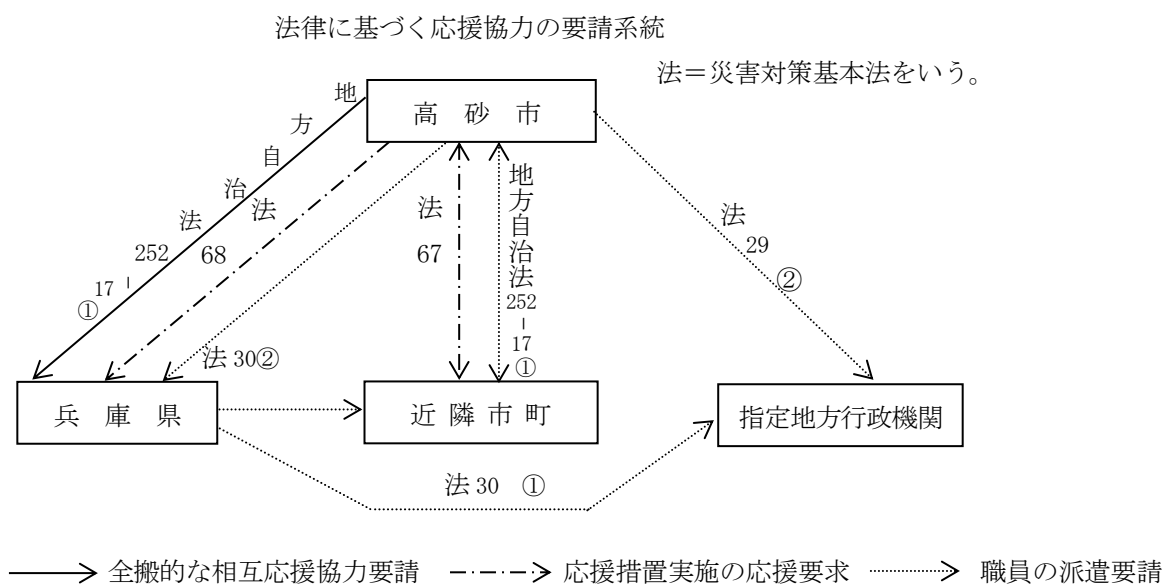
2 地方公共団体への応援要請

本部長（市長）は、応急対策活動を実施するため応援を受ける必要があると認める場合、知事（県災害対策本部〔東播磨県民局（地方本部）経由〕）又は、他の市町村長に対して応援を要請する。応援の要請は可能な限り下記事項を明らかにして行う。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する救助の種類
- (3) 応援を要する種類別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械、器具及び資材の品目並びに数量等
- (7) その他の必要な事項

3 指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請

本部長（市長）は、必要と認めたときは可能な限り、上記(1)～(7)に示す事項を明らかにして指定行政機関又は指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣又はあつせんを求める。



4 協定機関への協力要請

(1) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（資料編参照）

詳細は同協定書及び協定実施要領を参照。

① 目的

この協定は、災害対策基本法第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

② 構成機関及び市町

県 兵庫県
市 兵庫県内 29 市
町 兵庫県内 12 町

③ 応援の内容

ア 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
イ 資機材 給水車、物資運送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、
仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
ウ 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
エ 派遣職員 県職員、市町職員

④ 応援の要請

応援を要請する市は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文章により要請するものとする。ただし、文章により要請するいとまのない場合は、電話、FAX 又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文章を速やかに提出する。

ア 被害の状況
イ 必要とする物資等の品名、数量等
ウ 必要とする職員の職種及び人員
エ 応援の場所及びその場所への経路
オ 応援を必要とする時間
カ 前各号に掲げるもののほか必要な事項。

(2) 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（資料編参照）

詳細は同協定書及び協定実施要領を参照。

① 目的

この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

② 地域及び構成市町

地域：東播磨地域、北播磨地域
市 明石市・加古川市・西脇市・三木市・高砂市・小野市・加西市・加東市
町 多可町・稲美町・播磨町

③ 広域災害支援本部の設置

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部を設置するものとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

④ 各ブロック別の代表市町は、次のとおりとする。

なお、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロック代表市町に本部を設置するものとする。

⑤ 応援の内容

ア 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
イ 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、
重機、自転車、バイク、携帯電話等

- ウ 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等
- エ 職員 市町職員

⑥ 応援の要請

災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び要請理由
- イ 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- ウ 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- エ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(3) 姫路市との災害時相互応援協定（資料編参照）

① 応援の事項

- ア 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- オ 応急対策等に必要な施設の提供
- カ ボランティアの斡旋
- キ 児童、生徒の受入れ
- ク 被災者に対する住宅の斡旋
- ケ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

② 応援要請の手続き

応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 必要とする物資等の品名、数量等
- ウ 必要とする職員の職種及び人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(4) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（資料編参照）

① 目的

大規模な災害が発生し、近隣の県及び市町のみでは十分な対策を講じることができない場合を想定し、県外自治体との広域ネットワークを構築した。この協定は、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とする。

② 構成市町

大阪府泉大津市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、福岡県京都郡苅田町、京都府八幡市、滋賀県野洲市、高知県香南市、岐阜県可児市、愛知県刈谷市、岡山県玉野市、三

重県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市、以上21市1町

③ 応援の種類

- ア 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- イ 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ウ 医療機関への被災疾病者等の受入れ
- エ 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

④ 応援の要請

被災団体が応援を必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書によりネットワークを構成する団体に対し要請するものとする。

- ア 災害の状況及び要請理由
- イ 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所と経路
- ウ 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

⑤ 応援とりまとめ団体

- ア 被災団体と応援団体の連絡調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。
- イ 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行いながらネットワーク構成団体全般の活動を調整・支援することができる。
- ウ 応援取りまとめ団体は被災状況の程度あるいは当該団体の理由により、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

⑥ ネットワーク運営協議会の設置

- ア ネットワークに新たに参加を希望する団体の参加決定
- イ 広域防災訓練の企画及びその管理
- ウ ネットワーク運営に係る連絡・調整
- エ 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
- オ その他、ネットワーク運営上必要な事項の決定

(5) 播磨広域防災連携協定（資料編参照）

① 応援の事項

- ア 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあつせん又は提供に関する事項
- イ 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- ウ 被災者の受入れに関する事項
- エ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

② 応援の要請

応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

(6) 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ（資料編参照）

① 応援の内容

- ア 情報の収集・提供（リエゾン「情報連絡員」含む。）
- イ 国土交通省近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- ウ 災害に係る専門家の派遣
- エ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- オ 国土交通省近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣

- カ 通行規制等の措置
- キ その他必要な事項

② リエゾンの派遣

高砂市からの要請があった場合または国土交通省近畿地方整備局が必要と判断した場合に国土交通省近畿地方整備局は、高砂市の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

5 消防組織法に基づく大災害時の消防応援の要請

(1) 隣接市町の応援要請

市の区域に災害が発生し、災害の状況が、本市の消防力では十分対応できないと判断した場合

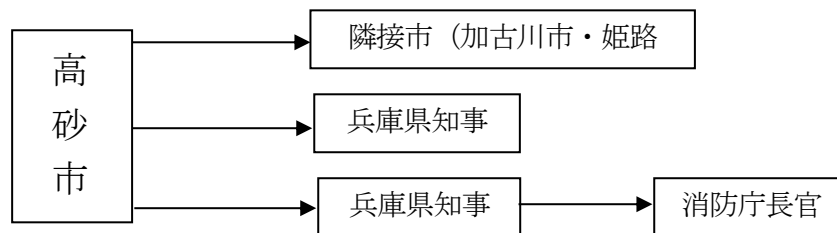
(2) 県下広域の応援要請

市の区域に災害が発生し災害の状況が、市及び近隣市の消防力では十分対応できないと判断した場合

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市の区域に災害が発生し、災害の状況が、市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置がとられるよう知事に要請する。

(4) 応援要請による系統



6 民間団体等への応援要請

(1) 民間団体等の種類

災害時に応急対策を実施するにあたり、災害対策本部では人手が不足する場合に応援を求め、協力を要請する民間団体等の種類は、概ね次のとおりである。

- ① 災害協力委員（自治会）・自主防災組織
- ② 日赤奉仕団（婦人部）
- ③ 事業所の自衛消防隊
- ④ 社会福祉協議会ボランティアセンター（災害時支援ボランティア登録者）
- ⑤ その他奉仕団体（青年会、青年会議所等）

(2) 協力を要請する業務

災害時に自主防災組織・日赤奉仕団等の民間団体及び市民ボランティアへ協力を要請する業務は、概ね次のような業務とする。

- ① 異常気象、危険箇所等を発見した時の市災害対策本部への通報
- ② 避難誘導、負傷者の搬送等市民に対する救助・救護活動
- ③ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等業務
- ④ 被害状況の調査補助業務
- ⑤ 被災地域内の秩序維持業務
- ⑥ 公共施設の応急復旧作業活動

- ⑦ 応急仮設住宅の建設業務
- ⑧ 生活必需品の調達業務
- ⑨ その他災害応急活動業務への応援業務
- ⑩ 避難行動要支援者の救助・避難誘導

(3) 協力要請の方法

- ① 民間団体への協力要請
災害時に民間団体からの協力を求める際には、その責任者に対して要請する。
- ② 市民ボランティアへの協力要請
市民ボランティアへの協力要請は、救助部援護班が社会福祉協議会を通じて行う。

第3章 円滑な災害応急活動体制の展開

第1節 災害ボランティアの受入計画

災害応急対策の実施にあたって救援活動要員が不足した場合は、次の方法で必要な数の要員を確保する。

第1 実施担当者

救援活動要員の確保やボランティアの配備等については、総括部職員班、救助部援護班、社会福祉協議会を中心として、総括部本部班や関係各部との連携のうえで実施する。

第2 災害ボランティアの確保

災害時における災害ボランティアの重要性にかんがみ、災害支援ボランティア活動に関する協定を締結している社会福祉協議会、防災関係団体、災害ボランティアとして登録している民間団体等又は個人に対して救援活動への協力を依頼する。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は災害時において、災害の状況を早期に把握し、社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティアセンターの開設、閉鎖等を決定する。社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの開設及び運営を行い、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行ってその活動を支援する。また、県との緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

設置場所は、高砂市ユーアイ福祉交流センターとする。

2 災害ボランティア

社会福祉協議会は、テレビやラジオ等の報道機関及びホームページ等を通じてボランティアの募集を行う。

応募のあった災害ボランティアは災害ボランティアセンターに登録したうえで活動する。災害ボランティアセンターは、災害ボランティアを必要とする市民、自主防災組織や避難所等の要請内容を確認した上で派遣する。主として次の活動について、災害ボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業、ガレキ処理
- (5) 災害ボランティアの受入・紹介事務

3 専門機能を有するボランティア

市、社会福祉協議会は、各部から専門的技能を有するボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで関係団体等に対してボランティアの派遣を依頼する。

- (1) 医療・助産分野
- (2) 心身障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）

- (3) 建築分野（建築物危険度判定士）
- (4) 語学分野
- (5) 輸送分野
- (6) 情報通信分野
- (7) その他専門的な技能を有する分野

なお、県では災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）を設置しており、本部長（市長）は必要な場合にはその派遣を要請する。

第2節 災害情報の提供と相談活動の実施

災害時において防災関係機関から情報の収集を行うとともに、災害情報、災害応急対策等の周知徹底を図り、住民の協力を得、さらに被害の拡大防止を図るため、適切かつ迅速な広報活動を行うことを目的とする。

第1 災害広報

1 実施担当者

災害広報は本部長（市長）が実施し、総括部広報班・総括部本部班が担当する。

2 広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- ① 防災行政無線の活用
- ② 電話応答サービス、電話・FAX 配信サービスの利用
- ③ 広報車等の拡声器の利用
- ④ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請
- ⑤ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
- ⑥ BAN-BANネットワーク(株)への要請（災害時における緊急放送の協力に関する協定）
- ⑦ 防災ネットたかさごのメール配信機能による広報
- ⑧ インターネット（たかさごナビ、市ホームページ、SNS）、FAX 等による広報
- ⑨ 自主防災組織を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- ⑩ 広報紙等による情報提供
- ⑪ 公共掲示板の活用
- ⑫ オートバイ、自転車、徒歩などによる周知
- ⑬ 市内アマチュア無線局への協力依頼
- ⑭ サイレン

3 報道機関に関する発表等

- (1) 災害対策本部でとりまとめた「4 広報内容」における項目は、総括部広報班が記者クラブを通じて報道機関に情報の発表・協力の要請を行う。（報道センターは、本庁舎4階記者クラブ室に開設する）
- (2) 報道機関が独自で取材する場合においても積極的に資料、情報を提供し、できるだけ協力するように努めるものとする。
- (3) 一般市民や、罹災者に対する報道のうち緊急なものは、必要に応じて県に要請し、テレビ、ラジオその他の報道機関を通じて周知させるものとする。
- (4) 高砂市消防本部の行う警戒防御に関する発表は、総務部長が行う共同記者会見の場で、消防長が行うものとする。

4 広報内容

次に定める内容について、被害の状況と応急措置の実施状況を見極め、本部長（市長）の判断のもとに実施する。

- (1) 災害の概況と被害状況
 - ① 発生した気象等に関する観測情報
 - ② 気象等に関する今後の見通し
 - ③ 被災状況と応急措置の状況
- (2) 避難に関する事項

- ① 避難の必要性の有無
- ② 避難所の設置及び収容
- (3) 応急対策実施状況
 - ① 救護所の開設及び保健衛生等に関すること
 - ② 交通機関、輸送、通信等に関すること
 - ③ ライフライン等の復旧に関すること
- (4) 安否情報
- (5) その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）
 - ① 家族で実施すべき防災対策
 - ② 防災会に対する防災活動の要請
 - ③ 応急仮設住宅への入居募集
 - ④ 食料、生活必需品の支給等に関すること
 - ⑤ 相談窓口の開設
 - ⑥ その他必要な情報

5 広報資料の収集

- (1) 本部でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害の現場における現地取材も行う。
- (2) 災害写真の撮影
 - ① 各班は現場に職員を派遣して被害状況を撮影する。
 - ② 他の機関の撮影した写真等の収集
 - ③ 災害写真は、本部設置場所に掲示するほか、他の機関からの依頼のある場合は提供する。
 - ④ 災害写真を撮影した各班（各課）は災害写真の使用目的の完了次第、撮影場所、日時、状況、課名を記載した写真データをすみやかに総括部広報班に提出する。総括部広報班はこれを保管するものとする。

第2 広聴活動計画

災害時における住民からの各種相談の対応は本部長（市長）が実施し、総括部本部班が担当する。

1 災害相談窓口の開設

総括部本部班は、大規模な災害が発生した時、若しくは本部長（市長）の指示があった時は、直ちに市役所に被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に対する相談に応ずるための災害相談窓口を開設し、相談・問い合わせ受付業務を実施する。

2 臨時市民相談所の開設

- (1) 臨時市民相談所に開設

災害発生による避難が終了した時は避難所又は被害状況分布図等の資料に基づき、被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

- (2) 消防部

本部長（市長）が必要と認めたときは、災害鎮圧後、災害の規模に応じて消防署に消防相談所を開設し、市民向け相談業務を実施する。

3 関係機関との連携

- (1) 住民からの相談で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集するとともに即時対応に努める。
- (2) 災害相談窓口や臨時市民相談所との連携を十分図り、住民からの相談に対応する。
- (3) 収集した情報や住民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

第3節 高砂市水防計画

第1 総則

1 目的

この計画は水防法第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる高砂市が、同法第33条第1項の規定に基づき、高砂市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、高砂市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれかにおいても、活動隊員自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

避難誘導や水防作業の際も、活動隊員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 活動時にはライフジャケット等状況に応じた装備を着装する。
- (2) 活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 活動時には最新の気象情報等を取得できる機器を携行し、情報を取得可能な状態で活動する。

第2 水防組織

組織及び事務分担については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」第4「水防本部及び水防警戒本部」に定めるところによる。

第3 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の市域内の設定箇所及び評価基準は資料編参照。

県管理河川における重要水防箇所の市域内の設定箇所及び指定基準は資料編参照。

また、市が設定する要注意箇所の設定箇所は資料編参照。

なお、重要水防箇所の平常時からの巡視及び警戒については第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「高砂市水防計画」第9「水防活動」に定めるところによる。

第4 予報及び警報

1 気象庁が行う予報及び警報

気象庁が行う予報及び警報については第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第1「気象予報警報等の伝達計画」に定めるところによる。

2 洪水予報河川における洪水予報

洪水予報河川における洪水予報については第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第1「気象予報警報等の伝達計画」に定めるところによる。

3 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報については第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第1「気象予報警報等の伝達計画」に定めるところによる。

る。

4 水防警報

国土交通大臣は、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、知事は国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防管理者、指揮監又は水防長に水防警報を発する。

(1) 国土交通省が発する水防警報

① 対象河川、区域、基準観測所

対象となる河川は加古川である。区域、基準観測所については第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第1「気象予報警報等の伝達計画」に定めるところによる。

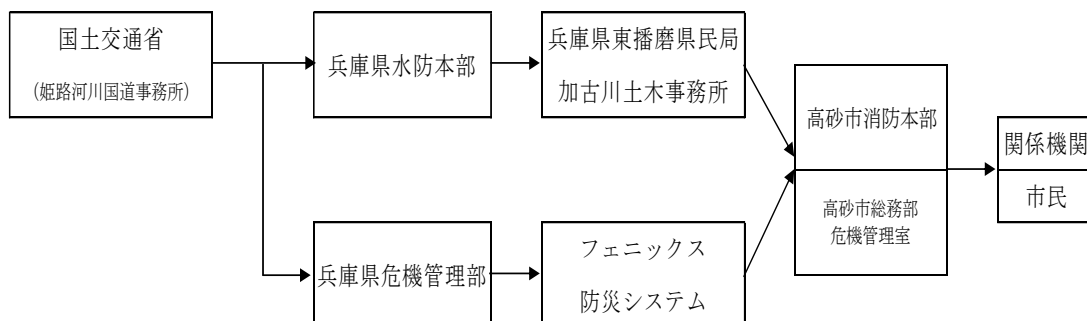
② 種類及び発表基準

水防警報の種類及び発表基準は次のとおりとするが、待機及び準備は省略することがある。また、水位等の状況を通知する必要があるときは別途「水防情報」として適時発表する。

なお、観測施設の故障、損壊によって水防警報を発表できないときは、理由を付けて関係機関に通知する。

種類	内容	発表基準
第1段階 (待 機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する3時間前
第2段階 (準 備)	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する2時間前
第3段階 (出 動)	水防団員の出動の必要を警戒して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する1時間前
第4段階 (解 除)	水防活動終了の通知を行う。	水防活動の必要がなくなったとき

③ 連絡系統図



④ 河川巡視及び情報連絡

姫路河川国道事務所発表の水防警報第3段階（出動）から解除までの期間については、加古川・

揖保川水防協議会での取決めのとおり、各市町の水防管理団体は市域内の国土交通省直轄管理区間（加古川）の河川巡視及び水防連絡会担当者（高砂市総務部危機管理室）を通じて状況報告を行う。

河川巡視及び情報連絡要領については、資料編参照。

(2) 県が発する水防警報

① 対象河川、区域、基準観測所

河川 海岸 名	観測所名	位置	区域	水防団待機 水通報潮位	氾濫注意水 警戒潮位	避難判 断水位	氾濫危 険水位
法華山谷 川	魚橋	阿弥陀町魚 橋	全域	2.70m	3.10m	4.30m	4.40m
天川	牛谷	春日野町	全域	1.60m	2.30m	3.10m	3.20m
播磨沿岸 東播磨港	高砂	高砂町南材 木町	全域	DL+2.10 TP+1.20	DL+2.60 TP+1.70	-	-
播磨沿岸 東播磨港	東二見	明石市二見 町東二見	全域	TP+1.30	TP+1.80	-	-

② 種類

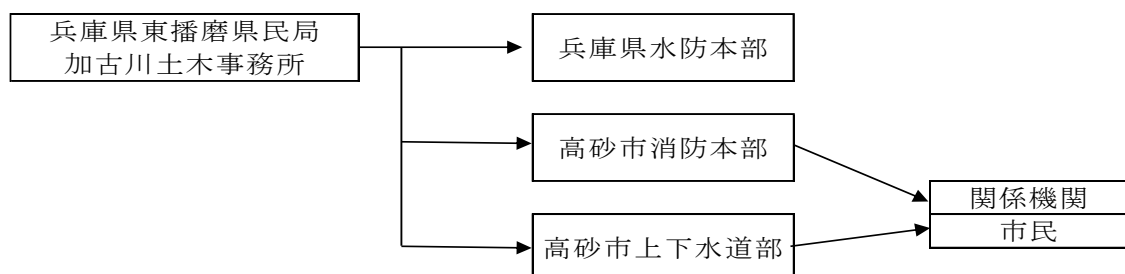
種類	内容
第1号（待機）	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号（準備）	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第3号（出動）	水防活動に出動させるもの。
第4号（解除）	水防活動を終了させるもの。

③ 発表基準

河川等 段階	法華山谷川	天川	播磨沿岸（東播磨港）
第1号 （待機）	水位計の水位が水防団待機水位2.70mを上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき	水位計の水位が水防団待機水位1.60mを上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき	いずれかの潮位計が通報潮位（東二見TP+1.30m、高砂TP+1.20m）を上回り、さらに潮位が上昇するおそれがあるとき
第2号 （準備）	水位計の水位が2.90mに達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき	水位計の水位が1.95mに達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき	東二見潮位計の潮位がTP+1.55mに達するか、もしくは高砂潮位計の潮位がTP+1.45mに達し、警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に

			水防活動の必要が予想されるとき
第3号 (出動)	水位計の水位が氾濫注意水位3.10mに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなったとき	水位計の水位が氾濫注意水位2.30mに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなったとき	いずれかの潮位計の潮位が警戒潮位（東二見TP+1.80m、高砂TP+1.70m）に達し、さらに潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなったとき
第4号 (解除)	水位計の水位が氾濫注意水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき	水位計の水位が氾濫注意水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき	潮位計の潮位が警戒潮位を下回り、今後潮位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

④ 連絡系統図



第5 水位及び雨量の観測、通報及び公表

1 観測計の設置箇所

(1) 量水標

河川名	量水標名称	水 位 (m)				所 在 地
		水防団 待機	氾濫注意	避難 判断	氾濫 危険	
加古川	藍屋	2.00	2.90			高砂町藍屋町
鹿島川・松村川	鹿島排水機場	0.85	1.40			梅井5丁目
法華山谷川	魚橋	2.70	3.10	4.30	4.40	阿弥陀町魚橋
天川	牛谷	1.60	2.30	3.10	3.20	春日野町

(2) 潮位計

名称	所在地	観測責任者
高砂港	高砂町南材木町43	テレメータ（通信連絡班長）

(3) 雨量計

名称	所在地	観測責任者
水防本部	伊保4丁目553-1	通信連絡班長
米田水源地	米田町米田新300番地	上下水道部長
高砂浄化センター	高砂町東宮町1042-1	上下水道部長
天川水門	春日野町	テレメータ（通信連絡班長）

(4) 風速計

名称	所在地	観測責任者
水防本部	伊保 4 丁目 553-1	通信連絡班長
(株)カネカ高砂工業所	高砂町宮前町 1-8	
三菱製紙(株)高砂工場	高砂町栄町 105	

2 水位及び雨量の通報

水防管理者又は量水標若しくは検潮器の管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報等の通知を受けた場合において、量水標若しくは検潮器の示す水位が水防団待機水位（通報水位）若しくは通報潮位、又は氾濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位に達したときは、その水位若しくは潮位の状況を関係者に通知し、その後の水位の変動並びに高潮及び波浪を監視して的確な情報の把握に努めるとともに、進んで関係者と緊密な連絡を保たなければならない。

第 6 水門等の操作

1 海岸保全施設

海岸保全施設については、第 2 編「災害予防計画」第 2 章「地域防災基盤の整備」第 2 節「水害防止施設等の整備」第 2 「海岸・港湾施設の整備」に定めるところによる。

2 樋門等

樋門等については、第 2 編「災害予防計画」第 2 章「地域防災基盤の整備」第 2 節「水害防止施設等の整備」第 1 「河川施設の整備」に定めるところによる。

第 7 通信連絡

1 災害通信

災害通信について、第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「迅速な災害応急活動体制の確立」第 3 節「情報の収集伝達」第 3 「災害時の通信手段の確保」に定めるところによる。

2 緊急通信施設

緊急通信施設について、第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「迅速な災害応急活動体制の確立」第 3 節「情報の収集伝達」第 3 「災害時の通信手段の確保」に定めるところによる。

第 8 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び水防資器材

(1) 内水排除用ポンプ

水災時の堤内水による浸水被害を防止するため、常設及び仮設ポンプが設置されている。

設置箇所及び所管部については、第 2 編「災害予防計画」第 3 章「災害応急対策への備えの充実」第 1 5 節「防災基盤・施設等の整備計画」第 2 「浸水対策計画」に定めるところによる。

(2) 水防倉庫、消防ポンプ庫

水防倉庫及び消防ポンプ庫については、第 2 編「災害予防計画」第 3 章「災害応急対策への備えの充実」第 7 節「防災資機材の整備」第 4 「水防用資機材」に定めるところによる。

(3) 水防資材

水防資材については、第 2 編「災害予防計画」第 3 章「災害応急対策への備えの充実」第 7 節「防災資機材の整備」第 4 「水防用資機材」に定めるところによる。

2 輸送の確保

(1) 輸送力

輸送力については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第10節「緊急輸送体制の整備」第3「緊急輸送車両の確保」に定めるところによる。

(2) 輸送の確保

緊急輸送船車の確保及び輸送経路の作成については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第10節「緊急輸送体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第19節「交通輸送対策の実施」に定めるところによる。

第9 水防活動

1 水防指令

水防指令については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」第3「水防指令及び水防態勢」に定めるところによる。

2 水防態勢

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表が予想できるとき又は発表されたときから、その危険が解消されるまでの間は次の水防態勢に入る。

水防態勢については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」第3「水防指令及び水防態勢」に定めるところによる。

3 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、指揮監又は水防長は、随時区域内の河川、海岸堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防、津波防護施設等の管理者（以下河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。

また、調査班、箔水防区の監視班並びに各観測計の観測責任者は、出水時等において水防管理者、指揮監又は水防長の命令によって、河川、堤防の監視にあたり、河川の水位、堤防の破損の原因となる箇所を調査、監視しその状況を直ちに水防管理者、指揮監又は水防長へ報告する。

(2) 非常時

① 洪水

水防管理者、指揮監又は水防長は、水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長及び河川等の管理者に報告し、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長は兵庫県水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩

れ

オ 排水門・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

② 高潮

水防管理者、指揮監又は水防長は、水防警報等が発令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長及び海岸等の管理者に報告し、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長は兵庫県水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩

れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

4 水防作業

洪水及び高潮について、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。

なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

5 避難のための立退きまたは緊急に安全を確保すべき対応

(1) 計画

立退き計画については、第2編「災害予防計画」「第3章「災害応急対策への備えの充実」第12節「住民に係る施設・体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第6節「避難対策の実施」に定めるところによる。

(2) 立退きの準備

河川及びため池又は海岸において、氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達し、洪水又は高潮等による被害のおそれがある場合、水防管理者は必要な地域に対し拡声器付自動車、防災行政無線、テレビ、ラジオ等によって避難のための立退きの準備の指示を行う。

(3) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は水防法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退くべきことまたは高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保すべきことについて指示を行う。ただし、緊急を要する場合は、水防長又は指揮監がこれを行うことができる。この場合、指揮監は、直ちにその

旨を水防長に、水防長は、水防管理者に報告しなければならない。

水防管理者は、前項の立退きまたは緊急に安全を確保すべき対応を行うときは、警察署長にその旨を通報しなければならない。

警察署長は水防上著しく危険が切迫している区域において、水防関係者が現場にいない場合で事前協議のいとまがない時は、警職法第4条の規定により警察独自の判断によって立退き、避難をさせることができる。この場合事後に水防関係者に通知し、協議する。

(4) 立退き

居住者等の避難のための立退きは、拡声器付自動車、防災行政無線又は口頭で周知徹底し、水防区水防隊員又は消防機関に属する者、警察官、又は災害協力委員等の誘導により行う。

前項により立退き先へ誘導したときは、その誘導者は、立退き先の収容人数等必要な事項を水防本部に通報する。

立退きの際は、火元の始末を完全にするなど、防火上の注意を周知徹底する。

6 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したときまたは越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長、及び水防協力団体の代表者はできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

7 水防解除

水防解除については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」第4「水防本部及び水防警戒本部」に定めるところによる。

第10 協力及び応援

1 河川管理者の協力及び援助

河川法第22条の2の規定により、河川管理者は、水防管理団体が水防計画に基づき行う水防活動に自らの業務等に照らし可能な範囲で、協力するものとする。

なお、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を水防計画に記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防法第23条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めるものとする。また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

第11 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したとき水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 水防実施状況報告書（資料編参照）
- (2) 水防法第23条第1項の応援を求めた理由
- (3) 水防法第24条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- (4) 水防法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 水防法第28条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 水防法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 水防法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由

- (8) 水防法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動
- (11) 現地指導の公務員の職氏名
- (12) 水防に従事中負傷又は病気に罹った者の職氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- (14) 警戒中の水位観測表
- (15) 水防法第32条の2の水防訓練の概要

2 水防報告

- (1) 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所を経由し、ため池に関しては兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所を経由し、知事に対し、3日以内に報告するものとする。

- ① 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(15)の事項
- ② その他必要と認める事項

- (2) 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- ① 水防団待機水位・通報潮位、氾濫注意水位・警戒潮位、避難判断水位又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位・警戒潮位から減水したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 水防の警戒を解除したとき
- ④ 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- ⑤ 水防法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- ⑥ 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- ⑦ 水防法第29条による立退き指示の事項
- ⑧ その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、①については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、②、⑥及び⑦については、関係警察署長、隣接水防管理者及び関係健康福祉事務所長へ通報する。

第12 水防訓練

水防訓練については第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第3節「防災訓練の実施」第2「水防訓練」に定めるところによる。

第4節 災害救助法の適用

災害救助法の適用に関する事項について定める。

1 実施責任

災害救助法の適用手続及び適用後の救助実施状況の報告は、本部長（市長）が実施し、救助部援護班が担当する。

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については法定受託事務として知事に委任されている。

しかし、災害救助法による救助は災害の発生後、速やかに行わなければならないことから、災害救助法施行細則により、救助に関する職権の一部が市長に委任されることがある。

なお、災害救助法適用以外の災害については、災害対策基本法第5条により、市長が応急対策を実施する。

2 適用基準

知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するときは、災害救助法を適用することとする。

- (1) 市域の住家の滅失（全壊、全焼、全流出）世帯数が80世帯以上に達した場合。
- (2) 県域の住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市域の住家の滅失世帯数が40世帯以上に達した場合。
- (3) 県域の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、または住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、または孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※滅失世帯の換算は次のとおりとする。

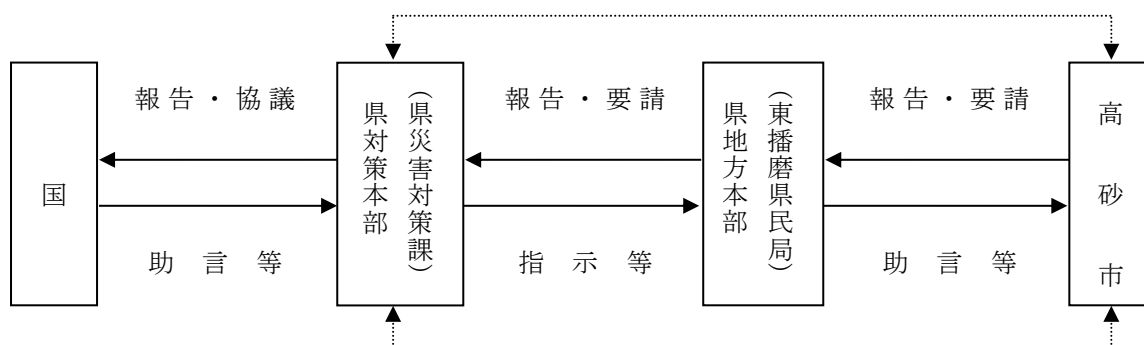
ア 住家が全壊、全焼、全流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。

イ 住家が半壊または半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

3 適用手続

本部長（市長）は、市域における災害規模が適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。



※ 点線..... は、緊急の場合及び補助ルートとする。

(1) 県

県は、市を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合は、必要により、災害救助法上の県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）とする。救助の委任を行う場合は、委任する実施内容及び期間を記載して市長に通知することとする。

救助の委任を行う際、留意する点は次のとおりとする。

- ① 市長に委任することにより救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市において実施し得る範囲で行うこと。
- ② 緊急を要する救助（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県において実施することが困難な救助（学用品の給与等）の内容については市長に委任することとする。

(2) 市

市は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、県知事による救助の補助として救助を実施することとする。

その実施の細目については、あらかじめ地域防災計画に定めることとする。

(3) その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市等、救助活動の実施機関に協力することとする。

(4) 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、被災市町の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

4 実施内容

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 福祉サービスの提供
- (8) 災害にかかった住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の搜索及び処理
- (12) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による知事の定める災害救助に関する手続等を定める規則（昭和 38 年兵庫県規則第 58 号）に規定された救助の程度、方法及び期間等は次に示すとおりである。

但し、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 370円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗品材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱品費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置(法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	1人1日当たり 370円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要性がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生する恐れがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は 流出し、居住する住家が ないものであって、自ら の資力では住宅を得るこ とができない者	1 規格 1戸当たり (建設型仮設住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実 情、世帯構成等に応じて設定 (借上型仮設住宅) 建設型仮設住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型仮設住宅) 7, 259, 000円以内 (借上型仮設住宅) 地域の実情に応じた額 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う 解体撤去及び土地の原状回復のため に支出できる費用は、当該地域にお ける実費	(建設型仮設 住宅) 災害発生 の日から20日 以内着工 (借上型仮設 住宅) 災害発生 の日から速やか に借り上げ、 提供	(建設型仮設住宅) 1 費用は設置に係る 原材料費、労務費、 付帯設備工事費、輸 送費及び建築事務費 等の一切の経費とし て7, 259, 000 円以内であればよ い。 2 同一敷地内とうに 概ね50戸以上設置 した場合は、集会等 に利用するための施 設を設置できる(50 戸未満であっても小 規模な施設を設置で きる)。 3 高齢者等の要援護 者等を数人以上収容 する「福祉仮設住 宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2 年以内 (借上型仮設住宅) 1 費用は、家賃、共 益費、敷金、礼金、 仲介手数料、火災保 険等、民間賃貸住宅 の貸主、仲介業者と の契約に不可欠なも のとして、地域の実 情に応じた額とする こと。 2 供与期間は建設型 仮設住宅と同様
炊出しその他によ る食品の給与	1 避難所に収容された 者 2 住家に被害を受け、 若しくは災害により現 に炊事ができない者	1人1日当たり 1, 480円以内	災害発生 の日から7日 以内	1 食品給与のため の総経費を延給食 日数で除した金額 が限度額以内であ ればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ること ができない者(飲料水及 び炊事のための水である こと。)	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から7日 以内	1 輸送費、人件費 は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害の発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人を増すごとに加算
		全壊全焼流失	夏	円 20,900	円 26,900	円 39,900	円 47,600	円 60,300	円 8,800
			冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
		半壊半床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
			冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は別途計上	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額				分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救出	1 現に生命、身体に危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日(72時間)以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上	
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に対して行うもの	消耗機材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として地域における通常の実費				災害発生から7日以内		福祉避難所の設置(災害が発生するおそれのある場合の設置を除く)にあつては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費よして地域における通常の実費	
被災した住宅の応急修理	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	1 世帯当たり 56,400円以内 ・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費				災害発生の日から10日以内		被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修をおこなわなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 1 半壊（焼）の世帯 757,000円以内 2 半壊（焼）に準ずる程度の損害による被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内	半壊（焼）若しくはこれらに順ずつ程度の損壊とは、損害割合 10%以上 20%未満とする。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学校児童 1人当たり 5,800円 中学校生徒 1人当たり 6,100円 高等学校等生徒 1人当たり 6,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 239,400円以内 小人（12歳未満） 191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体3,800円以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常実費 既存建物以外： 1 体当たり6,100円以内 検案、医療部医療班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として医療班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算でる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合や住家倒壊のおそれのある場合の雪下ろし等で自力では除去することのできない者	市において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等の雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている機関以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等の雇上費
救助に要した事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターにかかる費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限る	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第5号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5節 人命救出活動の実施

風水害等のため生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、または救出・保護するため、次のように定める。

1 実施責任

県、警察、自衛隊の協力を得ながら、救出活動を実施するとともに、市域内における関係機関の救出活動の調整を行う。なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権が市長に委任されることがある。

救出活動に関する業務は、消防部各機動班、地区活動班（消防団）が実施する。

2 実施方法

(1) 救助体制

消防部は機動班を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速な救出活動を実施する。

市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして救出活動の実施を要請する。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

(2) 救助方法

警察署等の関係機関と緊密な連絡を取り、速やかな救出活動を行う。

必要に応じ、救急車や救助工作車等の応援を求め、救助作業にあたる。

救助した負傷者に対しては、その症状に応じた措置を講じる。

3 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、消防機関等への連絡

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対して行う。

なお、期間内に生死が明らかにならない場合は、以降「死体の捜索」として取り扱う。

(2) 期 間

災害発生の日から3日以内とする。（一般基準）

(3) 書類の作成保管

被災者を救出した場合は次の書類を作成し、保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・ 被災者救出用機械器具燃料受払簿（災害救助法様式2）
- ・ 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式11）
- ・ 被災者救出関係支払証拠書類

(4) 本部長（市長）は、被災者救出を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

第6節 避難対策の実施

風水害の発生等に伴う組織的な避難対策について、次のように定める。

1 実施責任と実施基準等

災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命または身体の安全を確保し、被害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難指示を行う。また、避難指示等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットライン・防災気象情報システム・兵庫県土砂災害情報提供システム等による情報の活用を図ることとする。避難指示等の実施責任機関等は次のとおりとするが、知事は市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部または一部を代行することとする。（災害対策基本法第60条第5項～7項）

○避難の指示

・洪水津波・高潮について	知事またはその命を受けた職員 水防管理者
・地すべりにについて	知事またはその命を受けた職員
・災害全般について	本部長（市長）、警察官、自衛官、海上保安官

(1) 避難の指示権の委任を受けた者

- ① 市長の命を受け災害現場に派遣された職員
- ② 消防長の命を受け、災害現場に派遣された職員及び消防分団長

(2) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難指示については、予め市長がその権限を委任したものにより、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

2 実施責任者と措置の内容

避難指示等の実施責任者と措置の内容は、次のとおりである。

また、避難指示に備えた準備や避難行動要支援者等、避難に時間を要する者への避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令する。

避難指示の実施責任者と措置の内容は、次のとおりである。

■避難指示の実施責任者及び措置内容

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
指示	市長	災対法 第 60 条 第 1 項 第 2 項	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (知事に報告)
	知事	災対法 第 60 条 第 5 項	災害全般について	災害により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示
	警察官 海上保安官	災対法 第 61 条	災害全般について	①災対法第 60 条第 1 項・第 2 項の場合において市長が指示できないと認めたとき ②災対法第 60 条第 1 項・第 2 項の場合において市長から要求があったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (市長に報告)
	知事 (その命を受けた県職員、水防管理者)	水防法 第 29 条	水災について	洪水津波又は高潮の氾濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に避難のための立ち退きを指示 (水防管理者のときは、当該区域を所管する警察署長に通知)
	知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第 25 条	地すべりにについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	同上 (当該区域を所管する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法 第 4 条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	①危害を受けるおそれのある者を避難させる ②管理者等に対し、必要な措置を命じる、又は自ら必要な措置をとる (公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法 第 94 条	災害全般について	災害派遣中に上記の場合に遭遇したが、警察官がその場にいないとき	①危害を受けるおそれのある者を避難させる ②管理者等に対し、必要な措置を命じる、又は自ら必要な措置をとる (防衛庁長官に報告)

3 実施基準

次の実施基準及び発令の基準等を参考に高齢者等避難及び避難指示を発令する。

また、【警戒レベル5】緊急安全確保については、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

なお、高砂市ハザードマップに記載する浸水想定区域や土砂災害警戒区域、高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設、重要水防区域、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。

■避難の実施基準

種別	条件	伝達内容	伝達方法
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を行うことが予想されるとき ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の基準（別表）に達し、災害が発生するおそれがあるとき	① 避難行動要支援者等が避難開始をすべき理由 ② 対象地区 ③ 携行品 ④ その他注意	① 防災行政無線、電話応答サービス、電話・FAX 配信サービス ② 広報車、消防車、携帯マイクによる広報 ③ 放送事業者への報道要請 ④ 防災ネットたかさごによるメール配信 ⑤ インターネット（たかさごナビ、市ホームページ、フェイスブック） ⑥ 連合自治会・自治会・自主防災組織に協力を求め、口頭伝達 ⑦ 戸別に口頭伝達（状況により） ⑧ サイレン吹鳴 ⑨ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
【警戒レベル4】 避難指示	① 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高いとき ② (1)洪水、(2)高潮、(3)土砂災害に定める発令の基準（別表）に達し、災害が発生するおそれが高いとき	① 指示者 ② 対象地区・対象者 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 避難行動時の注意事項	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 災害が発生したとき ② 災害がまさに発生しようとしているとき	① 指示者 ② 対象地区・対象者 ③ 命の危険があるので直ちに身の安全確保する旨の周知	

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、洪水予報（水防法第10条、第11条）及び避難判断水位（水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断にあたっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、河川管理者等によるレベル5氾濫発生情報等の通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

■避難指示等の発令基準（洪水）

種類	河川水位の観測と予測が行われている河川 (洪水予報河川)	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位周知河川)
対象河川	加古川下流	法華山谷川、天川
【警戒レベル3】 高齢者等避難	避難判断水位に到達（レベル3水位）し、かつ、洪水予報におけるレベル3氾濫警報において引き続きの水位上昇が見込まれているとき	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、避難判断水位（レベル3水位）に達するおそれのあるとき
【警戒レベル4】 避難指示	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、かつ、引き続きの水位上昇が見込まれているとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合	
	堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のレベル5氾濫発生情報、又は水防団からの報告等により把握できた場合）	堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
留 意 点	「引き続きの水位上昇が見込まれているとき」は、（予測）雨量、既往洪水時の雨量と水位上昇の関係等から判断する。	



内閣府「避難情報に関するガイドライン（別冊）」より

① 洪水の場合の留意点

近年、短時間に猛烈な雨が局地的に降る傾向が強まっていることから、市は、住民に対し早期の自主避難を呼びかけることとする。そのために市は、住民に対し避難行動に直結する情報伝達に努めるとともに、自主避難者の受け入れ体制を整えることとする。

また、高齢者等避難及び避難指示等の発令にあたっては、住民一人ひとりの置かれている状況が違ふことから、過去の災害経験を踏まえ、浸水被害が始まってしまった場合の避難に関しては、必ずしも避難所への避難を求めるものではなく、浸水想定浸水深よりも高所への避難を呼びかけるものとする。

その場合においては、浸水が長時間続くこともあるため、各家庭での非常持ち出し品、携帯電話等の携行を求めることとする。

ただし、堤防又は急傾斜地近隣住民に対しては、早期の避難完了を求めるものとする。

(2) 高潮

避難情報の発令対象区域は、高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮浸水想定区域のうち、高潮に関する防災気象情報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域を対象とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではないことから、下記の基準のほか台風の勢力、進路、暴風域の範囲、観測潮位、現地の状況等を踏まえ判断することとする。

■避難指示等の発令基準（高潮）

種別	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・レベル3 高潮警報が発表されたとき ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	・レベル4 高潮危険警報が発表されたとき ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生しているとき ・高砂市において、レベル5 高潮特別警報が発表されたとき ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生したとき ・海岸管理者等が氾濫による危険の切迫した状態にあることを県知事に通報し、通報を受けた県知事から市長にレベル5 高潮氾濫発生情報の通知があった場合

(3) 土砂災害

土砂災害に対しては、避難指示等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行う

ことが必要であるが、土砂災害の発生には、降雨条件だけでなく局所的な地形・地質条件等の様々な要因が関係していると考えられ、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが難しい災害である。

なお、レベル3土砂災害警報は、土壌雨量指数がレベル4土砂災害危険警報の発表基準を上回ることが予想される場合に、基準に達すると予想される時刻からの3時間のリードタイムを確保して発表される。

■避難指示等の発令基準（土砂）

種別	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・レベル3土砂災害警報が発表されたとき ・【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、夕刻時点で避難情報を発令する必要がある場合
【警戒レベル4】 避難指示	・レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・レベル5土砂災害特別警報が発表されたとき ・土砂災害の発生が確認された場合

① 避難指示等の対象領域の検討

土砂キキクルにおいて危険度が高まっている土砂災害警戒区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する。

② 避難指示等の対象領域の再検討

レベル5土砂災害特別警報は、災害が発生又は切迫している状況に発表されるため、既に災害が発生している場合もあり得ることから、基本的にはレベル4土砂災害危険警報の判断基準に基づき、既に避難指示等が発令されているものと想定される。このため、レベル5土砂災害特別警報の発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

③ 避難指示等の解除の考え方

避難指示等の解除については、当該地域の土砂災害に関する防災気象情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、国・県に助言を求め、解除の判断を行う。

④ 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害に関する情報の収集伝達等

(ア) 情報の収集

気象庁ホームページ並びに兵庫県が提供する兵庫県地域別土砂災害危険度フェニックス防災システム等のメッシュ情報を利用する。

(イ) 情報の伝達

第3編 第2章 第3節 情報の収集伝達に定めるところによる。

イ 避難場所・避難経路

避難場所は、第2編 第2章 第3節 地盤災害の防止施設等の整備に定めるところと

し、土砂災害警戒区域等の範囲や土石流が流れてくると予想される区域から離れる方向に避難することを原則とする。

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練については、ハザードマップ等を活用した地域の実情に応じた適切な避難経路を設定するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

エ 防災上の配慮を要する者が利用する施設への対応

(ア) 名称及び所在地

警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地は資料編に付す。

(イ) 情報の伝達に関する事項

防災上の配慮を要する者が利用する施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項については、各施設と協議の上、決定することとする。

オ 土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項は、高砂市ハザードマップで周知するとともに、出前講座等を活用し状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう日頃から普及啓発を行うこととする。

(4) その他

災害の状況により、市長が認めるとき。

■避難指示等の発令基準

避難指示等は次の状況が認められるときを基準として実施する	
1	有毒ガス等の危険物資が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
2	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
3	不特定多数の者が集まる施設（学校、病院、工場等）において避難が必要と判断されるとき。
4	その他災害の状況により、市長が認めるとき。

4 避難情報の伝達

災害対策本部は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。

避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

- ① 避難指示等の発令者
- ② 避難指示等を発令した対象地区名
- ③ 避難経路及び避難先
- ④ 避難時の服装及び携行品
- ⑤ 避難行動における注意事項

■住民等に求める避難行動

種類	住民等に求める避難行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 レベル2大雨注意報 レベル2氾濫注意報 レベル2土砂災害注意報 レベル2高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	●発表される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発表される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	・発表される状況：災害発生又は切迫（必ず発表される情報ではない） ・居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

5 避難の指示の実施

(1) 知事への報告

本部長（市長）は、避難のための立ち退き及び高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所への退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、高齢者等避難を発令した場合も知事に報告することとする。

- ・避難指示等の発令者
- ・避難指示等の日時
- ・避難指示等の理由
- ・避難対象者
- ・避難先

(2) 指示の内容

本部長（市長）は、避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- ・発令者（実施責任者）
- ・避難指示等が出された地域名
- ・避難理由
- ・避難経路及び避難先
- ・避難時の服装、携行品
- ・避難行動における注意事項（家屋の戸締まり、火の始末、自動車の規制など）

(3) 指示及びその解除の伝達方法

本部長（市長）は、防災行政無線、広報車、携帯スピーカー、ケーブルテレビ、インターネット、「たかさご防災アラート」、「防災ネットたかさご」、「電話・FAX送信サービス」、ホームページ、SNS、エリアメール等による広報のほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力により、直ちに周知徹底を図ることとする。

また、広域にわたって避難の指示等の伝達を必要とする場合は、ラジオ、テレビ放送局等に対して、原則として県を通じて緊急放送を依頼する。また、避難指示等を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとともに、地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。

(4) 消防部の活動

消防部は、災害の規模・状況、道路・橋梁の状況及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長（市長）及び高砂警察署に通報する。

また、避難開始後は、広報車、当該地域に出動中の消防車両載拡声器等の活用により円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して避難指示等の伝達の徹底、避難者の誘導にあたるよう要請する。

なお、避難指示等の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの指定避難場所及び避難経路等の火災防止・延焼防止を最優先で行うものとする。

(5) 高砂警察署長に対する協力要請

避難指示等を発令した場合には、高砂警察署長に対し避難者の誘導についての協力を要請する。

6 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命または身体の安全を確保するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じるものとする。

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行う。

なお、知事は市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）

○警戒区域の設定

- | | |
|--------------|--|
| ・災害全般について | 市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員
警察官
海上保安官
自衛官 |
| ・火災について | 消防吏員・消防団員
警察官 |
| ・水災について | 消防吏員・消防団員・水防団長・水防団員
警察官 |
| ・火災・水災以外について | 消防吏員・消防団員
警察官 |

■警戒区域の設定実施責任者及び措置内容

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入り制限 退去命令	市長	災対法第63条第1項	災害全般について	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたとき	①警戒区域の設定 ②災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法第63条第2項	災害全般について	上記の場合において ①市長若しくは委任を受けた市の吏員が現場にいないとき ②市長が要求したとき	同上 (市長に通知)
	自衛官	災対法第63条第3項	災害全般について	災害派遣中に上記の場合に遭遇したが、市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき	同上 (市長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条第1項	水災について	水防上緊急の必要がある場合	①警戒区域の設定 ②水防関係者以外の者の区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	水災について	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
	消防吏員 消防団員	消防法第28条第1項	火災について	火災の現場	①消防警戒区域の設定 ②命令で定める以外の者の区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災について	上記の場合において消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
	消防長	消防法第23条の2第1項	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出について	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が生じた場合において、火災発生の可能性が高く、かつ火災発生の際には人命又は財産に著しい被害を生じるおそれがあると認められるとき	①火災警戒区域の設定 ②区域内の火気使用禁止 ③区域からの退去命令、区域への出入り禁止、制限
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出について	上記の場合において消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上 (消防長又は消防署長に通知)

7 警戒区域の設定の実施

本部長（市長）は、警戒区域を設定したとき、退去または立入禁止の措置を講ずることとする。

本部長（市長）は、防災関係機関等と協力して、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

8 避難に関する自助意識の喚起

災害時に発令する避難指示等は、住民の避難行動を支える重要なきっかけとなるので、平常時から防災出前講座等を活用し、避難時における適切な行動を選択するための正しい知識の普及に努めるものとする。

また、ハザードマップは、住民の避難行動の判断根拠となることを踏まえ、高砂市ハザードマップの普及並びに周知徹底を図るものとする。

- ① 洪水、土砂災害などによる被害範囲や避難場所などの情報を示すハザードマップ等を活用し、住民自らによる地域の安全・危険情報の把握を促す。
- ② 住民自らによる安全な避難場所・避難経路などの確認及び土砂災害の危険性や浸水状況に応じた適切な避難行動の事前検討を行う自助意識の喚起を図る。
- ③ 防災に関する出前講座・研修会の充実並びに実践的な訓練メニューを作成し、住民の参加意欲を喚起する。

9 避難の方法

(1) 避難の準備

河川の水位上昇や降雨量などにより、避難指示が発令される可能性がある場合、避難を要すると判断される地域については、事前に住民に対して避難情報を提供し、避難準備と自主避難の促進を図る。特に避難行動要支援者に対しては、関係機関等の協力を得て、早い時点で避難準備又は、安全な場所へ避難させるものとする。

避難の準備については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図るものとする。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行なうこと。
- ② 避難者は、非常持ち出し袋（貴重品、食糧、水、手袋、ちり紙、最小限の着替え、肌着、携帯ラジオ、照明具、緊急医療品、健康保険証）を携帯すること。
- ③ 避難者は、防寒雨具等を携行すること。
- ④ 避難者は、氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を携行すること。

また、「避難」とは「難」を「避」けることであり、指定緊急避難場所に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等の避難先に避難したり、自らの判断で屋内安全確保をする等様々な避難行動がある。これらに基づき、安易に指定避難場所への避難だけに限定せず、平常時に避難先となりえる候補を探し、避難先と調整を行うものとする。

(2) 多数の者を収容する施設の避難

病院、老人ホーム、認定こども園等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあっては施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防本部、消防団、警察署と連携して避難誘導を行う。

(3) 避難の順位及び携行品の制限

緊急避難に当たっては、高齢者、乳幼児、病弱者、障がい者、妊産婦等の避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先して行なう。また、安全に避難を行なうことを第1の目的とし、過重な携行品及び緊急必要な身回品以外のものは、携行しないよう指導を行なう。

10 避難者誘導方法及び輸送方法

(1) 避難誘導担当者

避難は、原則として市民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災組織等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り地域ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。

避難指示、警戒区域の設定に伴う避難誘導は、それぞれの避難指示者、警戒区域設定者が行う。（市の誘導担当は、本部班が指名する職員及び消防部とする）ただし、市長は他の機関からの避難指示を出した旨の通知を受けた場合、本部班が指名する職員及び消防部の職員を災害現場に派遣し避難誘導に当たらせる。

なお、災害発生初期段階においては、消防団員及び自主防災組織が避難誘導に当たるものとし、避難誘導から避難所収容まで、緊密な連絡を保って、迅速かつ円滑に実施するものとする。

(2) 避難の順位及び携行品の制限

緊急避難に当たっては、高齢者、乳幼児、病弱者、障がい者、妊産婦等の要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。また、安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び緊急必要な身回り品以外のものは、携行しないよう指導を行う。

(3) 避難者誘導方法及び輸送方法

- ① 誘導は自主防災組織、消防団、警察等の協力を得て行う。
- ② 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- ③ 避難経路の途中で危険箇所があるときは明確な標示を行い、避難に際してあらかじめ伝達しておく。
- ④ 特に危険な箇所については誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ⑤ 夜間においては、投光器、照明器具を使用して避難経路を照射し、照明器具を携行した誘導員を配置し避難の安全を図る。
- ⑥ 最悪の場合は、誘導ロープ、ゴムボート等の使用、又は、木材・畳等を利用し、即製のかだを作る等知恵を廻らし安全に避難させる。
- ⑦ 誘導員は適時人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ⑧ 調査部調達配送班は、避難者用のバス等の車両を出来るだけ手配する。

(4) 要配慮者の避難誘導方法及び輸送方法

救助部避難行動要支援者対策班、避難対策部総務班は、高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語を解さない外国人等の要配慮者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。

- ① 避難行動要支援者は避難場所までの介助及び担送者を定めておく。
- ② 家族介助等でしか避難することができないが避難所において生活できる人は、一般の避難所に収容する。
- ③ 家族介助等でしか避難することができず避難所において生活できない人は、福祉避難所に収容する。
- ④ 寝たきり等施設での生活が必要な人は、社会福祉施設等での対応を要請する。
- ⑤ 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。

- ⑥ 調査部調達配送班は、避難行動要支援者用のバス等の車両を出来るだけ手配する。
- ⑦ その他、市民は地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

11 避難経路

避難場所に誘導する場合は、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

避難経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所については標示、標札、ロープ等を張り、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明器具を使用し、避難の安全を図る。

12 避難の基本システム

避難指示または警戒区域の設定に伴う避難及び自主的避難における基本システムは、原則として次のとおりとする。

(1) 自主的避難

① 市

台風の接近等に伴い状況等を勘案の上、必要に応じ、各地区の地域交流センターを自主的避難者の受け入れ避難所として避難対策部施設第1班が開設し、避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班を地域交流センターに派遣し、避難者等の対応にあたる。

また、必要に応じ、自主防災組織等の協力により、避難所への誘導や自治会館等の避難所及び福祉避難所の開設、運営を行う。

② 住民

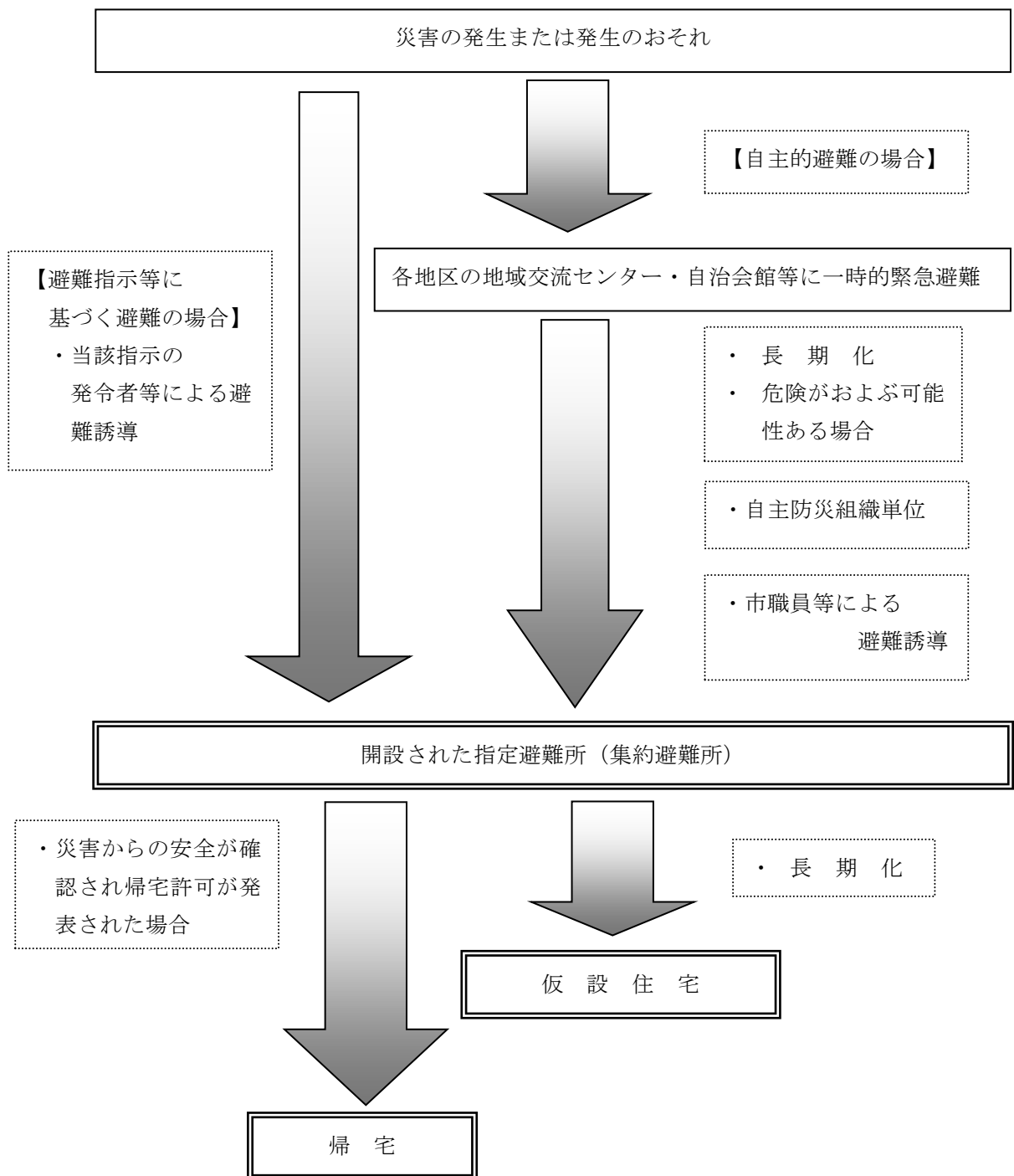
各地区の地域交流センター等に一時的に避難した後、必要に応じ、自主防災組織単位等で最寄りのコミュニティ防災拠点等に避難する。

避難に際しては、自家用車を使用しないこととし、また、近隣の独居高齢者の安否を確認するなど、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

各地区の地域交流センター・自治会館等からは、市職員の指示・誘導に従い、集約避難所に向かう。

(2) 避難所の開設・収容

避難所の開設は、指定避難所の中から災害状況および発生する可能性等を勘案して、本部長（市長）が決定し、避難対策部等の施設班及び自治会館等を一時避難所として指定された自主防災組織が行う。避難所の運営は、避難対策部総務班の職員を開設した避難所に派遣し、避難者と協力しながら行う。



13 指定避難施設一覧

(1) 指定緊急避難場所（屋内）・指定避難所

以下にあげる施設は、指定緊急避難場所（屋内部分）であり、指定避難所にも指定されている。また、同時に地震の際などに身の安全を確保するための場所として、グラウンドや施設駐車場も指定緊急避難場所になっている。

（注 1）学校については、地震、大火事の場合の緊急避難場所はグラウンド、津波・高潮・洪水の場合の緊急避難場所は体育館若しくは校舎、土砂災害の場合の緊急避難場所は体育館として、その適否等を記載

（注 2）災害種別ごと適否の凡例「○」：適、「×」：不適、「－」：耐震性不明

※ 1 計画規模降雨による浸水想定の場合

※ 2 想定最大規模降雨による浸水想定の場合

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者の避難先として、福祉避難所の指定を行う。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、要配慮者を滞在させるために必要なスペースが可能な限り確保されている施設を指定する。指定避難所については、受入れを想定していない避難者が殺到することがないよう、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示する。

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水 ※ 1	洪水 ※ 2	土砂 災害	大火 事	
高砂	高砂小学校	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂中学校	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂高等学校（県）	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂南高等学校（県）	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	高砂地域交流センター	－	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場
荒井	荒井小学校	○	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	荒井中学校	○	○	2階 以上	2階 以上	3階 以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	荒井地域交流センター	－	○	2階 以上	2階 以上	2階 以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水※1	洪水※2	土砂災害	大火事	
伊保	伊保小学校	○	○	3階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	伊保南小学校	○	○	3階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	伊保地域交流センター	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場
中筋	中筋小学校	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	竜山中学校	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	中筋地域交流センター	—	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場
曽根	曽根小学校	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	松陽中学校	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	松陽高等学校（県）	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	曽根地域交流センター	○	○	2階以上	2階以上	2階以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場
米田	米田小学校	○	○	2階以上	2階以上	3階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	米田西小学校	○	○	2階以上	2階以上	3階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	宝殿中学校	○	○	2階以上	2階以上	3階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	米田地域交流センター	○	○	2階以上	2階以上	×	○	×	*緊急避難場所：駐車場
	総合運動公園体育館	○	○	2階以上	2階以上	×	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
阿弥陀	阿弥陀小学校	○	○	○	○	○	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	鹿島中学校	○	○	○	○	○	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	白陵高等学校（私）	○	○	○	○	○	×	○	*緊急避難場所：グラウンド
	阿弥陀地域交流センター	○	○	2階以上	○	○	○	×	*緊急避難場所：駐車場
北浜	北浜小学校	○	○	3階以上	2階以上	2階以上	○	○	*緊急避難場所：グラウンド
	北浜地域交流センター	○	—	×	2階以上	2階以上	○	×	*緊急避難場所：駐車場

(2) 一時避難所

以下の施設は、大雨・洪水災害時など、住宅に危険があった場合に一時的に避難する場所である。

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水 ※1	洪水 ※2	土砂 災害	大火 事	
伊 保	今市自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
	中島自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
曾 根	東之町自治会館	○	○	×	2 階 以上	2 階 以上	○	×	
米 田	神爪公会堂	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	島公会堂	×	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	塩市公会堂	×	○	×	×	×	○	×	
	中島三丁目自治会館	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	美保里いちょう会館	×	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	みのり会館	×	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
阿 弥 陀	魚橋自治会館	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	
	西下台自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
	阿弥陀東集会所	×	○	○	○	○	○	×	
	地徳公会堂	○	○	○	○	○	×	×	
	生石自治会館	○	○	○	○	○	○	×	
	長尾公会堂	○	○	○	○	○	○	×	
	北山自治会館	×	○	○	○	○	○	×	
	豆崎公民館	×	○	○	○	○	○	×	
北 浜	魚橋南集会所	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	
	北脇自治会館	○	○	○	○	○	○	×	
	牛谷団地集会所	×	○	○	○	○	×	×	
	堂池ふれあいの郷	○	○	○	○	○	×	○	
	牛谷東集会所	×	○	×	×	×	○	×	
	牛谷会館	×	○	×	2 階 以上	×	○	×	

(3) 指定緊急避難場所（屋外）

以下の場所は、指定緊急避難場所の中でも、屋外部分が指定されている。地震時など、生命の安全確保を行う際に使用できるオープンスペースである。

地区	施設名
高砂	高砂公園
	ユーアイ福祉交流センター
荒井	新浜公園
	アスパ高砂店駐車場
曾根	天川東公園
	曾根松原公園
米田	米田多目的広場
	マックスバリュ中島店駐車場
	マックスバリュ宝殿店駐車場
阿弥陀	市ノ池公園

(4) 津波避難ビル

以下の施設は、津波災害に対して、避難する時間がなくなった地域住民などが津波から緊急的に一時避難するための施設である。

建物名	避難スペース
県営高砂松波町高層	3階以上の廊下、階段
県営高砂伊保鉄筋	3階以上の階段
県営高砂竜山鉄筋	3階以上の廊下、階段
県営高砂時光寺鉄筋	3階以上の階段
市営松波住宅	3階以上の廊下、階段
市内全小学校	3階以上の廊下、階段
市内全中学校	3階以上の廊下、階段
市内県立高等学校	3階以上の廊下、階段
ユーアイ福祉交流センター	屋上部分
松波ミオ	3階以上の共用廊下
セフレ高砂	3階以上の共用廊下
アスパ高砂店	3階以上の駐車場

(5) 指定福祉避難所

災害時に一般の避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする方達が、安心して避難生活を送れる体制を整備した避難所であり、あらかじめ受入れ対象者を定めている。

施設名	住所	避難できる人
文化会館	高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号	要配慮者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
高砂市福祉総合相談センター	高砂市伊保4丁目400番地	要配慮者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
むさしの里	高砂市北浜町西浜751番地の1	施設利用者
高砂白寿苑	高砂市北浜町西浜773番地の1	施設利用者
のじぎくの里	高砂市北浜町西浜773番地の3	施設利用者
あかりの家	高砂市北浜町北脇504-1	施設利用者
サンリットひまわり園	高砂市高砂町松波町440-5	施設利用者
播磨高砂苑	高砂市伊保1丁目6-16	施設利用者
めぐみ苑	高砂市阿弥陀町阿弥陀43-1	施設利用者
常寿園	高砂市北浜町牛谷721-1	施設利用者
竜山常寿園	高砂市中筋5丁目6-16	施設利用者

(6) 要配慮者スペース

要配慮者スペースは、災害時に一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるために、必要な配慮がなされた場所であり、指定避難所（地域交流センター及び小中学校の1室）においてあらかじめ決めた部屋で要配慮者を受け入れることを基本とするが、必要に応じて空き部屋等を使用する。なお、要配慮者スペースにおける対応は、家族や地域等の支援があれば、避難生活が可能な者とし、障害の程度の重い者や要介護度の高い者など、専門性の高い対応を必要とする者については、必要に応じて、指定福祉避難所等の施設に移動する。

要配慮者スペースがある指定避難所

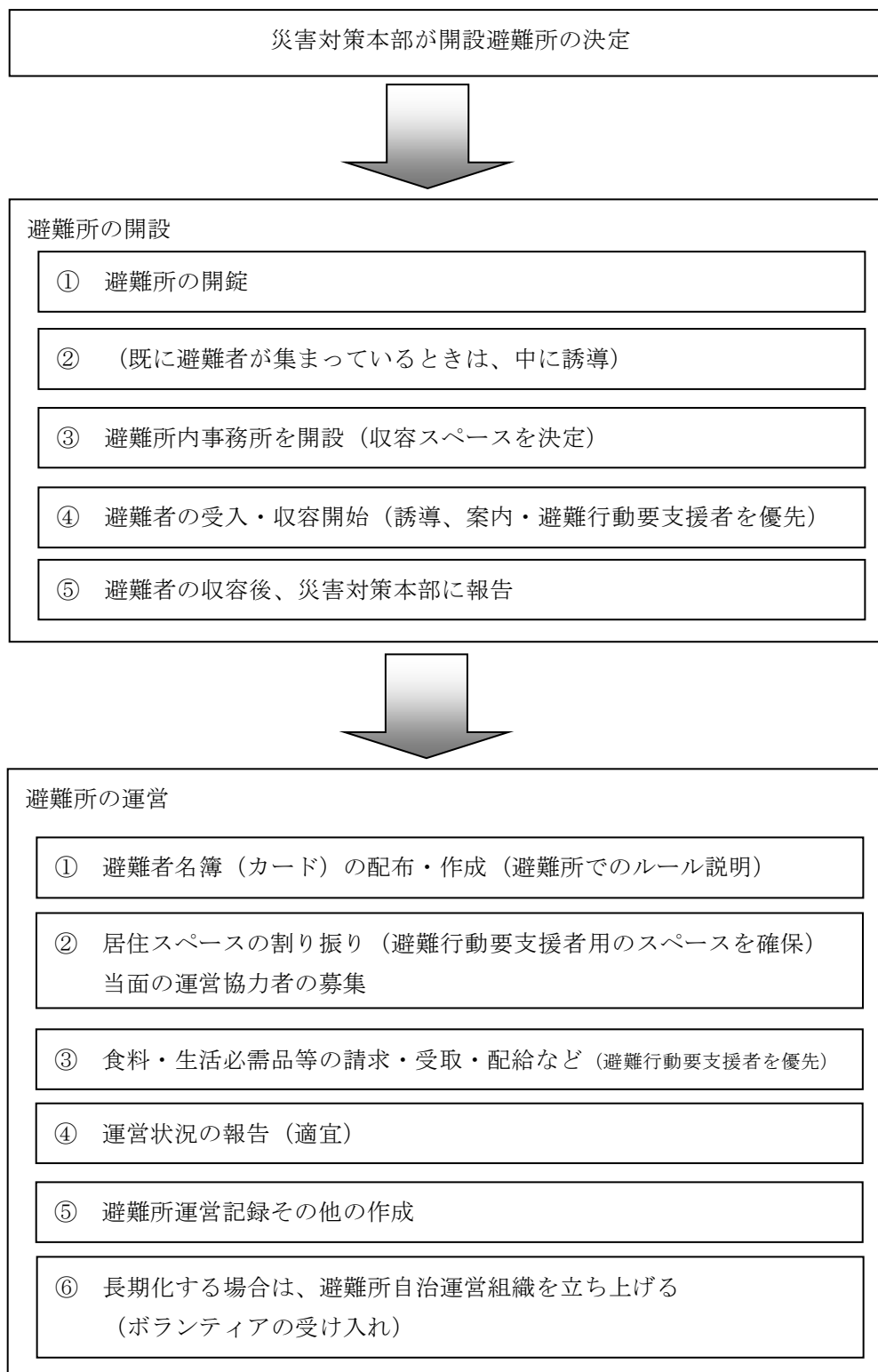
- ・各地域交流センター(8施設)
- ・各小中学校(16校)

14 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営のフロー

開設・運営の手順は、原則として概ね次のとおりである。

詳細については、避難所開設・運営マニュアルを作成し対応する。（避難対策部総務班を中心に関係部・班長により作成）



(2) 避難所開設の決定

避難所の開設は、指定避難所の中から災害状況および発生する可能性等を勘案して、本部長（市長）が決定する。決定後は速やかに避難対策部等の施設班及び自治会館等を一時避難所として指定された自主防災組織は、開設準備にあたる。（台風の接近等に伴う避難所の開設については、各地区の地域交流センターが自主的避難者の受け入れ施設となるので、避難対策部施設第1班は、いつでも開設できるよう待機し事前に準備をしておき、自主的避難者があった場合は、施設内に誘導し、避難所開設後、速やかに災害対策本部にその旨を報告する。）

また、必要に応じ、福祉避難所を開設する。

但し、夜間における突発的災害発生の場合で、既に住民が施設に集まっている場合については、あらかじめ指定した職員または、当該施設の当直職員等、居合わせた職員が施設の開錠後、避難住民を収容し、避難住民の不安の緩和と混乱防止に努める。この場合にあっては、避難所開設後、速やかに災害対策本部にその旨を報告する。

(3) 避難所開設の報告・広報

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容後、速やかに災害対策本部にその旨の報告を行う。

総括部広報班及び総括部本部班は、避難所開設に関する住民への広報活動を実施する。

本部長（市長）は、知事、高砂警察署等関係機関に対して、開設状況の報告を行う。

- ・ 避難所開設の日時及び場所
- ・ 開設した避難所の箇所数及び収容人数
- ・ 開設期間の見込み
- ・ その他

(4) 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し、必ず要員を常時配置しておく。（必要に応じ避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班を派遣する。）

事務所には、避難所運営に必要な用品（避難者カード、避難所でのルール説明用紙、消耗品受払簿等、事務用品等）を準備しておく。

また、避難所開設当初からパーティション・簡易ベッドを設置するなど、プライバシーの保護を行い、栄養バランスのとれた食事等の提供や福祉面など、幅広い視点から避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

(5) 避難所の運営担当者

避難所の初期運営は、各施設班及び派遣した職員が担当する。（その内の1名を管理責任者として決定し、災害対策本部に報告する。）

(6) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（資料編参照）は、避難所運営のための基礎資料となる。

収容された避難者に対し、各世帯単位で避難者カードを配布し、必要事項を記入してもらう。

記入してもらった避難者カードを回収し、避難者名簿として整理する。

避難者名簿は避難所内事務所に保管するとともに、各部長及び責任者を通じて総括部本部班に報告する。

また、カードの作成終了後、避難所のルール説明を行い避難者に秩序ある行動を促す。

(7) 居住スペースの割り振り

居住スペースの割り振りは、避難行動要支援者用のスペースを確保した後、可能な限り、自主防災組織・自治会等の単位で、まとまりを保てるように行う。

また、自主防災組織・自治会等の単位で代表者を選定し、以降の避難所運営や情報伝達の合理化を図る。

○代表者（班長）の役割

- ・指示・伝達事項の周知
- ・避難者ニーズの把握と報告
- ・物資等の配給活動の補助
- ・避難施設の保全管理
- ・その他の活動への協力

(8) 食料・生活必需品等の請求・受取・配給

避難所の管理責任者は、避難所運営代表者（避難者の代表）やボランティア等の協力を得て、食料・生活必需品等のニーズ（必要数等）を把握し、各部長に報告する。各部長は、各避難所からの報告をとりまとめ、総括部本部班に必要な食料・物資の要請を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調査調達配送班に必要な食料・物資の調達・配送を指示する。

食料・物資が到着後、管理責任者は、その都度、消耗品受払簿に記入の上、避難所運営代表者やボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行う際は、要配慮者を優先し、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫してから行う。

また、避難所へ登録を行った在宅避難者及び車中等避難者に対して食料・物資が適切に配給されるよう配慮する。

(9) 避難所運営状況及び運営記録の作成

避難所の管理責任者は、運営状況について、1日1回朝 10 時に災害対策本部へ各部長を通じて報告する。

傷病者の発生等、特別の事情がある場合は、その都度、必要に応じて報告する。

また、運営記録として、避難所日誌を作成する。

(10) 避難所自治運営組織の立ち上げ

避難が長期化する場合や発災直後で市職員の派遣ができない場合、避難所の運営は、避難者・地域の自主防災組織等が自主的に運営に当たることとし、市職員や施設管理者、及びボランティアは必要に応じ、運営を支援する。

(11) 感染症対策の実施

市は、避難所における感染症対策を含め「避難所開設・運営マニュアル」を作成し、これに基づいた避難所運営を行う。

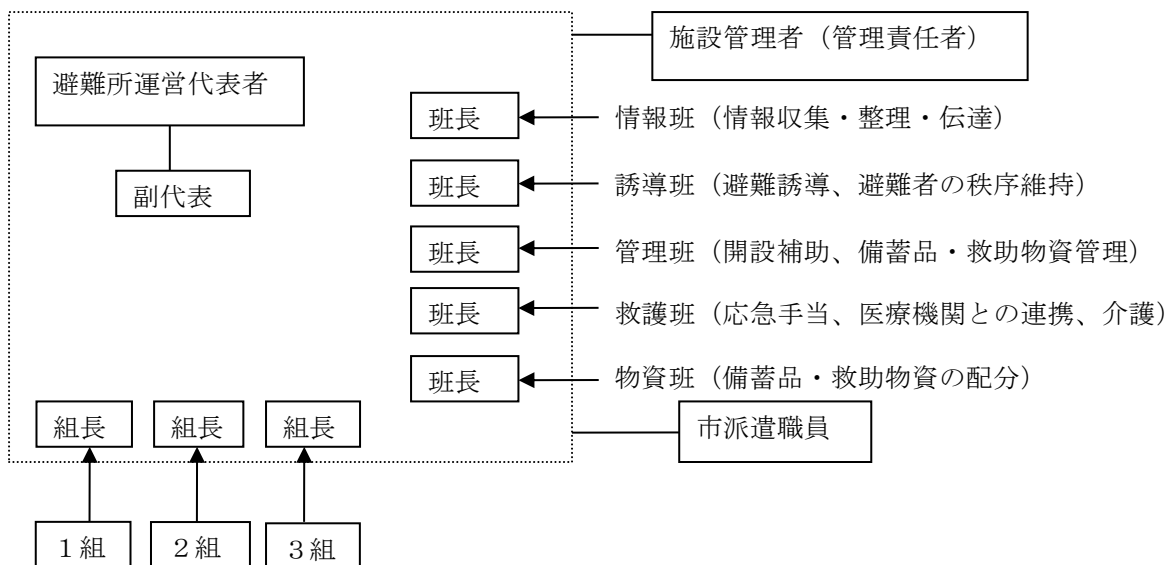
(12) 要配慮者スペースの運営

要配慮者スペースは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が一般の避難者が居住するスペースとは別に避難するスペースを避難所（地域交流センター）内に設置するものである。運営については、「避難所における要配慮者スペース設置及び運営 初動対応マニュアル」に基づき、要配慮者への対応を実施する。

(13) 各種相談対応

避難者からの相談について、人権やジェンダーに関することは男女共同参画センターへつなぎ、法律相談などの場合は、協定先の弁護士会の協力を得て行うなど、適切に相談できる機関へつなぎ支援を行う。

・避難所自治運営組織編制例



15 被災者収容に関する県への協力要請等

本部長（市長）は、被害が甚大なため、市の避難所だけでは被災者を収容できないと判断した場合は、知事に対して、近隣市町等への被災者の移送・収容を要請する

- ・避難希望地域
- ・避難を要する人員
- ・避難期間
- ・輸送手段
- ・その他の必要事項

また、本部長（市長）は、知事から他市町の被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合には、積極的にこれに協力する。

16 衛生的なトイレ環境等の整備

避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、より快適なトイレの設置を検討する。

(1) 高砂市災害時トイレ確保計画

市は、内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を基本に「高砂市災害時トイレ確保計画」を策定しておりこの計画に基づき、衛生環境の維持管理、備蓄資材および備蓄場所の確保、排泄物の適切な処理、プライバシーの保護、バリアフリー対応など、避難者が安心して利用できる環境の整備に向けた課題を検討し、事業計画に反映していくものとする。

(2) 仮設トイレの確保

生活環境部収集班は、避難所の状況により、仮設トイレを設置管理する。

その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

(3) 入浴・洗濯対策

避難所の状況により、仮設風呂や洗濯機を設置し管理する。

その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

17 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホ

ームステイ等の紹介、斡旋を行う。また、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるよう民間事業者等との協定締結を促進し、必要な施設等の確保に努める。

(1) 災害時における避難場所提供に関する協定（〇ホテル高砂）

18 要配慮者への配慮

(1) 配慮すべき事項

要配慮者に対しては、次の事項について特に配慮する。

- ・ 自主防災組織・自治会等の地域住民の協力による避難誘導
- ・ 居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ・ 避難所における避難行動要支援者のニーズ把握
- ・ 粉ミルク等の食料・食事への配慮
- ・ おむつなどの生活必需品の配慮
- ・ 手話通訳やボランティア等による生活支援
- ・ 巡回健康相談等の重点的实施
- ・ 仮設住宅建設時におけるバリアフリー化
- ・ 仮設住宅への優先的入居
- ・ 福祉相談の充実
- ・ その他

(2) 学校・福祉施設等における避難対策

学校、認定こども園や社会福祉施設等においては、当該の避難計画に基づき、生徒・児童及び施設入所者等の生命及び身体の安全と保護を最優先として、適切な避難誘導を行う。

19 広域避難（広域一時滞在）等

(1) 県内における広域一時滞在

① 広域一時滞在を行う必要がある場合

本部長（市長）は、被災した住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるとき（市内で避難所を確保することが困難な場合）は、県知事に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議する。

市は、必要に応じ、広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について県に助言を求めるものとする。

② 広域一時滞在有の協議を受けた場合

本部長（市長）は、県内他市町から被災した住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入れ避難所を決定し、受入れる。

(2) 県外における広域一時滞在

① 広域一時滞在を行う必要がある場合

本部長（市長）は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入について協議することを求める。

② 広域一時滞在の協議を受けた場合

本部長（市長）は、県から他の都道府県の住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れる。

(3) 情報共有

① 広域一時滞在进行した場合

市は、広域一時滞在进行を受入れた市町の協力を得て、広域一時滞在进行を行っている住民の状況を把握するとともに、住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

② 広域一時滞在进行を受入れた場合

広域一時滞在进行を受入れた場合、市は、被災市町と連携し、受入れた住民の状況の把握と、住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

20 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 避難所開設の期間

発生の日から7日以内とする。（一般基準）

(2) 書類の整備保管

避難所を開設したときは、運営責任者及び救助部等で次の帳簿を整理し保管する。

- ・ 避難者名簿
- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 避難所用物資受払簿（資料編参照）
- ・ 避難所設置及び収容状況（資料編参照）
- ・ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ・ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

21 在宅避難者・車中泊避難者の支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。

第 7 節 食料の供給

風水害時等における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者への食料の供給を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調査部調達配送班及び救助部援護班に必要な食料・物資の調達・配送・募集を指示し、調査部調達配送班は各避難所等に食料・物資等を配送する。状況により、本部班が指示する他の班からの応援を得て配送を行う。また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県及び協定締結先に食料供給または供給あっせんの要請を行う。

2 供給対象者

- (1) 避難所で避難生活する者
- (2) 車中等の避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）
- (3) 住家が損壊、浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (4) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (5) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 供給品目

供給する食料は、市が備蓄する保存食及び調達による米穀、パン、弁当等の他、必要に応じてスーパー等から副食を調達する。

なお、実施にあたっては、高齢者や乳幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

(1) 主 食

炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等

(2) 副 食

即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、緑茶等の清涼飲料水等

4 需要の把握

食料必要数の把握は、関係各部が次により行うものとし、これを調査部調達配送班及び救助部援護班が総括する。

- ・避難所については、各避難所において把握したものを各班長が各部長に報告し、各部長が集計の上、総括部本部班に報告する。
- ・住宅残留者等については、関係各部、関係機関、自治会長、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- ・防災要員（3日分は各自職員の備蓄）については、関係各部の協力を得て、総務部職員班が実施する。

なお、把握した食料必要数は、直ちに総括部本部班を通じて本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定に基づき、食料を調達する。

5 食料の確保・調達

(1) 協定先からの調達

調査部調達配送班は、協定締結先からの調達による他、必要に応じて、その他の民間業者からの調達・確保に努める。

(2) 県への食料供給等の要請

総括部本部班及び調査部調達配送班は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して、県に食料の供給あつせんを要請する。

- ・供給あつせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引き渡し責任者
- ・連絡課及び連絡担当者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

6 食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

調査部調達配送班及び救助部援護班は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料等を救援物資集積所に集め、そこから避難所等へ輸送するものとする。

- ・救援物資集積所

集積場所名称	所在地	規模㎡
高砂市役所分庁舎 1F 多目的スペース	荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号	151
荒井中学校体育館・武道館	荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号	1,756
荒井小学校備蓄倉庫	荒井町東本町 1 0 番 1 号	60
伊保地域交流センター	伊保東 1 丁目 1 8 番 6 号	2,358
陸上競技場・野球場	米田町島 5 2 6 番	56,989
文化会館東館	高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号	3,927

(2) 被災者への配分

避難所における被災者への食料配分は、避難所管理責任者が避難所運営代表者や災害ボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行なう際は、要配慮者を優先し、避難者のアレルギーにも注意を払いながら、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫してから行う。

住居の被害で炊事ができない在宅避難者及び車中等避難者（以下「在宅避難者等」という。）用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。ただし、当該避難所が被災した在宅避難者等は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。

食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。

その他の被災者への食料配分は、各関係各部が自主防災組織・災害ボランティア等の協力を得ながら実施する。

(3) 炊き出しの実施

炊き出しは、必要に応じ、日赤奉仕団や災害ボランティア等の協力を得ながら、次のよう

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ・ 小学校家庭科教室 | 避難対策部総務班が実施する |
| ・ 認定こども園給食室 | 救助部避難行動要支援者対策班が実施する |
| ・ 市民病院調理室 | 医療部救護班が実施する |
| ・ 市役所食堂 | 職員用として総括部職員班が要員を確保して実施する |
| その他、必要に応じて、市内民間事業所等の給食施設の協力を求める | |

に実施する。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 供給方法

パン、弁当等の調達並びに炊き出しを実施しようとするときで、市のみでは対応が困難な場合は災害用応急食料の供給を知事に申請する。

① 主 食

ア 供給品目

原則として米穀（おにぎり等）とするが、実情によっては乾パン及び麦製品とする。

イ 供給数量等

被災者に対して、炊き出しによる給食を行う場合の供給数量は、次の1人1日当り供給量に、本部長（市長）が必要と認める者の数及び実施期間の日数を乗じて得た数量とする。

乾パン及び麦製品については、この供給量のほかに加配として供給されることがある（知事が必要と認めた場合）。

乾パンの供給の実施を必要とするときは、知事に対してのその放出を依頼する。

② 副 食

炊き出し用副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、速やかに調達できるようにしておく。

(2) 給与基準

給食を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。（一般基準）

乳幼児に対する炊き出しその他による食品の給与は、ミルク等によって行うこともできるが、その場合は知事の定める費用の基準に準じて適宜行う。

(3) 書類の整備保管

炊き出しを実施した場合、実施担当者は次の書類を整理し保管する。

- | |
|------------------------------------|
| ・ 救助実施記録日計票（資料編参照） |
| ・ 炊き出し、その他による食品給与物受払簿（資料編参照） |
| ・ 炊き出し給与状況（資料編参照） |
| ・ 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 |
| ・ 炊き出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類 |

(4) 知事への報告

炊き出し、その他による食料の給与を行ったときは、本部長（市長）はその状況を速やかに知事に報告する。

第8節 応急給水の実施

風水害時等における被災者等に対する給水対策について定める。

1 実施責任

水道部事業班は、被災者等への飲料水及び生活用水の供給を実施する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県に供給の応援を要請する。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 補給水源地の確保

災害発生後、直ちに水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により、応急給水用の水を確保するものとする。

4 需要の把握

災害が発生し給水機能が停止すると判断されるときは、水道部事業班は所属職員に指示して、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

需要調査に基づき、応急対策第2部長は、次の事項について総括部本部班へ報告する。

- ・ 給水機能停止区域、世帯・人口
- ・ 復旧の見込み
- ・ 給水班編成状況
- ・ 応急給水開始時期
- ・ 給水所（拠点）の設置（予定）場所
- ・ その他の必要事項

5 給水所（拠点）の設置と広報

(1) 給水所（拠点）の設置

給水は、原則として給水所（拠点）における給水車等による拠点給水方式で実施する。

給水所（拠点）は、原則として各小学校（コミュニティ防災拠点）とするが、供給停止区域が一部区域に限られる場合など、状況に応じて被災地等に給水所を設置する。

(2) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所（拠点）を設置したときは、総括部本部班を通じて被災地住民に対する周知・広報を行うとともに、給水所及びその周辺には看板を掲示する。

6 応急給水用資機材の確保

応急給水活動は、水道部事業班所有の車両及び資機材を使用するが、不足する場合は指定水道工事店等の応援を求めるとともに、配水管等についてはメーカーからの直送等により補う。

7 応急給水の実施

(1) 給水基準

応急給水は、水道が4週間以内に応急復旧を完了することを想定し、次の基準で行う。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日目まで 11日目から 20日目まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

なお、給水基準以上の容器を持参し、基準を上回る給水を求める住民に対しては、十分に説明し、協力を求めるものとする。

(2) 車両輸送による応急給水

① 給水所への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、水道部事業班が水源地から消防部、指定水道工事店等の協力により、給水車、水槽付消防ポンプ車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

② 給水所での給水

給水所での給水は、住民持参の容器を用いて、給水所となった施設の応急給水担当職員、自治会長、消防団等の協力を得て、水道部事業班が行う。

容器を持参できない住民については、近隣、自治会等に対し援助・相互融通等を要請し、給水活動に支障が生じないように留意する。

極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り自治会等への貸与の形をとって行う。

③ 医療機関・福祉施設等への給水

病院・診療所等への給水は最優先で行い、緊急な要請があった場合には、車両等による給水を行う。

(3) 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部事業班が関係機関の協力を得て応急給水を実施する。

① 消火栓を活用した応急給水

応急給水の必要がある地域の給水所の周辺で、活用できる消火栓がある場合には、消火栓に接続して応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模医療機関等の断水については、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。

8 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 飲料水供給の期間

災害発生の日から 7 日以内とする。（一般基準）

(2) 書類の整備保管

飲料水の供給を実施したときは、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 給水用機械器具及び浄水用薬品資材受払簿（資料編参照）
- ・ 飲料水の供給簿（資料編参照）
- ・ 飲料水供給のための支払証拠書類

(3) 知事への報告

飲料水の供給を行ったときは、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

第9節 生活必需品の供給

風水害時等における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

1 実施責任

調査部調達配送班及び救助部援護班は緊急物資の供給活動を実施し、各コミュニティ防災拠点等を中心に配布する。ただし、場合によっては各戸配布等も検討する。

なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権が市長に委任されることがある。

また、大規模災害等により市だけでは対応が困難である場合、本部長（市長）は県に供給の応援を要請する。

防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。

住民は、自ら3日分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時にはこれを活用する。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 供給品目

供給する品目としては、一般に次のものが考えられる。

なお、実施にあたっては、高齢者や乳幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

○寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

・毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ等、必要性の高い品目には特に配慮する。

・障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の障がい特性に応じて必要となる品目についても、きめ細やかな対応を考慮する。

4 供給活動の実施

調査部調達配送班及び救助部援護班は、緊急物資輸送及び配分計画を立て、これにより輸送及び給与または貸与を行う。

生活必需品の給与（貸与）は、原則として災害救助法の基準（知事の定める）に基づき実施する。

この他、需要の把握、物資の確保及び調達物資の集積等については、「食料の供給」の規定に準じて行うものとする。

5 県及び協定締結先への供給あっせんの要請

市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県及び協定締結先に次の事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な緊急物資の品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- ・連絡課及び連絡担当者
- ・荷役作業員の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

6 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 品目及び給与（貸与）方法

調査部調達配送班及び救助部援護班は、被災者に知事の定める災害救助に関する手続等を定める規則の規定により、次に掲げる被服、寝具その他生活必需品等現物をもって給与（貸与）する。

- ・寝具：毛布、ふとん等
- ・衣類：外衣、普通着、婦人服、子供服等
- ・肌着：シャツ、パンツ、くつ下等
- ・身廻り品：タオル、運動靴等
- ・食器：茶碗、皿、はし等
- ・日用品：石鹸、歯ブラシ、歯みがき粉、ちり紙等
- ・光熱材料：マッチ、ローソク、携帯用ガスコンロ等

物資が不足し、必要があると認めるときは県に対して供給のあっせんを要請する。

(2) 給与（貸与）の期間

給与（貸与）は災害発生の日から 10 日以内とする。（一般基準）

(3) 書類の整備保管

物資を購入し配分する場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・物資受払簿（資料編参照）
- ・物資の給与状況（資料編参照）
- ・物資購入関係支払証拠書類
- ・物資払出証拠書類
- ・物資購入（配分）計画表

(4) 知事への報告

物資の供給を行ったときは、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

第 10 節 住宅の確保

風水害時等における被災者等への住宅の確保対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者等への応急仮設住宅の建設・管理、住宅の応急修理、住宅等に流入した土石等障害物の除去並びに住宅相談窓口の設置等は、応急対策第 1 部が実施する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設・管理

災害により住家を失った被災者等に対し、避難所への収容や市営住宅等の活用では対応できない場合、必要に応じ、応急仮設住宅の建設・管理を行う。

(1) 入居対象者

住宅が全焼、全壊または流失した者であって、居住する住家がなく、自らの資金では住宅を確保することのできない者

(2) 供給・管理方法

建設業組合等の協力を得て、応急仮設住宅を建設し、これを管理する。

応急対策第 1 部長は、関係各部長の協力を得ながら、公共空地の中から建設地を選定するとともに、応急仮設住宅建設の設計・監督にあたる。

候補地	所在地	建設可能戸数
米田多目的広場公園	米田町米田 9 2 7	1 0 0
総合運動公園サブグラウンド・多目的広場	米田町島 5 2 6	3 0 0
新浜公園	荒井町新浜 2 丁目 2758-77	6 0

- ① 建設にあたっては、速やかに厚生労働省と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮する。また、必要に応じて、福祉仮設住宅を建設する等、高齢者、障がい者等を含めた入居者のニーズ、利便性に配慮することとする。
- ② 仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備し、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ③ 福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対しては、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
- ④ 被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給することとする。

(3) 入居者の認定

本部長（市長）は、関係各部職員、市議会議員、自治会長、民生委員等による入居者認定協議会を開催し、入居者の選定・認定を行う。

この際、高齢者、障がい者の優先入居等、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、円滑な入居の促進に努める。県が直接認定する場合は、市はこれに協力する。

(4) 県への供給あつせんの要請

市は、市だけでは対応できない場合には、県に次の事項を可能な限り示し、供給あつせんに要請する。

- ・被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

(5) 災害救助法が適用された場合の措置方法

全焼、全壊及び流出戸数の3割の範囲内において、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して設置する。

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに設置する。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう指導する。

被災者に供与できる期間は、建築工事完了の日から2箇年以内とする。

この住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し保管する。

- ・救急実施記録日計票（資料編参照）
- ・応急仮設住宅台帳（資料編参照）
- ・応急仮設住宅用敷地賃貸契約書
- ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書
- ・工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- ・入居契約書

実施した場合は、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

3 住宅の応急修理

必要に応じ、被災住宅の応急修理を応急対策第1部が実施する。

(1) 対象者

- ・災害により住宅が半壊または半焼した者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

(2) 実施内容

居室、炊事場、便所等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施し、応急対策第1部長は建設業組合等の協力を得ながら、実務を担当する。

本部長（市長）は、関係各部長等の意見を聞いて、修理対象住宅を選定する。

(3) 県へのあっせん・調達の一請

市は、建築業者が不足したり建築資機材を調達することが困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、あっせん、調達を要請する。

- ・被害戸数（半焼・半壊）
- ・修理を必要とする戸数
- ・調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ・派遣を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

応急修理戸数は半焼、半壊戸数の3割の範囲内において、災害の状況及び被災者の経済能力等を考慮して決定する。

災害発生の日から1箇月以内に完了する。

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し保管する。なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、材料輸送簿等を整備する。

- ・救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・住宅応急修理記録（資料編参照）
- ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

実施した場合は、本部長（市長）は速やかに知事に報告する。

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

必要に応じ、住宅等に流入した障害物の除去を実施する。

(1) 対象者

災害により住宅に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障をきたしている者

(2) 実施内容

本部長（市長）は、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定する。

応急対策第1部は、土木業者等の協力を得ながら、実務を担当する。

(3) 県への応援要請

市だけでは対応が困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、応援を要請する。

- ・除去を必要とする住家戸数
- ・除去に必要な人員
- ・除去に必要な期間
- ・除去に必要な機械器具の品目別数量
- ・除去した障害物の集積場所の有無
- ・その他参考となる事項

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害によって障害物が居室、炊事場、敷地内等に流入し、日常生活が営み得ない状態や家の出入りが困難な場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者であって、住家が半壊または床上浸水した者に対して実施する。

障害物の除去の戸数は、半壊または床上浸水戸数の 1.5 割以内とする。

障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。

障害物の除去を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 救助実施記録日計票（資料編参照）・ 障害物除去の状況（資料編参照）・ 障害物除去支出関係証拠書類 |
|--|

実施した場合は、本部長（市長）は速やかに知事に報告する。

5 公営住宅法による災害公営住宅の建設

必要に応じ、公営住宅法により国庫から補助を受けて、災害公営住宅を建設し、これを管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

6 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

市営住宅が災害（火災にあつては地震による火災に限る。）により滅失し、または著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

7 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について、住民の相談に応じるものとする。

第11節 医療・助産対策の実施

風水害等による負傷者等に対する迅速かつ適切な医療・助産対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者等に対する保健医療活動を実施し、医療部医療班がこれを担当する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県及び「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」（資料編参照）に基づき応援を要請する。

県は、市から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど保健医療活動を実施する。

なお、高砂市民病院は、高砂市域における災害時拠点病院としての医療活動体制を確立する。

2 応急救護体制

(1) 機動班

消防部は、救急隊、救助隊を組織し、災害現場における救出・救護を行う。

(2) 救護班

災害対策本部は（高砂市民病院スタッフによる）市救護班を組織し、救護所において応急措置を行う。なお、大災害時において救護班によって医療救護の万全が期し得られないときは、高砂市医師会等の協力を得るものとする。

(3) 救護所

次の場合に救護所（文化会館または竜山中学校）を設置する。

- ① 医療機関が被災し、その機能が低下または停止し、医療機関だけでは対応しきれない場合
- ② 患者が多数で、医療機関だけでは対応しきれない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係等の理由から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(4) 後方医療施設

高砂市民病院等の常設の医療機関においては、救護所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う。

3 救護班の活動

救護班は、発災直後は外科的治療を中心に傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

4 医療マンパワーの確保

医師、看護師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整は県が行う。地域医療情報センターを通じて、医療マンパワーの応援要請等を行う。

5 患者等搬送体制

県等の協力を得ながら、患者の円滑な搬送が行われるよう努める。

6 医薬品等の確保

救護所等で使用する医薬品等を確保するとともに、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速かつ確実な確保に配慮する。

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊 急 処 置 用	災害発生後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急 性 疾 患 用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢 性 疾 患 用	避難の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

また、医療機関等で使用する医薬品等について不足が生じる場合は、県と連携し補給を行うものとする。

7 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 医 療

① 範 囲

- ・ 診 察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術、その他治療
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看 護

② 方 法

災害救助法による医療は県からの委任を受け、市が実施する。

但し、市で対応できないときは、県に対して救護班の派遣を要請する。

市は、救護班（医師1名と保健師又は看護師2名で1班とする。）を編成して医療・救護の万全を期す。

③ 期 間

災害発生の日から14日以内とする。（一般基準）

④ 書類の整備保管

医療を実施した場合は、次の書類を整理し保存する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 医療品衛生材料受払簿（資料編参照）
- ・ 救護班活動状況（資料編参照）
- ・ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- ・ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

(2) 助産

① 範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前、分娩後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

② 方法

災害救助法による助産は県の委任を受け、市が助産施設のある市域の医療機関で行う。
但し、市で対応できないときは、県に対し救護班の派遣を要請する。

③ 期間

分娩した日から7日以内とする。（一般基準）

④ 書類の整備保管

助産を行った場合は、次の書類を整理し保管する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・救助実施記録日計票（資料編参照）・衛生材料等受払簿（資料編参照）・助産台帳（資料編参照）・助産関係支出証拠書類 |
|---|

第 12 節 感染症対策の実施

風水害発生時等における感染症対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）が実施し、避難対策部長及び生活環境部長が関係部署等と連携し、全体の統括事務を担当して行う。

なお、県は疫学調査を行い、その結果、必要がある場合の健康診断も県が実施する。

2 予防教育及び広報活動

県及び市は、パンフレット、リーフレット等により、あるいは関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

3 感染症対策活動の実施

避難対策部長及び生活環境部長は連携し、医療部等からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握し、必要に応じ、感染症対策活動を実施する。

また、必要に応じ、総括部本部班及び総括部広報班による市民への広報を依頼する。

(1) 清潔方法

生活環境部収集処理班及び処理施設班は、塵芥・汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立もしくは焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(2) 消毒方法

避難対策部健康管理班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。

また、平成 11 年 3 月 30 日付健医感発第 44 号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とする。

ア 避難対策部健康管理班及び生活環境部環境班は連携し、速やかに次の事項について消毒に必要な薬剤の配布、指導を行うとともに、そのために必要な薬剤を調達する。なお、市において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合は、県へ供給を要請する。

- ① 飲料水の消毒
- ② 家屋の消毒
- ③ 便所の消毒
- ④ 芥溜、溝渠の消毒
- ⑤ 患者輸送用器などの消毒

イ 消毒の実施にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止するために必要最小限のものとする。（〔例示〕消毒薬の配布は、被災住宅 1 件につき塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん液）500ml とする。）

ウ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域の住民の健康及び環境への影響に配慮する。

(3) ねずみ族、病害虫等の駆除

生活環境部環境班は、県の指示に基づき、対象となる区域の状況、ねずみ族、病害虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

ア ねずみ族、病害虫等の駆除にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。

イ ねずみ族、病害虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域の住民の健康及び環境への影響に配慮する。

(4) 患者等に対する措置

避難対策部健康管理班は、被災地において、感染症患者等が発生したときは、県の指示に従い、患者に対する医療を確保し、感染症のまん延を防止するための措置を行う。

(5) 避難所の感染症対策指導等

避難対策部健康管理班は、県感染症対策職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、避難所管理責任者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(6) 報 告

避難対策部長は、加古川健康福祉事務所を経由して県に被害状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を報告する。

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、加古川健康福祉事務所を経由して県に提出する。

4 食品衛生確保対策

避難対策部健康管理班は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

5 その他の対策の実施

県は必要により夏期の腸管出血性大腸菌感染症等、冬期のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等、感染防止に努める。

第13節 精神医療の実施

風水害時等におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

1 実施責任

災害時における精神医療は県が実施する。

市は、自治会やボランティア団体等と連携して、県に協力する。

2 精神科救護所

災害時に既存医療機関だけで対応できない場合、県を主体とした精神科救護所が設置される。

市は、被災者に対し精神科救護所の開設等を周知し、必要に応じ精神科救護所の巡回相談を要請する。

3 こころのケアセンター

市は、被害の状況を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、必要に応じ、県に対し、こころのケアセンター（被災精神障がい者の生活を支援する精神保健活動の拠点）の設置を要請する。

4 相談・普及啓発活動

市は、県、ボランティア団体等と協力し、災害による心理的影響を受けやすい高齢者や精神障がい者等に対し、こころのケアに関する相談訪問活動の実施に努めるとともに情報の提供や知識の普及に努める。

5 児童・生徒のこころのケア

市は、心理的影響を受けやすい児童、生徒に対し、必要に応じ次のような活動を行う。

- ・教職員によるカウンセリング
- ・電話相談等の実施
- ・教育相談センター、加古川健康福祉事務所、こころのケアセンター、中央こども家庭センター等の専門機関との連携

第14節 健康対策の実施

風水害時等における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、災害時における健康相談や訪問指導を実施し、避難対策部健康管理班がこれを担当する。

第2号配備以上の災害時に、統括保健師（健康増進室主幹）の下、分散配置した保健師等が健康増進室に集合し、避難対策部健康管理班として保健活動を行う。

2 巡回健康相談等の実施

避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

巡回健康相談の実施にあたり、避難行動要支援者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

3 在宅避難者等への保健対策に関する情報提供等

在宅避難者等については、食料、物資を受け取るために避難所を訪れる機会等を捉えて、健康相談等の保健対策の実施について情報提供を行う。

また、エコノミークラス症候群について啓発を行うとともに、水分摂取や車外に出て体を動かすといった予防を呼び掛ける。

4 巡回栄養相談の実施

① 市は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。県は、市が実施する巡回栄養相談等に協力する。

② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第 15 節 遺体の搜索・火葬等の実施

風水害等による犠牲者の遺体の搜索・火葬等の実施について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、遺体の搜索・処理・火葬等を実施し、生活環境部環境班等は、関係機関と連携しながら、これを担当する。

2 搜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に対する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、生活環境部長が次のとおり行う。

- (1) 生活環境部は、南庁舎 2 階会議室 4、会議室 5 に「行方不明者相談所」を開設し、届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の住所・氏名・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 届出については、まず避難所収容者名簿を確認する。
- (4) その他、災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

3 搜索の実施

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防部が高砂警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、以下のとおり実施する。

- (1) 搜索活動は、生活環境部、救助部及び消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び高砂警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警戒員を配置して監視する。
- (4) 搜索の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

4 遺体の検案

原則として、現地において高砂警察署が検視（見分）した後の遺体は、生活環境部環境班にその処理を引き継ぎ、以下のとおり遺体の検案を実施する。

- (1) 遺体の検案は、生活環境部環境班が医療部医療班及び高砂市医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、生活環境部環境班が関係各部、各機関の協力を得て、本部長（市長）が指定する遺体安置所へ搬送する。

5 遺体の収容・安置

生活環境部環境班は、検案を終えた遺体について、高砂警察署、自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- (1) 市内の寺院、公共施設(総合体育館)等、遺体収容に適当な場所を選定し、遺体安置所を開設する。適当な既存施設が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 生活環境部環境班は、県内業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等の必要な器材を調達する。
- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) **避難対策部**に対して、遺体処理台帳に基づき、遺体火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳により整理の上、引き渡す。

6 遺体の火・埋葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり応急措置として遺体の火葬を行う。

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬または埋葬を行う。
- (2) 火葬に付する場合は、火葬許可書を火葬場に搬送し、火葬台帳に記入の上火葬に付す。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管場所に一時保管する。
- (4) 遺族その他関係者からの遺骨、遺留品の引き取り希望のある場合は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、火葬場では処理できない場合は、市内寺院その他の適当な場所に仮埋葬する。
- (6) 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地または納骨堂へ改葬する。
- (7) 火・埋葬の実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。
- (8) 火葬用燃料・棺箱等葬祭用消耗品の確保に努める。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 遺体の搜索

遺体の搜索の実施期間は、災害発生の日より 10 日以内とする。(一般基準)

遺体の搜索を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票(資料編参照)
- ・搜索用機械器具燃料受付簿(資料編参照)
- ・遺体の搜索状況記録簿
- ・遺体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害発生の日から 10 日以内とする。

遺体の処理を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 遺体処理台帳（資料編参照）
- ・ 遺体処理費支出証拠書類

(3) 埋 葬

災害発生の日から 10 日以内とする。

埋葬を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・ 埋葬台帳（資料編参照）
- ・ 埋葬費支出関係証拠書類

(4) 知事への報告

本部長（市長）は遺体の搜索、処理及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

第 16 節 教育対策の実施

風水害時等における教育対策等について定める。

1 実施責任

教育委員会は、災害時における応急教育等を実施する。

本部長（市長）は、必要に応じ、学用品の調達及び配分を実施し、避難対策部教育班がこれを担当する。

2 災害時における学校教育の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、避難所として開設された学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

3 応急教育の実施のための措置

教育委員会は、児童・生徒や教育施設の被災状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県播磨東教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- ・短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ・通学路や交通手段等の確保
- ・児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ・学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合において、応急の学校給食を実施する学校設置者は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告することとする。

また、教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずる。

- ・適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- ・災害時における児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ・被災職員の代替等対策
 - 複式授業の実施
 - 昼夜二部授業の実施
 - 近隣市町等からの人的支援の要請
 - 非常勤講師または臨時講師の発令
 - 市教育委員会事務局職員の応援

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 対象者

災害によって住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒を対象とする。

(2) 給与方法

本部長（市長）が実施し、避難対策部教育班は、学校長及び教育委員会の協力を得て、調達・給与を行う。

必要数の把握等は、被災児童・生徒の在籍する学校長が行う。

市教育委員会は、災害により補給を要する教科書等の状況について、県播磨東教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

(3) 対象品目

教科書、文房具、通学用品

(4) 期 間

教科書については災害発生の日から1箇月以内、その他については15日以内とする。（一般基準）

(5) 書類の整備・保管

学用品を給与したときは次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票（資料編参照）
- ・学用品の給与状況（資料編参照）
- ・学用品購入関係支払証拠書類
- ・物資払出証拠書類

5 心の健康管理

教育委員会は、被災児童・生徒や教職員の心のケア・健康管理について、充分留意するものとする。

- ・被災児童生徒への心のケア
教職員スクールカウンセラーによるカウンセリング
電話相談等の実施等
- ・教職員の心の健康管理
グループワーク活動の展開等

6 教育施設の応急復旧対策

災害発生後速やかに教育施設等の被災度判定を実施し、応急復旧等必要な措置を講じる。

被害状況について県播磨東教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

また、状況や必要に応じ、一時的な応急復旧工事を実施する。

7 指定文化財等への対応

災害発生後速やかに指定文化財等の現地調査を実施し、現状把握を行う。その後、必要に応じて、文化財の応急的な保護措置を行う。

国・県・市指定文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

また、県教育委員会等と連携しながら、所有者及び管理者と復旧方法を検討し、復旧工事の実施に向けて対策を講じる。

第 17 節 廃棄物対策の実施

第 1 ガレキ対策の実施

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

1 実施担当者

ガレキの処理については、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が実施責任者となり、原則として、次の体制を確保して行う。

- (1) 住宅・建築物系（個人）
原則として、被災者自らが、市の指定する場所に搬入するよう指導する。
- (2) 事業所
事業所が自己処理を行う。
- (3) 公共・公益施設
施設の管理者において処理する。

2 実施計画

- (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握
損壊建物数等の情報をもとに、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡するものとする。
- (2) 作業体制の確保
 - ① 人員、資機材等の確保
ガレキ処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。
(人員の不足が生じた時は、救助部援護班に対しボランティア、災害協力委員等の応援を要請する。)
 - ② 応援要請
県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。
- (3) 処理の実施
 - ① 撤去作業
災害等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。
 - ② 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空地の確保
損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確認する。
 - ③ 県への応援要請
最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。
- (4) 仮置場の確保
短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処分に至るまでの間、一時的に集積する場所

が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。また、住民へ速やかに、一時集積場所及び収集日時を広報する。

適地候補	所在地	m ²
高砂市一般最終処分場（第5処分場）	曾根町字新開 2 9 2 8	37,912
高砂市一般最終処分場（第4処分場）	曾根町字八軒 2 9 0 7	13,423

(5) 分別収集体制の確保

災害廃棄物についても、生活ごみ等と同様、その処理・処分上の効率性の点から、排出時における破砕、分別等を徹底する。

また、一時集積場所においても、搬入される災害廃棄物の分別体制を確保する。

(6) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても、環境保全等に万全を期すため、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保に努める。

3 応援体制の整備

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料編参照）に基づき、兵庫県及び県内各市町間の相互応援を実施する。

第2 ごみ処理対策の実施

災害発生後に被害家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、ごみ等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における清掃業務の万全を期す。

1 実施担当者

ごみ等の処理に係る業務は、本部長（市長）が実施し、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が担当する。

2 災害発生後の対応

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

(2) ごみの一時保管場所の確保

生活ごみの処理等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、定期的な消毒を行う等衛生上十分配慮することとする。

一時保管場所の選定に際しては、以下に掲げる点に留意し行う。

- ① 他の応急対策事業に支障のないこと
- ② 環境衛生に支障がないこと
- ③ 搬入に便利なこと
- ④ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと

3 処理作業過程

(1) 生活ごみ、粗大ごみの収集、収集開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始することとする。なお、災害時においても原則として分別収集とする。また、災害ごみの分別については、処理を効率的かつ安全に行うために、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、家電リサイクル対象品目、畳、ふとん・敷物類、スプリングマットレス、処理困難物、ブロック・レンガ等の分別に努めることとする。

(2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として、以下のとおり行うものとする。

- ① 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、生活環境部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、エコクリーンピアはりまへ搬送し焼却処分する。
- ② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、担当部が一時集積場まで直営及び委託業者の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- ③ 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し一時集積場への直接搬送の協力を要請する。市民への依頼は、市の広報により行う。
- ④ 収集できずに道路、空地に置かれたごみについては、避難対策部健康管理班と連携し、定期的な消毒を行う。

(3) 県等への応援要請

- ① 市は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- ② 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第3 し尿処理対策の実施

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要があるため、以下のとおり行うものとする。

1 実施担当者

し尿の処理に係る業務は、本部長（市長）が実施し、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が担当する。

2 処理すべき量の推定

大規模な災害等の発生後に処理すべきし尿の量は、倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿及び使用できなくなった上下水道処理区域の世帯から排出される分の合計となる。

そのため、処理すべき量は、平常時における処理計画を勘案し、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

3 仮設トイレの設置

生活環境部長は、大規模な災害が発生した時は、本部長（市長）の指示により、調査部調

達配送班と協議し貯留式仮設トイレを設置する。また、平常時から仮設トイレを備蓄しておくよう努めるものとする。

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置するものとする。期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。

- (1) 避難場所・避難所
- (2) 高層集合住宅所在地
- (3) 住宅密集地

4 災害発生後の対応

- (1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

- (2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、貯留式仮設トイレを避難所に設置することとする。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等、その確保体制及び設置した際の清掃等、その維持体制の整備に努めることとする。

- (3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。

- (4) 県等への応援要請

- ① し尿の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第 18 節 ヘリコプター派遣要請計画

大規模災害・大規模特殊災害において、ヘリコプターを使用することが、各種災害応急対策上極めて有効であると考えられるときに、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県にヘリコプターの出動を要請する。

1 実施担当者

ヘリコプターの要請は、本部長（市長）が実施し、総括部本部班と消防部が担当する。

2 ヘリコプターの活動内容

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

3 要請手続き

県に対するヘリコプターの派遣要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部警防課を通じて、消防防災航空隊に対し手続を行う。消防防災航空隊は、緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、即時に、または防災監が出動の可否を決定した後、要請者にその旨を回答することとする。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

4 要請先

（高砂市災害対策本部設置時）

神戸市消防局警防部警防課	TEL	(078) 332-5734	(時間内)
	FAX	(078) 325-8597	
神戸市消防局警防部司令課	TEL	(078) 333-0119	(時間外)

（兵庫県災害対策本部設置時）

災害対策本部事務局	TEL	(078) 362-9330	(時間内)
（県災害対策センター内）	TEL	(078) 362-9900	(時間外)
	FAX	(078) 362-9911	
		028-151-5332	(衛星電話)
県消防保安課	TEL	(078) 362-9473	(時間内)
	FAX	(078) 362-9915	
	TEL	(078) 362-9900	(時間外)
	FAX	(078) 362-9911	

5 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

6 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定（下記 8 より選定する）
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- (3) 離発着場に至る交通機関の確保
- (4) 現地責任者は、現地において機長等との連絡にあたる。

7 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受け入れ先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

8 「ヘリコプター発着場」

名 称	所 在 地	所 管	県指定適地
㈱カネカ高砂工業所グラウンド	高砂町沖浜町 883-2	㈱カネカ高砂工業所	○
総合運動公園	米田町島 526	高砂市（都市創造部）	○
高砂河川公園（加古川河川敷緑地）	荒井町小松原 683	高砂市（都市創造部）	○
市ノ池公園	阿弥陀町地徳 301	高砂市（都市創造部）	
中筋小学校校庭	中筋 1 丁目 2-1	高砂市（教育委員会）	
松陽中学校校庭	松陽 1 丁目 11-1	高砂市（教育委員会）	

※高砂河川公園は、津波注意報または加古川下流にレベル 2 氾濫注意報以上が発表された時は使用しない。

第 19 節 交通輸送対策の実施

第 1 交通の確保対策の実施

災害時に道路、橋梁等における円滑な交通を確保、規制し、被災者の避難、傷病者の収容、応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び生活必需品の輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

1 実施担当者及び実施機関

市内の道路の交通対策に係る業務は、応急対策第 1 部土木班が担当し、国道・県道の道路管理者及び警察の協力を求めて実施する。

2 被災情報及び交通情報の収集

(1) 道路巡視

災害発生後、国道・県道の道路管理者及び警察と緊密に連携して、災害により道路及び橋梁に被害の発生が予想されるときは交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して災害時に迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

(2) 情報収集

県、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。

(3) 発見者の通報

道路、橋梁等の交通施設の被害、その他交通関係の異常な混乱を発見した者は、遅滞なく本部長（市長）又は警察官に通報する。

3 緊急輸送道路

県において、救助、救急、消火活動を迅速に行うため、また、被災者への緊急物資を供給するための緊急輸送道路について、次のように設定されている。また、市内の防災拠点や緊急医療機関等を結ぶ輸送道路は警察及び関係機関と協議のうえ確保する。

■ 県指定緊急輸送道路		
緊急輸送道路（一般道）		一般国道 250 号（2. 1 k m）
		一般国道 250 号「明姫幹線」（4. 0 k m）
		一般国道 2 号（4. 9 k m）
		一般県道明石高砂線（1. 7 k m ）
		一般県道高砂北条線（2. 9 k m）
		一般県道生石宝殿停車場線（0. 5 k m）
		一般県道伊保宝殿停車場線（0. 1 k m）
緊急輸送道路（高規格幹線道路等）	...	一般国道 2 号「加古川・姫路バイパス」（4. 6 k m）
緊急輸送道路（市管理道路）	...	市道米田 79 号線（0. 3 k m）
		市道沖浜・荒井幹線（1. 6 k m）
		市道本町幹線道路（0. 2 k m）

高砂市緊急輸送道路(資料編参照)

路線名	路線延長
鹿島幹線道路	1. 0 k m
阿弥陀環状準幹線道路	0. 3 k m
若宮・市役所準幹線道路	0. 4 k m
荒井 63 号線	0. 1 k m
曾根 112 号線	0. 2 k m

4 陸上交通の確保

災害などにより、交通施設、道路等の危険な状況が予想され又は発見したとき若しくは通報等により承知したときは、次の区分により、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

ただし、交通規制を実施するときは、国道・県道の道路管理者及び警察と、緊密な連絡のもとに、相互に適切な処置が執られるよう配慮する。

区 分	実施責任者	基 準
道路管理者	市長 知事 国土交通大臣	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合（道路法第46条） 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合（道路法第46条）
警 察	警察官 警察署長 公安委員会	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき（災害対策基本法第76条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき（道路交通法第4条） 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合（道路交通法第6条）

(1) 道路法（第46条）に基づく交通規制

道路管理者は、道路の損壊・欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域の流入抑制

災害発生時、規制されることになる道路及びその区間については、道路管理者は警察と連携し事前に広く周知しておく必要があり、また、規制時には報道機関を通じての広報や立て看板等により周知徹底を図る必要がある。

(3) 災害対策基本法（第76条第1項）に基づく規制

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

① 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は期間（終期を定めない場合は、始期）等について、テレビ、ラジオ等のマスコミ、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用して住民等に周知する。

② 規制方法

ア 表示をして行う場合

表示は、交通規制の区域又は区間の道路の入り口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させる。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの表示を設置するいとまがない場合又は表示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

③ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法 76 条の 3）

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用できる。

(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

② 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

③ 事前届出に関する手続き

・ 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

・ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

・ 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書 2 通及び緊急通行車両一覧表 1 通、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写

④ 標章・緊急通行車両証明書の交付

各部は、災害応急対策を実施するうえで必要と認める場合には、県（災害対策課）、警察本部（交通規制課）、警察署において、届出済証を提示し、標章・緊急通行車両証明書の交付を受ける。

(5) 道路交通法に基づく交通規制

災害活動が復旧・復興活動へと向かう段階で、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り換えることとする。

① 規制期間

道路管理者は災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

② 規制ルートの設定

道路管理者は警察と連携し、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図る。

③ 規制内容

道路管理者は、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

(6) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を実施するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努める。また、平成26年11月に改正された災害対策基本法では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が定められたことを踏まえ、放置車両対策等の強化を図ることとする。さらに、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、兵庫県及び市は、それぞれの関係機関を含めた連絡・連携体制の整備、資器材の確保に努めることとする。

イ 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

なお、高砂市は、兵庫県自動車整備振興会加古川支部と締結した「災害時における応急対策等の協力に関する協定」に基づき、被災者救援及び障害物除去等の応急対策業務に関する協力の要請を行うこととする。

5 海上交通の確保（港湾又は漁港の応急復旧等）

- (1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (2) 港湾管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

6 航空交通の確保

市は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図ることとする。

7 交通機関の行う交通の確保

神姫バス(株)及びコミュニティバスのバス路線において、道路の欠壊等により運行不能となった場合、路線の一部変更等の処置をとり、できる限り運行を確保し、また、西日本旅客鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)において運休箇所が発生した場合、相互連絡をとり、代行バスで運転を行う等により交通の確保を図るものとする。

第2 緊急輸送対策の実施

災害時における被災者、災害応急対策要員及び応急対策用資機材の迅速な移送・輸送は、防災業務のうちでも最も重要な業務の一つであって、災害対策に大きく影響するものである。

したがって、災害時における輸送力の確保については、平常時においても絶えず留意し、市有の車両等の整備点検を行い、突発する災害に備える。

1 実施担当者

配車・輸送対策に係る業務は本部長（市長）が実施し、調査部調達配送班が担当する。

災害輸送は、その応急対策を実施する部が行うものとする。ただし、各部において調達できないときは要請に基づき、調査部調達配送班が車両の調達を行い、災害の輸送の援助を行う。

2 緊急輸送活動の優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行うものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

■ 緊急輸送活動の順位

第1段階 (災害発生直後の初動期)	第2段階 (応急対策活動期)	第3段階 (復旧活動期)
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・負傷者等の搬送 ・交通規制 ・輸送施設、輸送拠点の応急復旧	・（第1段階の続行） ・食料、飲料水等の輸送 ・傷病者・被災者の救出搬送 ・輸送施設の応急復旧	・（第2段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需品輸送

3 輸送力の確保

(1) 自動車による輸送

① 確保順位

ア 災害応急対策実施機関所管の自動車

イ 公共的団体所管の自動車

ウ 業者所有の自動車

エ その他自家用自動車

② 自動車の調達方法

ア 調査部調達配送班は、集中管理している車両の運行状況を把握し、配車の適正を期するものとする。

イ 輸送にあたっては、原則として各部等の保有する自動車によるものとし、不足する場合は調査部調達配送班へ依頼する。

ウ 各部で、なお不足するときは、調査部調達配送班は、業者所有の車両等の借上を行うものとする。

(2) 車両の配車

本部は、各部への車両種別ごとの供給数及び供給方法について、各部と緊密な連絡をとり、応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置に支障をきたさないよう万全を期する。

(3) 燃料の調達

調査部調達配送班は燃料の調達について、燃料取扱い業者と事前に協議し、災害発生時に即応できる体制を確保しておくものとする。

第3 鉄道施設対策の実施

風水害等により、道路施設、鉄道施設に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、住民の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出・救護に努めるほか、関係機関との緊密な連携のもとに、被災施設の早期復旧及び交通機能の早期回復を図る。

1 実施担当者

鉄道施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施する。

また、風水害等による鉄道施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報する。

2 JR西日本

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には現地に現地対策本部を、又必要に応じ本部内等に対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動体制

① 運行規制

ア、強風

風速 25 m/s 以上となったときは一時列車の運転を見合わせる。

イ、降雨

時間雨量 50 mm 以上又は連続及び時間雨量が規制値を超えた場合は運転速度 25 km/h 以下に制限。

時間雨量 60 mm 以上又は連続及び時間雨量が規制値を超えた場合は列車の運転を一時見合わせる。

② 乗客の避難・救護対策

ア 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を行う。

イ 列車内

二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議のうえ、乗客を安全な場所へ誘導する。また、駅間に列車が停止している場合は、前方の駅まで運転し、乗客を降車させる場合がある。

ウ その他の措置

負傷者救護及び消防署、警察署、医療機関等への救護要請を行う。

3 山陽電気鉄道

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、対策本部を設置し、その被害を最小限にとどめるとともに、併発事故を防止、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

ア 風害

- ・風速が毎秒 20m 以上のときは、区間を指定して運転速度を規制することとする。
- ・風速が毎秒 25m 以上のときは、区間を指定して運転を休止することとする。

イ 水害

- ・1 時間に 60 mm 以上、又は通算 250mm 以上の雨量を感知したときは、区間を指定

して運転を休止する。

- ・ 1 時間に 50 mm 以上、又は積算 200 mm 以上の雨量を感知したときは、区間を指定して運転規制することとする。

※積算雨量は 12 時間無降雨状態後の累計雨量

- ・ 水位がまくらぎ上面を越えたときは、毎時 15 km 以下の速度で運転する。
- ・ 水位がレール面上まで達したときは、運転を休止することとする。

ただし、技術部長が安全を確認したときは、毎時 15 km 以下の速度を指定して運転することができる。

- ・ 各河川において、上流側桁下水位があらかじめ決められた基準に達したとき、区間を指定して運転を休止することとする。

- ・ 施工基面や法肩付近に線路方向の亀裂が生じたときは、運転を休止することとする。

ウ 濃霧又は吹雪

- ・ 濃霧又は吹雪のため、通常の運転ができなくなったときは、毎時 25 km を超えない速度で運転することとする。

② 災害時の活動体制及び情報連絡体制

ア 緊急事態（自然災害、第三者災害等により長時間にわたる輸送障害又は多数の死傷者が発生した場合をいう。）が発生した場合又はそのおそれがあるときは、あらかじめ定めた経路により速報することとする。

イ 社長は、緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合、対策本部を設置するよう指示することとする。

ウ 現地対策本部を災害又は事故の現場に設置し、速やかに被害施設の復旧に努めるとともに、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施することとする。

③ 乗客の避難誘導

ア 駅長は、旅客の安全確保に努め、避難が困難な場合は、安全な場所に誘導することとする。

イ 運転士は、駅間の途中で停止した場合で乗客の避難が必要と認めたときは、運転指令の承認を受けた後、車掌と打ち合わせた上、ブレーキの緊締、手歯止使用等、転動防止をした後、安全な場所に避難誘導すると共に、避難場所・旅客の状態等を運転指令に報告することとする。

ウ 運転士は駅構内で停止した場合、旅客の避難が必要と認めたときは、駅長の指示に従い、前号の取扱いをすることとする。

エ 車掌は、列車が駅間で停止したときは、その状況を速やかに把握し、適切な車内案内放送を行い、車内秩序の維持に努め、旅客の避難が必要と認められるときは、運転士と打合せて、避難場所など適切な案内を行うと共に、安全な場所に避難誘導することとする。

④ 救護活動

ア 係員は、事故が発生した場合、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとると共に関係先に報告することとする。

イ 救護責任者は、死傷者がある場合、その氏名、性別、年齢、収容医療機関及び症状等を的確に把握し、家族その他関係者への連絡対応に従事することとする。

ウ 運転指令及び駅長は、特に人命救助の必要がある場合に、消防本部に出動を要請することとする。

エ 駅長は、旅客に対し放送装置及び掲示等を利用して、事故の概況、輸送の方法、復旧の見込み等案内の周知徹底を図り、秩序の維持に努めることとする。

第 20 節 ライフラインの応急対策の実施

第 1 電力の確保

1 趣旨

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

2 内容

(1) 市の応急対策

①被害状況等の情報収集

関西電力および関西電力送配電のほか、市町、警察、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

②広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

③優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力送配電に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。

イ 関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。

ウ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。

エ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

オ 重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努めることとする。

(2) 関西電力および関西電力送配電の応急対策

①防災体制

ア 地域における防災体制

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策組織を設置し、規模、その他の状況に応じた非常災害に係る復旧対策を実施することとする。

イ 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

(ア) 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。

(イ) 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

②災害応急対策に関する事項

ア 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

イ 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

③災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④要員の確保

ア 対策組織要員の確保

非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

⑤災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難

と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

⑥災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑦災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑧災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

⑨災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

⑩災害復旧に関する事項

ア 災害復旧計画・順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧難易度を勧請し、供給上復旧効果の大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、害す、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会は、災害によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

大阪ガスネットワーク㈱の応急対応

1 実施担当者

都市ガス施設の早期復旧のための対策は、大阪ガスネットワーク㈱が実施する。

大阪ガスネットワーク㈱は、「災害対策規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。

2 災害発生直後の対応

(1) 応急対策要員の動員

- ① 兵庫事業部内の風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置する。
- ② 災害時は、緊急呼出し装置等により必要要員の呼出しを行う。
災害が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。
- ③ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出を行うこととする。

(2) 情報の収集伝達

- ① 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。
- ② 兵庫事業部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安施設、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

(4) 危険防止対策

都市ガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限り供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

3 復旧作業過程

(1) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

(2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワーク㈱が単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

(3) 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対しては、都市ガス代替エネルギーを供給することとする。

(4) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報することとする。

(5) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、兵庫県をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体との緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

(一社) 兵庫県 L P ガス 協会の対応

1 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第 23 条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県 L P ガス協会内に、兵庫県 L P ガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

① 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

② 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

2 応急対策の実施

(1) 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時における L P ガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、L P ガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。

また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに L P ガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

(2) ローラー作戦の展開

L P ガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたり被害を受け、L P ガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。

(3) 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等

と連携して回収に努めることとする。

(4) 要配慮者対策

ＬＰガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障がい者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

3 復旧対応

(1) ＬＰガスの供給

① 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にＬＰガスの供給を行う。

② 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、ＬＰガスの国家備蓄の放出に備える。

(2) 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにＬＰガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。

(3) 不要容器の回収

不要となったＬＰガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。

(4) 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

第3 電気通信の確保

災害により電気通信施設に被害が生じた場合には、速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 電気通信設備の担当機関

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、NTT西日本電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

2 災害対策本部の設置

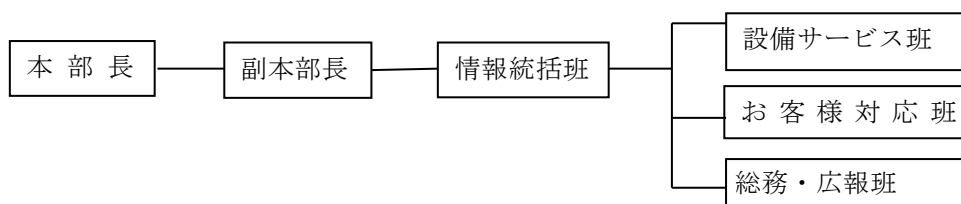
(1) 名称及び所在地

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

名称及び所在地

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
NTT西日本㈱ 兵庫支店設備部 災害対策室	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16F	災害対策室 TEL：078-393-9440 FAX：078-326-7363

(2) NTT西日本兵庫支店災害対策本部の組織及び所掌事項



(3) 所掌事項

情 報 統 括 班

- ・災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

設 備 サ ー ビ ス 班

- ・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

お 客 様 対 応 班

- ・ユーザーへの対応

総 務 ・ 広 報 班

- ・社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、広報支援、兵站活動、報道対応

3 応急復旧

(1) 通信の混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・災害時用公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）
- オ NTT西日本(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

カ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施する。

(7) 提供の開始

- ・ 地震、噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合に開始する。
- ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害伝言ダイヤル(171)又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

(イ) 伝言の条件

a 「災害用伝言ダイヤル(171)」

- ・ 登録できる電話番号（被災地電話番号）・・・加入電話・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号

- ・ 伝言録音時間・・・・・・ 1 伝言あたり 30 秒間
- ・ 伝言保存期間・・・提供終了まで
- ・ 伝言蓄積数・・・・ 1 電話番号あたりの伝言数は 1 ～ 20 伝言で、提供時知らせる。
- b 「災害用伝言ダイヤル(web171)」
- ・ 接続条件・・・・インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・ アクセス URL・・・・ https://www.web171.jp
- ・ 伝言登録数・・・・ 伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで
（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
- ・ 伝言板（伝言メッセージボックス）数・・・
 - 利用者情報なしの場合：1 件
 - 利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要
- ・ 伝言保存期間・・・・ 最大 6 カ月
- ・ 登録可能な伝言・・・・ 定型文およびテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字）
- ・ 伝言のセキュリティ・・・・ 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・ 伝言通知機能・・・・ 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

(リ) 伝言通知容量

- ・ 約 800 万伝言

(エ) 提供時の通知方法

- ・ テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。
- ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルを利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- ・ 避難所や災害時用公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらえる。

(オ) 提供開始日

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）：平成10年3月31日
- ・ 災害用伝言板（web171）：平成24年8月30日

4 大規模災害等時における復旧順位と応急復旧の目標

大規模災害によって電気通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被災の全容を迅速に把握するとともに、次のサービスの復旧順位、応急復旧の目標により、効果的な復旧活動に努める。

復旧順位	通信役務の提供先	対象サービス	応急復旧 ・ 目標期間	応急復旧作業
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関	・重要通信に用いるサービス ・モバイル通信サービス	業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービス(人命救助に関わるサービス)は 24 時間以内 その他サービスは 3 日以内	【第一段階】 ・優先度の高い通信ビル機能の維持 ・災害対策機器等を活用したサービス復旧 ・避難所への災害時用公衆電話の取付け 【第二段階】 ・電気通信設備全体の被害調査 ・広域支援体制を確立 ・被害調査を踏まえた垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止 ・復旧用資材の調達手配 ・サービスの復旧
第二順位	輸送の確保に直接関係のある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係のある機関			
第三順位	水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体			
第四順位	全ての利用者	・住民の帰還、家屋の復旧状況等の社会ニーズに合わせた全てのサービス	可能な限り迅速に行う 長くても 10 日以内 ※	

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約 2 ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合は約 2 週間、東日本大震災時は約 1 ヶ月、能登半島地震時は固定約 3 週間、モバイル約 2 週間）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第4 水道の確保

災害により水道施設に被害が生じた場合には、速やかに機能が停止した水道の応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 実施担当者

水道施設が被害を受けた場合は、上下水道部長を実施担当者とし、上下水道部が応急復旧を担当する。

2 災害発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

突発的な災害の発生に即応できるよう、以下のとおり対処する。

① 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、計画に基づく班編成にて想定された復旧計画を調整し、応急復旧作業体制を確立する。

② 指定水道工事店等への応援要請

あらかじめ応援を求める場合の体制を確立しておくものとする。また、災害協定締結業者等を通じて、あらかじめ応急復旧対策に応援可能な人員、動員方法等を打ち合わせしておくように努めるものとする。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

(3) 資機材及び車両の調達

水道部事業班備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、車両及び給水装置等は指定水道工事店に応援を求めるとともに、配水管等については、メーカーからの直送によるものとする。

(4) 県等への応援要請

応急復旧の人員に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、総括部職員班から相互応援協定等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

3 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

(2) 施設毎の復旧方法

① 取水、導水並びに浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

② 送・配水施設並びに給水管

ア 主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目的に復旧を実施することとする。

(3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達・広報

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の広域的な広報は、総括部長に要請し、防災行政無線等の広報システム及び県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

(5) 工業用水道施設の応急復旧

工業用水道施設の応急復旧にあたっては、水道施設に準ずるが、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県等を通じて他の工業用水道事業者等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

第5 下水道の確保

災害により下水道施設に被害が生じた場合には、速やかに機能が停止した下水道の応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 実施担当者

下水道施設が被害を受けた場合は、応急対策第2部長を実施担当者とし、応急対策第2部が応急復旧を担当する。

2 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を行うこととする。

- ① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。
- ② 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査票や点検表を作成して実施する。
- ③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、総務部職員班から県等を通じて他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

3 応急復旧の方法

被災箇所の応急復旧にあたっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等を勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。また、工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

(1) 管路施設

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

② マンホール等からの溢水

- ・ 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水管、又はループ配管等を利用して緊急排水を行う。
- ・ 可搬式ポンプを利用して他の下水管・排水路等へ緊急排水する。
- ・ 分流式下水道の汚水管渠からの溢水については、土嚢で囲む等の措置を講じたうえで、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土嚢による浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じることとする。

(2) ポンプ場及び処理場

① ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じることとする。

② 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施することとする。

③ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

④ 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合には、速やかに応急措置を講じるものとする。

⑤ 汚泥消化関係設備からのガスの漏洩

災害発生後、速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合には、火気厳禁及び立入禁止の措置、漏洩箇所のシール及び漏洩箇所付近の弁等の閉鎖等の応急措置をとるものとする。

⑥ 消毒施設からの次亜塩素酸ナトリウム溶液の漏洩

消毒設備において、次亜塩素酸ナトリウム溶液の漏洩が生じた場合には、漏液の中和処理を行うとともに速やかに漏洩箇所の修復を実施する。なお、作業に当たっては、換気を十分に行うものとする。

⑦ 水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。

⑧ 池及びタンクからの溢水

土嚢などによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止することとする。

⑨ 高潮発生への対策

高潮の発生が予想される場合には、次の措置を講じることとする。

- ・ 防潮ゲートの閉鎖
- ・ 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置
- ・ ポンプ場、処理場等における土嚢等による漏水防止措置

4 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、総括部長に要請し、防災行政無線等の広報システム及び県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に併せて行うものとする。

市内の一部地域を対象とする広報は、応急対策第2部が拡声器付自動車による路上広報等を行う。

第21節 農林水産対策計画

災害による影響を受けやすい農林水産業について、災害時の対策について定める。

第1 実施担当者

農林水産関係対策の業務は本部長（市長）が実施し、生活環境部商工・農林水産班が担当する。

第2 市の実施対策

1 主要作物

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稻

- ① 強風時の深水による被害の軽減
- ② 水没苗の処理、排水、泥土の除去、病虫害の防除
- ③ 倒伏した田の湛水の中止及び成熟期に近い倒伏稲の早期収穫
- ④ 被害激甚地における他作物への植替え

(2) 大豆

- ① 暴風網による被覆、株元への培土
- ② 排水溝のさらえによる排水の促進
- ③ 病虫害防除の徹底

2 野菜

県及び農業関係団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損個所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を図る。

3 果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

4 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

5 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害対策の推進

降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害の発生防止対策について定める。

第1 実施担当者

公共土木施設等の応急復旧、二次災害防災対策のうち、本部長（市長）が実施するものについては、応急対策第1部が担当する

第2 市の実施対策

1 土砂災害

- (1) 県、指定地方行政機関等と協力し、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 県と協力し、緊急パトロールを実施し、土石災害危険箇所を把握する。
- (3) 市、県は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

2 道路

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 管理者は、緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。
- (4) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

3 河川

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。
- (2) 管理者は、危険箇所について関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な対応を図る。

4 ため池

- (1) 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理者は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制を強化する。

5 森林防災対策

- (1) 市、県は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 市、県は、それぞれの管理する箇所が必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の緊急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。

6 農業土木施設対策

- (1) 工事施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。

7 宅地防災対策

- (1) 実施主体

被災宅地危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県（支援本部）に速やかに連絡するとともに、必要な支援を要請する。（応急対策第1部土木班が市登録の宅地判定士を中心に行う。）

- (2) 危険度判定の対象

擁壁、のり面等を含む建築物の敷地を対象とする。

対象建築物の把握は、調査班の行う被害家屋調査や緊急パトロールからの報告、地域住民からの情報により行う。

- (3) 実施方法

実施本部、及び宅地判定士は、各業務マニュアルに基づき、危険度判定を実施する。

宅地判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、構造物の変状等を計測して判定を行い、判定ステッカーを調査構造物等に貼付する。

なお、公共施設の被災状況についても早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

- (4) 市、県は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

- ① ビニールシート等の応急措置
- ② 宅地防災相談所等の開設

8 公園・緑地

- (1) 工事施工中の公園・緑地等の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の公園・緑地等の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。
- (3) 倒木等が発生した場合は、立ち入りを禁止し早急に撤去する。

第4章 その他の災害の応急対策の推進

第1節 消防計画

この計画は、「消防組織法」並びに「消防法」等の消防関係法令に基づき、住民の生命と財産を大規模火災から保護するため、消防機能を高度に利用してその被害を軽減することを目的とする。

第1 実施担当者

消防機関は、住民や関係機関と連携して災害の未然防止に努めるとともに、大火災等の非常事態発生に際しては市民の生命、身体、財産の保護にあたる。

第2 消防活動

消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

また、その消防責任を果たすため、県広域消防相互応援協定及び「東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定」の円滑な運用に努める。

1 消防本部の消火活動

大規模火災に対する消火活動は、以下の原則に基づき、全消防力をもって行う。

- (1) 人命の安全確保を図り、避難地・避難路を確保防御するための消火活動を最優先とする。
- (2) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- (3) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に防御する。
- (4) 火災件数が消防力を上回るときは、消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- (5) 耐火建築物等の火災で、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧後、防御する。
- (6) 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼危険のある部分のみを防御する。
- (7) 消火栓の使用が不可能なときは、防火水槽・プール等の水利を有効に活用する。
- (8) 消防活動体制が確立した時は、消防活動と並行して、救助・救急活動を行う。
- (9) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

2 消防団の活動

消防団は、以下の原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

(1) 出火の防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対して、応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(5) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

3 住民等の活動

(1) 火気使用者

災害発生時に火気を使用しているものは、出火を防止するため、可能な限り、直ちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等延焼防止に努めることとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設との防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたることとする。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

第２節 危険物施設等の応急対策の実施

第１ 危険物災害対策計画

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

１ 実施責任者

危険物施設に被害が発生した場合、当該事業者等が、消防本部等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、市（災害対策本部）、消防本部、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

２ 実施方法

（１）事業者等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

① 連絡通報

ア 責任者は、災害発生時に直ちに１１９番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業に通報する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じる。

③ 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

④ 避難

責任者は、企業自体の計画により従業員等の避難を実施する。

⑤ 住民救済対策

企業は、被災額の僅少なものについて企業自体の補償で救済する。

（２）市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災地への職員派遣等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

② 災害広報

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③ 救急医療

当該事業者、市、警察、消防本部、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

④ 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

⑤ 避難

市は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

⑥ 災害警備

警察は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期す。

⑦ 交通応急対策

道路管理者、警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、その周辺の交通対策に万全を期す。

第2 高圧ガス関係事業所応急対策

高圧ガスに関する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

1 実施責任者

高圧ガス取扱施設に被害が発生した場合、当該事業者等が、消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、市（災害対策本部）、消防本部、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

2 実施方法

(1) 緊急通報

- ① 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス施設が災害発生又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（市、県、消防本部、警察）に通報する。
- ② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

- ① 状況による設備の緊急運転停止
- ② 火災が発生した場合の消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- ③ ガスが漏洩した場合の緊急遮断等の漏洩防止措置
- ④ 状況による立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- ⑤ 状況による防災要員以外の従業員の退避
- ⑥ 発電設備以外の設備の緊急総点検
- ⑦ 交通規制措置

(4) 防災資機材の調達

- ① 事業者は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業者等から調達する。
- ② 市、県、消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

③ 警察、消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

① 事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

② 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

③ 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

第3 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

1 実施体制

毒物・劇物保管貯蔵施設の応急対策は、営業者及び業務上取扱者が関係機関等と協力して実施するものとする。

消防本部は被害状況を把握し、自主防災活動に協力するものとする。

2 市の実施措置

(1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合、上下水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 消防機関において、中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

3 営業者及び業務上取扱者の実施措置

(1) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防本部へ連絡する。

(2) 毒物劇物の漏洩、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

第4 放射性物質取扱事業所応急対策計画

1 実施担当者

放射性物質取扱事業所に災害による被害が発生した場合は、事業所が実施担当者として関係機関の協力を得て、応急対策を実施する。

消防本部は、被害状況を把握し、自主防災活動に協力するものとする。

2 市の実施措置

- (1) 放射性物質取扱事業所において事故などの発生を確認した場合、その旨、県へ、ただちに通報することとする。
- (2) 必要があるときは、警戒区域を設定し、住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報等を実施する。

第3節 突発重大事案の応急対策の実施

突発重大事案等による災害から、住民を守るための各種応急対策について定める。

1 突発重大事案の定義

航空機事故、列車事故、大規模交通事故、火災事故、爆発事故、放射性物質等の大量放出（サリン等の発散を含む。）、雑踏事故等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案をいう。

2 突発重大事案発生時の対応

市長は、事故現場に出動した警察、消防、海上自衛隊等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報する。

対応は、火災発生により要援護者が発生した場合及び突発重大事案が発生した場合の各部局対応マニュアルによる。

3 現地災害対策本部の廃止

市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を廃止する。

第4節 海上災害への応急計画

平成9年1月に日本海で発生したロシア船籍タンカーナホトカ号の沈没による重油流出事故は、兵庫県の但馬海岸にも大きな被害をもたらした、こうした事故の教訓等を踏まえ、海上災害への対応を定める。

1 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、以下の場合を指す。

- (1) 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合

2 海上災害に関する基本的な考え方

- (1) 海難による人身事故

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にある。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、姫路海上保安部は船長の救助活動の援助を行う。

なお特に、本市の陸岸に近い海難で最初に事件を認知した場合は、市長が救護の責務を負う。

- (2) 重油等の流出事故

海上への重油等の流出により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講せず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、姫路海上保安部、海上災害防止センター等の防除活動とともに、本市沿岸部においては、市はこれらの機関と連携、協力しながら防除にあたる。

また、重油等が本市の陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分等は、基本的に原因者にその責務があるものの、市として対応を行う必要がある。

3 海上災害への備え

海上災害について特に次の点に留意した備えに努める。

- (1) 情報の収集・伝達体制

防災関係職員に対し、各種のセミナー、講演会への出席等を通じ専門的な知識の習得に努めさせる。

平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用する。

- (2) 搜索活動、救助・救急活動、医療活動

搜索活動を支援するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車、無線通信設備（情報連絡手段）等の整備に努める。

応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から医療救護体制

の整備に努める。

(3) 消火活動

消防本部は、平時から相互にあるいは消防機関同士の連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

(4) 重油等の流出物の防除活動への備え

重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努める。

- ・油防除資機材の保有、管理
- ・近隣市町の資機材の保有状況の把握

(5) 環境保全対策

国等の実施する環境調査技術習得のための研修等に積極的に関係職員を派遣する。

(6) 防災訓練

国等の実施する防災訓練に積極的に参加する。

防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫する。

(7) 海上防災意識の向上

海上保安本部等関係機関との連携強化に努めるとともに、海上防災意識の向上を図る。

4 応急対応

(1) 初動体制の確立

事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払う。

また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を東播磨県民局（連絡が取れない場合は災害対策課）に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

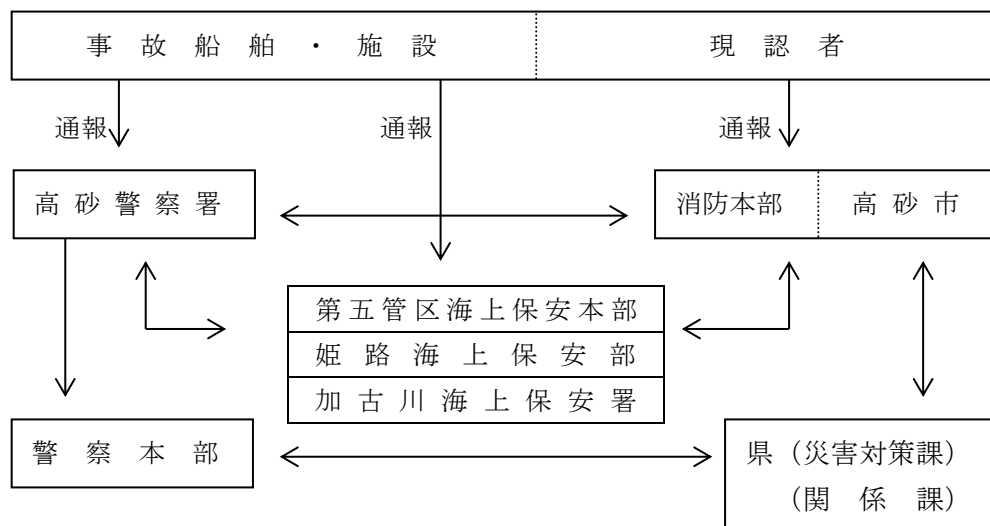
広域的及び総合的対策を迅速に進めるため東播磨県民局が設置する連絡協議会に参加し、応急活動の円滑な実施に努める。

(2) 情報の収集・伝達

海上災害が発生した場合は、関係機関からの情報収集を行うほか、沿岸陸上部のパトロールに努め、被災規模、人的被害等の情報を収集し、収集した情報を県に対しフェニックス防災システムを通じ報告する。また、関係機関や沿岸住民に対し防災無線等により必要な情報提供を行う。

収集した情報は整理をし、必要に応じ関係機関相互に情報を交換する。

◎ 防災関係機関の情報伝達図



(3) 災害対策本部の設置

市長は、本市の沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第2章第1節及び第2節に準じる。

(4) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

① 市長は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、加古川海上保安署長に対して、応急対策の実施を文書で要請するものとする。

なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

また、加古川海上保安署との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請することとする。（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の送受信機を搭載）

ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を要請する期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

② 海上保安庁の支援活動の内容

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

(5) 広域応援体制

市長は、海上災害の規模によって、自衛隊その他の広域的な応援が必要であると認めるときは、各々の応援要請手続きに従って要請する（応援要請の方法は第2章第4節による）。

(6) 捜索、救助・救急、医療活動

① 捜索活動は、姫路海上保安部、県及び県警察本部が相互に連携しながら実施するが、本市陸岸で海難が発生した場合、市はこれらの機関と協力し活動する。

② 救助・救急活動は、事故が発生した船舶の船長、姫路海上保安部が行うが、本市陸岸の場合、市はこれらの機関と協力し活動するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各関係機関、非常災害対策本部、現地災害対策本部等に応援を要請する。

③ 必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

④ 市及び医師会は、姫路海上保安部等と連携しながら、負傷者等への医療、救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して救護班を編成し、派遣するとともに、消防本部に要請して迅速に患者搬送を行う。

⑤ 災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、県医師会、日本赤十字社、国立病院又は公的病院等への医師の派遣要請を求める。

⑥ 医薬品を確保するとともに、保健所、消防機関、地元医師会、その他関係機関との連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努める。

(7) 消火活動

- ① 消防本部は、船舶の火災につき、姫路海上保安部と相互に連携をとり、消火活動を行う。
- ② 応援協定に基づく応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行う。

(8) 緊急輸送活動

- ① 交通規制にあたっては、海上保安部、警察機関、国、県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関は、相互に密接な連絡をとる。
- ② 必要に応じてヘリコプターの臨時着陸場及び緊急物資の搬入、搬出等に係る人員の確保を行う。
- ③ 被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行う。確保が困難な場合は県に調達あっせんを依頼する。

(9) 重油等の防除対策

- ① 重油等の防除について防除措置義務者がその措置を講じず、又は防除措置義務者が講じる措置のみでは対応できないと認められる場合は、姫路海上保安部、県等関係機関と連携を図りながら、必要な防除措置を講じる。また、応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行う。
- ② 国、沿岸の自治体、関係事業者等で構成されている大阪湾・播磨灘流出油等防除協議会が防除活動を実施する場合は、協議会に総合調整本部が設置されるが、市は総合調整本部と連携しながら、各会員と協力して、重油等が漂着する可能性がある初期の段階において、可能な範囲で有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効果的な処理に努める。

③ 防除対策

- ア 重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合又は漂着した場合、情報収集や関係機関への情報提供及び必要な油防除資機材の調達等を行い、防除・回収作業を実施する。
- イ 回収作業にあたっては、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定することとし、計画を策定したときは速やかに県に報告する。回収作業は作業計画に基づき行う。
- ウ 回収作業のボランティアを確保するため、県に対し災害救援専門ボランティアの派遣要請を求めるとともに、ボランティア受入窓口を開設する。
- エ 重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、計画的・効率的な回収処理がなされるよう努める。
- オ 回収作業従事者の健康保持に努め、作業現場に仮設の救護所を設置し、保健婦、看護婦等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、回収作業従事者に周知する。
- カ 流出油等の保管、運搬、処理については、船舶の所有者等の防除義務者及び防除義務者から委託を受けた海上災害防止センターが主体となって行う。
運搬や処理が直ちに行うことができない場合、市は、姫路海上保安部等防災関係機関と協力して、利用可能な空き地等で一時保管を応急的に行う。その際、海上災害防止センター等を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議する。

【調達資材】

長靴、ゴム手袋、防塵マスク、ひしゃく、雨ガッパ、防寒着、スコップ、ふるい、土のう袋、ビニールシート、油吸着材等

(10) 二次災害の防止活動

重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等を呼びかける。

5 災害復旧

(1) 復旧計画

復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

また、復旧にあたっては、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

(2) 住民生活等への対応

被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。

(3) 漁業・水産関係の復旧

安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、関係漁業、水産加工組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行う。

(4) 海岸、港湾、漁港関係施設の復旧

回復宣言後も新たな油塊が漂着していないか継続してパトロールするとともに、漁業者、住民からの通報体制を確立する。

第 4 編 災害復旧・復興計画

第 1 章 災害復旧計画

第 1 節 災害復旧組織の設置

第 1 災害復旧本部の設置

市長は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、災害復旧事業及び各証明書の発行や被災者支援を総合的に推進する必要があると認めるときは、災害対策本部廃止後、引き続き横断的な組織として災害復旧本部を設置することとする。

なお、災害復旧本部の構成及び分掌事務については、災害対策本部を準用することとする。

第 2 災害復旧本部の組織・運営

災害復旧本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定することとする。

なお、災害復旧本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第2章 各証明書の発行と義援金品の受付・配分計画

罹災証明書及び罹災届出証明書の交付や、各種の被災者救護対策の基礎となる被害認定調査及び被災者に対する見舞金、税や公共料金の減免等あるいは災害保険請求時に伴う罹災証明書及び罹災届出証明書発行事務について定める。

また、災害時における義援金品の受付・配分について定める。

第1節 各証明書の発行

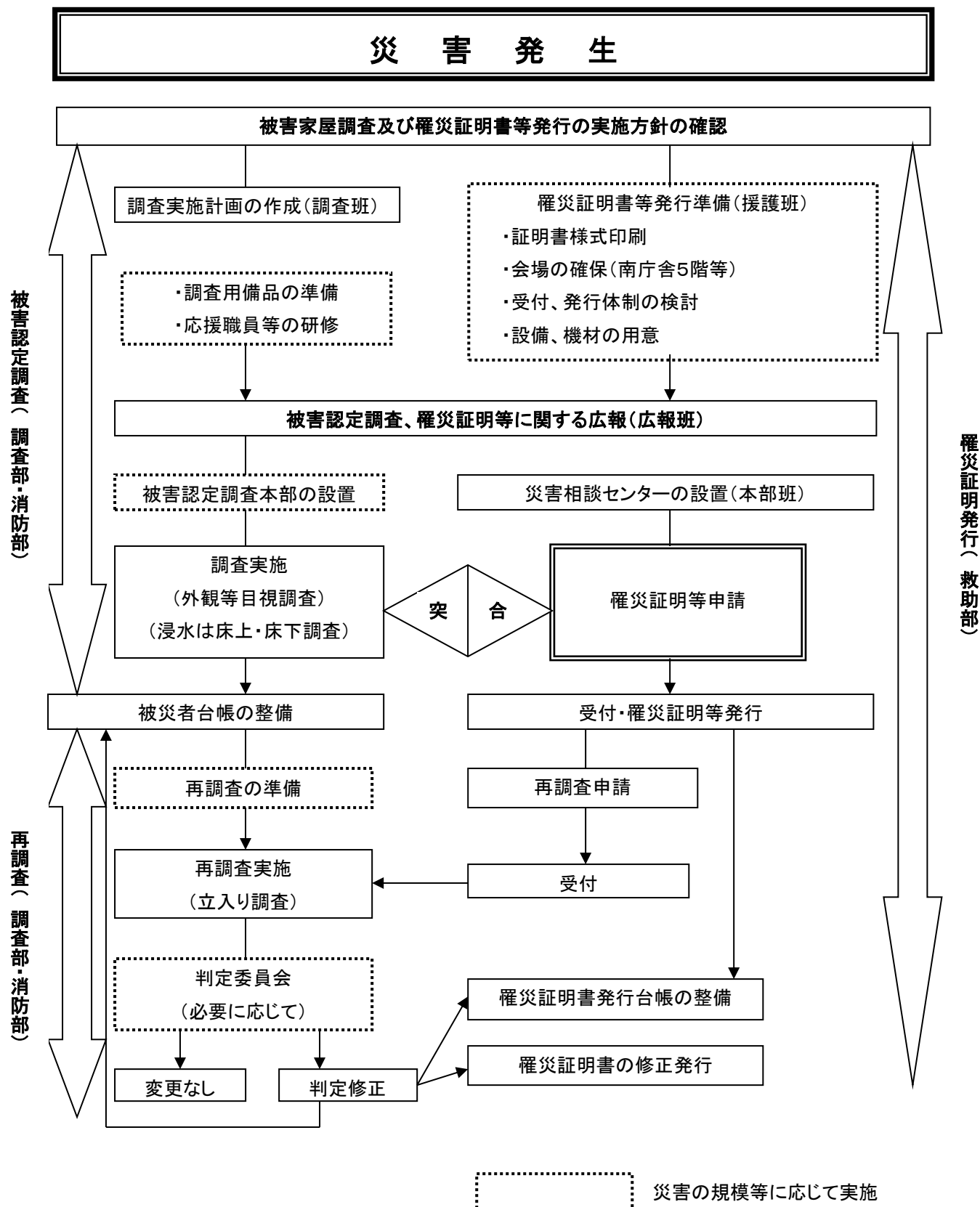
【証明書の種類】

証明書名	発行内容
罹災証明書	自然災害による住家の被害程度を証明するもの
罹災届出証明書	自然災害による非住家、動産、人的被害について届出があったことを証明するもの

【実施担当】

担 当 班	業 務 内 容
総括部本部班	全体の総括 災害相談センターの設置 被災者台帳、罹災証明書発行業務等のシステム化 申請受付所の決定
総括部広報班	広報紙及びマスコミ等を通じて住家等の調査実施要領の広報 罹災証明書及び罹災届出証明書発行場所、開始時期等の広報
調査部調査班	住家等の被害認定調査の実施、罹災証明書相談窓口の設置 再調査の受付、再調査の実施、住家被害判定委員会の設置
調査部調達配送班	被害車両の調査
生活環境部商工・農林水産班	田畑・船舶等の被害認定調査
避難対策部避難所第1～第5班	被災者の調査
避難対策部総務班	被災者の調査
医療部救護班	被災者の調査
避難対策部健康管理班	被災者の再調査
救助部援護班	申請受付、被災証明窓口の設置及び証明書発行に係る職員等の要請 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行 ボランティアの要請
総括部職員班	各班への応援要請に関すること
消防部応急対策班	火災にかかる火災損害調査の実施（火災原簿の作成） 火災にかかるり災証明書の発行

第1 各証明書発行システム



第2 被害認定調査及び各証明書発行の実施方針

1 被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針の確認

調査部調査班及び救助部援護班、総括部本部班等関係部局は、被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針を確認する。

- ① 住家等の被害状況あるいは住家等の被害発生の見込み
- ② 避難者の状況
- ③ 罹災証明書等の発行が求められる各種施策に関する動き
- ④ 国、兵庫県、他の被災自治体の動き
- ⑤ 被害認定調査の実施方法
- ⑥ 罹災証明書等の受付及び発行方法
- ⑦ 罹災証明書等の発行、被害認定調査の実施期間等

第3 被害調査

1 被害状況等の把握

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第2「災害情報の収集・報告」に定めるところにより、収集した人的、物的、機能被害の状況及び災害相談センターに寄せられた被害状況等から、主に浸水による被災地域及び主に倒壊による被災地域の分類や被害の程度等、家屋被害や人身被害の全体像を把握する。

2 被害家屋調査の準備

市は、把握した被害状況を基に次の準備を行う。

(1) 調査方法の決定

調査は、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により実施するが、下記事項については、被害家屋の発生状況により、そのつど決定する。

- ① 一定範囲の全棟を調査あるいは被災者からの申し出による調査
- ② 外観目視調査と立ち入り調査を別々に実施、あるいは当初から立ち入り調査を実施

(2) 調査範囲の設定

現在把握している被害状況から、調査の必要な範囲を決定する。ただし、その後に被害状況の詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

(3) 調査期間の確定

浸水被害については、浸水程度を把握するため出来るだけ早期に開始し、罹災証明書を必要とする各種施策の担当部と調整し、罹災証明書の発行時期を確定することにより終期を決定する。

また、再調査の期間については、被害認定調査の進捗状況等を考慮して、罹災証明書発行後に別途設定することを基本とする。

(4) 調査員の確保

- ① 調査部調査班は、必要な調査員を確保する。

調査期間の確定をうけて調査対象家屋との関連から調査員の必要数を算定する。

また、班員だけでは対応できないと判断した場合は、総括部職員班に連絡し、他班、他市町等

へ応援職員の派遣を要請する。さらに、専門職が必要な場合は、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は、建築士等の協力を要請する。

なお、要請時には、応援職員ひとり一人の派遣期間はできるだけ長期（概ね7日以上）となるように調整する。

- ② 消防部応急対策班は、必要な調査員を確保する。

なお、班員だけでは対応できないと判断した場合は、他消防機関へ応援職員の派遣を要請する。

(5) 調査活動の準備

- ① 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

なお、各班原則2人1組とし、高砂市職員を含むことを原則とする。

- ② 住家被害調査表（資料編）、地図、家屋現況図、携帯品（傾斜計、下げ振り、コンベックス、ヘルメット、デジタルカメラ、懐中電灯等）の調査備品及び腕章、名札等、身分を証明する物を準備する。

- ③ 調査員運搬用車両を確保する。

- ④ 他市町応援職員、ボランティア建築士等が宿泊可能な施設等に関する情報を収集する。

- ⑤ 調査員に調査方針や方法、認定基準等について説明会を開催する。

(6) 被害家屋台帳のシステム化

総括部本部班は、調査部調査班と協力して被災者台帳（市様式）を、被災者支援システム（仮称）を利用してデータベースで作成し、記載内容は、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約できるよう検討する。

3 被害認定基準

罹災証明書及び罹災届出証明書に係る住家や人身被害の認定については、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日付結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知 平成13年6月28日改正、令和3年6月24日改正）において示された「災害の被害認定基準」（資料編）を基に行う。

なお、大規模半壊については、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成16年4月1日付府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）、浸水等については、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成16年10月28日付府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（資料編）、を基に行う。

また、家屋被害状況の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」の住家被害調査表を基に兵庫県が作成した住家被害調査表（資料編参照）を使用するが、他に被害状況の判定に適した調査表があれば使用することも検討する。

4 被害認定調査及び証明書発行の広報

罹災証明書の発行を円滑に実施するため、災害相談センター内（市役所内）に罹災証明書に関する相談窓口を設置するとともに、総括部広報班は、大規模災害等必要な場合、被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針の確認ができ次第、速やかに、被害認定調査方法や目的、各証明書申請の受付開始時期と場所及び内容等を記載した市広報誌、ビラ等を全戸配布する。また、避難所等における各種広報活動及び報道関係機関と連携し、被災者への周知徹底を図る。罹災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達するように留意する。

また、各証明書申請の受付開始時期や被害認定調査の進捗予想により、被害認定調査の広報と証明書発行の広報時期を同一にする等検討する。

なお、必要に応じて、被害認定調査及び罹災証明書や罹災届出証明書発行の進捗状況を定期的に広報する。

5 被害家屋調査の実施

被害家屋調査実施方針及び実施計画により被害家屋調査を実施する。

なお、下記に基本的な調査実施の方法を記載する。

(1) 一次調査

外観目視調査により、一棟単位で浸水・損壊の程度を調査表にて調査し、後日のトラブルに備えるため、調査時に立会者の了解を得て、家屋の世帯主名等の分かるものや、全景・被害箇所（特に判定のポイントとなる箇所）の写真を撮影する。

なお、早期に調査しなければ被害程度が確認できないと判断した場合は、浸水被害を優先して調査し、床上・床下被害について確定する。その後、損壊等の被害程度を調査表にて確定する。

また、非住家（店舗・倉庫等）については、土間・フローア等からの浸水高さを実測し、調査表に記録する。

水害による床上、風害等による半壊以上の被害がないと思われる場合は、被災証明の申請があつてから、被災者からの聞き取り及び立会いの上、実測等により調査し、調査表に記録する。

(2) 二次調査

一次調査により床上浸水及び半壊以上の被害と認められる場合は、外観目視及び内部立入調査により二次調査を実施し、被害の程度を調査表にて確定する。

6 その他の被害調査の実施

(1) 被災者の被害調査

医療部救護班は、市内医療機関や救護所と連携し、人身被害状況を取りまとめる。

避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班は、避難者名簿及び住民基本台帳、外国人登録により被災地区の被災世帯等を把握する。

(2) 田畑・船舶等の被害調査

生活環境部商工・農林水産班は、災害の危険が解消した段階で、田畑・船舶等商工農林水産に係る被害調査を実施し、被害の状況及び程度を確認する。

(3) 被害車両の調査

調査部調達配送班は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対して被災自動車の移動に関与した者の確認印を求め、被害の内容を確認する。

7 調査結果の検討及び集約

(1) 調査結果の検討

日々調査結果を検討するとともに、調査表のチェック（記入漏れ等）をし、判定内容を確定する。

また、専門家や調査員同士の意見交換により調査の質を確保するとともに、場合によっては、対応マニュアル等を作成する。

(2) 被害家屋調査結果の集約

調査部調査班は、判定結果を被災者支援システムに反映入力（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊））し、データベースで作成した、被害家屋台帳を作成する。

また、証明書発行時の説明に活用するため、撮影した外観写真もあわせて整備する。

(3) その他の被害調査結果の集約

被災者の被害調査結果の集約は、世帯ごとに整理した被災者台帳を作成する。

その他の担当班は、調査結果を集約し、作成した被災者台帳を総括部本部班に報告する。

第4 罹災証明書

罹災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる住家の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 申請受付（証明書発行）場所の設置

総括部本部班は、被災者からの各証明書の申請受付場所を災害の状況、被災世帯数等を考慮して、利用可能な施設を確保し、調査部調査班・救助部援護班・総括部本部班等と協力し会場の設営を行う。

なお、班員だけでは対応できないと判断した場合は、総括部職員班に連絡し、他班から応援職員及び他市町からの応援職員の派遣を要請する。

(1) 証明書発行会場の確保

- ① 被災世帯数、発行枚数を勘案して、会場規模を決定する。
 - ・ 大規模の場合は、南庁舎5階大会議室、3階作業スペース等、2階会議室1・2、総合体育館等
 - ・ 中規模の場合は、南庁舎2階会議室1、文化会館東館中ホール、伊保地域交流センター多目的ホール
 - ・ 小規模の場合は、総括部本部班（危機管理室）で受付をし、調査部調査班による調査終了後、救助部援護班（福祉部地域福祉課）で各証明書を発行する。
- ② 一つの会場で一元的に実施するか、地区ごとに複数の会場で実施するかを決定する。
 - ・ 各地域交流センター等
- ③ 必要により郵送での証明書の申請、発行を実施するかを決定する。

(2) 証明書発行会場の設営

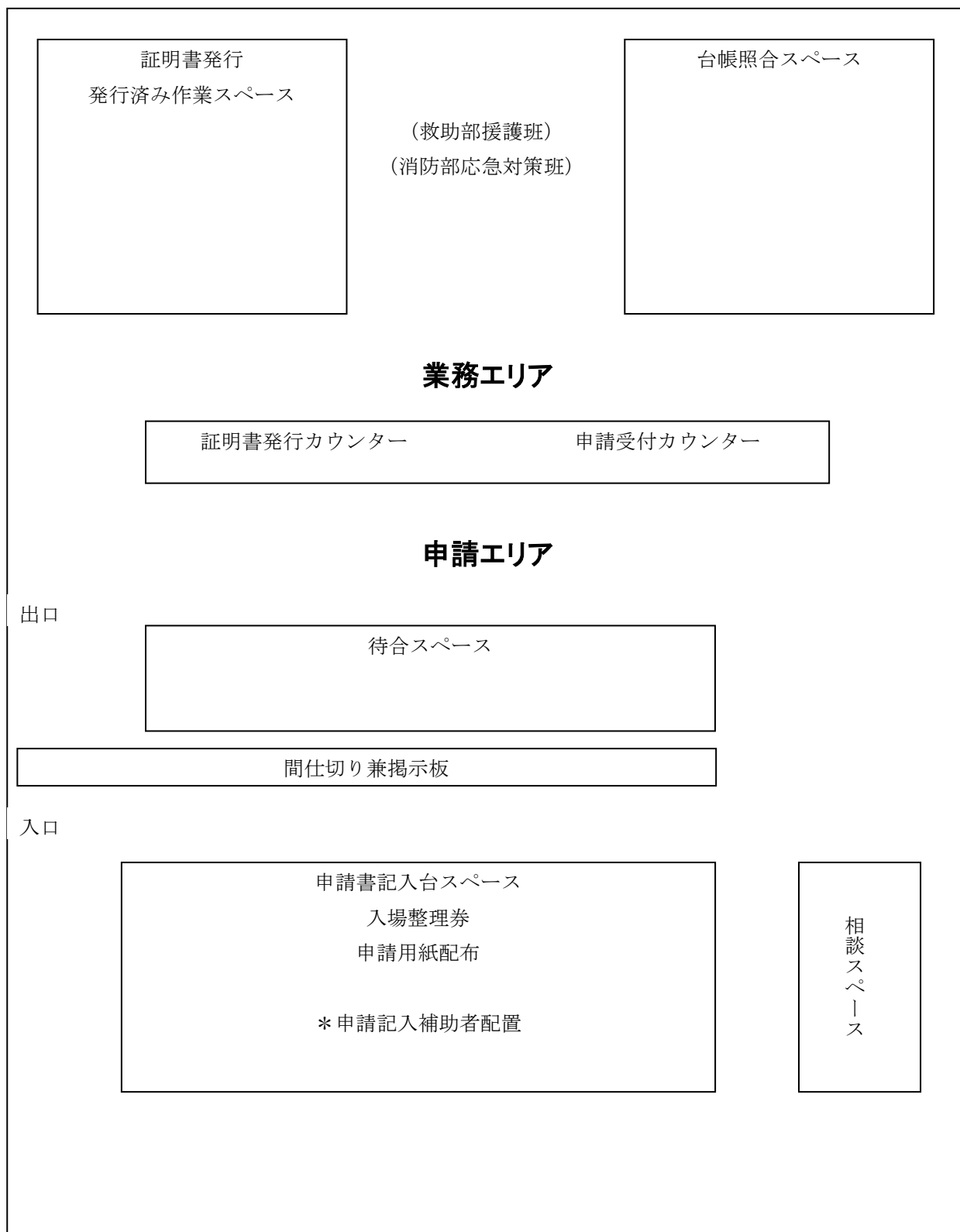
- ① 申請エリア
南庁舎1階を総合案内窓口とし、申請用紙の交付窓口、申請用紙の記入コーナー、申請用紙の申請窓口、申請者の待合スペース、マスコミ撮影場所、調査結果の提示、証明書の発行窓口、判定相談窓口等を配置する。
- ② 業務エリア
調査結果検索、地図・台帳スペース、証明書発行管理、職員控室等を配置する。

(3) 証明書発行会場における必要な物品等

- ① 会場外
会場内案内図、入場状況表示案内等を設置する。
- ② 申請エリア
申請書記入台、各種案内用掲示板、各種配布資料置場用台、待合スペース用椅子等を設置する。
申請書記入例、罹災証明書よくある質問、被害認定写真、調査表、各種被災者支援策（資料編参照）等のポスターを作製し掲示するとともに、災害時の関連配布資料を提供する。
- ③ 業務エリア
地図、被災者台帳、パソコン、プリンター、コピー機、電話、机・椅子等を設置する。
- ④ その他
担当部署ごとの腕章、名札、各コーナーの表示看板や名札立て

【設 営 例】

設置例（南庁舎 5 階大会議室の場合）

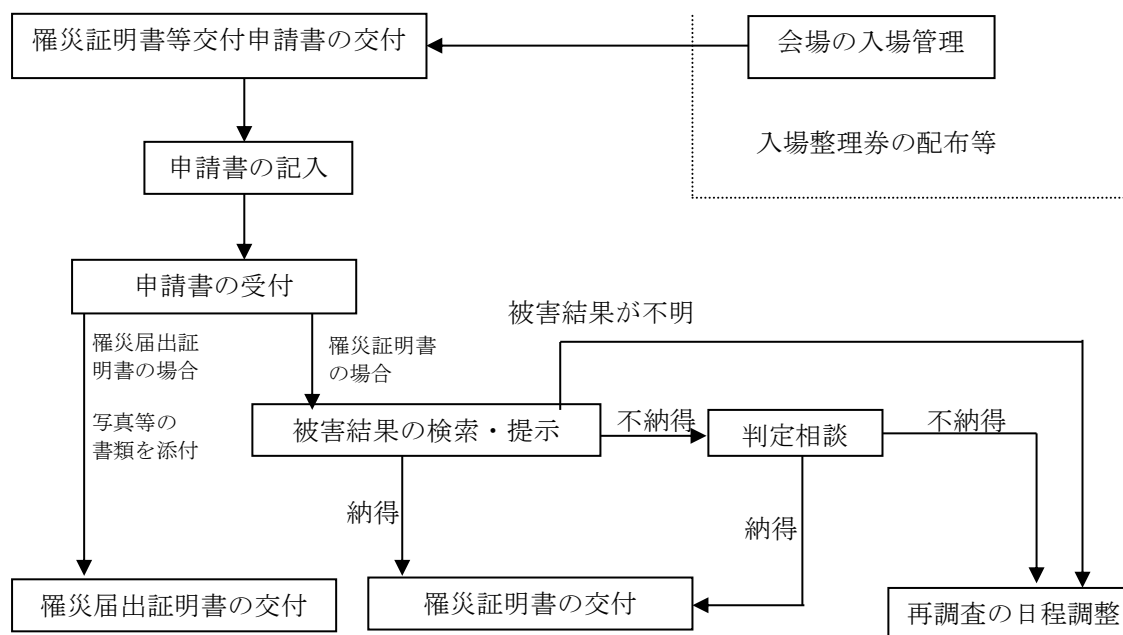


再審査受付は、2 階会議室を使用（調査部調査班）

郵送発行は、5 階会議室を使用（救助部援護班）

2 証明書の発行業務

(1) 証明書発行業務の流れ



(2) 証明書発行会場の人員配置及び業務内容

配置人員は、申請者の増減により各担当者を機動的に増減するものとする。

会場に配置された職員は、担当ごとの腕章と名札を着用することとする。

また、混乱を招かないよう事前に罹災証明書発行マニュアル等を作成し、証明書発行事務を行う。

① 会場外

入場管理・整理人員等を配置する。

総括部本部班は、整理券（時間指定）等を準備するとともに、総括部職員班に連絡し、他班から応援職員の派遣を要請する。また、他市町からの応援職員の派遣を要請する。

- ・一度に多数の申請者が殺到する可能性があるので、職員及び派遣された他市町からの応援職員に罹災証明書発行マニュアル等に基づき業務内容等を説明する。
- ・入場整理員は、申請者が殺到して押しかけないように入場管理員と協力して人員整理をする。
- ・入場管理員は、申請者に整理券（時間指定）を渡し、入場制限を行い、一定人員を会場内に案内する。

② 申請エリア

救助部援護班は、罹災証明書（市様式）を準備するとともに、申請書交付人員を配置し、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容を説明する。

消防部応急対策班は、り災（火災）証明書（市様式）を準備するとともに、申請書交付人員を配置し、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容を説明する。

調査部調査班及び消防部応急対策班は、申請書記入相談人員を配置し、申請書記入手伝いをするとともに、申請書提出窓口へ誘導する。

総括部本部班は、会場内案内・誘導人員等を配置し、フロアコントロールをする。

③ 業務エリア

調査部調査班及び消防部応急対策班と避難対策部避難所第1～第5班は、申請書受付人員と

調査結果検索人員を配置し、申請書の記入内容を確認し、受け取る。また、各証明書ごとの担当者は、被災台帳や避難者台帳等で検索し、申請書に判定結果（全壊、床上浸水、全焼、避難生活を余儀なくされた等）を記入し、判定内容を申請者に説明し、当該内容で証明発行してよいかを確認し、納得された場合は発行窓口を案内する。納得されない場合又は被害結果が不明の場合は、相談窓口を案内する。

救助部援護班・消防部応急対策班は、証明書発行人員、証明書発行管理人員を配置し、罹災証明書・罹災届出証明書（発行番号記入・公印押印）を申請者に交付し、各証明書発行台帳等に発行分の入力処理をする。

調査部調査班、消防部応急対策班、避難対策部総務班、避難対策部避難所第1～第5班、調査部調達配送班、生活環境部商工・農林水産班は、相談窓口人員を配置し、申請者から事情聴取し、判定内容に納得されない者は、調査資料を提示して説明する。それでも、納得が得られない場合及び被害結果が不明の場合は、各証明書等の発行を保留し、再調査日程を申請者（立会い可能日）と調整する。

総括部本部班は、全体総括スタッフ、情報技術スタッフを配置し、各証明書発行業務全体の流れをコントロールするとともに、不足の事態に備える。

(3) 証明事項

① 罹災証明書（市様式）

市長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家の被災程度の証明を行うものとする。

- ・ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

② 罹災届出証明書（市様式）

罹災届出証明書は、自然災害による非住家、住家以外の不動産（工作物等）、動産、人的被害について、被災者から被害を受けた事実の届出があったことを証明するものであるため、被害認定調査は行わず、被害の程度についても判定しない。

よって、罹災届出証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。

(4) 証明書の発行

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、災害により被害を受けた住家・非住家・車両等の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとする。

なお、各証明書等は、罹災状況等が証明書発行後に変化した場合は、発行した証明書を訂正するとともに台帳を修正する。

(5) 証明手数料

各証明書ごとの証明手数料は徴収しない。

(6) 証明書発行担当

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、救助部援護班が担当し、火災に伴う罹災証明書は、消防部応急対策班が担当する。

あわせて、証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を作成し、その内容を、総括部本部班に定期的に報告する。

3 郵送・ぴったりサービスによる申請受付

市内の被災状況によっては、郵送及びぴったりサービスによる受付・発行を行う。

(1) 留意事項

- ① 郵送申請が出来るよう地域交流センター、市民サービスコーナー及び避難所に申請用紙、説明書を配布する。
- ② 申請者が郵送により申請を行い、証明書の発行を希望する場合は、返信用封筒を同封するものとする。
- ③ 郵送で申請する旨の問い合わせがあったときは、申請用紙、説明書の配布場所など申請に必要な事項を説明する。
- ④ 受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。
- ⑤ 郵送申請があった場合は、住民基本台帳、固定資産税台帳などにより関係者の確認を行う。

(2) ぴったりサービスによる申請受付事務の留意事項

- ① 申請者がマイナポータル内のぴったりサービスにより、申請を行う。
- ② 証明書の交付については、紙ベースで発行し、証明書発行会場又は郵送により交付する。
- ③ 申請者が郵送を希望した場合は、市が申請者の住所に郵送するものとする。
- ④ 受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。
- ⑤ ぴったりサービスによる申請があった場合は、住民基本台帳、固定資産税台帳などにより関係者の確認を行う。

第5 再調査

1 再調査の申出

被災者は、被災証明等の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋や被害結果が不明の場合は、再調査を申し出ることができる。

(1) 受付担当

相談窓口において、再調査の申出を受け付ける担当班は以下のとおりとする。

- ① 調査部調査班は、家屋の被害判定について
- ② 消防部応急対策班は、火災による家屋の被害判定について
- ③ 避難対策部健康管理班は、人身の被害状況について
- ④ 調査部調達配送班は、車両の被害状況について
- ⑤ 生活環境部商工・農林水産班は、田畑及び船舶等の被害状況について

2 再調査の実施

上記受付をした班は、申出のあった被災者と立会い日程等を打合せし、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、被災度判定等が変更となった場合は、被災者台帳等を修正し、発行を保留していた被災者に各証明書を発行する。

(1) 家屋の再調査

調査部調査班は、運用指針の第3次判定の「住家被害調査表」等を使用し、被災者等の立会いのもと、家屋の内部確認を含む立入調査を行い、調査の結果及びその根拠については、立会い者に対して現地で説明し、了承を得ることを原則とする。また、建築士会、他市町等の協力を得ながら、できるだけ建築の専門家による調査を行う。

(2) その他の再調査

家屋以外の調査については、申出を受けてから調査を行う場合が多数となるので、「第3 被害

調査」「6 その他の被害調査の実施」の項に従い、調査を実施する。

3 家屋被害判定委員会

調査部調査班は、再調査において、判定困難なものについては、必要に応じて次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会の構成は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から3名の委員を市長が委嘱する。

第２節 義援金品の受付・配分計画

県及び近隣被災市町、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関等との連携と協力の基に、統一的な基準により義援金品の受付・配分を行う。

具体的な運用については、本部長（市長）の判断により決定するものとする。

１ 義援金品の受付・保管

義援金品の受付・保管は救助部援護班が担当する。

義援金については、被災者に配分するまでの間、救助部援護班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に関しては、受払簿を作成しなければならない。

義援品については、救助部援護班が救援物資集積所を一時保管場所として保管する。

・救援物資集積所

集積場所名称	所在地	規模㎡
高砂市役所分庁舎 1F 多目的スペース	荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号	151
荒井中学校体育館・武道館	荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号	1,756
荒井小学校備蓄倉庫	荒井町東本町 1 0 番 1 号	60
伊保地域交流センター	伊保東 1 丁目 1 8 番 6 号	2,358
陸上競技場・野球場	米田町島 5 2 6 番	56,989
文化会館東館	高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号	3,927

２ 義援金品の配分

義援金品の配分計画は、被害状況確定後に、本部長（市長）が決定する。

配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として救助部援護班が立案する。

応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物は、本部長（市長）の指示により有効に活用する。

被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ自主防災組織や自治会、日赤奉仕団等の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第3章 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）等に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等を行う。

第1 災害弔慰金の支給（救助部援護班）

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 ※災害障害見舞金の支給を受けている場合は、見舞金の額を控除した額
対象となる方	●災害により死亡した方（災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者、外国人等登録があるご遺族です。） ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等は、市が設置する災害弔慰金等支給審査会において調査審議が行われます。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居から5世帯以上滅失した災害等です。

第2 災害障害見舞金の支給（救助部援護班）

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円
対象となる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等は、市が設置する災害弔慰金等支給審査会において調査審議が行われます。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居から5世帯以上滅失した災害等です。

第3 災害援護資金の貸付（救助部援護班）

制度の名称	災害援護資金（高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例）		
支援の種類	貸付		
支援の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 家財の3分の1の損害及び住居の損害がない	150万円
		イ 家財の損害があり、住居の損害がない	250万円
		ウ 住居半壊	270万円
		エ 住居全壊	350万円
		②世帯主に1か月以上の負傷無い場合	
		ア 家財の損害があり、住居の損害がない	150万円
		イ 住居半壊	170万円
		ウ 住居全壊(②エの場合を除く)	250万円
エ 住居の滅失又は流失		350万円	
保証人の設定	任意		
貸付利率	保証人あり	無利子	
	保証人なし	1%	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		

対象となる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。	
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。
※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害です。		

第4 災害見舞金の支給（救助部援護班）

災害により住家に被害を受けた市民に対し、高砂市災害見舞金等支給条例に基づき、災害見舞金を支給する。

1 対象災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生じた被害及び火災

2 支給対象者

(1) 本市の住民基本台帳に登録されている者

(2) 自己の住居の用に供している建物に被害を受けた者の世帯主

ただし、被災がその者の故意により生じたものであるとき並びに当該被災に関し災害弔慰金条例に基づく弔意金及び障害見舞金の支給があった場合には支給しない。

3 見舞金の額

被害の程度	支 給 額	備 考
家屋の全焼、全壊又は流失	1世帯につき 100,000 円	家屋の被害度 70 パーセント以上をいう。
家屋の半焼又は半壊	1世帯につき 50,000 円	家屋の被害度 20 パーセント以上 70 パーセント未満をいう。
家屋の床上浸水	1世帯につき 30,000 円	
火災の場合の水損	1世帯につき 10,000 円	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたものをいう。
重傷	1人につき 5,000 円	治療1月以上の者
死亡	1人につき 50,000 円	負傷後に死亡した者を含む。

第5 災害援護金等の支給（救助部援護班）

知事は、災害援護金等の支給に関する規則に基づき、災害援護金等の支給を行う。この場合において、市長は被災者への支給について協力するものとする。

1 支給基準等

種類	災害発生 の場所	災害の規模	
災害援護金	県の区域内	自然災害	(1) 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき。 (2) 知事が特に必要であると認めたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
死亡見舞金	県の区域内	自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
	県の区域外 (国内に限る)		(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。

種類	支給対象	支 給 額		
災害 援 護 金	県の区域内に住 所を有する被災 世帯主及び重傷 の被災者	災害の種別	被害の種別	災害援護金の額
		自然災害	住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 200,000 円
			住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円
			住家の一部損壊（被害に係る 損害の割合が10分の1以上で あるものに限る。）又は住家 の床上浸水	〃 50,000 円
	重傷の被災者		1人につき 30,000 円	
	その他の 災 害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000 円	
		住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円	
死 亡 見 舞 金	当該災害による 死亡者の遺族	災害の 種 別	災害の発生 した 場 所	死 亡 見 舞 金 の 額
	但し、法に 基づく災害 弔慰金の支 給対象とな った死亡者 の遺族を除 く。	自 然 災 害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 200,000 円
				死亡した県民等以外の者1人につき 60,000 円
		県の区域外	死亡した県民1人につき 200,000 円	
	その他の の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000 円	
			死亡した県民等以外の者1人につき 60,000 円	
		県の区域外	死亡した県民1人につき 100,000 円	
	知事が特に必要 があると認める 災害による死亡 者の遺族			
		備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県の区域内の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者		

第6 生活福祉資金

1 実施主体

県社会福祉協議会（市社会福祉協議会が窓口となる。）

2 貸付条件等

(1) 対 象

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

(2) 資金の種類（災害関係分抜粋）

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280万円以内	6か月以内	7年以内
	障がい者世帯 460万円以内		9年以内
資格や技能を習得するための学費など	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	技能習得期間満了後6か月以内	8年以内
住宅の増改築、補修など	250万円以内	6か月以内	7年以内
負傷又は疾病の療養 （療養期間が1年以内の場合）※1 ※2	170万円以内	6か月以内	5年以内
介護・障がい者サービス等の利用 （利用期間が1年以内の場合）※1 ※2	170万円以内	6か月以内	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内	1年以内	7年以内
緊急小口資金	10万円以内	2か月以内	据置期間経過後12か月以内

※1 貸付する事由により、貸付額を月額で計算する場合があります

※2 特別な事情により療養または利用期間が1年を超え1年6か月以内の場合の貸付限度額は230万円

第7 被災者生活再建支援（救助部援護班）

1 被災者生活再建支援制度

（1）制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり

（合併した年と続く5年間の特例措置）

（2）制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

（3）支給額（下記アとイの合計で最大300万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 (2 制度の対象となる被災世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円
④世帯	50万円	賃借 50万円
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

(注) 1 単身世帯は上記支給額の3/4

2 申請期間：自然災害発生からアが13月間、イが37月間

(4) 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

(5) 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から搬出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

2 災害ケースマネジメント

市は県の協力も得ながら、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。また災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第4章 税の徴収猶予及び減免、その他の資金対策計画

第1 税の徴収猶予及び減免措置（調査部調査班）

被災者に対し、地方税法及び市税条例により、市税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて、以下のとおり適切な措置を講ずるものとする。

1 市税の納税緩和・減免措置

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2箇月以内に限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、災害がおさまったあと被災納税義務者等により申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときには、更に1年の延長を行うものとする。

（地方税法第15条）

(3) 減 免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行うものとする。

税 目	減 免 の 内 容
市 民 税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う
固定資産税・都市計画税	・災害により価値が著しく減じた固定資産について減免を行う
軽 自 動 車 税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う

2 市税の納税緩和・減免措置等に関する広報

市税の納税緩和・減免措置等に関する広報活動を実施し、住民への周知を図る。

3 国税、県税の納税緩和・減免措置等の広報

国及び県が実施する、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置について広報活動を実施し、住民への周知を図る。

第2 雇用の確保（生活環境部商工・農林水産班）

災害により職業を失った者に対する雇用の確保については、市内事業者に対して被災者の優先的な雇用の促進を要請する。

また、県（労働部）及び公共職業安定所に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等による早期再就職の促進策の要請を行う。

第3 その他の資金融資等

1 農林漁業災害対策資金（生活環境部商工・農林水産班）

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資することとする。

(1) 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限に有利な条件で融資する。

(2) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

2 中小企業復興資金（生活環境部商工・農林水産班）

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資並びに都道府県及び中小企業基盤整備機構等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

3 災害復興住宅資金（応急対策第1部住宅班）

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

4 生活復旧（救助部援護班）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法（平成10年5月15日成立）等の積極的な活用を図ることとする。

第5章 災害復旧事業の実施

第1 災害復旧事業

市は、県等と協力して災害復旧事業の円滑な実施を図る。

災害復旧事業の種類は概ね次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川
 - ② 海岸
 - ③ 砂防
 - ④ 林地荒廃防止施設
 - ⑤ 地すべり防止施設
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑦ 道路
 - ⑧ 港湾
 - ⑨ 漁港
 - ⑩ 水道
 - ⑪ 下水道
 - ⑫ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定（総括部本部班）

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定等に関する手続等は次のとおりである。

1 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。

2 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡のうえ、指定の促進を図ることとする。

3 特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

第6章 災害復興計画

第1節 復興組織の設置

第1 復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置することとする。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定めることとする。

第2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定することとする。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第２節 復興計画の策定

被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、復興計画を策定する。

第１ 復興計画等の内容

１ 基本的な考え方

市は、高砂市総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定することとする。

２ 復興計画の策定手順

復興計画策定の基本指針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮することとする。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

３ 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

① 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮することとする。

② 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮することとする。

③ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

(計画構成例)

- ア 基本方針
- イ 基本理念
- ウ 基本目標
- エ 施策体系

オ 復興事業計画等

想定される事業分野・生活

- ・住宅
- ・保健、医療
- ・福祉
- ・教育、文化
- ・産業、雇用
- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

4 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定することとする。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力をはぐくむ教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤ 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供に協力する者への支援等

(2) 住宅復興

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

① 早期の恒久住宅建設

県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

- ② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備及び入居者選定方法の設定、家賃対策等
- ③ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフラインその他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

- ① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- ② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
- ③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震化の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
- ③ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復興を図るとともにこれを機に持続

的發展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するための産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等
- ② 成熟社会にふさわしい新産業の導入・育成
企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等
- ③ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
- ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に応じた人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。